

### 論考

特集 日韓連帯とは何だったのか、何を生み出したのか—その基層にあるもの  
「親密性」からみる〈日韓連帯〉—トランクナルな運動文化へ  
偶然と偶然が重なり必然に、そして運命へ：  
元日本軍「慰安婦」問題解決連帯運動における文玉珠と森川万智子の絆と人生  
ウトロ地区にみる「日韓連帯」—交差する生身の人間の軌跡

玄武岩  
李玲京  
全ウンフィ

### 投稿論文

指紋押捺拒否運動における日本人の当事者性  
——「予定者会議」の取り組みを事例に  
民族差別と闘う新しい社会運動の創発—1970年代の民闘連の研究  
サハリン残留コリアンを巡る日韓関係と韓国における日本社会党の受容  
『福田村事件』における「加害」と「被害」：製作過程と歴史認識  
日韓関係再編期にいたる「密航」現象の動態——対馬を介した移動を中心に  
「反日映画」は存在するのか？：韓国映画史から見たラベリングの虚構

櫻井すみれ  
加藤恵美  
城諸紗  
島大吾  
苅部真也  
張惠英

### 研究ノート

韓国における「患者安全事故」報告システムと医療安全への取組み  
—医療安全関連事情調査報告  
1950年代の日本の「アリラン」関連レコードにおける植民地支配の忘却と冷戦の後景化

李庸吉  
孫長熙

### 資料紹介

サハリン朝鮮人とソヴィエト社会（1945－1991年）（下）

ユリア・ディン著  
宋惠媛訳

### キルチャビ

作家・梁石日はアウトローに生きたのか  
朝鮮半島で核戦争は起こるのか—統一政策転換の真意—

任正輝  
文光喜

### 書評

山口祐香『「発見」された朝鮮通信使—在日朝鮮人歴史家辛基秀の歴史実践と戦後日本』  
韓光勲『在日コリアンが韓国に留学したら』  
鄭栄鎮編著、特定非営利活動法人トッカビ企画『草の根から「多文化共生」を創る  
—当事者が語るトッカビの運動と教育』  
平田由紀江、森類臣、山中千恵『韓国ドラマの想像力  
社会学と文化研究からのアプローチ』  
川野英二編『阪神都市圏の研究』

大和裕美子  
山口祐香  
加藤恵美  
梁仁實  
韓光勲

### 追悼

追悼 滝沢秀樹先生  
滝沢秀樹先生を偲んで

朴一  
文京洙



## 論考

### 特集 日韓連帯とは何だったのか、何を生み出したのか—その基層にあるもの

「親密性」からみる〈日韓連帯〉—トランスナショナルな運動文化へ	玄武岩	1
偶然と偶然が重なり必然に、そして運命へ：		
元日本軍「慰安婦」問題解決連帯運動における文玉珠と森川万智子の絆と人生	李吟京	8
ウトロ地区にみる「日韓連帯」—交差する生身の人間の軌跡	全ウンフィ	34

## 投稿論文

### 指紋押捺拒否運動における日本人の当事者性

—「予定者会議」の取り組みを事例に	櫻井すみれ	43
民族差別と闘う新しい社会運動の創発—1970年代の民闘連の研究	加藤恵美	57
サハリン残留コリアンを巡る日韓関係と韓国における日本社会党の受容	城渚紗	72
『福田村事件』における「加害」と「被害」：製作過程と歴史認識	島大吾	87
日韓関係再編期にいたる「密航」現象の動態—対馬を介した移動を中心に	苅部真也	102
「反日映画」は存在するのか？：韓国映画史から見たラベリングの虚構	張惠英	117

## 研究ノート

### 韓国における「患者安全事故」報告システムと医療安全への取組み

—医療安全関連事情調査報告	李庸吉	131
1950年代の日本の「アリラン」関連レコードにおける植民地支配の忘却と冷戦の後景化	孫長熙	146

## 資料紹介

サハリン朝鮮人とソヴィエト社会（1945－1991年）（下）	ユリア・ディン著 宋惠媛訳	158
--------------------------------	---------------	-----

## キルチャビ

作家・梁石日はアウトローに生きたのか	任正煥	178
朝鮮半島で核戦争は起こるのか—統一政策転換の真意—	文光喜	181

## 書評

### 山口祐香『「発見」された朝鮮通信使

—在日朝鮮人歴史家辛基秀の歴史実践と戦後日本	大和裕美子	187
韓光勲『在日コリアンが韓国に留学したら』	山口祐香	190
鄭栄鎮著、特定非営利活動法人トッカビ企画『草の根から「多文化共生」を創る		
—当事者が語るトッカビの運動と教育	加藤恵美	193
平田由紀江、森類臣、山中千恵『韓国ドラマの想像力		
社会学と文化研究からのアプローチ	梁仁實	195
川野英二編『阪神都市圏の研究』	韓光勲	197

## 追悼

追悼 滝沢秀樹先生	朴一	200
滝沢秀樹先生を偲んで	文京洙	202

国際高麗学会日本支部 2024 年度学会活動		204
------------------------	--	-----

投稿規定・執筆規定		207
編集後記		211



# 特集

## 「親密性」からみる〈日韓連帯〉—トランスナショナルな運動文化へ



玄武岩（北海道大学）

〈日韓連帯〉、親密性、運動文化、ナラティブ・アプローチ

### 1. なぜ〈日韓連帯〉か

本特集は、1970年代～80年代の日韓連帯運動と90年代以降のそれとの変容と継続を明らかにすべく、90年代以降運動の各個別現場におけるそれぞれの成果と課題、各個別運動を横につなぐ理念および展望を議論する。それをとおして、〈日韓連帯〉というトランスナショナルな運動文化に作用する思想と行動のメカニズムを探り、その基層にあるものに迫る。こうした特集の研究目標に向けて、本稿では歴史的に展開した社会運動としての〈日韓連帯〉の連続性と断絶性を考察することの意義を提示する。

周知のように〈日韓連帯〉は、1970年代から1980年代にかけて、韓国における民主化運動を支援する日本の市民社会により提起されたものである。ただし〈日韓連帯〉は、韓国の民主化運動へのコミットのほかにも、貧困・公害輸出・買春観光など社会問題への関心、在日コリアンの社会的・法的権利をめぐる市民運動などさまざまな流れが存在した。近年の戦後補償運動につながるような、韓国の原爆被害者を救援する活動やサハリン残留韓国人に対する支援活動も〈日韓連帯〉の重要な実践といえる。

こうした公権力に対する批判的な領域としての

市民的公共圏のトランスナショナルな展開は、韓国・台湾の民主化の実現によりその可能性を大いに広げた。ところが、これらのうち、韓国の民主化をターゲットにした概念としての〈日韓連帯〉は、韓国で民主化が実現するとともに過去のものとされるようになる。〈日韓連帯〉の政治的役割の終了は、国境を越える公共圏として実践的・象徴的イメージを構築することなく、それに断絶をもたらす結果となった。

これは、当時の〈日韓連帯〉が政治的・社会的制約により本来の「連帯」の意味を示すよりも、一方的な支援にとどまっていたことが一因でもあっただろう。それに対して、1990年代以降の〈日韓連帯〉が、1970年代～80年代よりも開放性・脱中心性・相互作用性にもとづくネットワークとして、「連帯」の本来の意味を体现しているといえる。

そうであるならば、いまこそ〈日韓連帯〉を過去のものとしてではなく、日韓のトランスナショナルな市民的公共圏としての意義を再考し、21世紀の日韓関係に相応しい概念として再生することができるのではないか。なぜなら、1990年代以降に浮上した歴史問題のみならず、ジェンダー、環境、移住者、難民など、新自由主義の拡大によるグローバルな社会・経済のゆがみに対処するためにも、日韓の市民社会の「連帯」は過去とは異なる双方向的・相互作用的なかたちでいまこそ必要とされているからである。

なによりも〈日韓連帯〉の経験はナショナリズムの境界を越える可能性を秘めている。日韓の市

民社会が、歴史問題だけではなく、諸領域において連帶のネットワークを形成していることは、〈日韓連帶〉が戦後の日韓関係において構築されたトランサンショナルな公共圏の一部であることを示唆する。米中対立の危機が東アジアを覆うなか、平和主義にもとづくトランサンショナルな連帶がいま求められている。

しかし日韓市民社会の連帶はナショナルな境界に阻まれ、その政治的・歴史的意義が十分に示されていない。それは〈日韓連帶〉のさまざまな経験が積み重ねられていないからでもある。〈日韓連帶〉の実践は日本と韓国で正当に評価されていないのだ。

日本帝国の植民地支配に端を発する諸問題への市民社会の取り組みは、どのように旧被支配国の人々との相互作用をとおして国家暴力に対抗する越境的な抵抗へと転化していくのか。〈日韓連帶〉の共同体験を掘り起こし、市民社会がアクターとして支えてきた公共性の実践を現在的意味のなかで見つめ直すことが、日韓関係の葛藤の根源を診断し、未来志向のパートナーシップの展望を開くための新たな枠組みの土台となりうるはずである。

## 2. 社会・文化における交流の実践

いま、日韓関係はいわゆる「65年体制」を再生するか代替するのかという岐路に立たされている。日韓関係の新しい枠組みを作り直す必要があるわけであるが、そもそも戦後の日韓関係が「65年体制」に全面的に依存するものではない。戦後補償運動のように「65年体制」に挑戦するかたちで築かれてきた市民運動もある。こうした政治や経済部門ではない、社会・文化における交流の歴史に注目すると、1990年代以降の相互作用がもたらす日韓の社会的な公論の場が浮かび上がってくる。多様で重層的な社会・文化領域の日韓関係を編み出す市民運動や文化交流については、これまで目を向けられてきた。

その代表的な成果として、日韓国交正常化50年に合わせて刊行された磯崎典世・李鍾久編（2015）『日韓関係史 1965—2015 III 社会・文化』（東京大学出版会）が、両国の文化交流・市民運動・地域社会・相互認識をたどり、政治との関係から離れた日韓関係の多彩な側面を提示している。しかし、こうした「草の根交流」の方法論としてコスモポリタニズムという理念型に依拠するのであれば、それらの市民的実践はなんら内在的連関性を持たない日韓関係史の一場面にとどまる。したがって、そこから「65年体制」を乗り越える市民社会のプラットフォームの潜在性や現在的意味を見出すには限界がある。

韓国の民主化によって、日韓関係も新たな時代に突入した。日韓では、国家と市民社会の関係変化にともなって〈日韓連帶〉のあり方も変容するのである。

ところで、国際政治からみた日韓関係は、木村幹・田中悟・金容民編（2020）『平成時代の日韓関係－楽観から悲観への三〇年』（ミネルヴァ書店）で示されているように、成熟した市民社会は日韓の未来志向のパートナーシップに対する「制約要因」として位置づけられるのが一般的だ。市民社会を国際政治の従属変数とみなしたり、あるいはその補完要素として断片的に扱ったりするだけでは、戦後の日韓関係が、人権・平和・環境などグローバルな課題に挑むうえで主要なアクターとして浮上する市民社会のダイナミックな展開を捉えることはできない。

そうだからといって、韓国が民主化され冷戦が揺らぐ1980年代後半の激動が〈日韓連帶〉に断絶をもたらしたというのは短絡的であろう。〈日韓連帶〉の形態はさまざまあっても、それを個別ではなく、戦後の東アジアにおける脱帝国化および脱植民地化、さらに脱冷戦化という未完の課題に向けた長期的・市民的な社会運動として捉えたらどうか。社会運動論が、社会運動の発生・発展・持続といったメカニズムを問うものであり、これらの研究が政治的目標を定め、それに対して具体的な戦略を用いるような組織現象としての社会運

動を対象にするものであるならば〔富永 2017:5〕、〈日韓連帯〉も社会運動として捉えることによって、そうしたメカニズムの連續性と断絶性を視野に入れることができるのである。

そうだとするならば、1970 年代～80 年代の〈日韓連帯〉の担い手たちの活動には、それがポストコロニアルと脱冷戦の課題として新たに浮上した 1990 年代以降の戦後補償運動へと転化する連續性が見てとれる。こうした連續性は、1970 年代～80 年代の韓国の民主化運動や社会問題への関心および在日コリアンの社会的・法的権利はもとより、1990 年代以降に活発化する戦後補償運動や各種 NGO、文化芸術や宗教、女性運動、学術交流も視野に入れることによってくっきり浮かび上がってくる。

### 3. 〈日韓連帯〉の連續と断絶—連續性が照らす運動文化

日韓市民社会の連帯は、目的と理想、方針を異にするさまざまな個人・団体・組織によって実践されているため、その思想的営みも多様かつ複雑である。したがって、これらの連帯の歴史的実践を追うだけでは、その断絶を超えることはでない。重要なことは、〈日韓連帯〉というコンタクト・ゾーンの歴史文化的な双方向性の系譜をたどり、そこから日韓の市民的な連帯を突き動かしてきた言説と構造を丹念に導き出す作業である。

言い換えると、〈日韓連帯〉を民主化運動に軸心を置く狭義の概念ではなく、戦後補償運動や社会・文化の交流などを含めたトランスナショナルな公共圏の基盤となる市民的実践としての概念に広げてその外部と内部に迫り、そこに作用する理念や共感の連續と断絶、継承と消滅をもたらす言説に挑むことである。日韓関係を取り巻くヒト・情報・文化の越境を歴史・理論・実践にもとづいて探求すれば、その全体像を貫く思想と行動のメカニズムを浮き彫りにできるのだ。

それでは、冷戦構造の解体を挟む 1970 年代～80

年代と 90 年代以降の二つの時期に、〈日韓連帯〉においていかなる連續と断絶の契機が作用しているのだろうか。その手がかりとして、社会運動論から〈日韓連帯〉の歴史と現在を照射し、その連續／断絶をたんに運動の形態や組織の継続か否かの問題ではなく、社会運動観や理論的枠組みの変化を反映するパラダイムの問題として把握することが緊要だ。なぜなら、〈日韓連帯〉の行動と言説の歴史的展開を視野に入れるのであれば、運動がめざす目標実現の動員力や遂行性のみならず、参加者同士が共鳴する認知的枠組みをあぶり出す必要があると思われるからだ。そうすることで、さまざまな〈日韓連帯〉の実践を長期的・市民的な社会運動として位置づけることができるのである。

日韓関係における市民運動の相互の動態・交差・浸透は、「経験」を共有し問題を「発見」する歴史的・政治的プロセスにおいて絡まり合って展開してきた独特のものがある。〈日韓連帯〉の多様なフィールドにおける集合行動の形態はさまざまであっても、そこにはトランスナショナルな公共圏における「政治的な体験の形式・様式」〔富永 2016〕として独自の「運動文化」が形成されているのではないか。

社会運動論の理論的枠組みにおける近年の展開として、「経験運動論」は、異質な他者と「経験」を共有すること自体が運動であると論じる。社会運動が元々の出自や社会的立場ではなく、その場その時において集合した人々が「経験」を共有することによって成り立つというのだ。その場合、社会運動が生起する要因である「経験」は、不満や怒りとは必ずしも言い切れるものではない。むしろ人々のキャリアが個人化・流動化するグローバル化した現代社会において、共通の不満や怒りが「集合的アイデンティティ」として成立するとは限らず、「経験」の内実は人によって大きく異なるのである〔富永 2017: 32－33〕

〈日韓連帯〉は何かしらの理想や信念にもとづいて明確な目標を共有したり、特定の政治勢力が主導したりして組織的に展開するだけではない。むしろ各々の実践を重ねながら「経験」を共有し、帝

国主義的で植民地主義的な問題を「発見」していく歴史的・政治的プロセスでもある。それは、社会運動のあり方が、担い手の特質から無条件に現れるわけではなく、偶発的な要素であるとか、場や諸資源といった構造的な要因にも左右されたりするからである〔富永 2017: 9〕。

一方、社会運動論における「動員論」などの構造的アプローチでは、運動内での個人のアイデンティティや文化的ダイナミズムが構築されていくプロセスについては解明できない。もっとも社会構築主義からすると、社会運動は集合的に組織された行為の表現に収まるものではない。集合的に構築され共有された意味、解釈、儀礼、アイデンティティをも含んでいる〔Davis 2002:8〕。こうした運動の内的で文化的な動態に注目するのであれば、「文化的アプローチ」が必要となる。社会学者の西城戸は社会運動の「運動文化」の側面を強調している〔西城戸 2008〕。

そうだとするならば、〈日韓連帯〉という「運動文化」を成り立たせるインフォーマルなネットワークや、紐帶・規範・価値というコミュニケーションのあり方が連続／断絶するメカニズムの解明は、文化論的アプローチをもって考察することができる。

〈日韓連帯〉を「運動文化」として定立することの意義をどのように見出せるのか。そこで重要なのは、こうした運動文化が、必ずしも加害／被害に単純化された図式に回収されるものではないということだ。そこで、加害／被害の対立構図から排除された個々の被害者の基本的人権を基盤とする連帯の必要性を提示するにあたり、越境的な市民社会の連帯は国家－国民として連結された枠組みの外側の境界から始まることを補強する概念として「親密性」に注目することができる。

#### 4. 「親密性」からみる〈日韓連帯〉

〈日韓連帯〉は対象とするターゲットや実践形態が多様であっても、東アジアにおける歴史問題と

切り離せない。過去においても現在においても、その根底には日本帝国の植民地支配に起因する脱帝国化・脱植民地化の課題があるからだ。したがって、戦後日韓において市民社会レベルで取り組まれてきた共同の歴史・言説・実践としての〈日韓連帯〉の多様な経験が、日韓関係の同時代史と現実政治において位置づけられる国際政治的な性格を解明するためにも、〈日韓連帯〉を国家との対抗関係を含む「公共圏」の概念からアプローチすることは有効である。

しかし、〈日韓連帯〉の実践的意味は、日韓関係に政治的影響や変動をもたらす制度的手段の構築としてのみ成果を示すのではない。戦後補償裁判を例にするなら、そこには多様な経験を積み重ねつつ被害／加害の対立構図を超えて原告と支援者が築いた集合行動の内的で文化的なダイナミズムが浮かび上がってくる。したがって、〈日韓連帯〉がどのような仕組みによって成り立ち、またどのようにナショナルな枠組みを越える潜勢力を生み出すのか、その構造の解明に取り組むのであれば、「公共圏」の概念だけでは不十分である。

〈日韓連帯〉の政治社会学的な意味を突き止めることが、その断絶を超えて国家権力の暴虐的な行使に異議を唱えるトランサンショナルな公共圏のありかを指示してくれる。ただし、1990年代以降の日韓にまたがる対抗的な公共圏は、両市民社会の「親密圏」によっても支えられているのではないか。〈日韓連帯〉という越境する集合行動の内的で文化的なダイナミズムに注目して日韓の市民社会が育んできた信頼と紐帶、規範と価値を再考するには、これらの内在的連関性を意味する「親密圏」のもつ政治的機能にも注目する必要がある。

1990年代に入り、韓国の戦争被害者や遺族団体が日本の国家賠償や謝罪を求めて自ら提訴するようになる。こうした戦後補償裁判は、日本の市民社会の連帯がなければそもそも不可能であったに違いない。戦後補償裁判を日本の市民社会が支え、それが「戦後日本の戦争責任論」にも変容を促したことは、日本と韓国の市民社会が相互作用を通して自己革新を重ね、植民地主義を超えていくた

めの共同作業であったことを意味する。

戦時動員された人々の被害の救済と名誉の回復を「最終目標」として日本の戦後責任を追及する戦後補償運動は、多くの場合その解決を見出せなかつた。ところが〈日韓連帯〉は、かつての植民者と被植民者が双方向的・相互作用的に共同作業し、共感にもとづく信頼と敬意を育むことから始まる。それは必ずしも運動の参加者同士が共鳴する認知的な共同性に裏打ちされるものではない。ジュディス・バトラーが「開かれた連帯」について語るように、「定義によって可能性を閉じてしまうような基準的な最終目標にしたがうことなく、多様な収束や分散を容認する開かれた集合」を想定してみよう〔バトラー 1999:44〕。

この「開かれた連帯」に依拠するならば、戦後補償運動において日本政府の謝罪と賠償という歴史問題の「解決」に直結する成果以外にも、「最終目標」を追求するなかで発生した「具体的な出会い」や、その過程で落ちこぼれた継続する苦痛を補完するさまざま取り組みも正当に評価されるべきであろう。

文化論的アプローチからすれば、権力に対峙することでダイナミズムを示してきた「越境と連帯」の社会運動が、じつは「人と人、人とモノや出来事とが具体的に出会い〔中略〕、糸余曲折と浮沈をくりかえしながら」〔大野・小杉・松井 2021:13〕進められてきたことを見逃せない。こうした「出会い」は、支援者グループが社会・文化的な背景のなかで関係を構築していく空間としての親密圏なくして発生しえない。親密圏においては、程度の差こそあれ、愛情、友情、ケアの感覚など、必ずしも合理的な思考に還元できないような感情にもとづいて、人々の関係性が形成される〔田村 2010:47〕。人々が運動を組織し参加する体験の構造と行為の動機は参加者の心理状態を指し、それを内側から読み解く文化論的アプローチは親密圏における「具体的な出会い」の政治的機能を導き出す。

こうした「接触」がもたらす偶然性あるいは可変性に〈日韓連帯〉の連続性の契機が潜んでいる

ならば、親密圏の意味もあらためて問われなければならない。「出会い」はたんに人的動員の手段ではなく、「経験」を共有し問題を「発見」する親密圏をも構築するのだ。すなわち、運動の参加者が「出会い」を通じて感情を共有することで成り立つ「政治的な体験の形式・様式」としての「運動文化」が、親密圏と公共圏の交差する場で形成されていくのである。これを明らかにすることが「日韓連帯」の連続と断絶の契機を探るカギとなる。

## 5. 〈日韓連帯〉へのナラティブ・アプローチ

「親密性」が紡ぐ連帯の条件は、加害／被害を二項対立ではなく重層的な連鎖構造として捉えることだ。実際、「親密性」は戦後補償運動における強制動員被害者の原告と日本の支援者との関係のなかで構築されてきた。それは戦後補償裁判が一方的な支援ではなく、韓国の原告と日本の市民が互いに信頼と敬愛を深めながら自己変革していった過程であったからにほかならない。

文化論的アプローチでは、社会運動の目標を追求するプロセスを突き動かすのは「語り」である。公共圏における「語り」が行為の表現として当局や敵手、世論に向けて発せられるならば、親密圏における「語り」は、感情というきわめて個人的な要因をすくいあげる領域として社会運動を展開する組織の内部で共有され、「物語」を生成する。もっとも語り行為はそれが行われる現場、社会・文化・歴史的文脈や状況と切り離せないため〔やまだ 2021:167〕、そこに生成された物語は日韓の市民社会を貫通する「運動文化」の文化的・象徴的な特徴を示すことになる。

社会運動の理論的な分析と物語の実証研究を結びつけることで、物語が運動にかかわる言説において核心的な一形態であり、重要な分析概念であることを示しているのが「ナラティブ・アプローチ」である。「言語」や「物語」の作用を重視することで独自の視界を切り開いてきたナラティブ・アプローチが、いまだ語られていない経験に言葉

を与えることで「複数の主体」「複数の声（多声性）」を示したことは、「言説に支配されたシステム」に挑む力を当事者にもたらした〔野口 2018:124〕。

米社会学者のジョセフ・デイビスは、社会運動論の理論的な分析と物語の実証研究を結びつけるナラティブ・アプローチの導入を提唱する。「物語」が運動にかかわる言説において核心的な一形態であり、重要な分析概念であることを示しているのだ。こうして道徳や情動、アイデンティティ、運動の内的な文化などと同じように、「物語」がこれまで看過されてきた社会運動の文化的次元について考察する方法を提供してくれるとデイビスは期待する。そこで注目するのが、物語の語り手と聞き手／読み手が生成する情動的な紐帯や連帯の感覚を含んだ「われわれ」という共同性である。参加者が運動に関与するのは、たんに論理的で手段的であるだけでなく、想像的で直感的で情動的でもあるのだ〔Davis 2002:4 – 24〕。

だからこそ既存のドミナントな物語に対抗するオルタナティブな物語は、実際に世論や政治を突き動かす影響力を發揮する。しばしば証言は、裁判や歴史研究において、それを外部から観察可能なものとして因果や真理を明らかにするニュートラルで特権的な立場から裁断される。ところでナラティブ・アプローチでは、「語り」を、内に蓄積した記憶を外へ表現するものとしてではなく、いまこの現場で語り手と聞き手の共同行為によって、共同生成されるものと考える〔やまだ 2021:167〕。

戦後補償裁判において、法廷空間で原告の「語り」は、証言の信憑性を担保するセオリーに即してのみ意味を与えられる。文化人類学者の松田素二がいうように、首尾一貫しない個人的思いや感情の表出が認められない一方で、事件の責任については、徹底して個人に帰属されるという構造が、社会的癒しの能力を欠く法廷空間にはあるからだ〔松田 2007:117 – 118〕。ところが親密圏では当事者性が否定されることなく物語を語ることができ。親密圏では1人称の物語が紡ぐ情動の価値が排除されることなく重視され、語り直しの可能性

にも開かれているのだ〔野口 2018:65 – 67〕。

したがって、戦後補償運動における「政治的な体験の形式・様式」では、「語り」は語り手と聞き手のインタラクションとして進行する。だからこそ、日本での戦後補償裁判がことごとく原告の敗訴に終わっても、裁判をとおして被害者たちは尊厳を回復することができたのである。また、被害者たちの「恨」は裁判で勝訴に至らなくても、支援者との具体的な出会いの過程で解きほぐされることだってあった。このことは、〈日韓連帯〉の実践的意味が両国の市民社会が育んできた信頼と紐帯、規範と価値としても重要であることを指し示している。

そこには、「関釜裁判を支援する会」（福岡）を率いた花房俊雄・花房恵美子夫妻がいうように、国家間の和解という空虚な「語り」ではなく、「被害者にとことん向き合い、被害者が何で傷ついて、何を求めて、何をしたいのか、あらゆる情報を集めて、自分で考えて整理して運動をつくっていく」〔花房・花房 2019:209〕というような、「親密性」としかいいようがない「政治的な体験の形式・様式」が築かれているのだ。

## 6. 〈日韓連帯〉の言説と行動のメカニズム

〈日韓連帯〉を抵抗空間としての公共圏だけでなく、共感とコミュニケーションのあり方として親密圏のものも政治的役割にも注目し、運動内での個人のアイデンティティや文化的ダイナミズムが構築されていくプロセスを浮き彫りにした。〈日韓連帯〉における集合行動は、「親密性」に根ざした「活動家たちが日常と出来事を往還する中で共有され、伝達され、再生産される、個人のこだわりや理想、あるいは組織的なしきたりや規範を通じて意識的・無意識的に表出されるもの」〔富永 2016:27 – 29〕によっても方向づけられるのだ。

植民地支配に端を発する諸問題に関する日本の市民社会の対応は、相互作用を通じて国家暴力に対抗するトランクショナルな抵抗に変化する潜

在性をもっている。そして、この潜在性は論理的で手段的であるより、情動的な絆と連帶の感覚を含む共同性を通じて生み出され、発現される。〈日韓連帶〉が示す諸形態と諸局面の連続と断絶を捉えると、「親密圏が公共圏を支える」ことで成り立つ越境的な市民社会のネットワークの何が、どのように継承されたり阻まれたりしているのか、その歴史的・政治的・社会的な意義をつかむことができるだろう。

そこからは、1970年代～80年代の韓国の民主化に向けて連帶する日韓の市民運動と、1990年代以降に本格化する戦後補償運動など市民社会の協力・交流が地続きであるものとして捉えることでみえてくる〈日韓連帶〉の言説と行動のメカニズムの一端が浮かび上がってくる。

【付記】本稿は、玄武岩・金敬默・松井理恵編『〈日韓連帶〉の政治社会学－親密圏と公共圏からのアプローチ』（青土社、2024年）に掲載された筆者による序章「親密圏と公共圏からみる「日韓連帶」－戦後補償運動へのナラティブ・アプローチ」の一部を本特集に合わせて加筆・修正したものである。

## 参考文献

大野光明・小杉亮子・松井隆志（2021）「越境と連帶の運動史－日本の「戦後」をとらえかえす」大野光明・小杉亮子・松井隆志編『社会運動史研究4 越境と連帶』新曜社

田村哲樹（2010）「親密圏における熟議／対話の可能性」田村哲樹ほか編『政治の発見5 語る－熟議／対話の政治学』風行社

富永京子（2016）『社会運動のサブカルチャー化－G8サミット抗議行動の経験分析』せりか書房

——（2017）『社会運動と若者－日常と出来事を往還する政治』ナカニシヤ出版

西城戸誠（2008）『抗いの条件－社会運動の文化的アプローチ』人文書院

野口裕二（2018）『ナラティブと共同性－自助グループ・当事者研究・オープンダイアローグ』青土社

花房俊雄・花房恵美子（2019）「日韓のナショナリズムによる負のスパイラルを超えるために」『戦争と性』第33号

バトラー、ジュディス（1999）『ジェンダー・トラブル－フェミニズムとアイデンティティの搅乱』（竹村和子訳）青土社

松田素二（2007）「過去の傷はいかにして癒やされるか－被害を物語る力の可能性」棚瀬孝雄編『市民社会と責任』有斐閣

やまだようこ（2021）『ナラティブ研究－語りの共同生成』新曜社

Davis, Joseph E. (2002), "Narrative and Social Movements: The Power of Stories" in Joseph E. Davis (eds), *Stories of change: narrative and social movements*, State University of NY Press.

## 特集

# 偶然と偶然が重なり必然に、そして運命へ：

元日本軍「慰安婦」問題解決連帶運動における文玉珠と森川万智子の絆と人生<sup>1)</sup>

李眞京（韓国・聖公会大学）

キーワード：日本軍「慰安婦」、連帶運動、文玉珠、森川万智子、証言

### 1. はじめに

#### 「偶然と偶然が重なり必然に、運命に」

「日本軍」慰安婦の生存被害者文玉珠との出会いを、森川万智子（以下、森川）は2016年8月に筆者が行った最初のインタビューの終わりにこのように語っている。

韓國の大邱（テグ）に住んでいた文玉珠（ムン・オクチュ）（1924～1996）は、1991年12月2日に挺身隊問題対策協議会（以下、挺対協）が開設した被害者申告電話に連絡し、自分は日本軍「慰安婦」被害者だと名乗り出た。同年8月14日に金学順（キム・ハクスン）が記者会見を開いて、カメラの前で日本軍性奴隸制の真実を生々しく公開証言してから二番目の生存被害者の登場だ。それから1996年10月に生涯を終えるまでの約5年間、文玉珠は以前とは一変した道を歩む。日韓を行き来しながら天皇と日本政府の戦争犯罪に対する責任を問い合わせ、日本軍「慰安婦」問題の歴史的真実を明らかにする運動の先頭に立ったのである。

その新しい道で文玉珠は、例えば軍事郵便貯金の返還を要求し、日本政府の「民間基金」方式（女性のためのアジア平和国民基金）反対運動を進めて日本と韓国で証言を重ね、日本政府に対しては

直接に被害者補償請求訴訟である「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件」の裁判闘争をもって「慰安婦」問題の解決を要求した。「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件」とは、1991年12月6日に金学順ら日本軍「慰安婦」被害者3名と軍属を含めた軍人、その遺族35名が日本政府を相手どり植民地支配についての反省と公開謝罪及び賠償を求めて東京地方裁判所に提訴した裁判である。文玉珠は1992年4月13日に他の「慰安婦」被害者5名と第二次原告団として原告に加わる。そして彼女は9月に開かれた公判で初めて東京地裁の法廷に立って陳述を行い、亡くなる5ヶ月前の1996年5月にも歩くのさえ厳しいほどの体を引き摺りながら二度目の陳述を行うなど、最後まで自分のできることをやり遂げている。

森川万智子（1947～2019）と文玉珠の縁は、1992年当時福岡に住んでいた森川がソウルの挺対協に送った一通の手紙から始まる。日本政府が「慰安婦は民間業者が連れ歩いたもの」といっていた1992年1月、森川は友人たちと挺対協に「元慰安婦と協議会のメンバーを招きたい」と手紙を書く。日本政府は事実を認めようとしないけれど、少なくとも日本の市民は少女たちが強制連行された事実を認めているのだ、とキャンペーンしたかったからだ<sup>2)</sup>。この招きに応じたのが文玉珠と挺対協の金信実（キム・シンシル）だった。文玉珠は1992年3月27日から4月6日まで金信実と九州を訪ねた。この出会い以後、森川は生存被害者として名乗り出て活動家として生きた文玉珠の5年を支

えながら共に歩んでいる。

さらに森川は、文玉珠が1996年10月に世を去つてからも文玉珠との共同作業を続けた。日本公文書館で文玉珠の「語り」に関する軍関連史料の調査を行う一方、ビルマ（現在のミャンマー）の現地調査を行い、調査内容を踏まえて日本と韓国で講演をするなど、森川もまた文玉珠との出会いを境にそれまで考えることのできなかつた人生を歩む。2019年10月に突然亡くなるまで森川は、文玉珠の残した「語り」を歴史の「地図」として日本の植民地支配と戦争犯罪についての責任を問う連帶運動を続けたのだ。互いに影響し合い、支え合つた文玉珠と森川万智子、二人とも72年の生涯だった<sup>3)</sup>。

二人は、文玉珠が語り森川が構成と解説を担当する共同作業で『文玉珠 ビルマ戦線 楠師団の「慰安婦」だった私』（語り・文玉珠 / 構成と解説・森川万智子、1996年2月、梨の木舎）初版と初版の韓国語訳『ビルマ戦線日本軍『慰安婦』文玉珠』（ハルモニと共にする市民の会、2005年）を残した。文玉珠が亡くなつた翌年の5月に文玉珠の足跡を追つて3度目のビルマを訪問した森川は、14カ月も現地に滞在して、1942年に就職詐欺でビルマに連行された18歳の文玉珠に会い、彼女が呼吸していた空気を吸いながら200人以上の現地人を取材して、3本のビルマ現地取材ビデオと初版の新装増補版（2015年）を残した。

1992年3月の初めての出会いから文玉珠は、森川に自分が体験した事ごとと厳しい人生をありのまま語り、森川は文玉珠の話を記録して伝えるのに残りの人生を捧げた。一人の人間が誰かと出会い、互いに融合し合い、自分を「私」として曝け出しができる縁。その出会いと縁が文玉珠と森川万智子の人生そのものを変えたと言っても過言ではない。本稿はこの文玉珠と森川万智子の出会いと縁について考察する。とりわけ、文玉珠の「語り」が「慰安婦」問題解決運動とその過程で結ばれ積み上げられた縁を通じて如何に「拡張」するのか、森川万智子は如何にして文玉珠の「語り」を聴いたのかについて掘り下げてみる<sup>4)</sup>。

## 2. 口数は少なかったが、言うべきことは言う文玉珠

本論に入る前に、文玉珠の1945年までの軌跡を簡単に整理しよう。文玉珠は1924年韓國の大邱で生まれ育つた。抗日独立運動家の父が長い間不在だったので文玉珠の家族は常に貧困に苛まれていた。しかも、7才の時に父が亡くなつてからは極度の貧困から抜け出しがますます難しくなつていて、それで、表1のように女子では難しかつた金を稼ぐための術を探すわけだが、であればこそ騙されたりして中国とビルマで日本軍「慰安婦」としての生活を強いられた。

表1 1924～1945年 文玉珠の軌跡

年度	文玉珠
1924	4月、大邱で生まれ
1931	上海や満州で独立運動をしていた父が帰つてくるが長悪いの末に死亡、一家4人はもつと厳しい貧困状態に（7歳）
1936	勉強させてあげると誘われ、大牟田の料理屋「釜山館」へ（12歳）
1937	釜山館で5～6ヶ月ほど働くが、騙されたと知り逃げて帰郷
1940	晩秋、友人の家から帰る文玉珠を日本軍服の憲兵が誘拐拉致、翌日朝鮮人と日本人刑事に引き渡され、中国満州東安省の慰安所へ（16歳）
1941	秋、「母が病気」と訴えて東安省の慰安所を抜け出し、黃海道金川に住む姉の家に立ち寄つてから故郷に（17歳）。達城券番に入り、妓生養成授業を受ける
1942	7月10日、就職詐欺にあってビルマの慰安所へ：「第4次慰安団」に動員されて釜山港を出発して、ベトナムのサイゴン、シンガポールを経由し、ビルマのラングーンに到着 9月、ラングーンからマンダレーに連行され、楠師団の日本軍慰安所「大邱館」の「慰安婦」にされる（18歳）
1943	春、楠師団の移動によりアキャブに連行され「慰安婦」に 秋、プロームの慰安所「おとめ」へ移動させられる
1944	4月から2～3ヶ月後にラングーンに移動、慰安所「ラングーン会館」で「慰安婦」を強要される

1945	4月、退却命令でタイのバンコクを経てサイゴンへ移動するが帰国できず、再びラングーンの慰安所へ 5月、ビルマからタイのバンコク、アユタヤに移動し陸軍病院で看護師として働き、朝鮮の独立を迎える（21歳）
1946	8～10月、引き揚げ船に乗って故郷の大邱に。年末、ビルマのラングーンで日本軍を相手に商売をしていた金氏と再会、11年間同居して彼の子どもを育てる（22歳）

### （1）「口数は少なく落ち着いていましたが、人を見抜く目を持った文玉珠」（李熙子 イ・ヒジャ）

1944年に軍属動員で父親を奪われた李熙子（イ・ヒジャ）は、1989年から父親についての記録を探すため「太平洋戦争犠牲者遺族会」の活動を始め、日本軍「慰安婦」被害者たちと強制徴用被害者遺族として日本政府を相手に裁判闘争を続けてきた当事者だ。

李熙子は1992年4月に「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件」の第二次原告団に入った文玉珠と東京で開かれる裁判に通った。文玉珠は大邱から一人で飛行機や列車に乗ってソウルに向かい、訪日団と合流する。裁判期間中、李熙子は文玉珠と同じ部屋に泊まり彼女の世話をしたという。李熙子にとって文玉珠は、自分のことは自らやりこなして乱れることのない人。じっと周囲を眺めるだけで口数は少なかったが人の本質を見抜く目を持つ人だ。公開の場やカメラの前で激昂した言語や感情を表に出さない文玉珠の姿はその後も変わらなかったという。

### （2）「口数少なくタバコに火をつけては消し、再び火をつけた文玉珠」（辺見庸）

1994年1月25日午前12時頃、「現生存者強制軍隊慰安婦被害者対策協議会」（以下、被害者会）<sup>5)</sup>の文玉珠、李容洙（イ・ヨンス 1928～）、金福善（キム・ボクソン 1926～2012）がソウルの日本大使館前で救急車に乗せられ病院に運ばれる。日本政府に早急な賠償を求めるデモの最中、3人が割腹自殺を図ったのだ。警察がナイフを取り上げ大きな怪我はなかったが、大柄な警察官らに制止さ

れた彼女たちは負傷して1人が失神した〔『동아일보』1994年1月26日〕。3人のこのような行動は前年度に日本政府が見せた態度への怒りと抗議だった。

1993年8月4日に河野洋平内閣官房長官は、2年間にわたる韓国「慰安婦」被害者に関する第二次真相調査の結果を発表し、慰安所の設置および運営と「慰安婦」移送に日本軍が関与した事実と強制連行を認めて被害者たちに謝罪と反省の意を伝える談話（別名、河野談話）を表明した。8月10日には、日本の細川護熙首相が就任初の記者会見で、日本の首相としては初めて第二次世界大戦は侵略戦争であることを認めた。1991年に金学順の公開証言に勇気づけられた各国の被害者たちの名乗りと証言、そして国際連帯運動が、日本政府から謝罪と反省の意思を引き出したのだ。ところが、11月に細川首相は金泳三（キム・ヨンサム）大統領との首脳会談で植民地支配については謝罪しながらも、被害者たちに対する具体的な被害賠償案は設けないまま辞職してしまった。

3人の割腹自殺は失敗に終わる。すると彼女らに「パフォーマンスではないか」、「お金が目的か」という冷たい視線が向けられた。割腹未遂の記事を読んで駆けつけた作家で当時共同通信記者だった辺見庸は「3人が再び自決することだけは防がなければならない」という一念で10日間3人についていた。割腹自殺の理由を尋ねる辺見庸に金福善は「死ねば、残りの人たち（被害者）が（日本政府から）補償金をもらえると思った」、「死ぬのを日本人にね、見せつけてやりたかった」と答えた。被害者会の事務所で辺見と初めて対面した李容洙と文玉珠。李容洙が「テンノヘーカここへ連れてきなさい。うちの手を取って謝って欲しいのよ。ホソカワも連れてきてよ。ひざついて謝ってほしいよ。」「日本が処女のイ・ヨンスを娼婦にしたんだよ」と絶叫しながら「慰安婦の李容洙」の話を吐き出す。その傍らで文玉珠はなぜかしらけた顔をして天井にたばこの煙を吹き上げていた。そして、文玉珠は辺見が大邱の自宅にまで訪ねてくるとやっと胸の内を打ち明ける。辺見は一見陽

気な文玉珠が実は「悲しみの百科事典」みたいな人でその1頁分も書けなかった〔辺見庸 1994:311-329〕<sup>6)</sup>という。

### (3) 「口数が少なく、タバコをよく吸った文玉珠」(信川美津子)

辺見に「これから生きてみる」と言った文玉珠が、4ヵ月後の5月21日に東京の成田空港に降り立つ。細川内閣の辞任後の4月に羽田孜政権が発足してからも要人の問題発言が続いたからだ。とりわけ5月に永野茂門法相が放った、太平洋戦争は侵略戦争ではなく「慰安婦」は公娼だった、という河野談話を覆す発言は許せなかった。日本政府のこのような態度を座視できなかった文玉珠と被害者会の生存者14名は、天皇の謝罪と日本政府の公式謝罪及び国家賠償を求めて羽田首相に直談判しようと、取るものも取り敢えず飛行機に乗った。彼らが5月21日～6月3日まで日本に滞在する間全面的な支援をしたのは在日朝鮮人の映画監督朴壽南(パク・スナム)と知人たちだ。朴壽南監督の知人である信川美津子も、なんとか被害者たちの力になりたいと思った一人だ。

信川美津子は5月24日に参議院議員会館前で文玉珠、李容洙など日本軍「慰安婦」被害者たちと初めて対面する。眩しい日差しの下で韓国の伝統衣装の白いチマ・チョゴリを着た生存者たちがタクシーから降りた瞬間は、子ども3人の育児に忙しい日常を送っていた主婦である信川美津子の人生を活動家としての生き方へ変える分岐点となつた<sup>7)</sup>。

信川は6月3日までの11日間彼女たちと寝食を共にするが、文玉珠が人にタバコを買いに行かせても自分の話をするのを見た記憶はない。集会場や街頭行進の一番前に立って韓国の伝統楽器ケンガリ(鉦)やチャング(長鼓)を叩いて場を盛り上げる文玉珠だったが、普段は口数が少なく前には出なかつたと覚えている。5月24日に当時宿舎として提供された川崎のカトリック浅田教会へテレビ朝日の「ザ・ニュースキャスター」クルーが取材に訪れた。他の被害者たちが体に刻まれた傷

跡を見せながら日本軍の蛮行を暴露する間、文玉珠はカメラの前に立たなかつた。

### (4) 「窓の外に流れる景色を静かに眺めていた」文玉珠(支援する会)

1994年5月の抗議の来日以来、朴壽南と知人たちはそれ以後も持続的な支援をするために「ハルモニたちを支える会」(以下、支援する会)を10月16日に発足させる<sup>8)</sup>。支援する会のメンバーが覚えている文玉珠も前記の人たちの記憶と同様だ。

1995年6月9～13日、被害者会の共同代表の文玉珠、裴足干(ペ・ジョッカン、1922～2004)、金卿順(キム・ギョンソン、1927～2016)は、支援する会の支援を得て来日する。6月9日に日本の国会が採択した「戦後50年国会決議」に抗議して日本政府に被害者個人に対する謝罪と個人補償を要求するためだった。住職で作家の瀬戸内寂聴と対談するために、6月10日に文玉珠ら3人は支援する会のメンバーと京都行きの新幹線に乗る。移動する間、文玉珠は窓の外に流れる景色を静かに眺めるだけで、「いくら話しても話しきりない」と幼い頃の話や慰安所での話にいとまがない裴足干と金卿順の話に割って入ろうとはしなかった[『支える会ニュース 生きてたたかう』No.6 1995年10月1日]。

### (5) 当事者として言うべきことは物申す文玉珠

先頭に立ってチャングのリズムをとりながら一緒に歌って踊っても、他の被害者の証言に自身の話を加えようとしない文玉珠だが、活動家として「必要だ」と思うことはズバリと物申す。

前記の1994年5月の抗議来日行動に、当時日本で戦後補償運動や「慰安婦」問題解決運動に積極的に取り組んでいた日本社会党や市民団体は行動を共にしなかつた。当時毎日のように関連運動の詳細を発信していた「戦後補償ネットワーク」が「戦後補償実現! FAX速報」に来日したのを簡単に伝えているだけだ。事務局長の有光健は新しくできた「現生存者強制軍隊慰安婦被害者対策協議

会」に関する情報が少なくどういう団体なのかの判断ができなかつたと筆者に答えている。



1994年5月に首相官邸前の被害者たち。一番後ろの左端に斜めに座つてゐる文玉珠から、被害者たちの中で距離を置き彼らと自分を俯瞰するような文玉珠が垣間見える（撮影・提供：信川美津子）

ところが、朴壽南を中心として支援した側の考えは異なる。朴壽南は、従来から韓国で運動を引っ張っていた太平洋戦争犠牲者遺族会や挺対協とは別に作られた被害者自身やその遺族の会について、日本の運動関係者が「既存の運動団体である挺対協や遺族会から追い出された悩みの種」とみなしたのだという。被害者会をめぐるこのような異見については、5月28日の集会で文玉珠が答えている。そこで文玉珠は、他の被害者たちが自分の被害について証言するのに対して、自分は裁判の原告として、証言者として韓国の戦後補償運動をしていると自己紹介した後、今回は被害当事者自身が直接日本政府と交渉をするために来たのだと明言し、その行動の意味を語ったのである<sup>9)</sup>。

### 3. 明かせなかつた「恥ずかしい」経験

普段、口数が少なかつたからといって、文玉珠が証言活動に消極的だつたり、運動の前面に出ることを憚つたりしたわけではない。筆者が確認した限りでも、文玉珠は、1992年3月末の森川と初めて会つた福岡、下関市、筑豊、北九州での証言集会を皮切りに、1995年11月まで10回にわたつ

て日本政府に個別謝罪と補償を要求する運動や軍事郵便貯金の支払い運動をしている。前述したように、補償請求訴訟の法廷にも2度立つて陳述も行つた。足のむくみに慢性腎不全と高血圧に苦しんでいた文玉珠は1994年にはすでに長時間を移動したり歩いたりするのが困難だつたという。1995年6月12日に東京の参議院議員会館で開かれた記者会見では、文玉珠は「民間募金 - アジア平和友好基金」構想の白紙撤回と被害者に対する謝罪、個人補償を要求する声明文を読んでいた途中に、両足が腫れて椅子に座らざるをえなかつたのである〔『支える会ニュース 生きてたたかう』No.5 1995年8月1日〕。それでも文玉珠は日韓を往来しながら問題解決に取り組み、健康が許す限りインタビューにも応じるなど自分のできることはしていた。

#### （1）文玉珠が残した証言と語り

文玉珠の証言は、1991年12月5日に被害者と名乗り出て行つた挺対協の尹貞玉（ユン・ジョンオク）共同代表との非公開インタビューから始まる。その後韓国と日本の運動団体、新聞、個人とのインタビュー記録が様々な経路を通じて活字化され、その一部は録音の音声も残つてゐる。それらを表2に整理した。

<表2 文玉珠が残した証言・語りと刊行・記録物>

	文玉珠の証言・語り				出版物など		
	時 期	制作者	内 容	形 式	時 期	タ イ プル など	形 式
1	1991.12.05 1992.04 ～ 12	挺対協（尹貞玉）/韓国挺身隊問題研究所の調査チーム	被害者申告のための非公開証言調査と聞き取り：動員過程、慰安所での生活など	未確認	1993. 02.25	「내가 또다시 이리 되는구나 문옥주』『증언집 1 강제로 끌려간 조선인 군위안부들』（한울）	図書 韓国語
2	1991.12.18	伊藤孝司	<p>父親と家族、少年期の生活、就職詐欺でビルマの慰安所に連行され、慰安所での生活、軍事郵便貯金、帰国、老後への思いなど  *右の①とそれを書籍にした③、そして③の翻訳書⑤だけは名前が仮名の文玉珠のままとなっている  *②には「文玉珠さんの軍事郵便貯金の支払いを求める会」が92年5月11日の3回目の交渉を行い、郵政局が提示した原簿預払金調書が載っている  *④は1991年12月大邱駅の前で撮った写真と軍事郵便貯金と支払いについてだけ記述</p>	録音： 360 分程度	1992. 01.31	①「朝鮮人元従軍慰安婦・文玉珠さんの語る『地獄の日々』』『FRIDAY』（講談社）	雑誌 日本語
					1992. 08.20	②「文玉珠 命を削った貯金の支払いを！」『証言 従軍慰安婦女子労働挺身隊 強制連行された朝鮮人女性たち』（風媒社）	図書 日本語
					1993. 07.20	③「文玉珠 一人で 1 日 30 ～70 人の相手をさせられたのです」『写真記録 破られた沈黙——アジアの「従軍慰安婦」たち』（風媒社）	図書 日本語
					1997. 04.02	④「支払われぬ責務」『アジアの戦争被害者たち 証言・日本の侵略』（草の根出版会）	図書 日本語
					1997. 08.15	⑤「文玉珠 한 사람이 하루에 30-70 명을 상대했습니다』『종군위안부：남북 종군 위안부 27 인의 증언』（눈빛）：③の翻訳	図書 韓国語
					2014.02	⑥「文玉珠 一人で 1 日 30 ～70 人の相手をさせられたんです」『無窮花（ムグンファ）の哀しみ【証言】性奴隸にされた韓国・朝鮮人女性たち』（風媒社）	図書 日本語
3	未確認 (1991年 12月～翌 年1月と 推定)	金文淑	父親と家族、就職詐欺でビルマの慰安所へ、慰安所の生活	未確認	1992. 07.30	『朝鮮人軍隊慰安婦－韓国女性からの告発』（明石書店）	図書 日本語
					1994. 11.01	『천황의 면죄부침략 전쟁은 아직 끝나지 않았다』（지평）	図書 韓国語
4	1992.03.28 ～ 04.06	文（玉珠）さ んを招く実 行委員会連 絡会	福岡、下関、筑豊、北九州の4カ所での証言集会記録（ビルマ戦線、慰安所生活など）	動画：105 分	1992. 03.28	福岡（男女共同参画推進センター アミスカホール）における証言集会：森川万智子	図書 日本語
				録音：120 分	1992. 04.03	北九州（崔昌華牧師の西南教会）における証言集会記録（国家記録院所蔵）：金光烈	図書 韓国語

5	1992.03. ～1993.05	文玉珠さんの軍事郵便貯金の支払いを求める会	4の証言記録と日本郵政省との交渉について	未確認	1993. 05	『私の貯金を返せ』	冊子 日本語
		廣崎リュウ	就職詐欺でビルマの慰安所に、楯師団との移動、軍事郵便貯金、92年からの郵便支払い要請運動		1994. 05.20	「従軍慰安婦には返還されない軍事郵便貯金」『週刊金曜日』	記事 日本語
6	1992.09.14	日本の戦争責任をハッキリさせる会	就職詐欺でビルマの慰安所に、楯師団との移動と「慰安婦」生活、陸軍病院の生活、郵便貯金など	録音	東京地裁におけるアジア・太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件の第2回公判で原告陳述		
				未確認	1992. 09.20	「ハッキリニュース」(No.12)	記事 日本語
7	1992.09.25	金光烈	中国・ビルマへの慰安所への動員過程と生活、証言や運動に関する自分の思いなど	録音： 300分	大邱に住んでいる金光烈の姉宅でインタビュー(国家記録院所蔵)		
8	未確認 (92年と推定)	慶尚毎日 ：大邱の新聞社	就職詐欺でビルマの慰安所に、慰安所での生活	未確認	92.12. 11～ 93.1.31	「근로挺身隊 할머니 肉筆手記—地獄の日々」(合計8回連載)	記事 韓国語
9	1992.03 ～1996.05	森川万智子 (1次ビルマ訪問記含む)	キーセンの仕事、出稼ぎで九州大牟田の料理屋へ行って逃げた経緯、中国・ビルマの慰安所、ビルマ戦線、戦後までの生涯、自分の思い	録音	1995. 07.15 ～08.10	「50年に巡り合う旅－慰安婦問題に取り組んで1～10」(『西日本新聞』10回連載)	記事 日本語
					1996. 02.01	『文玉珠 ビルマヒ戦線 横師団の「慰安慰」だった私』(梨の木舎)	図書 日本語
10	1994.01.29 ～02.07	辺見庸	具体的な証言内容は記述せず	未確認	1994.06	『もの食う人びと』株式会社共同通信社	図書 日本語
11	1994.05.21 ～06.03	ハルモニたちを支える会	生存被害者が抗議のために直接来日した理由	未確認	1994. 09.15	『生きてたたかう——ハルモニたちの熱い夏 そして今』Vol.2	冊子 日本語
12	1994.05～	朴壽南	ビルマ慰安所での生活	映像	2017	『沈黙 立ち上がる慰安婦』	映画
13	1994.12.09 ～16	ハルモニたちを支える会	中国満州の慰安所に連行事実	未確認	1995. 02.03	「支える会ニュース 生きてたたかう」(No.2)	記事 日本語
14	未確認	毎日新聞 ：大邱の新聞	強制動員過程、中国とビルマの慰安所での生活	未確認	1995.09.02 ～10.21	「나는 중언한다 광복 50주년 전일본군 위안부 수기 —문옥주」(合計7回連載)	記事 韓国語
15	1996.2.26	伊藤孝司	2の1991年12月18日の1回目に続く、2回目のインタビュー	未確認	2017. 03.31	『기억하겠습니다 일본군 위안부가 된 남한과 북한의 여성들』(알마)	図書 韓国語
16	1996.05.27	日本の戦争責任をハッキリさせる会	中国満州の慰安所についても詳細に陳述	未確認	東京地裁におけるアジア・太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件の第17回口頭弁論、原告陳述		
				未確認	1996. 07.11	「ハッキリニュース」(No.50)	記事 日本語

17	1996年秋 ビルマ再訪問 1997.05 ～98.09の 14ヶ月間 滞在	森川万智子	聞き取りに基づいて ビルマ現地の訪問調査	映像 など	1998	『ビルマ（ミャンマー）に 残る性暴力の傷跡——日本軍慰安所について現地 調査報告』（「従軍慰安婦」 問題を考える女性ネットワーク）	冊子 日本語
					1999	ビルマに消えた「慰安婦」 たち	DVD
					2000	ビルマの日本軍「慰安婦」	DVD
					2006	シュエンドゥンの物語～ ビルマの慰安所と「現地妻」が語るもの	DVD
					2015. 05.01	『文玉珠 ビルマ戦線 楯師団の「慰安婦」だった私』の新装改訂版出版 (梨の木舎)	図書 日本語
17	文玉珠 語り 森川万智子 整理・解説本を韓国で翻訳出版				2005. 08.03	『벼마 전선 일본군·위안부·문옥주』(아름다운사람들)	図書 韓国語
18	1993 ～2016	森川万智子	文玉珠の語りと2016 年までの森川の調査 内容		2016. 05.17	「慰安所の生活、たどる 韓国の故文玉珠さんの場 合」『朝日新聞』	記事 日本語
					2016. 10.10	<女たちの戦争と平和資 料館>WAM 第14回特別 展示 <地獄の戦場ビルマ の日本軍慰安所 - 文玉珠 の足跡をたどって>	展示 日本語
19		森川万智子 / 桐谷夏子	文玉珠の語りと2016 年までの森川の調査 内容		2016～ 2017	朗読劇「文玉珠 - ビルマ戦 線楯師団の『慰安婦』だ った私」	朗読劇

## (2) 言えなかった「経験」、そして仮名：中国満州慰安所と「キーセン」の仕事

初証言にあたる尹貞玉とのインタビューで文玉珠は、1942年にビルマの慰安所への強制動員過程とビルマの慰安所での生活や慰安所で刀を振り回した日本軍人を正当防衛で殺害した事実、そして1946年4月帰国後の生活について語った〔『조선일보』1991年12月8日〕。

文玉珠のことが2番目の生き証人として報道されると、その10日後の12月18日に日本人フォトジャーナリストの伊藤孝司が大邱を訪ねる。これが文玉珠に対するジャーナリストによる初めての取材だ。一人では心細かったのか、彼女は被害者申告を勧めたイ・ヨンナクと一緒に約束のホテルに向かっていったらしい。6時間くらい行われたこのイ

ンタビューは写真雑誌『フライデー』（講談社）に1992年1月31日に「朝鮮人元従軍慰安婦・文玉珠さんの語る『地獄の日々』」というタイトルで掲載される。これは翌年の93年7月に『写真記録 破られた沈黙—アジアの「従軍慰安婦」たち』（風媒社）に再掲載されるが、タイトルは「一人で1日30～70人の相手をさせられたのです」に代わり、文玉珠の写真と共に、7才で父を亡くし、いつも腹を空かせていた幼年期、それでも3年くらい夜間学校に行って算数・ハングル・日本語を習ったこと、他所の家の手伝いや工場で働いたが失業して「松本」という朝鮮人に騙されてビルマの慰安所に連れて行かれた経緯、そして楯師団と戦線を歩き回りながら「慰安婦」生活を強要されたこと、帰国後も続いた病気と苦痛などが詳しく整理されている。他にも伊藤孝司は文玉珠のインタ

ビューを活字にしてビルマ戦線における慰安所と「慰安婦」を強いられた実情を伝えている（表2参考）が、中国満州慰安所のことなどは入っていない。

ところで、1991年12月18日のインタビューが元になった伊藤孝司の文章においては、文玉珠の名前が文玉洙（ムン・オクス）となっている（表2の2-①③⑤）。この文玉洙という仮名は、韓国の挺身隊問題対策釜山協議会の金文淑（キム・ムンスク）理事長が残した本にも使われている。金文淑は1992年7月30日に日本で『朝鮮人軍隊慰安婦－韓国女性からの告発』（明石書店）を出した。この本は1994年11月1日に韓国で『천황의 면죄부——침략 전쟁은 아직 끝나지 않았다』（지평）と翻訳出版される<sup>10)</sup>が、そこにも文玉珠の名前が仮名の文玉洙（문옥수、ムン・オクス）となっている。そして金文淑の本には、そのわけがわかる手がかりが示されている。その証言の最後で文玉珠は「今でも顔を知られたくない」と言っているのである。

伊藤の記事や本と金文淑の本で同じ仮名が使われていることから考えると、文玉珠自身が文玉洙（ムン・オクス）にして欲しいと両者に頼んだ可能性があり、金文淑のインタビューも伊藤が文玉珠をインタビューした12月18日の前後だろう。それは、1992年1月初めに森川が挺対協に生存被害者を招きたいと要請してその証言者として文玉珠が日本行きを受諾する前だったと考えられる。すなわちそこには、被害者として申告はしたものの、自身を公には晒すことはなお躊躇していた文玉珠がいたと分かる。

また、これらの初期のインタビューには他の共通点もある。インタビューの最後に文玉珠が日本から補償金をもらえば私立の養老院に入りたいと言ったと記述している点、そして中国満州慰安所のことや「キーセン」の仕事については述べていない点だ。とりわけ前者の記述は他の証言記録では見当たらない。それらの点は、最初期の文玉珠の日本軍慰安婦問題に関する「認識の語り」が、なお自分のことだけにとどまっているのを反映し

ていると考えられるのである。

文玉珠は1992年3月28日に福岡で初めて公開証言を行い、4日まで下関、北九州、筑豊でも証言する。そして、12月11日～1993年1月31日には大邱の地域新聞の慶尚毎日が、連載「勤労挺身隊ハルモニの肉筆手記—地獄の日々」（8回）<sup>11)</sup>を掲載するが、この記事にも就職詐欺でビルマの慰安所へ連れて行かれたことや慰安所での生活などだけが詳しく描かれている。以上のインタビューや証言の場（表1の1～6まで）において文玉珠は、まだ日本の芸妓にあたるキーセンの仕事や中国満州東安省の慰安所については語っていない。

### （3）証言の「拡張」：語られる中国満州慰安所の経験

文玉珠の証言記録において、中国満州東安省の慰安所についてのものが初めて活字になったのは1993年2月25日に出された『証言集1 強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』（以下、『証言集1』）だ。これは挺対協と韓国挺身隊問題研究所の証言調査チームによる聞き取り調査で、被害者申告のための非公開証言を補強する形で行われた。「私がまたこうなるのね」というタイトルの証言は文玉珠の一人称視点でまとめられている。独立運動をした父と家族と過ごした幼い頃、勉強させてくれるという言葉に惹かれて遠い親戚について福岡県の大牟田に行って逃げ出したこと、満16歳になった1940年晚秋に友人宅から家に帰る途中、日本の軍服を着て長い刀を持った男に誘拐され、中国東北部満州東安省<sup>12)</sup>の慰安所に連れて行かれた話と満州の慰安所での生活、そして1年後に機転をきかせて慰安所を脱出した後、黄海道<sup>13)</sup>金川郡に住む姉に会いに行ったという話も入っている。

活字にはされていないが、韓国の国家記録院に文玉珠の満州東安省慰安所についての重要な記録（管理番号 DTA0016451）が残されている。1992年9月25日に行われた在日朝鮮人史学者の金光烈（キム・グアンニヨル、1927～2015）と文玉珠の「対話」だ。二人の「対話」は文玉珠と同じく大邱に住んでいた金光烈の下の姉の家で行われた。こ

の「対話」で文玉珠は、自分が 16 才になった年に日本軍と思われる人たちに強制的に連行され中国満州東安省の慰安所にいた話を打ち明ける。

挺対協と韓国挺身隊研究所の証言調査チームの面談時期（1992 年 4 月から 12 月と推定）と金光烈（9 月 25 日）との対話時期を勘案すれば、文玉珠の証言が満州慰安所にまで「拡張」されたのは 1992 年 4 月から 9 月の間だとみられる。

中国満州東安省の慰安所について文玉珠は 1992 年の証言調査チームのインタビューで次のように語った。

昨年、若い頃に券番で知り合った李さんに勧められて最初にこの事実を申告した時も、中国の話はしなかった。その時は恥ずかしいことを、何を全部話すかと思い、南方に行ってきた話だけした。しかし、私の話が全て知られるようになった今、何を今さら隠すかと、思いつくまま全てを話した。これで、話し終えてみるとすっきりした気分だ。〔『証言集 1』1993:165、強調は筆者〕

証言調査チームは被害者 1 人の証言をまとめるにおいて、時間をかけて数回の集中面談を行い、各事例とも面談報告書を 3 回以上輪読し補完した上に追加面談を実施したようだ〔『証言集 1』1993:313〕。文玉珠が証言調査チームに言った韓国で「すべて知られるようになった」というできごととは、1992 年 8 月 10 日に放送された MBC の 8・15 特集ドキュメンタリー『従軍慰安婦－言えなかった話』のことだ〔『경향신문』1992 年 8 月 10 日付〕。文玉珠は、顔と名前は明かさない条件でビルマの慰安所について証言をする。ところが、いざ本番では文玉珠の名前と顔がそのまま放送された。親戚はもちろん友人たちまでが受話器の向こうで「お前が捕まって行こうが、どうやって行こうが、恥ずかしいことをしておいて」と「70 才にもなって、お前おかしくなったのか」と怒鳴りつけた。文玉珠は約束を破った MBC に抗議電話でもしようとも思ったが、「言ったところで無駄だろう

からほっといた」と怒りをぶちまけた（国家記録院所蔵 金光烈録音 DTD0000749\_001）。

しかも、これを転機に証言調査チームには隠しておいた話を打ち明けて「胸がすっきりした」という文玉珠の言葉から分かるように、証言調査チームとの聞き取りに中国東安省の慰安所に関する証言が盛り込まれるようになったのは文玉珠自らが選択した証言の「拡張」によってのことだ。そして森川万智子との「対話」では、出稼ぎで九州大牟田の料理屋〈釜山館〉へ行って逃げる経緯、日本の芸妓にあたるキーセンの仕事なども詳細に語っている。この時森川には、文玉珠にとって公には明かしたくない「恥ずかしいこと」だったはずの、大牟田の料理屋〈釜山館〉のことやキーセンになって働くとしたこともすべて語っている。このように文玉珠の証言や語りの記録を分析すると、文玉珠の証言や語りそのものが運動家として活動する時間の経過と共に深まり「拡張」していることがわかる。

1991 年 12 月段階では「恥ずかしいこと」として語られなかった東安省慰安所での経験などが、「何をもう隠すことがあるかということ」へ変わる間、文玉珠にはどんな出会いと経験があったのだろうか。1992 年 9 月 25 日に金光烈との対話（国家記録院所蔵）で文玉珠は正直な自分の気持ちを語っている。文玉珠のその思いを土台に、被害者文玉珠の証言や語り、そして彼女の問題解決のための活動と出会いからその糸口を掘り下げてみよう。

#### 4. 活動と出会いを通じ「拡張」される文玉珠の証言と語りの時空間

##### （1）生存被害者・証言者・文玉珠の一歩と悩み

まず、文玉珠が生存被害者として世に出ることになった契機をみよう。『証言集 1』には「昨年、若い頃に券番で一緒だった李さんが勧めて」と記されている。森川の本によると、李とは文玉珠が学者と呼び、尊敬していたイ・ヨンナクのことだ、

30年以上旧知の仲だ。これまで知らんふりをしていたイ・ヨンナクが12月2日に文玉珠を呼び出して慎重に金学順とソウル地域の「慰安婦」問題解決運動の話を持ち出す。そして「これは歴史なのだから、あなたが恥ずかしがることはない」ので歴史の証人になれと、文玉珠の背中を押した〔『文玉珠 ビルマ戦線 権師団の「慰安慰」だった私』1996:171〕。文玉珠は、イ・ヨンナクに感づかれるとわかり恥ずかしかった、と森川に言う。他方、森川はイ・ヨンナクの勧めを真摯に受け止めて被害者申告を決心した文玉珠に感心していた。

それでもその「恥ずかしさ」を一瞬にして振り切ることは容易ではないだろう。であればこそ前述のように伊藤と金文淑とのインタビュー記録は仮名にしたわけだ。「この「恥ずかしさ」を越えて証言について考えを改めるきっかけとなるのは森川の招待を受けて来日したことだ。

文玉珠は1992年3月27日に挺対協の金信実に伴われて福岡空港に降りる。この時、文玉珠は自分を待つ地元の放送局KBCのカメラと支援者たちを見て驚いたそうだ。彼女は両手で顔を隠してしまったまま歓迎花束も受け取らず、入国ゲートの端を行ってしまう。体で見せた「恥ずかしさ」だった。

この来日2日目の28日に福岡、29日に下関、4月3日に北九州、4日に筑豊で証言することになるのだが、文玉珠はその証言の冒頭に口で「恥ずかしさ」を言う。福岡での初めての証言集会で文玉珠は「私は慰安婦文玉珠と申します」と切り出し、「知らせずに隠していた事はとても恥ずかしいことで、それで知らせることができず、今までいました」と明かしたのだ<sup>14)</sup>。文玉珠のこの初めての「声」が通訳される間、森川が文玉珠に近づきマイクの近くに座るように導く。自分でも気付かぬうちにマイクから体を後ろに引いて座った文玉珠の行動に、その「恥ずかしさ」がにじみ出ていた。

このような文玉珠の「恥ずかしさ」は、日本軍「慰安婦」被害者たちが共通に抱いて生きなければならなかった「恥ずかしさ」で、韓国社会が生存者に押し付けた縛りだ。1946年10月初め、タイ

のバンコクから故郷の大邱へ無事に生きて帰ってきた文玉珠に、一家の親戚は「両班の家であなたのような人間は許せない」と「叱って」「人間扱いをしなかった」〔『証言集1』1993:163-164〕。10才頃に妓生になってお金を稼ぐと言った時も、「両班の娘」が話にならないと兄に死ぬほど殴られた。両班とは朝鮮社会で支配層にあたる階級だ。だが、当時の文玉珠の家は食い繋ぐことさえままならないような状況だった。9才上の兄は両班という体面に縛られてまともに働くとしなかったので経済的に無能だった。その兄の代わりに文玉珠が家長になって一生家族の面倒を見たのである。

1992年4地域の巡回証言集会で文玉珠は、自分が慰安婦として強制動員されたビルマ戦線の慰安所生活とその移動経路、軍事郵便貯金について集中的に話す。東安省の慰安所における経験は話していないが、次のように余地を残して証言を終えた。

私が言いたいことは山ほどたくさんあるけど、マイクの前に出ると緊張して先に話さなければならぬのか、後に話すべきか分からず、言いたいことを筋道だって言えなくて、話したい話も多いのにはっきり思い出せないので、だから次はもっとたくさん話します。  
(1992年4月28日福岡証言集会記録、文字起こしの提供は市民の会、強調は筆者)

この時、文玉珠は中国の慰安所の話をしていない。ところが、それをずっと気にかけていたようだ。9月25日の金光烈との「対話」を見れば、文玉珠が中国の慰安所の話をしなかったのが「恥ずかしい」からとか、「全部話す必要はないだろうと思った」からとかではない、ということが分かる。そこには、証言の場という問題と時間という問題とがあったのである。

文玉珠は金光烈と彼の姉と300分(カセットテープ5個)に近い時間をかけて対話をしていた。そこで文玉珠は、「日本人は今こう言っているんです。全部がうそだ。お金ちょうどいと、金が欲し

くてああやっているのだと。それを少し長く（時間を）くれれば私が話したいことはですね、その話もできます」と言う。さらに、「その話を一度に全てできるわけがない。話したとしても果たして日本人が分かるだろうか」と吐露する。すなわち、証言をする条件と加害国日本の市民が自分の証言を聴く準備ができているのかという、証言の語りと聴くことについての問題提起だ。

実際、3月末の4地域証言集会で、文玉珠に与えられた時間は通訳を含めて40分程度に過ぎない。「次にもっとたくさん話します」と証言の末尾に述べた文玉珠だったが、まだ話せなかった話を他の証言集会でも持ち出しづらかったのか、その後の公式証言の席やインタビューでは3月に行つた証言以上の話は語っていない。中国東安省の慰安所について文玉珠が語るのは、活字化されることを認識してなされた挺対協の証言調査チームとの面談が初めてであった。

## (2) 1通の手紙から始まった信頼 — 連帯の中でできた語る人と聴く人の関係

だからといって、それまで公に語らなかった話を周囲にも全くしなかったというわけではない。金信実と崔昌華（チェ・チャンファ）、そして森川など数人にはすでに話をしたと、文玉珠は金光烈に語っている。文玉珠が彼らに全てを打ち明けられたのは、3月の九州4地域巡回証言集会での付き合いと5月までの軍事貯金郵便支払い運動で築き上げた深い信頼関係があったからである。

1992年1月に挺対協から文玉珠が来ると返事をもらった森川は、1991年に福岡などで朴壽南監督のドキュメンタリー映画「アリランのうた—オキナワからの証言」の上映会をした花房恵美子、崔昌華、廣崎リュウなど4地域の市民たちと「文（玉珠）さんを招く実行委員会（以下、招く会）を立ち上げて招き迎える準備をした。文玉珠についての情報があまりなかった中、伊藤孝司が書いた『FRIDAY』記事（表1の2-①）を読んだ森川は、文玉珠が戦中のビルマで下関郵便局に軍事郵便貯金をしたことを知る。これは運命だと思ったと言

う。なぜならば森川は下関郵便局で長年働き、退役日本軍人の未払い軍事郵便貯金を返す業務を担当したからだ。

福岡到着したその晩、文玉珠も自分の軍事郵便貯金を返してもらいたいと話す。森川は役に立つかもしれないことが嬉しく、早速準備にかかる。招く会のメンバーと文玉珠は集会の合間の3月30日と4月3日に下関の郵政局を訪れる。文玉珠がビルマで貯金した軍事郵便貯金の支払いを求める交渉を行つた。この訪日で文玉珠は真摯に自分の話を聞いてくれて、望むことのためにすぐ行動してくれる人たちを得たのだ。

日本滞在の約10日間、証言集会や交渉の行動だけをしたわけではない。森川と知人たちは4月3日に郵政局訪問を終えた後、文玉珠と一緒に温泉に行く。温泉で文玉珠の誕生日を祝つて楽しい時間を過ごしている様子が福岡市の九州朝日放送（KBC）の特別番組「汚辱の証言——朝鮮人従軍慰安婦の戦後」（1992年5月30日放送）<sup>15)</sup>に残っている。初の誕生日ケーキを前にして文玉珠はどうすればいいのか分からず戸惑つて涙ぐんでいた。その彼女にかけるみんなの温かい眼差しと声、そして穏やかな顔で文玉珠は歌を歌う。最後は日本の踊りで場を盛り上げる森川と廣崎リュウの様子から彼らの関係が一気に深まったのが伝わる。

文玉珠は筑豊と北九州の招く会の金光烈や崔昌華ともこの時に知り合う。金光烈は福岡筑豊地域の300余りの寺を訪ね回り、朝鮮人労働者の死に関する資料と記録を直接記録した歴史学者だ。当初、炭鉱地域の産業「慰安婦」問題もあるのに、韓国からわざわざ被害当事者を招請するはどうかと、反対したのが彼だ。ところが直接文玉珠の証言を聞いた彼<sup>16)</sup>は彼女の「先送りした話」を聞きたくて、9月25日大邱の姉の家で文玉珠に連絡をする。文玉珠の証言をじっくり聴き、話し合つた金光烈は、彼女に全てを本にして記録として歴史として残すように勧めていた〔国家記録院所蔵の金光烈の面談記録ノート DTA0016451と面談録音 DTD0000749\_003〕。

もう一人の在日朝鮮人1世の崔昌華牧師は文玉

珠の軍事郵便貯金払い戻しの闘いにおいて先頭に立ってくれた。在日大韓キリスト教小倉教会の牧師、崔昌華は北九州の小倉で指紋捺印拒否運動など在日朝鮮人の人権運動と強制動員された朝鮮人遺骨収集などを行い、地域で平和運動を導いた人物だ。崔牧師は1991年からすでに韓国キリスト教会女性連合会との連帯運動で日本軍「慰安婦」問題に関わっていたので理解も深かった<sup>17)</sup>。証言集会の旅程のうち、2日間崔昌華牧師の教会で宿泊した文玉珠は4月30日に大邱で崔昌華牧師と再会する。大邱女性会と大邱YWCAが「挺身隊問題の実態と私たちの姿勢」というテーマで主催した集会に崔昌華牧師と共に参加して証言をした[『문옥주지오그라피』2021:35]。

指紋捺印拒否運動などで日本政府や行政機関との交渉経験が豊富な崔昌華は以後、森川と軍事郵便貯金の支払い運動を導いた。3月30日に1回目、4月3日に2回目の交渉を行うが、その時は郵便局の職員たちに「文玉珠の貯金原簿を見つけることができない」と門前払いされた。ところが、5月10日に山口へ文玉珠を招待して証言集会を開き、翌日の11日に郵政局貯金部を訪問して3回目の交渉に乗り出す。この交渉で、郵政局が創氏改名した文玉珠の名前である文原玉珠（ふみはらぎょくしゅ）で貯金した彼女の貯金原簿を提示した。さっそく、支援者たちは10日後の25日に招く会を「文玉珠さんの軍事郵便貯金の支払いを求める会」へ発展させ、本格的に運動を展開する[『週刊金曜日』1994:26]。文玉珠はこの発足式に出席するために再び訪日する。このように3月28日に日本で初証言をした文玉珠は5月末までの約2ヶ月間、情熱的に日韓を行き来しながら運動に参加して、その間に森川や崔昌華などに「山ほどたくさん」語りたかった話を自然に打ち明けたのだ[『私の貯金を返せ』1993]。

### （3）空間と認識の拡張

連帯の中での関係作りだけではない。文玉珠の日本軍「慰安婦」問題解決運動の場が大邱－九州からさらに拡張された。

4月6日に日本から大邱に帰ってきた文玉珠は、4月13日にアジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟の第二次原告団に合流して金学順など他の生存被害者はもちろん、ソウルの戦後補償運動団体と一緒に活動を始める。6月1日に開かれた補償請求訴訟の初公判には参加しなかつたが、9月14日の第二次公判に出席した文玉珠は法廷陳述をした。当時日本での補償請求訴訟の支援運動を担っていた「日本の戦争責任をハッキリさせる会」が『ハッキリニュース』（No.12、1992年9月20日）にまとめた文玉珠の陳述内容によると、就職詐欺でビルマの慰安所に連行された経緯、樁師団がラングーン、プローム、アキャブへと移動しながら「慰安婦」たちを連れ歩き「慰安」を強要した事実、日本軍の朝鮮人差別に耐えられず自殺しようとした自分のこと、一日に30人以上の軍人を相手にする慰安所生活に耐えきれず川に飛び込んで死んだり病気で死んだりした友人たちの話、タイのバンコクを経てアユタヤ陸軍病院で看護婦をしてから故郷に帰ったことなどを陳述した。そして日本政府が支払っていない自分の軍事郵便貯金は、慰安所から受け取った金ではなく、自分たちをかわいそうに思った軍人たちがチップしてくれた金を必死に貯めて貯金したものだとし、戦場で経験した苦難でいまだに子宮内膜炎など肉体的苦痛と貧困に苦しんでいるので円満な解決をほしいと述べて、陳述を終えた。

この陳述を文玉珠は一人であらかじめ準備したという。「全部嘘だ、お金をもらう為にああする」という日本が恨めしく、証言集会のようには法廷で与えられる時間が長くないということを聞いた文玉珠は、一枚程度の原稿をあらかじめ準備し必死に練習した。

あれこれそんな話を一度、一言喋るために一人で夜通し話の練習をして研究したが、朝になつて、（同じ部屋で泊まっていた李熙子さんが）「ハルモニはなぜ一晩中寝ずに一人で話をしていたの？」と聞かれた。その日ね、私が思うに言いたいことを忘れないために一人で

喋っていたと答えると、笑ったじゃん。（国家記録院所蔵の金光烈録音 DTD0000749\_001）

中国の慰安所に関する話は伏せていたが、文玉珠にとって補償請求訴訟は日本政府に直接自分の声を伝えて直接争う場だったのだ。

8月からは文玉珠の「慰安婦」問題についての認識が「朝鮮」を越えて拡張する。8月10～11日にソウルで第1回挺身隊問題アジア連帯会議<sup>18)</sup>（以下、アジア連帯会議）が開かれる。挺対協の発議で開催されたこの会議は、韓国、フィリピン、台湾、タイ、香港、日本の市民団体と個人が参加した。会議に参加した6カ国の代表は「強制従軍慰安婦問題アジア連帯」を結成し、参加者は日本政府に「強制連行事実の認定と真相調査、被害賠償要求、個別犠牲者とアジア各国の女性たちに納得のいく完全な公開謝罪、生存者とその家族に国際法による賠償を実施、日本軍がアジア諸国を侵略して「強制従軍慰安婦」という名の下にアジアの女性を強制連行、売春を強要し、人権を蹂躪した事実を日本の教科書に明記して教えること」を要求し、そのために努力することを明らかにした〔「挺身隊問題アジア連帯会議決議文」1992年8月11日〕。

この会議に文玉珠は森川と参加して<sup>19)</sup>、フィリピン、台湾などの他国の生存被害者たちと出会うことになる。会議で他国の被害者たちの経験と証言を聴いた文玉珠の認識が深まったことが、金光烈との対話からわかる〔国家記録院所蔵の金光烈録音 DTD0000749\_001〕。家賃50万ウォンがなくてあちこちを漂う被害者に会った文玉珠は「自身の苦痛」を「皆の苦痛」と認知していたのだ。

1992年のアジア連帯会議で文玉珠は、李容洙と金福善にも初めて会うことになる。辺見庸との出会いに関連して先述したが、翌年1月15日文玉珠は李容洙、金福善と共に、被害者に対する具体的な被害賠償方案を出すどころか妄言を繰り返す日本政府を糾弾して早急な賠償を要求するデモ途中に割腹自殺を試みた。これらを機に文玉珠、李容洙、金福善は1993年12月10日、他の生存被害者

らと共に被害当事者たちの団体「現生存者強制軍隊慰安婦被害者対策協議会」を結成して当事者の運動を展開した。

このような流れの中で、文玉珠の活動は福岡と関東地域が中心になっていく。福岡地域では、森川が広島、北九州、福岡、熊本で活動するフェミニストたちと共に1993年4月に立ち上げた「従軍慰安婦問題を考える女性ネットワーク」（以下、女性ネットワーク）が支えていた。関東地域は「現生存者強制軍隊慰安婦被害者対策協議会」として朴壽南が結成した「ハルモたちを支える会」の支援を受けながら運動を進めた。

本格的に運動に関わってからは、公式の席上でも文玉珠は中国満州の慰安所について簡単に言及している。1994年12月9～16日に東京で開かれた日本政府の民間基金構想の白紙撤廃を求める集会に参加した際、文玉珠は中国満州の慰安所に連行された事実を明らかにする〔『支える会ニュース生きてたたかう』No.2、1995年2月3日〕。

1996年5月27日には東京地方裁判所で開かれた第17回口頭弁論に再び出席し、原告本人尋問にも応じる。第2回公判と違い、この時は森川と担当弁護士とあらかじめ口頭弁論の準備と練習をした文玉珠は、法廷で中国満州の慰安所に関する詳細に証言している〔『ハッキリニュース』No.50、1996年7月11日〕。この法廷闘争が文玉珠の最後の来日であり最後の活動だ。1995年に文玉珠は自分たちのような被害を繰り返さないために、今後も堂々と日本政府に謝罪と賠償を要求する運動をするとしながら、森川に日本軍「慰安婦」問題について次のように自分の意見を述べる。

わたしは、日本政府はこの問題をきちんと解決することはない、と見ていますよ。なぜならば、慰安婦は韓国人だけではなかったのだからね。もしも、わたしたち韓国人に賠償することになれば、中国にも、台湾にも、ビルマにも、それからまだまだほかの国の女性たちにも賠償しなければならなくなってしまう。それはたいへんなことで、そんなことを

日本政府がするはずがない。国というものはそんなものですよ。〔『文玉珠 ビルマ戦線 植師団の「慰安慰」だった私』2015:172〕

1992年9月時点では、日本政府が軍事郵便貯金は返さないようだが「慰安婦」問題はすぐに解決されそうだと金光烈に自分の見解を述べていた文玉珠だった〔国家記録院所蔵の金光烈録音 DTD0000749\_004〕。3年間の活動で文玉珠は他国の被害女性の実態も知り、日本政府の本音も見抜いたのだ。そして1996年10月26日に文玉珠は、軍事郵便貯金はもちろん、日本政府の謝罪と補償も受けられずに生涯を終えた。

以上、1991年12月に生存被害者として世に出て、問題解決運動に積極的に参加した文玉珠の証言と認識がどのように変化して深まったのかを考察した。残された資料を通じた分析によれば文玉珠の最後の5年には理解と共感を共にした森川万智子をはじめとする人々がおり、それにより文玉珠の語りから恥ずかしさが消えて、証言と認識の時・空間が「拡張」したと言える。

## 5. 二人の共感と連帶で綴られた本

1992年から文玉珠の話を聴き整理していた森川が、改めてそれを本にしたいと決心して文玉珠に意向を尋ねたのが1993年9月のことである。文玉珠の答えは簡潔だった。「森川さんの好きなようにしてください。」この答えは約1年かけて築いた二人の関係を如実に表している。かくて始まった本作りが1996年2月に完成し、梨の木舎から『文玉珠 ビルマ戦線 植師団の「慰安慰」だった私』として出版された。本稿冒頭で引用したように、森川はこの本の成立を「偶然と偶然が重なって必然に、運命に」なったものと認識しているのだ。この章では、文玉珠と森川がどのような過程を経てこの二人の本を完成させたのかを考察する。

### (1) 全幅の信頼と「日本語」

まず、本の構成をみよう。この本は、前半が文玉珠の証言をもとに幼い頃から帰郷までの経過を森川がまとめた文玉珠の生涯の記述で、後半は森川による解説と年表・参考文献・資料・あとがきだ。前半の文玉珠の生涯は、証言者「私」である文玉珠の視点で「私は～」と話す文玉珠の一人称型叙述であり、後半の解説（1ムン・オクチュさんの戦後、2名乗り出、3ビルマ戦線・植師団と慰安婦）は、森川の視点で「文玉珠は～」と書かれた森川の一人称型叙述だ。そのため、日本語版には著者に「語り・文玉珠、構成と解説・森川万智子」と二人の名前が一緒に入っている。私がこの本を文玉珠、森川万智子の2人の共同作業と称する理由もここにある。

第二に、文玉珠と森川の共同作業の基本言語が日本語であり、文玉珠の語りに基づいて1996年に本が完成したということを忘れてはならない。本稿では日本語に翻訳したが、金光烈との対話から引用した文玉珠の口述を見れば分かるように、文玉珠の口述証言はすべて韓国語、正確に言えば大邱方言である口語と一部日本語で発話されている。日本語が使用可能な他の「慰安婦」被害者と同じく、文玉珠にも日本語でなければ言い表せない記憶がある。前述の中国満州東安省の表記の誤りも、文玉珠が証言チームに東安省を日本語発音で「トアンショウ」あるいは東安だけ日本語発音の「トアン」だと言い、証言チームが挑安城と解釈したことによる誤解と見られる。

地名だけではない。日本語でしか言い表せない「時間」と「場面」がある。朴壽南監督の映画『沈黙 立ち上がる慰安婦』の文玉珠の証言がそれを端的に見せる例だろう。

1994年12月9～15日に東京の銀座で日本政府の民間基金構想の白紙撤廃を要求する署名と宣传活动中、朴壽南監督は皇居前広場で文玉珠に、最も強く記憶に残ることは何かと尋ねる。言葉が出ないほどあまりにも悔しく、恨めしいと口を開いた文玉珠は、日本兵を殺して軍事裁判にかけられた時を回想する。酒に酔った日本兵が言うとおりにしないと言って刃物で脅迫すると、文玉珠は負

けずに断固として日本語で言い返した。森川の本にもこの部分は文玉珠の日本語が直接引用されており、私も森川が文玉珠の口真似をしながらこの場面を再現するのを聞いたことがある。

文玉珠とインタビューをした尹貞玉、証言調査チーム、伊藤孝司、金文淑、慶尚毎日新聞の記者などは皆、癖のある文玉珠の大邱方言、そして韓国語では表現できない、自然に日本語で発話される経験と記憶を、自分たちの言語と叙述で再構成した。一方、文玉珠と森川の間で基本言語は日本語だった。韓国語が分からぬ森川と、日本語が完璧でない文玉珠の間に限界と壁がなかったはずはない。

それを考えると、韓国語と日本語の両方が堪能な歴史学者金光烈との対話が、文玉珠にとって最も理想的だったのかもしれない。金光烈との対話で文玉珠が自分の証言内容と通訳にも敏感だったことがわかる。1992年3月に九州における4地域巡回証言の途中、文玉珠は通訳を替えてほしいと頼んだことがある。結局、言葉はもちろん日韓の歴史もよく知っている崔昌華牧師の夫人が通訳をした。

今日言ったことが、また明日言ったことがまた、結構変わっていたんです。それで私が証明をした。だけど、そしてまた何か言わなかつたこともとても多くが…（中略）通訳する人たち、ツヤク（通訳、筆者）がね、韓国語でこう、（日本語）と少し違って自分がそこでもっとうまく通訳しないといけないのに。そいつが、私の言ったことをろくに翻訳もせず、さっとごまかして違う内容を言ったんだ。その時隣に座って聞いてみると、私たちは日本語が分からぬと思っていたらしく、私たちが日本語をほとんど聞き取るけど、全部できるわけではなく、また私が話すのも全部間違って通訳しそうで（国家記録院所蔵の金光烈録音 DTD0000749\_001）。

文玉珠は相次ぐ証言集会の間、自分の証言が「同

じ」ではないことを憂慮し、その上通訳を介して自分の証言が「切り取られて変わること」を心配した。被害者が人の前で体験を語るのは大変なことである。それにそのような通訳問題が加わるわけだ。文玉珠が証言を始めた91～2年も日本政府の日本軍「慰安婦」制度についての公式見解と彼女の実際の経験における隔たりが問題であるのに、通訳の力量によってその隔たり深まり誤解を生む。しかし、韓国語と日本語の両方ができるからといって、文玉珠ほど自分の証言内容と伝達に敏感な被害者は多くない。金光烈に文玉珠は、本人が「3、4ヵ月だけ日本に住めば、通訳者よりはるかに上手になるだろう」と語っている。

文玉珠は「3、4ヵ月日本に住めば」と言ったが、演劇人で森川の同志として文玉珠を支えた桐谷夏子は1992年当時、文玉珠の日本語は十分に素晴らしいと覚えている。森川は文玉珠の日本語について60～70年代に料理屋で働いたことをあげた。当時文玉珠が料理屋で、韓国に出張に来た、あるいは「妓生観光」をしに来た日本人商社マンたちを相手にしたため、慰安所時代の日本語が年を取っても依然と生き残っていたようだと分析した。

文玉珠と森川万智子は言葉の限界と壁を、共に歩いた2年（森川が本格的に本の執筆作業をした1993年9月～1995年冬）という時間をもって乗り越えた。その2年間、森川は朝早く福岡から3時間ほどフェリーに乗って釜山港に着き、釜山駅からセマウル列車に乗って大邱駅に降り、文玉珠の家まで行く。そうやって来る森川を、文玉珠は朝から参鶏湯を煮ながら待つ。森川の当時のパスポートには、1992年8月から1996年に文玉珠が世を去った年の8月に彼女の家を訪問するまで、計18個の韓国出入国印が押されていた。

大邱出身で当時早稲田大学留学生だったチエ・ジンが時々韓国と日本で通訳として間に入つたが、チエ・ジンも通訳のための通訳というよりは東京を訪問した文玉珠と時間を過ごした2人の知人だ。大邱女性会が取り組んでいた大邱地域の「慰安婦」被害者の支援と問題解決運動に関わる中で

文玉珠と森川に会った安李貞善（アンイ・ジョンソン）も通訳というよりは同じ道を行く同志だった。

植民地支配下の貧しい家で生まれた女の子であった文玉珠は、幼い頃に書堂（民間の初等教育機関）で漢文を学び、私立夜間学校で日本語を学んだ。日本軍のビルマ戦線の慰安所にいた「慰安婦」文玉珠は、生き伸びるために軍人たちが教えてくれる日本語を歌のように覚えた。そして故郷に帰ってきて母と兄の家族の面倒を見なければならなかった家長の文玉珠は、釜山と大邱の料理店で日本人の客を相手に日本語を磨き上げる。そのようにして身に刻まれていた日本語が、1990年代の生存被害者であり、活動家である文玉珠と森川の共同作業を可能にする道具になったのだ。文玉珠と森川の間に語彙と表現の限界はあったかもしれないが、2人は信頼でその限界を克服し、森川は文玉珠が残した彼女の語りをできる限りそのまま残そうと最善を尽くした。

## （2）卓越した記憶力で交わした「対話」、そして森川万智子の丹念な調査

第三に、本として完成するまで文玉珠と森川の作業の基本部分が数回にわたり、ボソボソと交わされる「対話」だったということを挙げたい。文玉珠は質疑応答のやり取りや一回限りの面談を嫌がった。1992年9月に文玉珠は金光烈に以下のように、

これはこのようにゆっくり座って私たちだけでもりに積もった話をすると、次々と新しい話が出てきて、先に喋った話と後で喋った話の順序が違っても話してどんどん出てくる。

（国家記録院所蔵の金光烈面談録音  
DTD0000749\_001）

と言いながら、自分は対話方式がいいと明かす。1992年9月、確かに文玉珠は金光烈と彼の姉と自由に「対話」を交わしていた。大邱の文玉珠の家

を訪問した森川もまたそこで2～3日ずつ寝食を共にしながら文玉珠と「対話」を交わす。作業の最後の頃にはもうしゃべることもないと言っていた文玉珠が、福岡に帰ろうと荷物をまとめる森川に、ポンと新しい話を切り出して森川を慌てさせたこともある。大邱の家で文玉珠が日本語で吐露する語りを森川が録音しながら記録して、日本へ帰る列車の中でさっそく整理し始める。そうやって日本でまとめた口述内容を森川が再び文玉珠の家に数日間泊まりながら日本語で読んであげると、文玉珠がそれを修正するやり方で本の作業を進めた。1996年初めに日本で発刊された本を受け取った文玉珠は、それを指でポンと弾いて押し返す。文玉珠は簡単なひらがなは読めても日本式漢字やカタカナは読むことができなかつたからだ。

「自分が見て体験したことだけを話す」とよく言っていた文玉珠の卓越した記憶力もまた2人の共同作業を可能にした。1942年7月10日に釜山（プサン）から船に乗り数カ月後にビルマのマンダレーに到着した文玉珠は「楯8400師団」に所属することになる。その後、楯8400師団と共にビルマ戦線を移動させられるが、そのすべての移動経路と地名、移動時期、慰安所の名前と地名、当時の対話、慰安所利用料金、慰安所周辺環境、そこで覚えて歌った日本の歌までの全てを文玉珠は殆ど明瞭に覚えていた。文玉珠の正確で卓越した記憶力のおかげで、森川は後半のビルマ戦線の楯師団関連解説と資料編を書くことができたのである。

1993年9月から本格的に証言採録作業を始めた森川は、大邱と福岡を往復しながら文玉珠の証言を「聴いて」「記録」する。初めて詳しい証言を聞いた九州大牟田の料理店釜山館を探すため現地調査も行った。釜山館は、12歳の文玉珠が「勉強もさせてくれ、お金も稼げるようしてくれる」という言葉にだまされて行き、逃げ出した九州炭鉱地域の料理店だ。文玉珠を通じて日本が起こした戦争の実状を知り始めた森川の調査は、他の地域にまでさらに広がる。1994年4月からは楯師団の退役軍人たちにインタビューするために香川県善通寺市に、1995年2月と秋には文玉珠の足跡を追

いかけビルマとタイへと国境を越える。当時、軍部が政権を掌握していたビルマでは、国内移動にもビザが必要だった。

### (3) 生存被害者文玉珠の語りを加害国日本の歴史に

1992年3月に文玉珠と初めて会った時から森川は文玉珠の記憶力に毎回驚かされた。その森川の驚きは次第に日本に対する疑問と問題提起に変わっていった。太平洋戦争当時、地獄の戦場と呼ばれたビルマ戦線では無謀な作戦が強行され、16万7千人の日本兵が戦死した。森川は、戦争の実像を解明するべく、東京の防衛省防衛研究所の図書館や国会図書館まで出かけて、楯師団とビルマ戦線の戦闘関連資料や米国の戦術報告書を調べる。過去の日本軍兵士たちが書いた戦記や証言をも読んだ。また文玉珠が所属していた楯師団出身の日本軍兵士と接触し、「香川県ビルマ会」など戦友会が主催する慰靈祭にも参加して、元軍人たちのインタビューも行った。

日本軍のビルマ戦線関連の各種史料の中の、そして日本軍が語るビルマ戦線の風景は、文玉珠が描写した風景そのままだった。ビルマ戦線から退役した軍人たちが残した回顧録に朝鮮人日本軍「慰安婦」が登場する。森川が直接会った元軍人たちは彼女に自分たちが知る日本軍「慰安婦」について話を聞く。それでも日本軍が残した公式戦史には日本軍「慰安婦」の存在が消されている。森川が出会った楯師団出身の軍人たちはビルマの現地人や宿舎を紹介してくれるほど森川の調査作業に協力的な「良い人」たちだった。しかし、公式の場で文玉珠に会うことや、慰安所について語ることは拒否する。森川から文玉珠の話を聞いた楯師団出身の軍人たちは文玉珠を「戦友」と言うことができても、加害者としての自覚はなかった。

森川は文玉珠を通じて、日本が起こした戦争の実状、日本が残した戦争史から抜け落ちた歴史を「再び」学ぶ。それゆえ解説編の3番目のテーマ「ビルマ戦線楯師団と慰安婦」は、「私は楯8400部隊の軍属だった」という文玉珠の声の直接引用で始まり、日本軍「慰安婦」として連れて行かれた

文玉珠を中心に書き直された戦史なのだ。森川が筆者に文玉珠の証言は検証しないと言ったのもこれに繋がる。森川がビルマの現地を訪ね、史料調査など行ったのは証言の検証ではなく、戦史編纂作業だった。解説と資料編に編み込まれたこの戦史編纂作業は、森川自らが文玉珠の体験をよりリアルに感じて書くことで文玉珠の一代記をより豊かなものとし、読者が戦争の実状と文玉珠の「慰安婦」をより具体的に想像できるようにながっている。そしてこれは、日本軍の「慰安婦」動員と慰安所の管理運営を否定する日本政府の欺瞞を明らかにしている。

文玉珠の「証言」は、文玉珠自身の語りと森川の調査によってさらに生き生きと豊かになっていく。それを大邱の文玉珠の部屋の真ん中に広げ、2人は再びそれを読みながら話の続きを語りあう。そのような2人をそばで見守ってきた桐谷は、ある瞬間から文玉珠が本を作ろうと走り回る森川を応援し始めたと回想する。初期には尹貞玉と金文淑に「よろしくお願ひします」と証言をしていた文玉珠が、1993年9月からは森川のために語り続ける。そしてこの森川との共同作業によって、文玉珠の証言はさらに詳しく力のある一代記（前半部）となり、森川の解説は戦争を起こしながら加害歴史を忘却・否定する日本社会の告発（後半部）となって、文玉珠の語りを内容深く増幅させたのである。

一般的な証言集とは異なるこのような本の構成のため、出版をためらった出版社もあったという。しかし、森川は自らが加害国日本の国民として語り手となり叙述するこの解説に固執し、梨の木舎は何の条件もつけず森川が望む構成で本を出版した（2023.01～03.桐谷夏子と、2022.11.梨の木舎代表羽田ゆみ子のインタビューより）。出版社梨の木舎の「教科書に書かれなかった戦争」シリーズ22番目として出版されたこの本は、初版刊行から1年余りの1997年6月には第3刷と出すに至っている。

この文玉珠の一代記が、2013年韓国で文玉珠が「第4次慰安団」に行った事実を証明する日本軍慰

安所管理人の日記が発見されたのを契機に、再び注目を集めようになる。それを契機に、森川も文玉珠の若い頃の写真を入れて新しく装った増補版の出版を決意する。増補版には、森川の1996年10月以降の調査資料と森川自身が1997年5月から14ヶ月間ビルマ、タイに滞在して確認した新たな事実（楯師団残留日本兵と現地出身楯師団通訳のインタビュー、慰安所「おとめ」の建物確認など）が、増補版解説として追加された。この増補版では、文玉珠の記憶の誤りと森川自身の解説の誤りは修正したが、1995年まで文玉珠が証言した文玉珠の一代記はそのまま掲載された〔『新装増補版 文玉珠 ビルマ戦線 段師団の「慰安慰」だった私』1996:215〕。

## 6. 森川万智子のフェミニズムの視点で「聴く」「書く」

### （1）「弱者への配慮で毎瞬間を精一杯生き抜いた女性、文玉珠」（森川万智子）

この本作りにあたって森川は、最後の校正作業の時までその内容について繰り返し細かく文玉珠に確認している。ここには、時に苦しい記憶を思い出さなければならない文玉珠とその生々しい語りを立ち入って聴く森川。筆者はその過程がつらく大変なものではなかったかと、森川へのインタビューで質問したことがある。しかしそれは私の愚問だった。二人は、涙を流すよりは、タイムスリップでもしたかのようにその「対話時間」を楽しんだのだという。

文玉珠の証言に従って森川が作った地図を広げ、二人は時には「くすくす笑いながら」たくさんの思い出と経験を語り合った。森川が活字に移した文玉珠の一代記は、独立運動をしていた父が胎夢を見て命名したという大邱のことから始まり、九州大牟田の釜山館——満州東安省——黃海道衿川郡に住む姉の家、南の国ビルマ——マンダレーでの日常——最前線——地獄の島アキヤブ——退却とプローム、ラングーン——タイの



1995年秋に初訪問したビルマで森川が撮った3カ所の慰安所など現地の写真とそれを作った地図と一緒に見ている文玉珠（提供：森川万智子）

バンコク・ラングーン——タイに退却、バンコク——アユタヤの陸軍病院——解放後帰国して母のもとに戻るまで、帝国日本の占領地に沿って展開される。そのすべての時空間に文玉珠の喜怒哀楽が詰まっている。

森川が叙述した一代記には、家事が苦手で始めた妓生修業や達城（タルソン）券番を優等生として修了した17歳の文玉珠が、ビルマのある慰安所に来て酒も飲まずにうずくまっている若い兵士がいると上官に叱られたり殴られたりした下っ端の兵士なのだと思って酒でも一杯飲めと勧める文玉珠が、結核にかかったアキミ姉さんを自分の手で火葬して大邱の両親に渡すために遺骨の一部をずっと持っていた文玉珠が、戦争が終われば自分が朝鮮に行くから一緒に暮らそうと約束した日本兵本田に会いたがる文玉珠が、戦場ではパパイヤでキムチを漬け墜落した英軍飛行機があればその残骸を見に行く好奇心の強い文玉珠が、朝鮮人だと差別して暴力を振るう日本兵に負けないしっかり者の文玉珠が、地獄のような戦線から退却してヤンゴンで将校たちからもらったチップと軍票を貯めて母親に家を買ってあげる夢を膨らませていた文玉珠が、日本の敗戦を感知して軍医から診断書を受け取る賢い文玉珠が、帰国準備のために革のハンドバッグと靴を買っていた乙女の文玉珠が、生き生きと描写されている。聴くことができる森川だからこそ、文玉珠は全てを語ることがで

きたのだ。

解説編の「ムン・オクチュさんの戦後」に森川が残した文玉珠は、後遺症で不眠症に苦しみ、同僚の遺体を火葬した記憶のためしばらく焼肉が食べられない、そんな人間文玉珠だ。それは、子どもを産めない体となったが、最善を尽くして母親と家族の面倒を見て、一緒に暮らしていた男性の子どもたちまで誠心誠意育てた強靭な女性である。森川が何度も語っていた文玉珠の口癖は「森川さん、私は本当に一生懸命生きてきたよ」だったという。文玉珠は、生活が苦しければ「さあ、働いてみようか」と力を絞り出した。森川の文玉珠は、被害者／生存者／女性／世話を必要な人に最後まで責任を負う情の深い人／なのである。

解説編の「名乗り出」では、文玉珠の言葉が直接引用されて、文玉珠が5年余りの運動を通じて自身が体験した「被害と不幸」を歴史問題として、社会問題として認識するようになったこと、日本政府の内心を見抜いていたことを記録している。ここには、被害者から生存者として、活動家としてのアイデンティティを持つようになった文玉珠がいる。

森川が著した文玉珠がこのように複合的な主体性を持った存在であり得たのは、聴き手であり書き手である森川が、文玉珠を単純な被害話とか強姦ストーリーとかに閉じ込めない、フェミニストとしての感受性、100%無力な被害者性（像）などを否定する問題意識を持っていたからだ。文玉珠が日本の支援者たちに会って変化したように、森川にもフェミニズムの観点から「聴く」「書く」ことを可能にした運動や人との出会いがあった。

## （2）日本の人権運動・フェミニズム運動との出会いと活動

文玉珠に会うまで森川は、16年間勤めた郵便局で、高卒女性が体験しなければならない差別に抗して15年間労働組合運動をする。職場の外の地域では在日朝鮮人の指紋押捺反対運動のような人権運動<sup>20)</sup>はもちろん、女性運動にも積極的に参加した。全国組織である「売買春問題ととりくむ会」活

動にも関わった。同会の前身は、売買春防止法を実現させた売買春禁止法制定促進委員会である。1973年1月に「売春対策国民協会」と「沖縄の買春問題ととりくむ会」が統合されて「売春問題ととりくむ会」が結成され、それは1986年4月に「売買春問題ととりくむ会」に改称した〔『売春問題ととりくむ会ニュース』No.1、1973年2月1日〕。2014年現在、全国14団体が参加しているこの会の目的は売買春、性搾取反対と女性の基本的人権の確立にある。目的達成のために韓国の女性団体と70～80年代には妓生観光反対運動を、80年代末からは日本軍「慰安婦」問題解決運動を積極的に展開した団体だ。福岡の森川も「売買春問題ととりくむ会」を通じて妓生観光反対運動に取り掛かり、韓国の女性運動を知る。森川は1990年12月1日「売買春問題ととりくむ会」が挺対協の尹貞玉代表を講師として招いたセミナー「人権と戦争を考えるセミナー：朝鮮人強制連行、従軍慰安婦」などに参加する。そして日本軍「慰安婦」問題関連情報を得て挺対協と韓国の運動とも接点を持つことになる（『売春問題ととりくむ会ニュース』、No.91、1991.01.16）。同会の1992年のニュースレター101号と106号には、森川氏自身が取り組んでいた文玉珠の軍事郵便貯金に関連した文章を寄稿して、福岡における慰安婦問題解決運動を全国の読者と共有していた。

また森川にとっては、もう一つ大事な場があった。それは1972年に創刊された女性総合情報誌『あごら』とその集まり「あごら」だ。『あごら』は1972年～2012年まで半世紀にわたり刊行されていて、政治、経済、社会に対する全国の女性の視点と声を集めて個人の問題を社会問題に拡張させた情報誌だ。「あごら九州」のメンバーとしても活動をしていた森川は、1984年5月に自身の拠点である山口に「あごら山口」を発足させ、7月5日～20日にアフリカのナイロビで開催された「NGOフォーラム」に「あごら」のメンバーと共に参加する〔『あごら』104号、1985年〕。「あごら」は中央組織と支部という関係ではなく、各地域が拠点となってテーマや活動方式などを自らが決めて

全国に連帯の輪を広げていく運動だった。これは従来の社会運動や労働組合などの組織運動とは違う形だ。1986年に郵便局を退職した森川が1990年まで活動拠点を東京に構え、あごら出版部で働いていたのもこのような縁からだった。

活動の場を東京へ移した森川は、1988年に国境を越えたアジア太平洋地域において、世界で代替社会をつくるために組織された国際連帯運動「People's Plan 21世紀」の日本国際会議「アジア女性フォーラム」事務局で働いた。当時、韓国政府の妨害のため韓国の女性団体は参加できなかったが、事務局責任者だった森川は韓国女性団体と直接関係を結ぶことになる。この時、森川は劇団黒テントの創立メンバーであり役者でもあった桐谷夏子と知り会うようになる。

桐谷は1980年から韓国との連帯運動に取り掛かっていた。彼女は5月18日に韓国の光州で民主化を求める「光州5・18抗争」と戒厳軍による無残な鎮圧と虐殺が起きると、東京で出された声明に賛同し、1989年アジア民衆文化協議会(ACPC)企画の公演に出演する。「Cry of Asia」[『조선일보』1989年11月22日]はインド、タイ、フィリピン、日本、韓国などアジア16カ国の演劇人による合同公演だ。それを縁に韓国の演劇人たちと一緒に「慰安婦」をテーマにしたマダン劇にも出演する。桐谷は森川と共に大邱の文玉珠の家を訪問し、1995年2月には初のビルマ現地調査にも同行して英語通訳を自ら引き受けるなど、常に森川を応援していた。そして、文玉珠の語りを最大限文玉珠の語り言葉で書き残すように、記録を森川と一緒に読んでどう書き残すか模索を共にしたのも桐谷だ(2023.01～03.桐谷夏子のインタビューより)。これは役者だからこそその役割だ。彼女は、アジアの国々を植師団と戦火を潜り抜け生き残った文玉珠が、あの時代の自分を「けだものだった」と言ったことを忘れないという。桐谷にとって森川との友情は文玉珠の証言と一緒に追体験したことにある<sup>21)</sup>。そして、桐谷も文玉珠の「証言の目撃者」だった。

その他にも1986年からの約4年あまりの東京生



左から石崎歟子の家でくつろいでいる信川、文玉珠、森川、石崎（提供：信川美津子）

活で森川は、1976年頃から「女のからだのおしゃべり会」や「準備出産」などの運動に取り組んでいる森冬美と荻窪に住んでいた石崎歟子、富澤由子のような、心強い女性同志たちを得ることになる。文玉珠と同世代の1922年生まれの石崎歟子は森川に文玉珠の証言集を出すように勧めた当の本人である。森川と共に文玉珠に会いに大邱まで行き、以後文玉珠の家に泊まるように森川の背中を押したのも石崎だ。裁判や集会などで東京を訪れた文玉珠と森川は、森や石崎の家で忙しい日程の疲れを癒したりもした。当時、森冬美の杉並区の自宅に構えていたギャラリーの2階に賃貸で暮らしていたパク・チンも彼らを支援しながら必要な時に通訳をした。1988年頃に知り合い最期まで森川を支えた富澤由子は「出生差別の法改正を求める女たちの会」の世話人だ。森川が残した録音資料の中には、森冬美の家で味のある歌のリズムをとる文玉珠と彼女の友人たちの声が残されている。そこには桐谷や富澤が記憶する「いつも飾り気なく堂々とした、気分が乗れば民謡一節を軽く歌っていた文玉珠」がいる<sup>22)</sup>。

### (3) 「慰安婦」を必要としない社会作り

福岡で文玉珠の初の証言集会を企画したのも森川のフェミニスト同志たちだ。第1回招く会の会合の時、森川は思いもよらない「壁」にぶつかる。長い間、在日朝鮮人の強制動員調査を行ってきた

実行委員からは、「炭鉱地域に連れてこられた産業「慰安婦」もいたのに、その問題は扱わず、なぜあえて韓国人被害者を招くのか」「軍慰安婦問題さえ扱えばいいと考えるなら、実行委員会を解散せよ」という抗議まで受けたことがある。1992年文玉珠の証言集会を無事に終え、「慰安婦」問題の本質について勉強するため森崎和江の講演を提案した際には、女性実行委員から「私たちは女性運動をしようとしているのではない。強制連行問題に取り組んでいる」と指摘されたこともある。

結局、森川は女性の立場と視点で日本軍「慰安婦」運動をするために1993年4月「従軍慰安婦問題を考える女性ネットワーク」を立ち上げる。山口、広島、福岡などそれぞれの地域で運動をやっている女性たちによる「従軍慰安婦問題を考える女性ネットワーク」はわずか3年ほどしか活動を続けなかつたが、各自の地域運動と連帶しながら自分たちなりの運動に取り組んだ。その際に女性ネットワークのメンバーは「女性の性」を道具としてのみ見る極端な形が日本軍「慰安婦」だという問題意識を共有し、各自の運動課題と日本人「慰安婦」との接点も認識していた。

森川が強制動員問題全般から「慰安婦」被害者を切り離して運動しなければならないと思うようになった契機がもう一つある。それは日本政府を対象に補償請求訴訟を提起した韓国人原告間の日本軍「慰安婦」に対する認識だ。戦後補償裁判の記者会見で強制動員被害者が「私たちは慰安婦ではない。単なる勤労挺身隊だった。皆が誤解してとても困った状況だ」と話す時、隣の席でうつむいていた「慰安婦」被害者はとても辛かっただろうと森川は言う。初期の戦後補償運動には韓国社会が持っていた偏見が韓国人の原告らの中にも投影されて現れていたのだ。1992年当時「慰安婦」問題の難しさに直面した森川は、支援運動や関連運動の中で生存被害者自らが「私は慰安婦だったが、私が何か悪いことをしたのか？ 私に何の過ちがあるのか」と言える運動を目指した。そしてその後、李容洙のように「慰安婦」被害者たちが堂々と人権活動家として闘えるようになったことを、

森川は喜んだ。

森川が思う「慰安婦」問題の究極的解決は「慰安婦」を必要としない社会づくりである。ゆえに彼女は1996年に2人の共同作業の成果物として本が発刊され、文玉珠が亡くなった後も女性の経験を復元し、下から書き直す歴史のために文玉珠の足跡を探し調査研究を続けた。翌年5月から14カ月間、ビルマ現地に滞在して得た情報は、まるで文玉珠が導いてくれたのかと思うほど幸運が相次いだ。樁師団にいたビルマ残留日本兵に会い、樁師団で通訳として働いたビルマ人にも偶然会い、文玉珠がいた所と推定されるプロームの慰安所「おとめ」の建物も確認した。その他、200名以上地元の人々を取材した森川は、3つのドキュメンタリーを残す。その映像には森川が会った中国人「慰安婦」2人の証言と他の旧慰安所の建物が入っている。27カ所もあったビルマの日本軍慰安所には、朝鮮から連れてこられた女性たちのほかにも、中国人、日本人、そしてビルマ現地の女性もいた。依然として女性の人権意識が低いビルマでは、誰も被害を証言できずにいる。森川がビルマ現地調査で会った中国人「慰安婦」2人だけが現地の被害者として証言をした。

森川は、自身の現地調査を2016年7月6日～2017年7月30日まで東京のアクティブミュージアム「女性たちの戦争と平和資料館」(WAM、Women's Active Museum)が開催した第14回特別展示「地獄の戦場・ビルマの日本軍慰安所～文玉珠さんの足跡をたどって」に活用した。彼女にとって文玉珠の生涯を歴史資料と共に記録することは、何の言葉も残せずに亡くなった被害者や、依然として被害事実を隠して生きなければならない被害者たちが受けた傷とビルマで女性たちが体験したアジア太平洋戦争の歴史を世に伝えることでもある。

展示や講演、ビルマ現地取材ドキュメンタリー上映のほか、森川は桐谷と新たな挑戦をした。森川が音響を担当して桐谷が文玉珠の語りを朗読する一人芝居だ。2人は韓国と日本で3回公演を行った。被害者不在時代に次の世代へ被害者の証言を

伝えるための斬新な試みだ。このようにして森川は文玉珠の「証言の証言者」<sup>23)</sup>になっていた。森川もこの世を去った今、桐谷は2024年秋ソウルで開かれた展示「우리가 그랬구나 (That's what we did)」(2024.10.4-31)のオープニングイベントとして韓国の俳優カン・マルグムと文玉珠一代記の朗読劇を行った。2025年2~3月には森川と生前に協議中だった英語圏（香港・ネパール）での朗読劇も実現させた。演劇人桐谷は朗読劇で「証言の証言者」としての役割を果たしている。香港での公演では筆者も森川万智子が担当していた音響、そして英語字幕の担当として加わり、文玉珠の証言を伝えることができた。

## 7。「証言の証言者」たちがつないでいくこと

本稿では文玉珠と森川万智子の出会いと縁を二人の生涯をたどりながら考察した。文玉珠の「語りの時間」と森川万智子の「聴く時間」は、二人が90年代の元日本軍「慰安婦」問題解決連帯運動と共にした時間でもあった。その根底には戦争に反対する二人の信念がある。

証言を語ること、聴くことの難しさはよく言われてきた。それでも文玉珠は連帯運動の中でよき理解者たちと出会い、自分の全てを「語り」として残すことができた。70年代から労働運動や女性運動に関わった森川万智子は文玉珠の「語り」を聴くだけではなくそれを日本国と日本社会への問い合わせに代え、自らその問い合わせに答えるため更なる調査と運動に取り組んだ。森川のそのような取り組みがまた文玉珠の「語り」を引き出したのだ。さらに、森川万智子は「証言の証言者」になって文玉珠の証言をつないでいた。

本稿の執筆は韓国大邱の「ハルモニたちと共にする市民の会」が企画した2021年の「文玉珠証言1次講読会」と2022年の「文玉珠証言2次講読会」からできた成果の一つである。地元の活動家や研究者たちと一緒に取り掛かった文玉珠証言講読会は「証言」の検証ではなく文玉珠の生涯を様々な

角度から考察しながら文玉珠の語りを聴き、文玉珠と森川万智子が残した地図の上を旅した。そこには大邱という地域のもの語りが、日韓連帯運動の歴史がある。2014年の「ヒウム日本軍『慰安婦』歴史館」開館展示企画に参加した私は、加害国日本で、大邱地域の生存者たちと20年余りの歳月を共にしてきた友人たちの話を伝える特別展を提案し、展示企画・展示したことがある。長い苦痛のトンネルを抜け、堂々と歴史の主人公として登場した生存者たちと共に、戦争と暴力のない社会を作るために努力してきた日本の友人たちの足跡は、日本軍「慰安婦」問題解決運動の、大邱市民の会が取り組んできた運動の歴史の貴重な一ページだったからだ。

韓国のソウルで毎週水曜日に行われる水曜デモの場には「慰安婦」の歴史を否定し被害者たちを誹謗する勢力が乗り込んできてヘイト・スピーチを続けている。それに対して、文玉珠と森川万智子のように、生存者と日本の友人たちが国境を越えて共感に基づいた新しい関係を結び、それにより成し遂げた生の尊厳の回復と問題解決運動の拡張を韓国と日本社会で共有することは、「共感」と「連帯」する方法を改めて学ぶことであり、日本軍「慰安婦」問題に我々がどう向き合うかについても、今一度理解を深めるものとなろう。

### 注

- 1) 本稿は2023年韓国で出版された『문화융합 시대의 지역사회: 일본군「위안부」문옥주의 증언과 지역』(한국문화사, 2023)に掲載された論文を大幅加筆修正したものである。
- 2) 森川万智子「まえがき」、『文玉珠 ビルマ戦線 植師団の「慰安慰」だった私』(語り・文玉珠/構成と解説・森川万智子、梨の木舎、1996年)。
- 3) 森川万智子の追悼と二人の出会いについては、筆者が韓国の週刊誌『時事IN』に書いた拙稿『『慰安婦』被害者の真実を記録した日本人』(639号)と「日本人が記録した『慰安婦』の悪夢』(475号)を参照してほしい。
- 4) 本論文の文玉珠の語りと森川の解説は二人の本『文玉珠 ビルマ戦線 植師団の「慰安慰」だった私』(1996年初版と2015年新装増補版)を参考にした。そして、文玉珠については彼女が生前残し

た他の証言や活動関連資料を、森川万智子については筆者が行ったインタビューと関連資料、そして森川と一緒に文玉珠を支える活動をしていた関係者たちへのインタビューに基づいて分析を行った。

- 5) 1993年12月10日、日本軍「慰安婦」被害当事者たちが作った団体。1994年8月1日、「『従軍慰安婦』被害者会」に名前を変え、文玉珠は1995年8月まで共同代表を務めた。以下「被害者会」に統一する。
- 6) この本は辺見庸が1993年3月～1994年3月まで共同通信の国際通年企画「もの食う人々」(全51回)というタイトルで各新聞社に配信した取材記を加筆・修正したもので、韓国では2017年に『여는 인간 (食べる人間)』(メメント)が翻訳出版された。
- 7) この出会いから続いている李容洙と信川美津子の縁については、拙稿『『慰安婦』被害者 李容洙、卒寿を迎える』『時事人IN』581号(2018.11.06)を参照。
- 8) 本稿の「ハルモニたちを支える会」についての情報や支える会のニュースなどの資料は朴壽南監督のWEBサイト「監督 朴壽南」(<https://nutigafu.wixsite.com/park-soonam>)から引用した。
- 9) ハルモニたちを支える会編集・発行『生きてたたかうーハルモニたちの熱い夏 そして今』1994.09, Vol.2と朴壽南監督の映画「沈黙 立ち上がる慰安婦」から引用。
- 10) ハングル翻訳版には日本語版の導入部のインタビューをすることになった経緯が入っていない。その代わりに、父親の故郷と家族に関する証言と就職詐欺でビルマに連行される部分は一部だけが紹介されている。そして、金文淑とのインタビューには熊本地域のテレビ局プロデューサー村上が同席したようだが、番組として実際に制作・放送されたのかは確認できなかった。
- 11) 『慶尚毎日』に連載された「勤労挺身隊ハルモニ肉筆手記 - 地獄の日々」に引用された文玉珠の証言と記事の叙述については、ペ・ジョンの「証言を聞き読むということ - 大邱地域に日本軍『慰安婦』文玉珠の証言を中心に」『文化融合時代の地域社会:日本軍「慰安婦」文玉珠の証言と地域』(2023)を参考にしてほしい。
- 12) 挑対協・韓国挺身隊問題研究所編『증언집 1 강제로…………글려간 조선인 군위안부들』(1993, 한울、日本語訳は明石書店)と国史編纂委員会の「史料で見た韓国史」([http://contents.history.go.kr/front/hm/view.do?levelId=hm\\_125\\_0130](http://contents.history.go.kr/front/hm/view.do?levelId=hm_125_0130)、2025年1月10日最終閲覧)に乗っている文玉珠の証言(この証言集から引用)には、東安省ではなく満州「挑安城」と書かれている。他方、大邱の地方新聞の『경상매일(慶尚毎日)』の連載「(勤労挺身隊ハルモニ肉筆手記 - 地獄の日々)」(1992.12.11～1993.01.31、合計8回)と大邱の地方新聞の『매일신문(毎日新聞)』の連載「나는 증언한다 광복 50 주년 전 일본군 위안부 수기—文玉珠」(1995.09.02～10.21、合計7回)にも満州「挑顔縣」と表記されている。だが、筆者の森川万智子などとの面接過程および日本軍慰安所関連研究などを通じて文玉珠がいた満州の慰安所は東安省にあったことが明らかになった。
- 13) 文玉珠は1995年大邱の地域紙毎日新聞とのインタビューの際にも姉が住んでいた所を咸鏡南道金川郡西北面花巖里と言っている(『매일신문(毎日新聞)』1995.09.23)。ところが、大邱の「ハルモニと共にする市民の会」が開催した「文玉珠講読会」(2021.06.～12.)で文玉珠の証言資料を読み合い議論する過程で文玉珠の姉が住んでいた所が咸鏡南道ではなく黄海道の金川郡西北面花巖里だったことが確認できた。おそらく本人の記憶違いと思われる。
- 14) 映像提供は森川万智子、録音提供は市民の会。この時の証言内容が招く会が発展して結成した「文玉珠さんの軍事郵便貯金の支払いを求める会」の軍事郵便貯金支払い運動にも使われ、会の小冊子『私の貯金を返せ』(1993.05)にも載せられた。
- 15) 46分のこのドキュメンタリーは「地方の時代」映像祭1992で優秀賞を受賞した。そして1997年2月には1996年10月の文玉珠の葬式などの様子を入れた拡張版「誇りの選択 - 従軍慰安婦の51年」が放送され、1997年の平和共同ジャーナリスト基金賞を受賞した。ところで、番組のタイトルが「侮辱の証言」(1992)から「名誉の選択」(1997)へ変わっている。当時北九州で文玉珠を支える運動をやった廣崎リュウによれば、「侮辱の証言」という表現に森川が強く問題提起をしたからだということだ。
- 16) 「ムン・オクジュさんを招く実行委員会・筑豊」委員長の大野節子さんが1992年4月12日通訳の金貞女宛に送ったお札の手紙に「4月4日私たちが企画しました「強制連行の歴史 聽こう魂の叫び!ムン・オクジュさんの証言」集会は、多くの方々の参加をいただき、理屈ではなく心でしっかりと証言をうけとめ、きつい証言を聞いた側の義務としてこれからも軍隊「慰安婦」や産業「慰安婦」をはじめとする様々な強制連行の実態を地元から日本へアジアへと追及を続けていきたいと決意をかためておられます」と述べている(手紙は崔善愛提供)。
- 17) 崔牧師は1992年文玉珠の証言集会(3月末に)に

先たった2月28日に九州キリスト教センターに韓国キリスト教会女性連合会のユン・ヨンエ総務を招いて「従軍慰安婦追悼の旅」報告集会を開くなど韓国と関連運動に取り組んでいた。

18) 1993年10月22日～25日、日本の埼玉で開かれた第2回強制「従軍慰安婦」問題アジア連帯会議で、挺身隊、強制従軍慰安婦という用語を日本軍「慰安婦」に書き換えることが決められ、第3回会議から会議名称も「日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議」に統一された。本稿では時期と関係なくアジア連帯会議で統一する。

19) 文玉珠は森川と第3回アジア連帯会議（1995年2月「戦後50年、日本軍『慰安婦』問題はなぜ解決されなかつたのか？」ソウル）にも参加していた。

20) 1985年に「指紋押捺制度撤廃山口県キャラバン合同実行委員会」が実施したキャラバンに参加し、あごら山口が「指紋押捺を考える」を特集と組んだ『あごら』103号（1985.11.10）には森川万智子も「知りたくなかつたこと」という寄稿文を寄せた（<https://nwec.repo.nii.ac.jp/records/8897>）。

21) 桐谷夏子（2024.06.24）のインタビューより。

22) 富澤由子（2022.12）、桐谷夏子（2023.01～03,2024.02）のインタビューより。

23) 筆者が思う「証言の証言者」とは、被害者の証言に心打たれたある人が、その証言を自分事と受けとめて学び・出会い・行動するうちに積極的にその「証言」と自分について「語る」ようになった人だ。これは平和学の葛藤解決の5段階のうち「関与」から借りた着想である。

## 【参考文献】

### 1. 日本語の文献・資料

あごら運営会議『あごら』No.95～175、女性による女のBOC出版部、1985.2.10.～1992.06.10

あごら九州編『あごら 雑誌でつないだフェミニズム〈第1巻〉斎藤千代の呼びかけと主張<1>』石風社、2016.12

『あごら 雑誌でつないだフェミニズム〈第2巻〉斎藤千代の呼びかけと主張<2>』石風社、2016.12

『あごら 雑誌でつないだフェミニズム〈第3巻〉人と人を繋いで雑誌あごらの四十年』石風社、2016.12

伊藤孝司（1992）「朝鮮人元従軍慰安婦・文玉珠さんの語る『地獄の日々』」『フライデー』講談社（1.31）（1992.8）「文玉珠 命を削った貯金の支払いを！」『証言 従軍慰安婦女子勤労挺身隊 強制連行された朝鮮人女性たち』（風媒社）pp.78-91

（1993）「文玉珠 ひとりで1日30～70人の相手をさせられたのです。」『写真記録 破られた沈黙——アジアの「従軍慰安婦」たち』（風媒社）

pp.25-31

（1997）「支払われぬ責務」『アジアの戦争被害者たち 証言・日本の侵略』草の根出版会、pp.111

（2014）「ひとりで1日30～70人の相手をさせられたんです。文玉珠」『無窮花（ムグンファ）の哀しみ【証言】性奴隸にされた韓国・朝鮮人女性たち』風媒社、pp.112-122

金文淑（1992.7）『韓国女性からの告発——朝鮮人軍隊慰安婦』明石書店、pp.233-242

文玉珠さんの軍事郵便貯金の支払いを求める会（1993）『私の貯金を返せ 内 저금 내놔라』

森川万智子（1995）「50年に巡り合う旅－慰安婦問題に取り組んで1～10」西日本新聞（07.15～08.10）

（1996）『文玉珠 ビルマ戦線 楠師団の「慰安婦」だった私』梨の木舎

（2015）新装改訂版『文玉珠 ビルマ戦線 楠師団の「慰安婦」だった私』梨の木舎

（2016）「慰安婦の証拠が必要なの」歴史科学協議会編『歴史評論』pp.96-102

「慰安所の生活、たどる 韓国の故文玉珠さんの場合」『朝日新聞』（05.17）

（2017）「誇り高い女性たちの系譜に」『ふえみん』No.3158（06.25）

「従軍慰安婦」問題を考える女性ネットワーク（1998）

『ビルマ（ミャンマー）に残る性暴力の傷跡－日本軍慰安所について現地調査報告』

従軍慰安婦問題を考える女性ネットワーク『棘とげ』No.1～6（1994.05～1995.07.19）

日本の戦争責任をハッキリさせる会『ハッキリニュース』No.10（1992.07.20）、No.12（1992.09.20）、No.50（1996.07.11）

ハルモニたちを支える会編集・発行（1994）『生きてたかう—ハルモニたちの熱い夏 そして今』Vol.2（09.15）

ハルモニたちを支える会『支える会ニュース 生きてたかう』No.2～8（1995.10.01.～1997.08.31）

廣崎リュウ（1994）「従軍慰安婦には返還されない軍事郵便貯金」『週刊金曜日』pp.24-29

辺見庸（1994）『もの食う人びと』株式会社共同通信社、pp.311-329

売買春問題ととりくむ会『売春問題ととりくむ会ニュース』No.1（1973.02.01）、No.91（1991.01.16）、No.101～106（1992.09.29.～1993.09.08）

ピープルズ・プラン21世紀実行委員会（1989）『ピープルズ・プラン21世紀—希望の連合へ 1989年夏報告集』

### 2. 韓国語の文献・資料

국사편찬위원회·'사료로 본 한국사': 2025年1月10日最終アクセス

([http://contents.history.go.kr/front/hm/view.do?levelId=hm\\_125\\_0130](http://contents.history.go.kr/front/hm/view.do?levelId=hm_125_0130))

김문숙 (1994.11) 『천황의 면죄부 – 침략전쟁은 아직 끝나지 않았다』 지평, pp.166-172

김광열, 1992.09.25 문옥주 인터뷰 자료, 국가기록원 자료 (관리번호 DTA0016451)

경상매일 「근로挺身隊 할머니 肉筆手記 – 지옥의 나날들」 1992.12.8. ~ 1993.01.31

경향신문 「8.15 특집 다양한 시각 통해 「實體 (실체)」 접근」 1992.08.10

동아일보 「정신대할머니 3 명 시위도중 할복시도 日 (일) 대사관 앞서」 1994.01.26

모리카와 마치코, 김정성 역 (2005) 『벼마 전선 일본군 '위안부' 문옥주』 아름다운사람들

매일신문 「나는 증언한다 광복 50 주년 전일본군 위안부 수기」 1995.09.02. ~ 10.21

배지연 (2023) 「증언을 듣고 읽는다는 것 – 대구지역 일본군 『위안부』 문옥주의 증언을 중심으로」 『문화융합 시대의 지역사회: 일본군 「위안부」 문옥주의 증언과 지역』 한국문화사, pp.15-51

이령경 (2016) 「일본인이 기록한 위안부'의 악몽」 『시사인 IN』 475 호 (10.28)

(2018) 「'위안부' 피해자 이용수 할머니가 구순을 맞는다」 『시사인 IN』 581 호 (11.06)

(2019) 「'위안부' 피해자 진실을 기록한 일본인」 『시사인 IN』 639 호 (12.19)

(2023) 「우연과 우연이 겹쳐 필연, 운명으로 - 문옥주와 모리카와 마치코의 삶과 인연」 『문화융합 시대의 지역사회: 일본군 「위안부」 문옥주의 증언과 지역』 한국문화사, pp.87-125

이토 다카시 (1997) 「文玉洙 한 사람이 하루에 30-70 명을 상대했습니다」 『종군위안부 : 남북 종군위안부 27 인의 증언』 눈빛, pp.87-97

(2017) 「문옥주 한 사람이 하루에 30-70 명을 상대했습니다」 『기억하겠습니다 일본군 위안부가 된 남한과 북한의 여성들』 알마, pp.157-171

정대협 · 한국정신대문제연구소 편 (1993) 「내가 또다시 이리 되는구나 문옥주」 『증언집 1 강제로 끌려간 조선인 군위안부들』 한울, pp.147-165

정신대할머니와 함께하는시민모임 편 (2021) 『문옥주 지오그라피』 pp.35

조선일보 1989.11.22, 1991.12.08,

제 1 차 아시아연대회의 결의문 Resolution of the 1st Asian Solidarity Conference, 1992.08.11

제 2 차 아시아연대회의 결의문 Resolution of the 2nd Asian Solidarity Conference, 1993.10.22

제 3 차 아시아연대회의 결의문 Resolution of the 3rd Asian Solidarity Conference, 1995.02.28

한겨레 「8.15 특집 다큐멘터리 <종군위안부 – 못해 온 이야기들>」 1992.08.08

현생존자강제군대위안부 피해자대책협의회, 「離日にあたってのアピール、羽田孜総理大臣への要請と抗議」 1994.06.03

### 3. 映像・音声資料

九州朝日放送 (KBC) 特別番組 「汚辱の証言 朝鮮人従軍慰安婦の戦後」 1992.05.30  
「誇りの選択 - 従軍慰安婦の 51 年」 1997.02

TV 朝日 「ザ・ニュースキャスター」 1994.05.14

朴壽南 「沈黙 立ち上がる慰安婦」 (2017)

대구 mbc 보도특집 제 1 부 「일본군 위안부 다큐멘터리 – 모리카와의 진혼곡」 2020.8.04

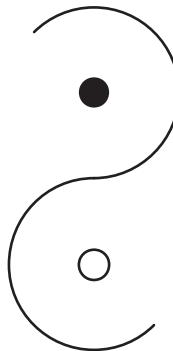
제 2 부 「일본군위안부 제 2 부 길 잊은 위안부 운동」 2020.8.21

森川万智子 「ビルマに消えた「慰安婦」たち」 (1999)  
「ビルマの日本軍「慰安婦」」 (2000)  
「シエンドゥンの物語~ビルマの慰安所と「現地妻」が語るもの」 (2006)

文 (玉珠) さんを招く実行委員会連絡会、文玉洙の福岡証言録音 (1992.03.28) と 北九州証言録音 (1992.04.03)

## 特集

# ウトロ地区にみる 「日韓連帯」 —交差する 生身の人間の軌跡



全ウンフィ（大阪公立大学大学院文学研究科  
人文学学際研究センター）

キーワード：ウトロ地区、日韓連帯、日本の市民運動、韓国の市民運動

## 1. はじめに

近年、在日コリアンをめぐる社会運動の諸相が照査されている。諸運動はかれらが移民2世として日本社会に定着していく1960年代以降の市民運動のグローバルな高揚を背景に、民族と国をまたがる草の根の動きとして展開された。その動きは、植民地支配に由来するあらゆる困難を生きるあらゆる当事者と、かれらに出会った支援者によって始まり、運動にかかわる人びとの生活のネットワークを通じて多中心的かつ重層的に広がった〔道場2015〕。本稿で取り上げる京都府宇治市ウトロ地区の居住権確保運動（以下、居住権運動）も、こうしたトランサンショナルな草の根の「日韓連帯」運動の一端を成している。

「日韓連帯」は、日本における市民社会の戦後補償運動を一つの軸としながら〔本庄2013; 2016〕、1990年代以降は国際的な当事者と当事者を支援する市民社会の国際的な連帯運動に推移している〔玄武岩2023: 11〕。その内実は、地域によって異なる問題が異なる時期に掘り起こされ、その当事者も「普通」の市民から帰還した朝鮮人やその子孫、遺骨のような非人間的な主体まで多様である一方〔全2022〕、日本の市民運動の一端として団塊世代の市民の長年に渡る献身に支えられた側面

もある〔長谷川2020: 17-19; 玄武岩前掲〕。

ウトロ地区の居住権運動は、大都市の「日韓連帯」よりやや遅い1986年、地区内の水道未整備問題と1989年の立ち退き裁判問題をきっかけに始まった。ウトロ住民と支援者はこれらの問題に対して、住民同士や支援者同士、住民と支援者間の様々な差異に取り組みながら運動を展開した〔全2022; 孫片田2024〕。

その運動が地区内における住環境改善事業実施と（2015年）、コミュニティ・ミュージアムの開設（2022年）に安着したには、韓国の市民運動との連帯が大きな役割を果たしている。本稿では、居住権運動の歴史のなかで1990年代以降の韓国の市民社会との連帯に注目し、その内実を日韓という異なる歴史的時間の流れる社会間の、人びとの移動という視点から検討したい。

というのも、日韓の人びとが国境を超えて直接出会い、その生き方を目の当たりにし、身の回りのことを語り合うことは、終戦から1980年代まで容易ではなかった。制度的には日本では1964年4月から、韓国では1983年1月から観光目的の出国が可能となり、その普及は日本が1970年代初頭、韓国は1980年代末以降となる<sup>1)</sup>。およそ20年前後のタイムラグがある両時期は、両国で市民社会が成立する時期でもある。

日韓のこのような歴史・社会的な地域差を踏まえると、「日韓連帯」の社会移動としての側面がみえてくる。その動きは、民族や社会経済的差異を有し、特定の時・空間に生きる当事者と支援者が

歴史・社会的なタイムラグを挟んで出会い、年月を重ねてともに集合行為を形成する過程もある。本稿では、筆者が2009年末頃から支援者グループで行っている参与観察調査とその資料を基に、居住権運動の支援者がいかに市民として、また差異を超えて連帯を形成していったかをとりわけ1990年代以降の韓国の市民社会との連帯を視野に入れて検討する。

本稿の構成は次の通りである。2節では、背景として居住権運動の形成と2000年代前半までの展開を紹介する。3節では、1990年代以降の韓国の市民社会における支援形成と展開を検討する。4節では、2000年代以降に2つの市民運動が交差する状況を様々な担い手の交差に焦点を当てて検討する。

## 2. ウトロ地区の居住権運動の形成と展開

ウトロ地区の居住権運動は1986年、水道未整備問題に対して始まった。宇治市を中心に京都府南部地域の労働者と市民により、ウトロ地区に水道敷設を要望する署名運動が立ち上がった。当時ウトロには約84世帯381人が暮らし、世帯主のほとんどが在日コリアンであった<sup>2)</sup>。

ウトロ地区に水道が整備されていなかった理由はその形成過程に遡る。ウトロ地区の土地は、太平洋戦争末期に始まった京都飛行場建設事業用地の一部である。事業は終戦により中断され、現場には朝鮮人建設労働者が住居と職を失ったまま残された。ウトロ地区は、なかでも行き場のなかつた労働者一部とその親族が宿舎（飯場）跡を住居にして形成された在日コリアンの集落である。その土地は、軍需から民間に転換した民間企業の敷地のままとなり、その企業が日産グループに吸収合併され1962年からは（株）日産車体の所有となつた。水道管理設のためには土地所有者の同意が必要であるが、宇治市は居住者のウトロ住民と地主の日産車体間の合意形成を民間同士の問題として不関与の方針を示していた。水道敷設運動は、そ

の結果としての水道未整備問題に対して、宇治市に水道の安全かつ公平な普及という行政責任を問う運動として始まった。

当初の担い手はウトロで生業を営んでいた2世代住民とその支援者であった。支援者は地区内に拠点をもつ南山城同胞生活センターの専従職員と、1970年代から宇治市に生活の拠点をもって京都府南部地域の様々な市民運動に参加していた日本人の地方公務員、市議会議員、技術職会社員、キリスト教牧師、主婦などの市民で構成されていた（以下、市民側）。両者は、韓国の民主化運動や在日コリアンの権利運動など、市民側が地域で始めた「日韓連帯」の活動を通じて出会い、ウトロ地区の水道未整備問題にかかわっていく。その過程で、中・小の労働組合運動を始めとする地域の様々な人権・平和運動、隣接する京都市南区東九条地域の住民運動、京都市を拠点とする環境運動など、大都市の日韓連帯運動とは異なるローカルで多元的な支援者層が形成された〔全2018; 2022〕。

支援者を中心とする署名運動は水道未整備問題に宇治市を介入させる成果をあげたが、わずか2年後にウトロ住民の居住そのものを揺るがす事件が発生する。立ち退き裁判問題である。水道管理設の同意の成立とほぼ同じ時期に、ウトロの土地は裏で売却されていた。それがさらにペーパー・カンパニーに転売され、1989年2月、同社から住民に対する立ち退きと明け渡し訴訟が始まる〔中村2022〕。立ち退き裁判問題を受けて、ウトロ住民は生存権を主張する当事者として運動の前面に登場し、市民側の支援者も京都市を拠点とする知識人・文化人層に呼びかけを広げて支援団体「ウトロを守る会」（以下、守る会）を結成した。なかでも田川明子、斎藤正樹、吉田泰夫の3人は2010年代以降まで持続的に、住民と市民社会の動きを媒介しながら第一線でかかわっていく。

裁判問題初期の運動では、戦後補償運動の国際的な高揚を背景にウトロ住民の居住権確保を戦後補償の観点で主張した。守る会の結成当初の宣言をみればスローガンとして「地上げ反対！」を先頭に掲げながら、日産車体と日本政府に対する戦

後処理の責任要求と「ウトロ町民と共に歩」むという姿勢を表明している<sup>3)</sup>。支援者は裁判支援を行なながら、住民とともに地域社会から全国、国際社会への働きかけを全方位的に展開していく。地区内外での集会や催しを通じて運動参加者の結束と地域社会との交流を図る一方、国内外の戦後補償運動の現場と交流を重ねていった<sup>4)</sup>。1992～93年にはニューヨーク・タイムズ（以下、NYT）への意見広告運動を展開、それを機にロサンゼルスの韓国・日本系の移民コミュニティとともに現地で日産と日本政府への抗議行動を行った。

一連の活動の結果、裁判問題が全国的に知られ、ウトロ住民も当事者として自主的な活動に取り組んでいく一方【全・孫片田 2024; 孫片田 2024】、裁判は敗訴が見込まれていった<sup>5)</sup>。居住権運動以前に被差別部落の居住問題にかかわっていた守る会の斎藤は、裁判後の運動の展望をハビタットⅡ（1996年）以降、国際法上の社会権規約に含まれた「居住の権利」の理念と、方法としての住環境整備事業に探り始めていた。住環境整備事業は「住宅地区改良法」（1960年）を根拠に老朽化した密集地域のまちづくりを支援する国の制度を指し、当該地域住民の意向を受けた地方自治体を主体に、国土交通省が事業費を支援する仕組みとなっている。運動の懸案はまちづくりに移り、2000年9月には住民の高齢化の実態を踏まえた自主的な「ウトロまちづくりプラン」を宇治市と京都府に提案している。

2000年11月の確定判決の後は、住民が「われら、住んで斗う！」と住み続ける意志を表明すると同時に<sup>6)</sup>、支援者は起こり得る強制立ち退きに対して国際的な輿論形成に取り組んだ。その成果の一つは、国連・社会権規約委員会の日本政府への審議過程に裁判問題に対するNGOレポートを通じて参加し、ウトロ地区の現況を懸念し日本政府へ措置を勧告する総括所見を導いたことである（2001年9月）。地域レベルでも住民の地域社会への参加が定着していった。次節で検討する韓国における市民運動との連帶は、それにもかかわらず動かない状況のなかで始まった。

### 3. 韓国における市民運動の形成と展開

韓国でウトロ地区に関する報道は『한겨레신문』（以下、ハンギョレ新聞）の1990年記事が最初である。大阪市生野区とウトロの裁判問題が「在日同胞の差別の実態を現地取材」というタイトルで紹介され<sup>7)</sup>、翌年には『경향신문』（京郷新聞）が裁判問題を単独報道した<sup>8)</sup>。以後、1993年のNYT意見広告が朝鮮日報や東亜日報などマスコミ各社に取り上げられ、地上波のMBC文化放送（以下、MBC）の調査報道番組『PD 수첩』（PD ノート）が来日し、裁判問題を集中取材した。それが全国に放送され、ウトロ地区が韓国市民社会に知られるきっかけとなった。

1991年、金学順が元慰安婦を名乗り出、韓国で戦後補償運動の機運が高まると、1995年に歴史教科書問題に取り組んでいた釜山市の市民団体と市議員が<sup>9)</sup>、1996年には民主社会のための弁護士会やカトリック人権委員会など、韓国の民主化運動と人権運動を代表する9団体の連絡組織（韓国人権団体協議会）が支援を表明する<sup>10)</sup>。1997年9月には同組織の参加団体から「韓国ウトロ地域同胞後援会」が結成されるが<sup>11)</sup>、同年11月以降、韓国社会はIMFの救済金融を4年間受けるという未曾有の経済危機に見舞われている。

韓国での市民運動の本格化は、2004年9月、韓国江原道春川市で開催された第4回「韓・中・日、居住問題国際会議」で住民と支援者が支援を訴えたのが引き金となった。前節で述べたように、まちづくりに突破口を見出していたウトロ住民と支援者は、支援者の表現を借りると、いつ強制立ち退きが実行されるか先の見えない「切羽詰まった」状況で「最終手段」としてアピールに臨んだ。その翌日、韓国的主要紙にはチマチョゴリをまとったウトロ住民と、支援者の「人道的対策」の訴えが報じられる。

報道はテレビやラジオにも広がり、韓国の若手のNGO団体として朝鮮籍者や朝鮮学校の支援にもかかわっていた『지구촌동포청년연대（KIN）』

(現지구총동포연대 (KIN)) が全面的な支援に取り組んだ。KIN は、韓国の「在外同胞支援法」(1998 年) から除外された各国の「在外同胞」の支援のために 1999 年に設立され、現在も活発に活動している。

一方、当時のマスコミの注目には、翌年の 2005 年に政府の「光復 60 周年記念事業」(以下、60 周年事業) が予定されていたという韓国内の背景もあった。同事業は、過去光復 30 周年・40 周年・50 周年に推進されており、経済回復を成し遂げ(金大中)、政権を維持した民主政府(盧武鉉)が就任 3 年目に行った「国民的記念行事」である。その中身は、過去の行事で強調された南北和解や独立運動の顕彰を踏まえつつ、金大中政権の歴史観を継承し、植民地支配以降の産業化・民主化の成果に対する再評価と「過去史」清算が強調された。過去史とは、近現代史で起こった個人への国家暴力を広く指す〔藤永 2005〕<sup>12)</sup>。すなわち、60 周年事業には、被支配におかれ、抗った民衆の歴史を国民の歴史として再定義する意味が含まれており、「在外同胞」もその延長線上に位置づけられた。

2005 年 1 月に、韓国内外の 64 市民団体とウトロに対する連帯声明を発表した KIN は、翌月に現地での実態調査を実施し、ウトロ住民と支援者との連帯体制をつくった。さらに、4 月には韓国内の連絡組織「ウトロ国際対策会議」(以下、対策会議)を発足させる<sup>13)</sup>。連帯声明と対策会議には韓国の在外同胞支援団体を始め 1996 ~ 97 年にウトロに支援を表明していた韓国ウトロ地域同胞後援会の参加団体などが広くかかわり、超党派の「ウトロ問題を考える国家議員の会」も加わった。さらに 6 月から、KIN は市民団体「財아름다운재단(うつくしい財団)」(当時)とハンギョレ新聞社の週刊紙『한겨레 21』、進歩系のオンライン新聞『민중의 소리』(民衆の声)と連携して「우토로살리기(ウトロを救援する)」の募金運動を著名人に呼びかけながら展開していく<sup>14)</sup>。前者の団体は 2000 年 8 月設立されて以来、寄付を通じた市民参加を導入して韓国内で反響を呼んでいた。1993 年に裁判問題を報道した MBC も光復 60 周年の記念式典

をウトロ地区と二元中継し、韓国政府を動かすための輿論喚起に取り組んだ。

以上のように、韓国でのウトロ支援は、経済危機からの回復を果たした後、韓国の民主化運動を継承する政権が「国民」の記憶を再構築する時期に始まっている。マスメディアや政治家と相互に連携する市民運動のなかで、ウトロ地区には「国民」としてのスポットライトが当てられることになった。事態は 2 年後の 2007 年、当時の政権の最終年度に転機を迎える。

2007 年初頭、韓国政府が外交論理に基づく不関与方針を示し、ウトロ住民と日韓の市民社会は韓国を中心に大々的なキャンペーンを展開した。その成果により訪韓した住民側と大統領秘書室との面談が 8 月に成立する<sup>15)</sup>。支援の意向を見据えて帰国した守る会は国土交通大臣への直訴を果たし、購入予定地における住環境整備事業の推進を仲介していく<sup>16)</sup>。結局、年内に韓国政府による土地購入費用の一部支援が決定され、住環境整備事業の実施が確定した。事業は 2015 年に宇治市の住環境改善事業として開始され、ウトロ住民と支援者はその前後を通して住民コミュニティの維持と歴史化に取り組み続けている<sup>17)</sup>。

ここまで、日本と韓国という二つの社会における市民運動の展開を中心にウトロ地区の居住権運動の展開を振り返った。運動の初期には、いわゆる「革新系」と「進歩系」政党の支持基盤やレガシーメディアとのつながりをもって拡散する様子が窺える。

一方、輿論形成の波が一段落した後も当時の市民社会の課題に通じる問題を再設定し、地域社会から国際社会に至る多様なアクターとの連携をとっていく過程も窺えた。それには住民と市民社会の両者間を仲介しながら問題提起を続ける人びとと、かれらと出会ってそれぞれの生きる場所で応答し続ける人びとの存在が不可欠である。次節では、その背景を日本における市民運動の大衆的・地域的展開に見出した拙稿〔2018; 2022〕の視野を韓国の市民社会に広げて、両社会の違いのなかでいかに連帯運動が展開されたかを移動する人と人

がかかわりを形成する過程に注目して検討する。

## 4. 市民の生き様が交差する「日韓連帶」

### (1) 「国民」的教養としての「ウトロ村<sup>マウル</sup>」

光復 60 周年から 10 年が経つ 2015 年 9 月、MBC を代表するバラエティ番組『무한도전』(2005 ~ 2018 年、以下『無限挑戦』) にウトロ地区—韓国では「우토로마을 (ウトロ村)」と知られている—が紹介された。同番組の光復 70 周年特別企画 (以下、70 周年企画) の一部にウトロ地区が含まれたのである。韓国における市民運動の開始以来、韓国からの団体ビジターを多数迎えていた 1 ~ 2 世代の住民と支援者は、いつもの感覚で当時の撮影を受入れたという。

『無限挑戦』は、韓国の第 1 次ベビーブーマー (1955 ~ 1963 年生まれ) のジュニア世代 (1979 ~ 1992 年生まれ) と第 2 次ベビーブーマー (1964 ~ 1974 年生まれ) の青壮年期に一世を風靡したいわば「国民バラエティ」で<sup>18)</sup>、内容の娯楽性とともに公共性が高い評価を得ている<sup>19)</sup>。70 周年企画は、韓国の時代を象徴する番組が光復を記念して製作したロケ特集として、世界各地の「在外同胞」に出演者が故郷の料理を届ける内容に構成された。その企画に日本のロケ地としてウトロ地区が長崎県端島炭鉱 (通称「軍艦島」) とともに選定されたのである。番組全体の文脈では教養としての韓国史学習を標ぼうし、独立運動や光州民主化運動を取り上げた 2013 年特集に続く内容である。

70 周年企画の中身では、ウトロ 1 世代住民の一人である姜景南 (1925 年生まれ) を中心に、集落の形成と立ち退き裁判問題の苦境が 1・2 世代住民の経験から紹介された。姜景南に対しては植民地支配を背景に渡日して故郷に一度も帰られなかつたという語りに、裁判問題に関しては住環境改善事業の実現により住み慣れた家が解体される家族の物語に焦点が当てられた。ウトロ住民の故郷やルーツ、家族にかかわる先述の状況を支援者の案内を受けて把握した韓国からの出演者は、そのよ

うな歴史を「知らなかった」ことを自省しながら、住民の故郷やルーツ、家族のためのイベントを準備していく。

この企画は韓国内で反響を呼んだ。ウトロ地区の後に放映された長崎県端島炭鉱を取り上げた回がアムネスティ韓国支部の言論賞を受賞し、ウトロ地区には韓国からの特に個人のビジターが爆増した。支援者によると放映から 2 ~ 3 年間、通常の 4 ~ 5 倍のビジターが訪れ、この時期のウトロでは旅行中に訪れた家族や友人グループが地区内でうろちょろしている姿や、学生グループが姜景南と交流し、最後は手を握って涙を浮かべている光景が頻繁に見受けられていた。姜景南の死去 (2020 年) の際も KIN はもちろん当時の大統領 (文在寅) を始めとする韓国の各界各層から供花が送られた。

放映から 10 年目になる 2025 年現在も『無限挑戦』はウトロを訪れる韓国ないしは日本在住の韓国人ビジターの参照点となっている。現時点で振り返る 70 年企画は、光復 60 周年の 2005 年に韓国の市民社会を中心に広がったウトロ地区の物語を大衆的かつ公共的な教養として再想起する役割を果たしたと言える。同番組の受容者を分析した김예은 [2017] の指摘を踏まえると、その描写には被支配の記憶を原型とする首尾一貫的な国民像に、ウトロ地区をその「記憶の場」 [ノラ, P. 2002] の一つとして位置づける側面があるのも否定できない。

一方、김예은 [前掲] が「再領土化」と表現したナショナリズムの表象との関係と同時に注目したいのは、ウトロ地区が移動する人びとが出会い、かかわっていくことのできる生きた場所としてあり続けているということである。現地を訪れる人びとは、番組では省かれたウトロ住民の生活感覚や支援者の思い、ウトロ住民と支援者の人生、さらには両者によって進められた、国境を超える運動の軌跡に出会える様々な場面に身を置くこととなる。

## (2) 交差する生身の人間の軌跡

図1は、守る会の斎藤正樹がウトロ地区内を案内している様子である。斎藤は、宇治市役所職員だった1980年代半頃に宇治市内の指紋押捺拒否・留保者の支援にかかわり、30年以上に渡って居住権運動に尽力している。そんななかの役目一つは「フィールドワーク」(以下、FW)と呼ばれる地区内の案内である。FWは、参加者が語りだけではなく景観を通じて生活や運動の歴史にふれ、時には住民との交流も生まれる、ウトロ地区と参加者をつなげるための重要な実践の一つである。その案内役はほとんど支援者が担っている。

FWのなかの物語は運動の時期と場合、案内者の視点や参加者の属性などによってフレキシブルな部分がある。しかし、それぞれの物語は、裁判の当事者となったウトロ住民1・2世代の実際の言葉や経験を通じて構成するのが案内役の共通する手法となっている。先述の斎藤を始めウトロ住民と密接な関係を築いている支援者は、住民との付き合いのなかで見聞きした言葉や経験をFWに採用するとともに、他の支援者や参加者にも積極的に共有している。このような傾向は、住民の生の声にふれた経験そのものが、自身の活動につながっていた経験を反映しているのかもしれない。

拙稿〔2022〕で紹介したように、守る会の田川は文光子(1919年生まれ)を始めとする住民1世代との出会いの経験を運動の様々な場面で語っていた。斎藤と同じく指紋押捺拒否・留保者の支援から水道未整備問題を知った田川は「普通の市民が立ち上がって行政を動かすことができるなら」と居住権運動に参加した<sup>20)</sup>。その傍らで斎藤とともに朝鮮人日本兵の戦後補償裁判にかかわり、そのつながりがまた3節で述べた国土交通大臣との面談成立(2007年)の契機をつくった。そのような二人にとって居住権運動は、戦後処理という日本社会の構造的問題を映し出す存在との出会いであったかもしれない。

一方、そのなかで二人が目の当たりにしたのは、「知らなかった」1・2世代の人びとの生き様であ

る。居住権運動の支援者は、飯場ならではの大型の炊事場や飯場跡を潰しながら形成された町並み、様々な集会やイベント、京都地裁、日産の本社前、韓国ソウルなどへの移動中など運動の様々な場面を住民とともに過ごした。その過程で、依然として抗い続けるかれらの、識字の不自由さや教育・就業の困難さのなかでもがきながら家族を養ってきた生き様にふれ、それを聞き取っていく。守る会発行の冊子『MESSAGES from ウトロ』[1990] (図2) や書籍『ウトロ—置き去りにされた街』[1997]、朝日新聞社による『隣人(イウサラム) —ウトロ聞き書き』[1992、以下『隣人』]などは、等身大の人間としての住民とその生活を豊富な写真とともに描く構成となっており、両者は顔と名前を晒して運動に臨んでいる。

こうして市民社会に伝わったウトロ住民の記録は、国際移動を果たすようになった日韓の新しい世代の市民を通じて広がっていく。1993年のロサンゼルス抗議行動はLA暴動(1992年)を経験してエスニック・マイノリティの運動を立ち上げた韓国系アメリカ人の市民活動家により実現し、当時の通訳にはアメリカで留学していた日本人学生が付き添った。かの女はNYTの意見広告を読んで支援に乗り出し、現在もかかわり続けている。さらに、日本留学中にウトロを知った韓国人音楽家は帰国して『隣人』の韓国語訳[1998]を出版し、『隣人』に掲載された当時の韓国人留学生は帰国後に日韓市民社会の連帯を支える専門通訳士として活躍している。

さらに、韓国での市民運動のきっかけとなった2004年の国際学術会議(韓国春川市)にマスコミが集まったもう一つの背景には、日本に留学していた運営側の、取材陣を集めるための積極的な働きかけがあった。1995年阪神淡路大震災以後の居住福祉への市民的・学術的関心の高まりのなかで立ち上がった同学会で、斎藤は居住の権利の考え方と韓国の強制立反対運動に学び、裁判以後の運動の着想を得たと振り返る〔斎藤2022:31-33〕。

同取材をラジオニュースから聞いて支援を決意したKINの事務局長(当時)裴芝遠も、1990年代

末に日本に留学して、在日朝鮮人の社会運動を知った経緯をもっている。1990年代前半に南北交流の雰囲気のなかで韓国的学生運動を経験し、職業的活動家として朝鮮半島を離れるを得なかつた人びとを支援している裴らは、運動の過程やスピード、方法の違いなど日本の市民運動との連帶が決して容易ではなかったと語る。一方、かれらは「同胞」の住民や支援者の数少ない理解者の一人であり、その出会いがさらに、当該の住民と支援者、そして自らのエンパワーメントの一つにもなっている<sup>21)</sup>。

また、大統領秘書室とウトロ住民との面談が成立し、韓国政府の支援決定の正念場となった2007年8月には、当時の状況を知った韓国のブロガーが自発的に始めたオンライン上の支援運動が反響を呼び、その輿論が韓国政府の正式決定の一つの追い風となった<sup>22)</sup>。その時に広く使われた姜景南の写真は、日本で長年活動している韓国出身の報道写真家である権徹が2004年にウトロを取材して撮影した作品である。

以上のように、ウトロ地区の居住権運動はウトロの1・2世代住民、日本社会の市民運動の世代とその後継世代、在日朝鮮人当事者の運動とその後継世代、韓国社会の市民運動の世代とその後継世代という、民族や社会・経済的条件が異なる概ね4者の主体の協力関係のなかで進められた。それぞれの運動的方向性は必ずしも一致しないが、「知らなかった」ことを自省する市民として、住民1・2世代が安心して暮らせる環境の実現をともにくり上げている。このようなスタンスが居住権運動以前の「日韓連帯」の実践のなかで形成されていたことを踏まえると、居住権運動の「日韓連帯」は、「国」からそぎ落とされた人と人として出会い、その人がそぎ落とされないコミュニティをともに描き出そうとする、各社会の市民の実践がウトロ地区という場で交差しながら成り立っていると言える。

## 5. おわりに

本稿では、ウトロ地区の居住権運動における「日韓連帯」の形成と展開を、日韓の市民社会が成立する歴史・社会的な地域差と、その差異のなかでトランスナショナルな連帯を形成していく人びとのコミットメントの交差に注目して検討した。ウトロ地区の居住権運動は、1960年代以後の日本における市民運動の実践の一つとして、地域で植民地支配の歴史を自省して韓国の民主化運動や在日コリアンの権利運動に取り組んだ人びとと、ウトロ住民との出会いから始まった。その運動は1980年代以後、戦後補償運動を始めとする人権や平和、エスニシティや居住の権利にかかわる各地のマイノリティの権利運動とトランスナショナルに関係しながら展開していった。

なかでも韓国における市民運動は、経済危機以降、韓国の民主化運動の記憶を継承する民主政府との相互関係のなかで大衆的メディアを通じて進められた。そのダイナミックな展開は個人のローカルな連帯を強調する日本の市民運動と区別されるが、この点は本稿の視野を超えるため今後の課題にしたい。

本稿ではウトロ地区の居住権運動の2010年代までを中心に検討した。居住権運動がウトロ平和祈念館の開設運営（2022年）に推移し、ヘイトによるウトロ地区防火事件（2021年）が発生したいまは、「日韓連帯」の主体や目標はさらに多様化している。人種・民族に対するヘイトや歴史認識をめぐる問題、社会の様々な課題を様々な経緯から考え、かかわっている近隣のボランティアや中高生、大学の学生や研究者、市民や活動家などが、それぞれのコミットメントをウトロ平和祈念館という場所で模索している。その運営にかかわる2世代住民と20～70代の支援者は、例えば図3のようにウトロ地区が多様な人が気軽に立ち寄り、複雑多様な人と人が出会う場所であり続けるための日々の施しを続けている。

\* 追記：本稿は玄武岩ほか〔2023〕に収録されたコラムを、大幅加筆修正したものである。



図1 斎藤正樹によるフィールドワークの様子  
\*バックにある建物は2021年にあったヘイトによる防火事件で全焼した。  
2009年4月18日、筆者撮影。



図2 冊子『MESSAGES from ウトロ』(1990) の表紙  
ウトロ平和祈念館提供。



図3 ウトロ平和祈念館の外観  
\*左下のバスケットゴールは地域の子どもたちの遊び場となっている。2023年秋には、フィールドワーク中の韓国からの高校生と地域の中学生が即興で試合を楽しんだ。2023年7月23日、筆者撮影。

#### 注

- 1) 観光目的の渡航の全面自由化は日本が1966年、韓国が1989年からである。以降、日本では1972年、韓国では1989年に海外渡航者数が100万人を突破した。
- 2) 『洛南タイムス』1986年8月3日「今どき宇治市内に上水道のない地域——ウトロの住民が市に陳情」。
- 3) 地上げ反対！ウトロを守る会「『ウトロを守る会』結成アピール」1989年3月22日。
- 4) 例えは、1990～1994年には「日独平和フォーラム」の参加・開催を通じてドイツの戦後補償運動と交流した。
- 5) 最初の敗訴判決は1998年1月に出され、裁判自体は2000年11月、最高裁への上告棄却により終了した。
- 6) 2002年2月24日、「われら、住んで斗う！団結集会」の宣言文「オモニの歌」より。
- 7) 『한겨레신문』1990年5月25日「정상보 특파원 재일동포 차별실태 현지취재」。
- 8) 『경향신문』1991年11月22日「정용도 서려운데 『50년 삶터』 빼다니—在日(재일) 동포 80 가구<生存(생존) 투쟁>」。
- 9) 前掲紙(注2)、1995年11月7日「悲觀も樂觀もせず解決の道へ—宇治市ウトロ町づくりの集い」、前掲1996年2月15日「韓国から議員が視察へ」。
- 10) 前掲紙(注2)、1996年11月1日「ウトロ問題で日韓市民交流—宇治のウトロ土地裁判」。
- 11) 『가톨릭신문』1997年9月14日「일본 우토로 동포 후원회 결성」。
- 12) ここでの「過去史」「過去清算」とは、「植民地支配に關わる諸問題にとどまらず、解放後の朝鮮戦

争期や権威主義政権の時期に発生した暴力・虐殺・人権蹂躪などの事件も積極的に問題化」し、「近現代史上のさまざまな民衆弾圧・虐殺事件を包括的に清算する」〔藤永 2005〕意味をもっている。

13) 『ウトロ 국제 대책회의『역사 청산! 거주권 보장! 우토로 국제 대책회의 결성식』』 2005 年 4 月 27 日 (ウトロ デジタル アカイブ HP、検索日 2025 年 1 月 30 日 <https://utoro.kin.or.kr/items/show/1544>)。

14) 前掲紙 (注 7)、2005 年 8 月 1 日「『ウトロ 살리기 모금 1 억 넘었다—15 일까지 모금 운동』、ア름다운 재단 HP (2005 年 8 月 9)「『ウトロ를 살리는 세상에서 가장 아름다운 인연』」(検索日 2025 年 1 月 30 日 <https://beautifulfund.org/2668>)。

15) 当時秘書室長の文在寅前大統領との面談であった。

16) 詳細は斎藤 [2022] を参照。

17) 詳細は全・孫片田 [2024] を参照。

18) 韓国統計庁 [2012] によると、韓国の第 1 次ベビーブーマーは朝鮮戦争戦後世代 (1955 ~ 1963 年生まれ) を指し、第 2 次ベビーブーマーはその兄弟に値する。そこで統計庁では第 1 次ベビーブーマーの子供世代については第 2 次と称せず、「エコ世代」(Echo Generation) という名称を用いて区別している。

19) ここでの公共性は韓国の「공익성」の訳である。次の記事では、『無限挑戦』の魅力として「笑い、娛樂を越えた公益性などやさしいバラエティ」が 2 番目に多かったアンケート結果を紹介している。『여성소비자신문』2018 年 4 月 17 日「제 2 의 무한도전 생겨나길 “무한도전 아쉽다는 말 밖엔” MJ 피플, 무한도전 종영에 따른 예비방송인 설문」。

20) 朝日新聞社編著 (1992)、p96。

21) 『오마이뉴스』2023 年 7 月 4 日「『ウトロ로 마을로 이태원 거리로, 노래여 날아가라 [인터뷰] 뛰다가 울던 사람 배지원, 5년 만에 우토로에서 웃었다』」。

22) 2010 年 6 月 21 日、KIN との聞き取りより。拙稿 [2023] にオンライン上の支援の詳細について紹介している。

## 参照文献

朝日新聞社編 (1992) 『隣人 (イウサラム) —ウトロ書き書き』議会ジャーナル。

ウトロ町内会・地上げ反対！ウトロを守る会 (1990) 『MESSAGES from ウトロ』。

玄武岩・金敬默・松井理恵編著 (2023) 『〈日韓連帯〉の政治社会学—親密圈と公共圏からのアプローチ』青土社。

斎藤正樹 (2022) 『ウトロ・強制立ち退きとの闘い (居住福祉新ブックレット)』東信堂。

地上げ反対！ウトロを守る会 (1997) 『ウトロ—置き去りにされた街』かもがわ出版。

全ウンフィ (2018) 『『朝鮮』はいかにして『私たちの問題』となったか—1970 年代後半以後の宇治市における日本人支援者の形成』『都市文化研究』20、pp.54-67.

—— (2022) 「地続きの朝鮮に出会う—ウトロ地区と向き合った京都府南部地域の市民運動の軌跡」(大野光明ほか編『越境と連帯 (社会運動史研究 4)』新曜社)、pp.89-109.

—— (2023) 「オンライン空間の文化と社会参加—韓国におけるウトロ地区支援の一端」(稻垣健志編『ゆさぶるカルチュラル・スタディーズ』北樹出版、pp.83-92.

全ウンフィ・孫片田晶 (2024) 『【特集】出会いの場を残し、発信する—ウトロ平和祈念館』『コリアンスタディーズ』12、pp.28-40.

孫片田晶 (2024) 「連帯と位置性—ウトロの運動における深い関わり合いから」『移民研究年報』30、pp.37-52.

中村一成 (2022) 『ウトロ ここで生き、ここで死ぬ』三一書房。

ノラ, P.著・谷川稔監訳 (2002) 『記憶の場 1—「対立」』岩波書店。

長谷川公一 (2020) 『社会運動の現在—市民社会の声』有斐閣。

本庄十喜 (2013) 『日本社会の戦後補償運動と『加害者認識』の形成過程—広島における朝鮮人被爆者の『掘り起し』活動を中心に』『歴史評論』761, 41-54.

—— (2016) 『戦後補償問題の歴史的展開と加害者認識』『日本の科学者』51-8、pp.404-409.

道場親信 (2015) 『戦後日本の社会運動』(大津透ほか編『岩波講座日本歴史 第 19 卷 (近現代 5)』岩波書店)、pp.115-148.

『洛南タイムス』(現『洛タイ新報』)。

## 【韓国語文献】

『가톨릭신문』。

『경향신문』。

김예은 (2017) 『예능 프로그램 수용의 문화정치적 맥락과 민족주의』 석사학위, 고려대학교 대학원 언론학과。

『여성소비자신문』。

『오마이뉴스』。

『한겨레신문』。

아름다운재단 HP (<https://beautifulfund.org>)。

우토로 디지털아카이브 HP (<https://utoro.kin.or.kr>)。

통계청 (2012) 『베이비부머 및 에코세대의 인구·사회적 특성분석—2010년 인구주택총조사 중심으로』。

## 投稿論文

# 指紋押捺拒否運動における日本人の当事者性 —「予定者会議」の取り組みを事例に

櫻井すみれ（東京大学大学院）

### 要旨

本論は、1980年代の指紋押捺拒否運動について、運動に関わった日本人がどのように当事者性を意識化させていったのかを、1984年9月に東京で発足した「予定者会議」の取り組みを通じて考察したものである。

予定者会議は、指紋押捺の拒否を予告し世論を喚起させるべく集まった在日朝鮮人のほか、日本人の知識人、学生、自治体労働者らも多数参加した。メンバーたちは毎週行われた会議や合宿で、具体的な戦略を立てながら、自身の立場から何ができるのか、運動における役割を話し合っていた。このような議論によって、運動における朝鮮人と日本人の関係性は、支援から共闘へと変化していく。

また、日本人にとって指紋の問題は、植民地支配に起因する克服すべき自己の課題であることや、反管理体制の問題、民主主義の問題と関連づけて語られていたことを示した。そして、共闘する朝鮮人との熟議を重ねることにより当事者性を意識化させると同時に、「対等」な関係性を志向する取り組みであったことを明らかにした。

キーワード：社会運動、外国人登録法、指紋押捺拒否運動、在日朝鮮人、当事者性

### Abstract

This paper will examine the Fingerprinting Refusal Movement of the 1980s, particularly how Japanese people's awareness regarding "tojishasei" (positionality)

changed through the efforts of the "Yote-sha Kaigi" that began in September of 1984 in Tokyo.

Participants of the *Yote-sha Kaigi* included Zainichi Koreans who came together to "give notice" and influence public opinion on their refusal to be fingerprinted, as well as Japanese academics, students, and municipal workers. Members gathered at weekly meetings and *gasshuku* (camps) to formulate strategies and discuss what could be done in their own contexts, and what their role within the movement was. Through these discussions, the relationship between the Korean and Japanese people shifted from one of support to that of joint struggle.

This paper shows how fingerprinting was discussed as being a product of colonial rule and an issue of the Japanese people, and how it was discussed in relation to democracy and the issue of anti-governance. This paper explains how Japanese people's awareness on their positionality evolved through their joint struggle with the Korean people, and how they worked together to establish an "equal" relationship.

Keywords: social movements, Alien Registration Law, Fingerprinting Refusal Movement, Zainichi Korean, positionality

### 1. はじめに

戦後日本の外国人管理制度は、1947年5月2日

に史上最後の勅令として公布・施行された外国人登録令（以下、外登令）によって始まった。その対象の大半は、当時、日本国籍を保有していた朝鮮人と台湾人の旧植民地出身者であったが、外登令の第 11 条によって当分の間「外国人とみなす」と定められ、外国人登録と登録証明書の携帯・提示が義務化された。そして、1952 年 4 月、サンフランシスコ講和条約の発効と同時に旧植民地出身者の日本国籍は喪失し、外登令は廃止され、その代わりに制定された外国人登録法（以下、外登法）に初めて指紋押捺の義務が盛り込まれた。

80 年代の指紋押捺拒否の鬨いは、1980 年 9 月、新宿区役所にて韓宗碩氏が外国人登録証明書（以下、外登証）の切り替え時に指紋押捺を拒否したことから始まる。指紋を拒否することで外国人差別を訴え、後続世代に同じ屈辱感を味わせたくないという思いからの、「たった一人の反乱」であった。韓宗碩氏が、韓国への強制送還が頭によぎったと話しているように、指紋押捺の拒否は違法であり身の危険が伴う行為であった〔田中 2013: 79〕。1981 年 1 月、当時 15 歳だった崔善恵氏が北九州市で指紋押捺を拒否し、翌日そのことがマスメディアで報じられると、「拒否者」の存在が全国的に知られることになった。その後、在日朝鮮人<sup>1)</sup>2 世、3 世を中心に指紋押捺を拒否する人びとが現れ始める。

1985 年の大量切り替え年には、在日華僑や欧米出身者を含め、全国各地で拒否者が続出した。民族団体としては、在日本大韓民国居留民団<sup>2)</sup>（以下、民団）が婦人会と青年会の要求に押されて、指紋の押捺を保留するという「留保作戦」を展開する。9 月の韓日外相会議後、韓国政府の意を受けて 10 月には終結させたが、ピーク時には指紋押捺の留保者と拒否者が 1 万人に達した。そして拒否者に共鳴した多くの日本人も支援活動に参加し、1984 年から 1985 年には北海道から九州まで約 150 もの市民グループが発足する〔佐藤 2003: 106〕。その後、1988 年に指紋押捺一回制となり、1992 年に特別永住者及び永住者の押捺義務廃止など改定を経て、2000 年 4 月に全廃した<sup>3)</sup>。

既存研究における語りの中心は、指紋の押捺を強制され、外登法による不当性を日常的に経験していた拒否者にあった。当然、この鬨いも拒否者の存在なくしては生起し得ないため「運動の当事者＝拒否者」という図式に異論はないだろう。他方、本稿ではあえて拒否者とともに行動した日本人の当事者性を主題に据えた。その理由として、指紋押捺拒否運動は、法改正に至った点で成功事例と言えるが、現在もなお、外国籍者に対する差別や入管施設での人権侵害が続いている状況を見るに、果たしてこの鬨いからどのような教訓を得ることができるのか、いかなる課題が残ったのかについて、日本人も議論の俎上に乗せ再評価する必要があると考えたためである。ただし、拒否者の当事者性と日本人のそれとは当然異なるし、運動に参加した日本人もそのように感じていたはずだ。それでは拒否者と異なる日本人の当事者性とはどのようなものなのか、それは如何にして意識化されたのか。これらを明らかにすることで、運動内部の多様な当事者同士がともに行動する際に生じる緊張関係や、現在に残る課題を捉えることができるのではないかと考える。

このような問題意識から、本稿ではその入り口に立つべく、指紋押捺拒否運動に参加した日本人の当事者性に焦点を当てたい。ここでいう「当事者」とは、「自分が作り出したわけではないある出来事に遭遇し、その出来事に向き合わざるを得ない者」を指す。当事者の「当事」には、「事に当たる」という受動的な意味と、「物事を担当する」（引き受ける）という主体的なかかわりの両方の意味を含んでいる〔石原 2018: 205-206〕。外登法に縛られない日本人が、指紋押捺拒否運動においてどのように当事者性を意識化していくのか、その過程を考察する。

## 2. 先行研究と本研究の位置付け

指紋押捺拒否運動については、佐藤〔1985a、1985b、1986a、1986b、1987、2003〕、大沼〔1986〕、

今村 [1987]、田中 [2013] など、運動に携わった有識者や弁護士らによって指紋制度の違憲性や裁判の争点、運動の通史的な整理がなされてきた。研究としては、運動を市民的不服従の一事例として論じた寺島 [2004]、在日朝鮮人のアイデンティティ変容を分析した鄭栄鎮 [2018]、歴史学の視座から指紋制度を繙く杉原 [2005]、高野 [2016] などがあげられる。また、日本社会や日本人との関連については、塚島 [2017]、筒井 [2022]、金由地 [2022]、大槻 [2023]、櫻井 [2023] で言及されている。しかし、日本人の当事者性を主題にしたものは管見の限りでは見当たらない。

指紋押捺制度は施行直後から在日朝鮮人や華僑総会による強い抵抗を受け、当局は指紋に関する部分のみを3次延長し1955年4月から実施している<sup>4)</sup>。1950年代の指紋登録反対闘争を詳述した鄭栄桓は、80年代の運動との違いについて、当時の運動は在日本朝鮮人総聯合会を中心に展開され、日本共産党や民団、華僑総会との連携が実現できなかった一方、1980年代の運動は、キリスト教団体、自治体職員、日本人市民、マスコミの好意的な報道など、拒否者に共感する個々人によって「反響盤」が形成された点を挙げている [鄭栄桓 2023: 276-278]。運動に参加した佐藤信行氏は、日本人にとって指紋押捺拒否運動は、「同じ地域に住む（同じ空間と同時代を共有する）生身の具体的な在日本韓国・朝鮮人との出会い」を通じて、日本社会・国家のありようとその歴史が見えてくると同時に、在日外国人「管理」制度と、国民を管理する戸籍制度が巧妙に結びついていることに気づく端緒となったと述べている [佐藤 2003: 117]。しかしこのような意識変化は、どのような過程によって生じたのかについては検討されてこなかった。そこで本稿では、1984年9月に発足した「指紋押捺拒否予定者会議」（以下、予定者会議）の取り組みを事例に、同会議が発行した通信やレジュメ、および関係者への聞き取りを参考しながら、当事者性が意識化される過程を分析していく<sup>5)</sup>。

予定者会議は、指紋押捺の拒否を予め宣言することで指紋制度の問題を公論化させ、制度を廃止

させる目的で結成された。「拒否予定」に表れているようにユニークな戦略を用いて運動を展開したところに団体としての特徴がある。同会議に参集した在日朝鮮人2世、3世は既存の民族団体との距離や国籍、来歴も多様な個々人がそれぞれの考えのもと集まり、また事務局やその周辺には首都圏各地の市民グループ、教会系団体、自治体労働者など多様な日本人市民が参加した。

1985年の大量切り替え年には、各地の自治体や法務省との交渉、国会包囲デモなどを精力的に行うなど、反外登法運動の一角を主導した。その後も活動は続けられ、1990年以降は「指紋カードをなくせ！90年協議会」へと発展解消している。本稿は1984年9月の発足前後から1985年の取り組みを中心的に扱うため、予定者会議の活動のすべてを網羅するものではない。また、首都圏を中心とした取り組みであるため、それ以外の地域における取り組みは分析対象に含まれていない。以上のような限界点を予め断ったうえで、予定者会議を取り上げる理由を述べると、予定者会議の初期の活動において、熟議の空間が多く形成されていた点に着目したからである。結論を先取りするかたちになるが、筆者はこの空間がその後の活動の土台をつくり、日本人市民の意識形成にも大きな影響を持ったと考えている。そのため、この時期に焦点を絞りどのような議論がされたのかを深掘りしていきたい。

### 3. 予定者会議の発足

1980年9月に韓宗碩氏が拒否をしてから、北九州市、京都市、川崎市、神戸市、北海道、大阪市などで拒否者が続出し、1983年2月までに各地で約30名が押捺を拒否した[「ひとさし指の自由」編集委員会編 1984: 232]。そのなかには冒頭で言及した崔善恵氏など10代の拒否者もあり、それまで「朝鮮人だから仕方がない」と指紋押捺に応じてきた在日朝鮮人の青年層にとって、とりわけ大きなインパクトを与えた。予定者会議のメンバーとし

て参加した在日朝鮮人の女性は、「日本の政府に嫌なことばかりやられているから、指紋ひとつでどうにもならないと思っていた。朝鮮人だからしようがないとか。十代の人たちは「日本人と違わないのに」というのが権利意識になった」と振り返る〔指紋カードをなくせ！1990年協議会1997:9〕。

初期の拒否者らは、法務省による再入国不許可や、外登法違反による逮捕など深刻な弾圧を受けており、裁判闘争も始まっていた〔「ひとさし指の自由」編集委員会編1984:232-234〕。1983年11月には「指紋拒否訴訟全国連絡会」が各地の指紋拒否者（当時31名）と弁護団、研究者らにより結成された。当時6件の刑事裁判（指紋拒否訴訟）と2件の行政訴訟（指紋拒否者の再入国権訴訟）が行われており、そこでは指紋制度の違憲性と、国際人権自由権規約の違反をめぐって争われた〔佐藤2003:103〕。1984年6月には横浜地方裁判所において、米国籍のキャサリン・森川氏（1982年9月拒否）に、同年8月には東京地方裁判所で韓宗碩氏それぞれに対し有罪判決が下った。

予定者会議は、拒否者に対する弾圧が厳しくなるなか、指紋の問題をクローズアップさせようと東京周辺に住む在日朝鮮人2世、3世を中心に結成された。予定者会議の代表世話人となる朴容福氏いわく、当初は（在日朝鮮人の）「著名人を拒否宣言させる」目的で若い人が集められたのだが、そうではなく「自分たち自身が拒否宣言してやっていこうと提案した」という〔指紋カードをなくせ！1990年協議会1997:12〕。しかし同じ在日朝鮮人といえども育った環境や信条が異なるため、当初は「同じ目的があるからといってすんなりとは結び付けられなかった」と振り返る。

お互いの隔てられたものがあって、おまえはどっち側の朝鮮人か。北か南か。切り離されてきた歴史があった。それを乗り越える作業がこの運動の中で行われてきた。これは容易なことではない。大きく環境が違っているからそれをすりあわせていく作業を、まるでリハビリのようにやらなければならなかった

〔指紋カードをなくせ！1990年協議会1997:9〕。

また、互いの感覚の違いを乗り越えることに加え、これまで共闘したことのない、もしくは共闘する相手とみなして来なかった日本人とも会うことになる。予定者会議には、梶村秀樹や田中宏、その2人から声をかけられた『季刊三千里』編集者の佐藤信行や、金嬉老裁判をきっかけに発足した現代語学塾に通う塾生らが加わった〔大槻2023:132〕<sup>6</sup>。さらに、外国人登録課や戸籍課に従事する自治体労働者たちとも連携していく。指紋を採取する側の自治体職員と拒否者の連携は一見すると奇妙に思われるが、当時、学生運動を経験した自治体職員のなかには、「戸籍」「住民票」「外国人登録」からなる「日本の管理制度」に疑問を抱く人びとがいた。彼ら／彼女らは、自らの役所における業務が管理制度を作っていると考え、同じ問題意識を抱く各区の自治体労働者が集まり「戸籍住基労働者交流会」を結成していた〔佐藤2010:171-172〕〔金由地2022:53-55〕。また、80年代初頭は、都庁や各区役所において業務の効率化を図りコンピューターの導入が盛んに議論されていた時期だった。管理制度に疑問をもつ区民や職員らは、コンピューターの導入により「住民管理体制」の強化やプライバシー侵害の恐れ、職員の人員削減につながりかねないと問題視していた〔『サンケイ新聞』1983年8月25日〕〔『朝日新聞』1983年9月8日〕。このように、1980年に外登法の問題が公論化され始める以前から、自治体労働者の一部では反管理体制への意識が醸成されており、予定者会議のメンバーと合流するに至ったのである。予定者会議のメンバーと東京都の自治体職員は、支援体制が整えるべく予定者会議が発足する2週間前の9月12日に事前顔合わせを行った<sup>7</sup>。また、指紋押捺の拒否は法を犯す、逮捕や起訴の恐れが伴う危険な行為であるため、予定者会議の連絡先是港区の弁護士事務所に置かれた。

1984年9月29日、東京霞ヶ関の第二弁護士会館において予定者会議の発足式が行われ、民族組

織に抛らず個人として集まつた34名の在日朝鮮人2世、3世が「指紋押捺拒否予告宣言」を行つた〔予定者会議：1984a〕。宣言文では、彼ら／彼女らが抱いてゐる共通の思いを次のように表明した。

私たちは、祖国の分断に思いを致しながらも、この地日本で一日一日のかけがえのない生活を送つています。今日では在日同胞の大半を、日本で生まれ育つた二世・三世が占める時代を迎えています。私たちの日々の生活は、就職差別などに加え、外国人登録制度による威圧に脅かされています。つねに登録証明書を携帯しなければならず、その圧迫感は筆舌に尽くせないものがあります。そのうえ、登録の切替えのたび指紋の押捺を強いられています。これらは、私たちに対する日本社会の差別・抑圧を象徴するものです。(中略) 来年は、外国人登録の大量切替えの年であり、三十七万人以上の在日外国人がまたしても指紋押捺を強制されます。いまこそ私たちは、この三十年來の「遺物」をきっぱりと清算したいと思います〔予定者会議：1984b〕。

また発足式では、日本人の参加を促すための呼びかけもなされた。梶村秀樹と田中宏の連名による「日本人への呼びかけ」と題された文章は50年代の抵抗運動に呼応した日本人は皆無だった点に触れながら以下のように続けた。

指紋押捺を強制される在日外国人の大半は、日本のかつての植民地統治に起因する在日韓国・朝鮮人、中国人であることはいうまでもありません。日本社会において、日本人がこれらの人々と共に生きる関係を築くことは、歴史が私たちに残した課題といえます。私たちはこのような問題意識に立つてこの運動にかかり、日本人としてなすべき任務を果たしていくことが必要であると考えています〔梶村・田中 1984〕。

発足式で読まれた文面を比較すると、拒否予定者の予告宣言には、外登法に拘束される立場から、日常的に経験する差別の象徴として指紋を位置付けている一方、「日本人への呼びかけ」は、指紋制度が植民地統治に起因する問題であり、克服すべき自己の課題として位置付けられている。在日朝鮮人も日本人も、指紋制度の問題点や歴史的背景を学習し、知識を共有しながらも、運動に参加する意味づけについてはそれぞれ異にしていることが窺える。後者では「日本社会において、日本人がこれらの人々と共に生きる関係を築く」ために「なすべき任務を果た」すことの必要性が訴えられたが、具体的にどのような取り組みを行なったのかは次章で検討していきたい。

予定者会議の「予告宣言」は、各方面に波及していった。同年11月4日には川崎在住の18人が、25日には民族差別と闘う連絡協議会（以下、民闘連）全国交流集会にて22人が拒否予告を行つた。85年1月には、在日大韓基督教会「指紋拒否実行委員会」（84年9月発足）が決起集会の場で、全国で892名の教会信徒が拒否予告していると発表し、さらに2月には民団の婦人会中央本部は、全国の会員のうち4780名が指紋拒否を予定していることを発表した。また、千葉では「指紋押捺拒否千葉予定者会議」が発足し、翌月2月に大阪でも「関西指紋押捺予定者の会」が発足した〔佐藤1985a: 82-85〕。1985年の大量切り替え年には、東京を中心とした首都圏各地で自治体労働者、地域の活動家、牧師、学生らを中心に拒否者・拒否予定者を囲む市民団体が結成されていった。

## 4. 熟議の空間としての予定者会議

### (1) 1985年6月：「拒否予告」から「拒否実現」への移行と日本人集会

予定者会議は、発足の準備段階から週に一度の事務局会議を行い、主に戦術論を話し合った<sup>8)</sup>。佐藤信行氏が作成した会議用のレジュメには、運動の進捗状況、会の議題、今後の方向性などがまとめられている。1984年の年末に書かれたと思われる会議用レジュメ「『各地で、運動をどう進めるのか』私案」には、1985年1月から大量切替えが始まると始まる7月までのスケジュールが記されている。支持者拡大のため、機関紙「予定者新聞」を2ヶ月に一度発行すること<sup>9)</sup>、指紋押捺拒否を考える連続講座を定期的に行うことなどが定められ、「<第1段階>1~4月——各地域で『草の根』の運動をつくりあげる」「<第2段階>5月——全国各地の運動体・個人とのゆるやかな横断的連合をはかる」「<第3段階>6~7月——法務省の対応策をにらみつつ…」と、緻密な計画が立てられている〔予定者会議1984c〕<sup>10)</sup>。また週に一度の会議だけではなく、合宿を企画し泊まり込みで意見交換が行われた。1984年11月に行われた合宿の会議用レジュメには、「自分はこの運動の中で何をしたいのか、何ができるのか——を、とことん話し合うことによって、「異見」は意見として認め合い、この運動全体のイメージをつくる第一歩の作業」と、その目的について書かれている〔予定者会議1984d〕。

それでは予定者会議に参加した日本人はなにを感じたのだろうか。事務局員として参加した学生が「事務局通信」に寄せた以下の文章には、参加した動機や心境の変化について綴られている。

自分が大学時代から朝鮮語を習い出し、在日朝鮮人問題を考え出し色々な集会へ参加をしていました。そこで予定者の人とよく会い、向こうは自分を少しはものごとを考えている日本人とみなしたのか、拒否予定者という形

にしろこれだけがんばっている朝鮮人がいるのに日本人のお前さんは何をやっているのかと言うような、かなり自分にとって厳しい批判を受け、ケツに火が点いた状態になりました。これは日本人として自分は何かしなければならないのではと思い込み、予定者会議へ参加したというのが実情です。(中略) 関わりを持つようになって以降考えていることは、日本人の参加は自らの主体的な立場からでなければならぬということです。日本人と朝鮮人が共に闘っていかなければこの運動はやっていけなくなるような気がしています〔予定者会議1985a: 5〕。

つづけて、各地域で発足した運動体の名称が「何々さんを支える会」から「人権を考える会」や「区民の会」といった名称に変化していることに触れながら、これについては「日本人側からの主体的な参加の結果」であると述べている。また、文中の「少しものごとを考えている日本人とみなしたのか」という文言は、在日朝鮮人が抱く日本人への不信感を、この日本人学生が感じ取った表れとも言える。多くの在日朝鮮人が日本人の差別意識により、朝鮮人であることを隠しながら生きた経験を持ち、共闘するとはいえ、目の前の日本人が信頼できる相手なのか、また人間的な関係性が築けるのかを探る必要があつただろう。しかし語学や在日朝鮮人の置かれた状況を学習するこの学生は、在日朝鮮人のメンバーから見ても言葉の通じる日本人と映ったのかもしれない。そしてこの学生も在日朝鮮人の問いかけから「日本人として何をするのか」という主体性を意識するようになったことがわかる。

また毎週行われた会議のなかで、朝鮮人と日本人の関係性も徐々に変化していった。佐藤氏は、その様子を以下のように振り返る。

毎週会議をやつたっていうのはやっぱり大きな意味があって、どんどん情勢が動くわけです。毎週、全国各地で指紋拒否者が出て。そ

れを確認しながら、じゃあ僕らはどうするかっていうような議論をやって。だからそこでは、在日だから在日の意見を聞かなきゃいかんっていう策もなくて、それはみんな自由にやるし。(中略) 初期は「誰々さんを支える会」とかいう形になってたんだけど、予定者会議はそういうのはやめて、とにかく日本人も朝鮮人もフラットに議論をしようということであるんだけど<sup>11)</sup>。

佐藤氏が述べたフラットな議論の背景には、70年代以降、各地に発足した朝鮮の文化、日本と朝鮮の歴史を学ぶサークル活動での経験があった。佐藤氏は当時、朝鮮人と日本人がともに何かに取り組む時、被抑圧側にある朝鮮人の主張を、日本人が抑圧側にあるという意識から、疑問を感じても言動を控える状況を見聞きしたという<sup>12)</sup>。日本人のなかには激しく問われることで活動から遠のく人もいただろう。佐藤氏はその経験を踏まえ、なるべく「フラットに議論」できるよう心がけたと言う。

しかしこのフラットな議論は単に思いの丈を全て言い合うという意味ではないし、そもそも「フラットに議論」できる関係性の前提として、拒否者と日本人とでは、法的地位や社会的権利において対等ではないという認識を共有する必要がある。日本人の多くは、運動に関わることで初めて外登法や出入国管理法<sup>13)</sup>（以下、入管法）など、日本に暮らす外国籍者の法的地位を知ることになったはずだ。その点において、予定者会議に参加した日本人も、拒否者である朝鮮人と日本人が対等な立場とは思わなかったであろう。しかしながら、一方が一方を支えるのではない関係での共闘を模索するには、日本人としての当事者性とはなにかを考える必要があった。この拒否者と異なる日本人参加者の当事者性とはなにか、予定者会議に参加した日本人はどのように考えていたのかについて、1985年6月に催された「指紋制度全廃のための日本人集会」（以下、日本人集会）の事例からみしていくこととする。

1985年に入り、「拒否予告」をした在日朝鮮人のメンバーが「拒否実現」を行うことが議論され始めた。そして、6月22日に「大量拒否実現集会」を開き、6月27日には「全国一斉拒否行動」を行うことになる〔予定者会議1985b〕。しかしこの時期は、増え続ける拒否者に対する当局の取り締まりがさらに強化されていた。5月8日には川崎市の拒否者が自治体の告発がないまま逮捕され、また同月14日に法務省は、指紋拒否の抑止と自治体の締め付けを図るため、これまでの登録事務要項を大幅に変更する通達（以下、「5・14通達」）を出す。この通達の骨子は、黒インクの代わりに無色の薬液を使い、回転指紋から平面指紋にするといった「緩和措置」を取る一方、指紋拒否者に対しては3ヶ月間の説得期間を設け、なおも指紋を押捺しない場合は「指紋不押なつ」と赤字で記入した登録証を交付し、直ちに告発するというものであった。しかしながら法務省の強行策は、運動の勢いを押し止めるどころか火に油を注ぐ結果となり、「5・14通達」をめぐって全国の各自治体で通達に従わないよう要請行動が取り組まれていった〔佐藤2003: 106-107〕。

在日朝鮮人のメンバーが「拒否予告」から「拒否実現」へと移行し、場合によっては逮捕の可能性も出てくるなか、日本人メンバーは日本人として具体的に何ができるのかを考えるようになる<sup>14)</sup>。そして、予定者会議の日本人部会を立ち上げ日本人集会を企画した。日本人集会は、「拒否実現」の前の6月1日に開催が決まり、準備は佐藤信行氏や現代語学塾の塾生らによって行われた。予定者会議が発行した「予定者新聞」によると、当日は梶村秀樹、新美隆、関田寛雄、徳永五郎、山田貴夫、三浦泰一、稻葉三千男、佐藤文明、玉川洋次といった専門家や弁護士、牧師や自治体職員、教員らが登壇し、「在日外国人の問題であるととらえられるがちな指紋問題」について「「在日」日本人の問題であるとの視点から、現在の指紋の状況と、プライバシー、国勢調査、警察問題など日本社会に住む人すべてに関わる事柄」について報告している。また各地区において指紋問題に取り組む支

援団体のメンバーも登壇し、約350人が参加した〔予定者会議1986a〕。

ここで日本人集会で読まれた「日本人へのアピール」<sup>15)</sup>から、日本人の当事者性について考えていきたい。このアピール文の署名は「日本人集会参加者一同」となっており、会全体の総意といえる。アピール文の冒頭では、まず指紋制度での日本人と外国人の差別性について訴えられた。すなわち、日本人は被疑者として拘束されたり、刑務所に収監されている場合を除き、指紋の押捺を強制されることはなく、「外国人に対してのみ私たちが法律をもって」強制していることや、各自治体で保管している指紋付きの登録原票を、治安当局が頻繁に閲覧・複写している実態である。そして、拒否者の声に耳を傾けてこなかった日本人に対し、以下のように訴えた。

日本人がこうした人々の声に充分耳を傾けることなく、人権無視の悪法を黙認してきたため、それはいまだに存続しています。言葉をもってする主張だけでは聞く耳をもたない状況の中で、個々の人間的な決意と確信に基づいて「自らの人権を自ら守る」べく、当事者の中から指紋押捺拒否の行動が生まれてきたのは、不可避のことであり、正当な勇気ある行動であります。外国人は参政権を有していないため、立法過程に直接関与することができない立場にあり、日本社会に対して、より有効的に働きかけうる方法がほかにないことが想起されるべきです。またそれにとどまらず、長いものにまかれてあきらめるのではなく、自らの主体性を賭して不条理な悪法をたださんとする行動は、創造的な民主主義者の敬愛すべき行動だというべきです〔指紋制度全廃のための日本人集会参加者一同1985〕。

つづけて、指紋制度廃止の意見が29%である反面、制度自体は「やむをえない」とする意見が47%もあるという世論調査の結果に言及しながら、この数字を逆転させる「人間的責務」を主張する。

在日外国人にとって、押捺拒否が差別と同化の環境の中で自らの主体性を奪回する意味をもつ行動であるとするならば、外国人登録法の根本的改正、指紋制度の撤廃は、そもそも、日本人の課題であります。なぜなら、私たちは日本国民として国政に参与しており、かつて悪法を成立させたのも国民が選んだ国会であり、これを改正させる権限も国会ひいでは国民に属しているのだからです。

特に近来、民主主義の空洞化が叫ばれ、国家主義的な管理と治安の強化への憂慮が強まっていますが、外国人登録法なかんずく指紋制度・常時携帯制度こそ、非民主主義的な法制の最たるものであります。これを他人ごととみなして傍観する者は、自らの首をしめる結果となることは明らかです。(中略) 私たちはまた、外国人の人権を無視することによって、私たちの人権感覚を鈍らさせている思想と闘わねばならないと思います〔指紋制度全廃のための日本人集会参加者一同1985〕。

以上のアピール文では、外登法は立法権をもつ日本国民の傍観と無関心によって維持され続けたことが指摘されており、「非民主主義的な法制」を温存している社会の主権者である日本国民が法制度の差別を解消する責務があるという考えが明示されている。これが日本人集会で示された日本人の当事者性である。しかしこのような当事者性を、多くの参加者が運動の当初から持ち合わせてはいなかつただろう。おそらく毎週の会議や学習会、後述する「団結小屋闘争」のような、活動の随所に組み込まれた熟議の空間によって、体得され、深められていったと考えられる。植民地支配の歴史を引き継ぐ在日朝鮮人とともに共闘するとき、日本人としてどのように主体的に取り組むことができるのか、拒否者の存在に依拠しないかたちで如何に社会変革を起こすのかについて考え、議論したはずだ。次節では、熟議の空間の多様さについて、1985年9月に行われた「団結小屋闘争」の事

例からみていきたい。

## (2) 1985年9月:「団結小屋闘争」の取り組み

1985年7月から始まった大量切替え時期には全国各地で拒否・留保者が続出し、8月末時点で拒否・留保者は6000名を上回った〔『朝日新聞』1985年9月1日〕。法務省は各自治体に「5・14通達」の実施を要請、7月以降には東京23区の区長らは特別区長会の総会の場で、「5・14通達」に従う（自治体によっては部分実施）と表明した〔佐藤1986b:165〕。このような行政の対応に対し、各地の運動体は各自治体で交渉を行い一定の成果を出すも、新宿区や文京区、埼玉県川口市、千葉県習志野市などの自治体は、依然として外国人の人権よりも通達を重視する姿勢を変えなかった〔予定者会議1985c〕。

予定者会議のメンバーは、「大量切替がピークを迎える9月をとらえ、そこで大々的な情宣活動を展開、世論の喚起と拒否者の増大をはかり、同時に法務省に盲従する自治体に働きかけていくことで自治体の自主性を追求」すべく、9月8日から14日に「第一期反外登法決戦団結小屋闘争」（以下、団結小屋闘争）を展開する。

8月10日付の「団結小屋闘争（私案）」には、その目的として、各自治体に対して「5・14通達」の返上の呼びかけるとともに、関東一体の運動体に対し「在日外国人間の交流、日本人間の交流を深め、在日外国人と日本人との共闘の深まりを目指す」ため、「集中的な闘争を行い、夜は膝をつきあわせ、自由に各自の意見を交換し合う」場の必要性を訴えた〔予定者会議1985c〕。会場は寝食を共にできる拠点として、都内の大学を会場として使うことになった。そして「反外登法9月集中行動実行委員会」という実行委員体制が組まれ、「闘争全般の企画と具体的戦術の決定、全体把握」をする5名の代表者会議と、埼玉、千葉、三多摩地域、文京区からメンバーが選出された。また「動員担当部」「食事担当部」「物資調達部」や、毎日の新聞やビラを発行する「情宣担当部」、弁護士との連絡を行う「救対部」、「会計担当部」などが決めら

れ、その大半を日本人が担った〔反外登法9月集中行動実行委員会1985a〕。この背景には、日本人の運動として具体的に何ができるのか、行動によって示そうとしたためと考えられる。それは、団結小屋闘争の初日に催された「団結小屋闘争突入集会」の場で、韓宗碩氏の指紋裁判を担当する新美隆弁護士が「指紋闘争も単に拒否者の存在、またその数にたよる運動をつくるのではなく、指紋制度そのものを日本人の手によって倒す運動」を提起したことにも通ずるものがある〔反外登法9月集中行動実行委員会1985b〕。

【表 団結小屋闘争の取り組み】

	午前	午後	夜
9/8（日）		第一期団結小屋闘争突入集会（120名）	第1回在日外国人交流討論集会（20名）・特別講座
9/9（月）	法務省交渉（約60名）	自治体交渉：埼玉県川口市（70名）	第1回交流・討論会（40名）
9/10（火）	自治体交渉：千葉県習志野市（約85名）		第2回交流・討論会（50名）
9/11（水）	特区連（23区区職労の連合体）定期大会ビラまき、拒否者のアピール	東京入管局「入管追求行動」（50名）	秋の夕べを楽しむつどい
9/12（木）		自治体交渉：小金井市	第2回在日外国人交流討論集会（20名）
9/13（金）	自治体交渉：文京区（70名）		第3回交流・討論会（50名）
9/14（土）	法務省抗議行動	反外登法9月集中行動関東集会	

【出典】〔反外登法9月集中行動実行委員会1985b〕をもとに筆者作成。

ここでは上記の表と、団結小屋闘争期間中に発行された「反シモン・反ケイタイ新聞」の内容をもとに自治体交渉の一部と討論会の内容を見ていく。まず小金井市との交渉では、9月11日に「指紋押捺に反対する小金井連絡会」のメンバーであ

る星建男氏が市役所構内でハンガーストライキに入り、翌日の朝に、鈴木一雄市議会議長の斡旋により「指紋押捺を拒否しても告発はしない」などの確約を得る〔反外登法9月集中行動実行委員会1985b〕〔小金井市史編さん委員会2019: 778〕。つづく13日の文京区との交渉は、集中行動のメンバー約70名が参加し、約6時間の交渉の末に小金井市と同様に確約を勝ち取っている〔反外登法9月集中行動実行委員会1985b〕。予定者会議の取り組みは、能動的に状況を作っていく点において過去の運動とは異なっていた。予定者会議のメンバーであった高二三氏は、就職差別反対や出入国管理法反対運動は、「いつも事が起きて、向こうから仕掛けられた喧嘩を受けて立つ」ものであったが、指紋押捺拒否運動は、受け身ではなく自ら仕掛けるという発想の転換を迫る運動を目指したと振り返る〔米田2004: 238-239〕。

次に、毎夜行われた交流会と討論会では、今後の闘争の論点から日常の悩みなど多岐にわたり語り合われた。具体的には、初日の学習会では外登法や戸籍制度といった日本社会の管理体制、および各自治体交渉における論点が議論された。また「在日外国人交流討論会」には20名が参加し、「日頃、案外と腹の内を晒け出し合う機会の少ない拒否者同士が、言いたいことを言いあって、また、拒否運動のこれからについても、チョッピリ頭をひねろう、というのがこの集まり。各自の思いを語り、常時携帯制度への対応、日本人との「共生」の意味、「在日」と本国問題との関りなど、かなり重たい課題」も話し合われた。2日目夜の交流討論会には40名が参加し、「拒否者に頼らない日本人側の運動作り」や「地域が横につながっていく方向」の模索、法務省への抗議行動の重要性など、今後の運動方針が話し合われた。つづく3日目の夜の討論会には50名が参加し、前夜の議論を受けつつ「在日外国人と日本人の共生」という根本的な議論が交わされたという〔反外登法9月集中行動実行委員会1985b〕。

予定者会議の取り組みで特徴的なのは、運動に文化的要素を取り入れた点にある。4日目に開催

した「秋の夕べを楽しむつどい」では、シャンソン歌手の朴聖姫氏やフォーク歌手の黄祐哲氏による歌やチャンゴ演奏が催された〔反外登法9月集中行動実行委員会1985b〕。このような文化的要素は、同年12月に開催された「反外登法12月集中行動」の際にも取り入れられている。紙幅の関係上、詳述することはできないが、この時も法務省や自治体交渉、デモ行進が行われたが、デモ行進の前夜祭として日仏会館で「在日カーニバル」が企画された〔予定者会議1986c〕。出演予定者には「紅龍&ひまわりシスターズ」、河内家菊水丸、菅原文太や作家の金石範、李礼仙などが名を連ねる〔在日カーニバル実行委員会1985〕。このように運動に文化的要素を取り入れることにより、より広い層を運動に巻き込む効果があったと思われる。なお、団結小屋闘争はすべて支持者からのカンパでまかなわれている。また全期間を通じての参加者総数は確認できていないが、4日目の時点で延べ680名が参加しており、多くの人が参加したことが窺える。

### (3) 予定者会議に参加した日本人学生A氏の場合

ここまで、熟議の空間としての予定者会議の取り組みを中心に見てきた。最後に、その空間を体験した日本人学生A氏の証言から、具体的にどのような意識変化があったのかを見ていきたい。

都内の大学で自治会活動に関わっていたA氏は、特定の組織の影響力が自治体活動に及び始めることに幻滅し、学内での自治会活動に消極的になっていた頃、指紋押捺拒否運動を知る。時間と体力のあるうちに社会と関わろうと思い立ち、まずは外登法の勉強会や呉徳洙監督の映像作品『指紋押捺拒否』(1984年11月公開)の上映会を開催した。この上映会がきっかけとなり、呉徳洙監督や『季刊ちゃんそり』編集者の金昌寛氏、金幸二氏、そして予定者会議の代表世話人であった朴容福氏と出会うことになる。当時の思いについてA氏は「要するにどっぷりそこに漬かって、一体それ(在日朝鮮人の世界:引用者註)が何なのかっていうのを知ってみようと思った」と振り返る。そ

んな A 氏に対し、朴容福氏からは「なぜ日本人が、俺たちと付き合うのか」「一体なにがしたいのか」と頻繁に問われたという。

A 氏は外登法の闘いだけではなく、まずは日本人が朝鮮の問題を知る必要があると思い学習会を立ち上げた。また学習会の友人に「首都圏学生共同行動」という、特定の組織から一線を画した学生の集まりに誘われ参加し、そのなかで外登法の問題も考えていこうと提案した。外登法や指紋の問題を学ぶなかで、他の社会問題に关心を寄せて いる学内外の学生と出会い、問題を共有していく。例えば日本の東南アジアへの経済侵略や、環境問題、女性差別の問題などさまざまな世界規模の問題に触れ、社会や世界に僅かながら繋がっている感覚を得ていたと話す。

A 氏は、「首都圏学生共同行動」で出会った他大学の学生数人と、自分たちが関わっている指紋押捺拒否運動は、過去の日本人と朝鮮人が関わった運動においてどう位置付けることができるのか、組織に属さないノンセクトの立場からの歴史を残そうと話し合いパンフレットとしてまとめた。その内容は、戦前から 1955 年までの朝鮮人と日本共産党の歴史や、1965 年日韓条約反対運動、1970 年代は入管法反対運動と華僑青年闘争委員会（以下、華青闘）の決別宣言を書いた。日韓条約反対運動は、高崎宗司氏の授業を受けていたこともあり、「朴にやるなら僕にくれ」といった植民地支配の反省が見られない日本の運動をまとめた。華青闘の決別宣言については、当時の新左翼やノンセクトがそれまで視野に入っていたなかったアジアやマイノリティの声に耳を傾ける契機になる一方、一部の学生が倫理的に問い合わせすぎたがゆえに暴力行為に走ってしまったことについて A 氏らは疑問に感じていた。

倫理的に突き詰めても、出てくる解っているのは、ああいったことなんだなって、これはいかんなと思って、これじゃないなと。日本人がやったひどいことは、やっぱり反省しなきゃいけないし、そのとおりなんですよ。だ

けどだからって、あんなことしていいのかって話し、別なんだよねっていうふうな、そちら辺は結構一生懸命考えたよ。

議論の末、自らの歴史意識と最も近いものとして 1970 年代の日立就職差別裁判での朝鮮人と日本人の共闘を位置付けた。この裁判闘争では、在日朝鮮人の若者らが日本人と同等の権利を求める運動の発端となったのみならず、日本人として加害性を自覚し「在日」の問題提起を受け止めようとした日本人青年らとの市民運動であった点で画期的だった [水野・文京洙 2015: 177]。周知のとおり、1974 年に原告の完全勝訴で裁判が終わると、裁判闘争に参加したメンバーを中心に民闘連が発足、各地域で生活実態に即した人権擁護運動が展開していく。A 氏らは、この取り組みの延長線上に指紋押捺拒否運動を位置付けた。

また植民地支配について A 氏は、「倫理的に、贖罪するっていうような感覚はあまり持ってなかった。確かに悪いことした。でも、それはもう親の世代とか、じいさんの世代だけ知らないっていうのは言わない。俺たちは直接やったことじゃないから、倫理的にどうのこうのっていうではないが、だけど知らないとは言いませんと、そういう感じ」と話す。植民地支配について、昔に遡り直接責任を取ることはできないが、無関心でいるのではなく、関わりを持つ。そのためには、まず歴史のなかに自分たちを位置付けていたことが、A 氏らの取り組みから見えてくる。

以上のように A 氏は指紋押捺拒否運動への関わりを通じて、拒否者とその周囲にいる日本人と大いに語り、厳しく問われることで、日本人としての当事者性を意識し、自らの立ち位置を模索した。それは、倫理的に自らを追い詰め、罪悪感から個人の主体性を失なったり、暴力に走ったりすることではなかった。党派や組織、宗教のような大きな「物語」に身をゆだねることでもなく、「今できることを精一杯やる」と、具体的な取り組みを行っていく。それは上述したような、学習会や上映会、「団結小屋闘争」、自治体交渉、デモなどであった。

その下地となる朝鮮人と日本人の熟議の空間は、1970年の日立就職差別裁判以降の民闘連の活動のなかすでに形成されていたが、指紋押捺拒否運動の際にはさらに拡大し、より多くの人を巻き込んでいたと考えられる。A氏のように、運動に関わることで初めて在日朝鮮人と出会う学生も多かったはずだ。運動の論点や戦術を議論し、個人史を語り、植民地の歴史を知ることで、自分が立脚する社会が、時間的・空間的にも異なる他者とどのように繋がっているのかを考えていく。それは、教科書では学ぶことのない「日本社会」という自画像を描く工程であったといえよう。

## 5. おわりに

本稿は、1984年9月、東京に発足した予定者会議の取り組みを題材に、運動に関わった日本人の当事者性がどのように意識化されたのかについて分析を試みた。予定者会議には、在日朝鮮人のほか、日本人の知識人、学生、自治体労働者など多様な人びとが集まつた。本稿で分析した活動初期における予定者会議の活動には、その随所に熟議の空間が組み込まれており、その結果として日本人は拒否者とは異なる当事者性を体得していく。

予定者会議に参加した日本人の発言からは、指紋の問題が植民地支配に起因する克服すべき自己の課題であることや、反管理体制の問題、また民主主義と関連づけて論じられていた。また、運動に関わることで朝鮮人と日本人との関係性を問い、植民地支配の歴史のなかに自己を位置付ける試みも見られた。一方で、このような当事者性は持続していたのか、どのような課題が残されたのかは今後の検討課題として残されている。本稿では取り扱うことのできなかった予定者会議のその後の活動や、他の地域での取り組みも視野に論じることとしたい。

### 注

- 1) 本稿における在日朝鮮人とは、20世紀前半に朝鮮半島から日本に渡ってきた人びととその子孫を意味し、朝鮮籍、韓国籍、その他の国籍にかかわらず、民族・地域の総称として用いた。ただし、引用文は原文を尊重しそのまま使用した。
- 2) 1994年には「居留」の字を削除し、「在日本大韓民国民団」に変更している。
- 3) 外登証の常時携帯義務は2012年の外登法廃止まで残り、さらに2007年には「テロ対策」の名目で、特別永住者以外の外国籍者を対象に、空港での入国・再入国の際に指紋と顔認証を採取する制度が始まっている。指紋制度の撤廃や外登法の廃止が、即ち外国籍者に対する取り締まりが見直されたわけではないことを強調しておきたい。
- 4) 指紋制度については実施当初から抵抗を示す人びとが多く存在したのであり、80年代の指紋押捺拒否者は「日本人の目に見えた第一号」と言える〔田中2013: 87-90〕。
- 5) 聞き取りは、インタビュー対象者に研究目的と質問事項を事前に送り、個人情報の倫理規定や保護について説明し同意を得たうえで行った。氏名の表記については匿名か実名かを選択してもらった。
- 6) 筆者による佐藤信行氏へのインタビュー。
- 7) 筆者による水野精之氏へのインタビュー。水野氏は1980年から板橋区の職員として勤務していた。水野氏と朴容福氏が初めて会ったのは、1982年9月に「関東大震災時に虐殺された朝鮮人の遺骨を発掘し慰靈する会」が行った犠牲者の遺骨試掘の時だったという。
- 8) 当初、現代語学塾を会議場として使用していたが、メンバーの増加に伴い、田中宏氏が勤めていたアジア文化会館に変更した〔筆者による佐藤信行氏へのインタビュー〕。
- 9) 「予定者新聞」は、創刊号（1984年11月16日）から第5号まで刊行する予定であったが、実際は第3号（1985年6月22日）までの発行となった。1号あたり5000部印刷し、集会で販売したり各地域の支援者に郵送したりした〔予定者会議1984c、1986b〕。
- 10) 予定者会議の活動資金は、会員の会費（一口3,000円）とカンパで賄っていた。支持会員数は、1984年12月時点では168人で、翌1985年6月には支持会員が450名に上り、年会費とカンパは、発足から約2年後の1986年7月時点で265万8480円が集まつた〔予定者会議1986b〕。
- 11) 筆者による佐藤信行氏へのインタビュー。
- 12) 筆者による佐藤信行氏へのインタビュー。
- 13) 1981年の法改正により「出入国管理法及び難民認

定法」となる。

14) 筆者による佐藤信行氏へのインタビュー。

15) 文責者は不明だが、梶村秀樹が書いたものと思われる [筆者による佐藤信行氏へのインタビュー]。

## 参照文献

### 【書籍・論文】

石原孝二 (2018) 『精神障害を哲学する』東京大学出版会。

今村嗣夫他編 (1987) 『指紋制度撤廃への論理』新幹社。

大概和也 (2023) 「「朝鮮と日本のあるべき関係」を求めて——梶村秀樹によるムルレ (ムルレ) の会および指紋押捺拒否運動への活動従事を手がかりに——」同志社大学人文科学研究所『社会科学』第 52 卷第 4 号) pp. 211-242.

大沼保昭 (1986) 『単一民族社会の神話を超えて』東信堂。

金由地 (2022) 「1980～90 年代、指紋押捺拒否運動における異種混淆的な運動空間の形成」同志社大学社会学研究科、2022 年度修士論文。

小金井市史編さん委員会 (2019) 『小金井市史 通史編 小金井市』。

櫻井すみれ (2023) 「日本人市民にとっての指紋押捺拒否運動——茅ヶ崎市「指紋押捺拒否を考える会」を題材に——」『アジア地域文化研究』第 19 号、pp. 15-36.

佐藤信行 (1985a) 「ドキュメント 指紋拒否の闇い」『季刊三千里』第 42 号、pp. 80-87.

\_\_\_\_\_ (1985b) 「記録 指紋拒否の闇い——85 年夏」『季刊三千里』第 43 号、pp. 160-167.

\_\_\_\_\_ (1986a) 「記録 指紋拒否の闇い——85 年秋」『季刊三千里』第 45 号、pp. 164-172.

\_\_\_\_\_ (1986b) 「記録 指紋拒否の闇い——86 年夏」『季刊三千里』第 47 号、pp. 160-167.

\_\_\_\_\_ (1987) 「記録 指紋拒否の闇い——86 年冬」『季刊三千里』第 49 号、pp. 131-136.

\_\_\_\_\_ (2003) 「外国人登録法と指紋押捺拒否運動」白石孝・小倉利丸・板垣竜太編『世界のプライバシー権運動と監視社会』明石書店、pp. 93-120.

佐藤文明 (2010) 『ウーマンリブがやってきた』インパクト出版社。

鄭栄鎮 (2018) 『在日朝鮮人アイデンティティの変容と搖らぎ』法律文化社。

鄭栄桓 (2023) 「外国人登録法の指紋押捺制度と在日朝鮮人団体——一九五六年秋の反対運動を中心とした比較史」藤原書店、pp. 255-285.

杉原達 (2005) 「帝国という経験——指紋押捺を問い直す視座から——」倉沢愛子他編『なぜ、いまアジア・太平洋戦争か 岩波講座 アジア・太平洋戦

争 1』岩波書店、pp. 47-86.

高野麻子 (2016) 『指紋と近代 移動する身体の管理と統治の技法』みすず書房。

田中宏 (2013) 『在日外国人 第 3 版』岩波書店 (新書)。

塚島順一 (2017) 「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動——主に川崎からの視点として——」法政大学大学院『大学院紀要』第 79 卷、pp. 137-154.

筒井清輝 (2022) 『人権と国家』岩波書店 (新書)。

寺島俊穂 (2004) 『市民的不服従』風行社。

「ひとさし指の自由」編集委員会編 (1984) 『ひとさし指の自由』社会評論社。

水野直樹・文京洙 (2015) 『在日朝鮮人』岩波書店 (新書)。

米田綱路 (2004) 『抵抗者たち——証言・戦後史の現場から』講談社。

### 【新聞】

『朝日新聞』  
『サンケイ新聞』

### 【インタビュー】

水野精之氏 (2023 年 1 月 28 日、三鷹市内)  
佐藤信行氏 (2024 年 6 月 25 日、10 月 24 日、在日韓国人問題研究所内)  
A 氏 (2024 年 6 月 13 日)

### 【運動関連史料】

梶村秀樹・田中宏 (1984) 「日本人への呼びかけ」在日カーニバル実行委員会 (1985) 「12.6 在日カーニバル」  
指紋カードをなくせ！ 1990 年協議会 (1997) 「戦後在日 50 年の外国人登録反対」  
指紋制度全廃のための日本人集会参加者一同 (1985) 「日本人へのアピール」  
反外登法 9 月集中行動実行委員会 (1985a) 「第 1 期 団結小屋行動 (案)」  
\_\_\_\_\_ (1985b) 「反シモン反ケイタイ新聞」(1 号～6 号)  
予定者会議 (1984a) 「予定者新聞 創刊号」  
\_\_\_\_\_ (1984b) 「指紋押捺拒否予告宣言」  
\_\_\_\_\_ (1984c) 「『各地で、運動をどう進めるのか』私案」  
\_\_\_\_\_ (1984d) 「10 月 28 日 拡大運営委員会」  
\_\_\_\_\_ (1985a) 「事務局通信 第 2 号」  
\_\_\_\_\_ (1985b) 「『6.27 へ！』」  
\_\_\_\_\_ (1985c) 「第一期・反外登法決戦団結小屋斗争 (私案)」  
\_\_\_\_\_ (1986a) 「予定者新聞 第 3 号」

\_\_\_\_\_ (1986b) 「会計報告 1986 年 7 月 13 日現在」

\_\_\_\_\_ (1986c) 「事務局通信 第 4 号」

本稿は、科研費（特別研究員奨励費）「グローカルな過去克服としての指紋押捺拒否運動－1980 年代社会運動の再評価」（課題番号 JP24KJ0770）の助成を受けたものです。

## 投稿論文

# 民族差別と闘う新しい社会運動の創発 —1970年代の民闘連の研究

加藤恵美（帝京大学）

### 日本語要旨：

本稿は、1970年代から1990年代中頃にかけて展開された「民族差別と闘う連絡協議会（民闘連）」の創発期（1970年代）の運動を、一次資料を用いて検討した。1974年に発足した民闘連は、在日コリアンの生活現実を踏まえた反民族差別の「実践」を行うこと、各地のグループが互いに「交流」すること、在日コリアンと日本人が「共闘」することという三原則を1979年に打ち出し、民族団体とは異なる性格をもつ団体として自らを定義した。

本稿は、民闘連の「実践」は、地域ごとに異なる特徴を持っていたことを明らかにした。関西では、兵庫民闘連が多様なアクターの地域的な連帯を通じて、在日コリアンの福祉を妨げていた「国籍条項の撤廃」に成功した。一方、関東の川崎（関東民闘連）では、「国籍条項の撤廃」よりも在日コリアンのエンパワーメントが優先され、「共闘」に資する主体づくりのための教育や住民運動の基礎づくりが推進された。

本稿はまた、民闘連の「交流」原則に注目し、この要素が多様なローカル・グループからなる民闘連を1つにしたことを見た。この「交流」原則が、異なる特徴を持つ日本各地のグループをインクルーシブにつなぎ、反民族差別という共通の目的の下での相互批判あるいは対話と励ましの場として、民闘連を成り立たせた。こうした考察を通じて、本稿は「交流」が民闘連の本質的な原則であったと主張した。

### 英語要旨：

This paper examines the social movement of the "Council to Combat Ethnic Discrimination (Minto-ren)" in its formative years (1970s) using primary sources.

The Minto-ren, which was established in 1974, put forward three principles in 1979 that defined it as having a different character from the long-established ethnic organizations: to carry out anti-ethnic discrimination "practice" based on the living reality of Zainichi Koreans; to have mutual "exchange" between groups in different regions; and to have "joint struggle" between Zainichi Korean and Japanese people.

This paper has clarified that the Minto-ren's "practice" had different characteristics in each region. In the Kansai region, the Hyogo Minto-ren succeeded in "abolishing the nationality clause" that was hindering the welfare of Zainichi Koreans through regional solidarity with diverse actors. In Kawasaki (Kanto Minto-ren), on the other hand, the priority was on empowering the Zainichi Korean community rather than on the abolition of the nationality clause, and efforts were made to promote education and the creation of a foundation for local movements that would enable them to "struggle together".

This paper also focused on the principle of "exchange" in the Minto-ren, and has clarified that this element brought together the Minto-ren, which was made up of diverse local groups. The principle of "exchange" connected groups from different parts of Japan with

different characteristics in an inclusive manner, and established the Minto-ren as a place for mutual criticism, dialogue and encouragement under the common goal of anti-ethnic discrimination. Through this kind of consideration, this paper argues that exchange was the essential principle of the Minto-ren.

#### キーワード：

在日コリアン、反民族差別、社会運動、地域社会  
Zainich Koreans (Korean residents in Japan), Anti-ethnic discrimination, Social movements, Local communities

## 1. はじめに

「民族差別と闘う連絡協議会（以下、民闘連）」運動とは、1970年代から1990年代の中頃にわたる30年以上の間、下記の三原則に基づいて、全国的に展開された反民族差別運動である。

- ① 在日韓国・朝鮮人の生活現実をふまえて民族差別と闘う実践をする。
- ② 在日韓国・朝鮮人への民族差別と闘う各地の実践を強化するために交流する。
- ③ 在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘する。

この三原則は、民闘連の正式な発足（1974年11月）<sup>1)</sup>からおよそ5年後の1979年11月の全国交流集会（後述）において、民闘連特別基調起草委員会〔1979〕により発表された<sup>2)</sup>。すなわち民闘連運動は、在日コリアンの「生活現実」を踏まえて民族差別と闘う＜実践＞をベースに（①）、そうした実践を担うローカルなグループが全国的に緩やかに結びつく＜交流＞体という組織形態をとり（②）、在日コリアンと日本人が民族差別に対し＜共闘＞する（③）ことを原則とする運動である点において、日本でそれまでに展開されてきた「在日朝鮮人運動」から、5年の試行錯誤を経て自らを区別した。

先行研究において民闘連運動は、在日外国人に

関する制度史〔田中2013〕、在日朝鮮人史〔水野、文京洙2015〕、在日コリアンのアイデンティティ〔朴一1999〕のいずれの文脈においても、ひとつの時代を画した重要な運動として言及されている。また、多くの知識人が参加した運動であったことから、知識人本人が当事者として、民闘連運動とは何であったのかを回顧することもある〔内海、大沼、田中2014; 田中2019〕。それにもかかわらず民闘連運動は、これまでそれ自体として本格的な研究対象となつことはほとんどなかつた。それは、民闘連の流れを汲む運動が現在も引き続き各地で展開され続けており、これを「終わった」運動とみなし「歴史化」することが難しい現状が影響していたと思われる。

しかしこの間に、開始から50年近くが、また90年代の中頃の全国交流の消滅から30年近くが経過し、民闘連運動に関する資料は散逸しつつある。そのため、「画期的」だとされる民闘連運動そのものを対象とする実証的な研究の遂行を急ぐ必要がある。本稿は、まず古い時代の、すなわち民闘連運動の創発期である1970年代に注目し、当時の民闘連が発行したニュースレター等の資料、運動当事者の回顧録、ならびに当事者に対する聞き取り調査の結果などをもとに、上述のような三原則に基づく民闘連運動がどのように始まったのかを明らかにする。

本論文は、3つの節から構成される。第1節では、まず20年間（1970年代中頃から90年代中頃まで）の民闘連運動の流れを概観し、次に民闘連運動を研究する意義をより明確にする目的で、先行研究をレビューしながら本研究の分析の視点を示す。第2節では、創発期の民闘連運動の中心的役割を担った、神奈川県川崎市南部の在日コリアン集住地域を拠点としたグループに注目しながら、住民運動の起こりという観点から民闘連運動の胚胎を明らかにする。第3節では、民闘連発足（1974年11月）以来彼らが発行した資料などをもとに、1970年代後半の民闘連運動を検討し、その当時の特徴をつかむ。

## 2. 民闘連運動を研究する意義

### (1) 民闘連運動の概要

先に触れたように、民闘連の流れをくむ運動は、現在もいくつかの地域で継続されている<sup>3)</sup>。そのため、民闘連運動を終わった運動だとはいいけれない。しかし、民闘連運動の原則の一つとして位置付けられた全国的な<交流>に注目してみれば、民闘連運動は1970年代に始まり、1990年代の中頃に終わったということが可能である。

民闘連運動における<交流>の場は主に3つあった。第一に『民闘連ニュース』である。『民闘連ニュース』は、1975年6月（1号）から1995年9月（103号）まで発行された。そこには、民闘連運動の目的／目標に関する論考、各地の実践の報告、法制度の解説、在日コリアンに関する統計資料など、多種多様な記事が掲載されている。この『民闘連ニュース』の編集・発行は、民闘連の事務局が担った。1983年11月発行の別冊号までは川崎グループを構成した在日韓国人問題研究所（RAIK、後述）が、少し間をおいて1989年3月発行の38号からは大阪府の八尾を拠点としたグループが編集・発行した。

第二に「全国交流集会」である。民闘連に参加する各地のグループが、2日間の日程で実行した（1975年8月から1997年2月の全22回開催）。同集会は、通常は、集会の基調を形作る講演会で始まり、その後参加者が複数の分科会（法的地位、教育・学校、労働・雇用など）に分かれて日頃の実践の報告ならびに討論を行い、最後に集会を総括する全体会をもつ、という流れで進行した。最も多い時で、1980年代後半には、800名近くの参加があった。この「全国交流集会」の報告集は、ほとんどの場合『民闘連ニュース』とは別に冊子としてまとめられ、100ページを越える大部が多く、時に200ページ近いものもある。

第三に各地の主要グループの代表者の会議「全国代表者会議」である。これは拡大事務局会議のような位置付けがなされ、年5回程度、1974年11

月から1995年10月の全132回開催された〔兵庫在日外国人人権協会2015: 247〕。

表1には、およそ20年間の民闘連運動を概観する目的で、1975年から1997年までの「全国交流集会」のテーマ、開催地（地名「大阪」は大阪市、「東京」は都区部）、記念講演者と講演タイトルを示した。正確を期して述べると、「全国交流集会」は1991年から「未来と人権研究集会」に名称を変えた。『民闘連ニュース』の事実上の最終号（1995年9月、103号）以降に開催された「在日韓国・朝鮮人の未来と人権研究集会」（同年11月開催の第5回と1997年2月開催の第6回）については、民闘連の改組を経て設立された「在日コリアン人権協会」が実行の主な役割を担った。

表1からは、民闘連の「民族差別との闘い」の性格が、歴史的に変化してきたことがわかる。1970年代の民闘連運動は、「集会テーマ」に明らかであるように、民闘連運動の原則を明確にすることを目的にしながら、「仲間の輪」を全国的に広げていくことに力点が置かれていた。その後の1980年代については、表1から読み取ることはできないが、民闘連に連なる各地のグループが「指紋押捺拒否運動」に積極的に取り組んだ時期であったことを補足しておきたい。1980年代の後半には、在日コリアンの人権を保障する立法を目指す動きが形作られた。その動きの当初は、「定住外国人」の人権を保障することを目的とする立法の計画であったが、その後、「旧植民地出身者」として受けた被害の補償も含めた総合的な立法を目指すことへと変化した。そして1990年代には、民闘連運動を担う在日コリアンの主な世代が2世から3世へと交代し始め、「闘い」の代わりに「共生社会」や「国際化」などがキーワードになるなど、運動の新しいあり方の模索が始まった。

### (2) 分析の視点

在日コリアンに対する民族差別との闘いは、戦前からの長い歴史があり、「在日朝鮮人運動」の課題であり続けてきた。戦後における「在日朝鮮人運動」の主要な担い手は、祖国の分断状況を反映

表1 全国交流集会のテーマなど（1975年から1997年）

民闘連全国交流集会				
年	回数	集会テーマ	開催地	記念講演者と講演タイトル
1975	第1回	民族差別撤廃の全国闘争をめざして	大阪	—
1976	第2回	「民闘連運動」をめざして連帯強化を確認する	川崎	—
1977	第3回	在日韓国・朝鮮人の民族主体性と日本人の共闘について	尼崎	—
1978	第4回	民族差別との闘いに向けての在日韓国・朝鮮人と日本人の共闘	名古屋	金時鐘（詩人）、タイトル明示なし
1979	第5回	民族差別と闘う実践を深め闘う仲間の輪をひろげよう	川崎	李進熙（歴史家、明治大学講師）、タイトル明示なし
1980	第6回	生活に根ざした地域の闘いを結集しよう！！	八尾	李仁夏（在日大韓基督教川崎教会牧師）、タイトル明示なし
1981	第7回	在日韓国・朝鮮人教師の実現をめざそう！今、在日韓国・朝鮮人はどう生きるか！	名古屋	—
1982	第8回	ともに生き、ともに闘う新たな展望をきりひらこう	尼崎	日高六郎（京都精華大学教授）、タイトル明示なし
1983	第9回	いきいきとした民族意識をうちたて生活権を拡充しよう	大阪	金石範（作家）「在日の思想」
1984	第10回	民族差別との闘いの原点にたちかえる 民闘連の10年をふりかえり、新たな歩みを展望する	東京	—
1985	第11回	すべての力を結集し民族差別をうち碎こう	高槻	徐龍達（桃山学院大学教授）「定住外国人の人権闘争」
1986	第12回	地域の中に共に生き 共に闘う輪を広げよう	三重	金東勲（龍谷大学教授）「国際人権法から見た定住外国人の人権」
1987	第13回	在日韓国・朝鮮人に対する民族差別と闘い共に生きる社会をつくろう！！	岡山	田中宏（愛知県立大学教授）「定住外国人の人権」
1988	第14回	定住外国人に関する基本法制定をめざして	大阪	—
1989	第15回	旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法制定をめざして	川崎	田中宏（愛知県立大学教授）「在日韓国・朝鮮人の戦後補償」、金東勲（龍谷大学教授）「在日韓国・朝鮮人の人権保障」
1990	第16回	在日3世の民闘連運動と補償・人権法	神戸	大沼保昭（東京大学法学院教授）「在日韓国・朝鮮人の未来をどう考えるのか」
未来と人権研究集会				
1991	第1回	歴史をふりかえりつつ共生社会の創造をめざして	大阪	—
1992	第2回	民族差別撤廃のあゆみから真の国際化を展望する	大阪	丹羽雅雄（弁護士）「日本における外国人の人権」
1993	第3回	アジアとの共生：在日韓国・朝鮮人の未来を考える	広島	李仁夏（民族差別と闘う連絡協議会顧問）「民闘連代表18年をかえりみながら」
1994	第4回	在日韓国・朝鮮人の人権から国際化を問い合わせ直す	横浜	富野暉一郎（島根大学教授）「自治体外交と内なる国際化」
1995	第5回	戦後50年をみつめ共生社会の未来を考えよう	東京	文京洙（立命館大学助教授）「在日の運動史の視点から」、錦織淳（元衆議院議員、弁護士）「戦後の在日朝鮮人と日本人の関係を問い合わせ直す：地方参政権問題を通じて」
1997	第6回	ちがうっておもしろい：新しい出会いが生み出す、新しい私、共生社会の未来を拓く	大阪	—

した2つの民族団体であった〔朴慶植 1979; 1989; 梶村 1980〕が、1970年ごろに始まった民闘連による民族差別との闘いは、それまでの民族団体の闘いとは違った。それは、社会運動史上の重大な展開であるところの、「社会主義運動」ないし「民族

主義運動」としての社会運動から「新しい社会運動へ」〔道場 2004: 236-250〕、あるいは「ナショナルセンター」が指導した社会運動の「市民運動」の登場による相対化〔道場 2006: 241-242〕を裏付けるような新しさを示していた。すなわち、第一に

イデオロギーとは距離を置き、個人のよりよき生活のための闘いに焦点を合わせること、第二に日本共産党や韓国・北朝鮮等の本国からの指示によって展開される運動ではなく、運動の目的や方法を運動に参加する人々自身が決めるという点で、民闘連運動はそれまでの「在日朝鮮人運動」とは異なる性格を有した。

社会運動を分析する視点は「本質的に異なる」2つに区別できるという議論がある。第一に運動の社会的・歴史的な意義や、当事者にとっての意義、あるいは既存の運動カテゴリーにどう当てはまるのかを検討するよう、「①社会運動の有する意義や意味に関する研究」と、第二に運動の盛衰・成否、あるいは展開を検討する「②社会運動をめぐる因果関係に関する研究」の2つである[濱西 2020: 8-12]。このうち、冒頭で触れた民闘連運動を「画期的」な運動と指摘した先行研究は、第一の視点から民闘連運動を説明したものであるといえる。

田中[2013]は、日本のさまざまな諸制度に付された国籍条項の撤廃という民闘連運動の成果に触れ、それが在日外国人の権利状況の改善に多大な貢献をしたことを指摘した。水野と文京洙[2015]は、「帰国運動」の終わりと日韓基本条約の締結、そして世代交代を背景にした在日朝鮮人の変化を示す事象として民闘連運動に触れた。朴一[1999]は、民族団体の批判を受けながら展開された民闘連運動の意義として、民族団体に代表されてきた在日コリアンの「本国志向」アイデンティティの相対化あるいは論争化を指摘した。しかしこれらの研究は、それぞれの研究文脈、すなわち在日外国人に関する制度史、在日朝鮮人史、在日コリアンのアイデンティティにおける民闘連運動の意義・意味を指摘したものであり、厳密に言えば民闘連運動の研究ではなかった。

他方で第二の視点からの民闘連運動の分析は、これまでほとんど行われてこなかった。民闘連運動それ自体を対象にした研究を行わなければ、第二の視点での分析は難しいであろう。また第一の視点に基づく民闘連運動の意味や意義の解釈も、それが別の研究目的に基づく解釈である限り、部

分的なものにならざるをえないだろう。民闘連運動にも盛衰・成否があり、また民闘連がとりわけローカルな運動の交流体という組織形態をとったことに関連して、意義や意味についてもさまざまな見方があったはずであり、さらにそれらは歴史的に複雑な経過を辿り変化してきたはずである。本研究では一次資料を用いて、こうした民闘連運動の歴史のひだに分け入っていきたい。

### 3. 民闘連運動の胚胎：川崎の住民運動の始まり

#### (1) 「朴君を囲む会」の形成

1970年代の民闘連運動の中心的役割を担ったのは、(株)日立製作所(以下、日立)から「就職差別」を受けたある在日コリアン青年の裁判を支援した「朴君を囲む会」(1971年3月結成)の事務局を担いながら、神奈川県川崎市南部の在日コリアン集住地区(以下、桜本)を拠点として住民運動を開始したグループであった。

「日立就職差別裁判」は、1970年12月に横浜地裁で始まり、1974年6月に全面勝訴に終わった。この裁判は、在日コリアンに対する民族差別の存在を裁判所が認めた最初の裁判であったといわれている。

原告は愛知県の高校を卒業したばかりの19歳の青年、朴鐘碩氏(在日韓国人2世)であった。彼は横浜市内にある日立のソフトウェア工場の採用試験を受け、合格し、採用通知を受け取った。しかし、赴任に必要な戸籍謄本の提出を日立に求められた際、彼が韓国籍であるため提出できないと伝えた途端に、日立から「採用取り消し」の通告を受けた。裁判で彼はそれが民族差別であると訴えた。日立(被告)は裁判において、朴鐘碩氏が履歴書の「氏名」欄に「通称名(日本名)」を、「本籍地」欄に「(日本の)出生地」を「虚偽記載」した事実を強調し、「採用取り消し」の正当性を主張した。しかし、この裁判を通じてまびらかにされた在日コリアンに対する民族差別の実態から、

朴鐘碩氏に本名と本籍を隠させたのは日本社会の民族差別であることを裁判所は認め、日立の「解雇」が労働基準法3条、民法90条に違反する行為だったとして、原告側の全面勝訴で終わった〔朴君を囲む会 1974: 261-280〕。

「朴君を囲む会」の事務局は、裁判の原告となつた青年と直接出会つた同世代の大学生たちが中心的に担い、知識と経験を持った大人たちが「呼びかけ人」として支える体制をとつた。この裁判運動がその後に民族差別と闘う住民運動へと展開し得たのは、一方で桜本にキリスト教会をベースにした在日コリアンのコミュニティが形成されていくこと、他方で当時のニューレフト運動における〈次〉を模索していた大学生たちをその地域の「住民」として受け入れることができたことによるところが大きい。以下では、その過程を跡付ける。

「朴君を囲む会この三年」という文章のなかで、日本人の高浪徹夫氏は朴氏との出会いを次のように振り返つた〔朴君を囲む会 1974: 59-60〕。

「 私や他の〈朴君を囲む会〉の仲間が、朴と出会つたのは、70年10月の中頃であった。当時私はK大学の学生であり入管法・在日朝鮮人問題に取り組み始めた矢先であった。学内では、他の10人ほどの仲間とグループを作り、9月頃から毎週日曜日には渋谷等に出てカンパや署名活動を行つてゐた。10月初め頃、大学が神奈川県にあるのに、渋谷に出るのはおかしい、地域活動を考えるなら、小さいことだが、神奈川県内の駅で宣伝をやるべきだとの声がグループ内であがり、他の県内グループとも連携をして、横浜駅に出るようになつてゐた。そして確か10月18日だったと思う。署名に出た仲間が、それこそ、たいへんだといった顔で帰つてきた。「横浜駅で背のヒヨロ長い朝鮮人に話しかけられ、協力を求められた。日立に就職差別されて裁判を起こすと言つてゐる」というのだ。

その話を聞いて私が感じたことは二つあつた。一つは「やらなあかん」ということであ

り、それは反射的でさえあつた。何故なら、当時は「入管闘争」華やか（か）りし頃で、在日朝鮮人へのさまざまな抑圧に対して闘うこととは、「学生運動」に参与している者にとって自明のことであり、そもそも私たちのグループ自体が、「入管闘争」を第一義の課題に設定していたからであつた。一方、他の感情は、何とも言ひようのない「困惑」であった。日頃は平氣で「朝鮮人はあらゆる場で差別・抑圧を受け」とビラをまいていながら、私たちは入管法・入管体制の内容に顔を突き合はしたことなど一度もなかつたのである。素直に「重たそうやな」とつぶやいた人間もいた。見当もつかないことに対する恐れであったのかもしれない。

「K大学内の10人ほどのグループ」とは、慶應大学ベ平連であった。当時一般的に、学生運動におけるセクト争いを嫌つた学生が、ベ平連に向かつたといわれている〔今 1985: 251〕。ベ平連は、アメリカ合衆国による北ベトナム爆撃（1965年2月開始）に対する危機感を背景に、同年4月に東京で結成された「ベトナムに平和を！市民文化団体連合」の略称である〔平井 2020: 16-19〕。ベ平連は、同年10月にその名を「団体連合」から「市民連合」に変えたが、それは既存の市民団体との関係より、東京を含む様々な地域でベトナム反戦運動を担う個々の市民の集合体としてベ平連の運動を捉え直したことの表れであった〔平井 2020: 109〕。地域ベ平連は、同年5月の京都ベ平連の結成で始つた。その後各地に広がり、1968年から1970年にかけて急速に数が増えた〔平井 2020: 120-122〕。上述の引用文中「大学が神奈川県にあるのに、渋谷に出るのはおかしい、地域活動を考えるなら、小さいことだが、神奈川県内の駅で宣伝をやるべきだとの声」がグループ内であがつたのは、そうした当時の状況を表していたものと考えられる。

ベ平連の活動は、ベトナム反戦運動を基盤としながら、米軍脱走兵に対する支援活動、そして反

安保運動へと展開したが〔平井 2020: 134-180〕、70年安保後には「個別の課題へと細分化する傾向を強めていった」〔平井 2020: 238〕。その一つが「入管闘争」であった。この「入管闘争」の特徴は、一方で在日コリアンや在日華僑と日本人のニューレフトの間で国際連帯が組まれたこと、他方で華僑青年闘争委員会（以下、華青闘）による「訣別宣言」（1970年7月）に典型的に表れたように、「排外主義的な抑圧民族」としての「日本人」の態度がニューレフト運動において厳しく問われた点にある〔盧恩明 2010: 77-79〕<sup>4)</sup>。当時の慶應大学のベ平連は、華青闘の宣言に応答するかたちで「入管体制粉碎行動」を開始し、「出入国管理体制粉碎・入管法再上程阻止！」「劉彩品に在留許可を！」「朝鮮中高校生に対する集団暴行糾弾！」「アウシュビッツ大村収容所撤去！」「強制収容・強制送還阻止！」をスローガンとして掲げ、入管闘争に取り組んでいた〔山田 2022〕。それでも高浪氏が振り返っているように、彼らは「入管法・入管体制の内容に顔を突き合わしたことなど一度もなかった」。

朴氏と出会い「困惑」を抱えながら裁判運動を担った彼らの一部は、裁判が続く1972年頃に桜本に移り住む決断をした。高浪氏は「それは、別に気負ったものでもなく、自分自身のよって立つ基盤を確立するためにも、民族差別の現実を日常レベルから、正直に学び直したいと考え、迷った末実行したものであった」と振り返っている〔朴君を囲む会 1974: 75-76〕<sup>5)</sup>。

桜本と彼らを結び付けたのは、当時国際基督教大学の学生であった在日コリアンの崔勝久氏であった。彼は、「一人の在日朝鮮人青年がはじめて”朝鮮人就職差別”を法廷に持ち出した」という朝日新聞の報道（1971年1月13日）を目にし、桜本にある在日大韓基督教会川崎教会（以下、川崎教会）の牧師であった李仁夏氏と共に朴氏に会いに行き、支援を申し出た。崔氏は大阪で「朝鮮人らしさを感じさせるものは何もない」家庭で育った。「アイデンティティの危機にさらされた」彼は「民族の主体性を求めて」、1966年の大学1年

生の夏に在日大韓基督教会青年会全国修養会に参加した。そこで説教を「韓国語の後で日本語に翻訳してくれる」李仁夏牧師と出会い、川崎教会に通うようになっていた。崔氏は「日本名を使い日本人らしくなろうとした朴鐘碩の中に過ぎし日の自分を見」、「差別と同化を強いる日本社会の構造を明らかにして変えていかなければならない」と思い、裁判運動に加わったと振り返っている。朴氏個人の生活・人生に寄り添うことを主旨とする「朴君を囲む会」という支援組織の名称は、彼の提案によってつけられた〔崔勝久 2020: 30-39〕。

在日大韓基督教会（Korean Christian Church in Japan、以下 KCCJ）は、1883年に東京に作られた朝鮮人留学生の信仰共同体を起源とするプロテスタント系のキリスト教会である。1908年に教会（東京教会）が正式に設立され、その後各地に設立された〔李清一 2008: 43-64〕。その教会の会員が、3.1独立運動の導火線となった2.8独立運動を日本で担った（1919年）ことがよく知られている<sup>6)</sup>。戦時体制下で朝鮮語による礼拝が禁じられ、1941年には日本基督教団に併合されたが、戦後間もなく日本基督教団を脱退し（1945年12月）、各地の教会の再建が行われた〔李清一 2008: 127-165〕。

川崎教会は、戦前の日本基督教団の日本人牧師（倉持牧師）による伝道が起源（浜町教会）とされている。戦後、空襲で焼け野原になった川崎へのKCCJによる開拓伝道が1947年に始まり、川崎教会は1952年に正式に設立された〔在日大韓基督教会川崎教会 1997: 44-54〕。李仁夏氏は1959年に川崎教会の牧師として赴任した。

KCCJは宣教60周年を記念して「キリストに従ってこの世へ」（1968年）という標語を立てた。李仁夏氏は、60周年記念事業の準備委員をつとめ、その標語にそれまでのKCCJの「教会としての働き」に対する「神学的反省」を投影した〔李清一 2008: 209〕。この「神学的反省」のもとになったのは、アメリカでの公民権運動やアフリカ南部の反アパルトヘイト運動に参与した世界の諸教会の神学的潮流一教会は、個人的な「病と悪い」に寄り添うだけでなく社会・国家の「病と悪い」たる「構

造悪」から個人を自由にする役割を担うという考え方一であった〔在日大韓基督教会川崎教会 1997: 60-62〕。

しかし、裁判運動当時の KCCJ 内でこうした「反省」は主流になってはいなかった。それは、1971 年当時 KCCJ の青年会全国協議会の代表委員であった崔氏が、裁判運動を全国の教会に広げようとして解任された〔在日大韓基督教会川崎教会 1997: 65〕ことに表れた。「日立就職差別裁判は日本社会に逃げ込もうとする同胞の同化現象をさらに推し進めるものだと断定され」、「私は民族反逆者、同化論者のラク印を押され」たと崔氏はこの出来事を振り返っている〔崔 2020: 37-38〕。それでも李仁夏氏は、「呼びかけ人」として裁判運動を支え続けた。

## （2）住民運動の起り

「朴君を囲む会」の「呼びかけ人」の一人であった佐藤勝巳氏（当時、朝鮮問題研究所所属）は、「日立闘争」の「最大の収穫は、朴君が一步一歩着実に、民族の主体を取り戻す方向に歩み出し」たことだと述べた〔朴君を囲む会 1974: iii〕。佐藤氏のいう「歩み」とは、朴氏が裁判運動を通じて民族名を名乗るようになり、桜本で毎晩「国語講習所」に通い「祖国の言葉」を学び始め、「自分が朝鮮人の魂をとりもどしはじめたことを実感し、生きているよろこびと、甲斐」を感じるようになったこと〔朴君を囲む会 1974: 259〕を指し示していた。こうした朴氏の姿は、「囲む会」のなかで、日本名を名乗り、日本人らしく装い、朝鮮人であることを隠して生きる在日コリアンが目指すべき／彼らに目指させるべき姿として位置付けられた。

1974 年に入ると「朴君を囲む会」は、「それまでの囲む会では建前として、日本人と朝鮮人の「共同」がいわれていた」が、日本人と朝鮮人が別々に動こうやないか、動くべきだという方向へ」向かい、内部に「韓国人部会」と「日本人部会」を立てた。前者の「韓国人部会」を立てたのは、崔氏によれば、「もっと在日内部で実力をつける」必要性を認識したからであり、「韓国人」側の課題と

して、「差別の中で苦しんでいたり、あるいは同化している同胞を、ぼくたちが今いる地平というか、在日同胞としての自覚と目覚めみたいなところまで持ってくることが、ぼくたちのやらなきゃいけないことだ」と認識するようになったことによる〔朴君を囲む会 1974: 17-18〕。

これは、桜本という地域で実際に起こっていた動きを反映した認識であった。先に述べた KCCJ の宣教課題を背景に、「地域社会に仕える宣教展開」として川崎教会内に 1969 年に桜本保育園が開設されていた〔在日大韓基督教会川崎教会 1997: 62〕。李牧師を園長とした桜本保育園では、1970 年 5 月に「保母の本名使用」が、1972 年には「園児の本名使用」が方針として定められた。その後の園の規模の拡大に伴い、教会から独立し設立された社会福祉法人青丘社による川崎市の公認施設としての運営に桜本保育園が変わる（1974 年 2 月）と、「民族クラス」が設置され「民族保育」の実践が始まった。「朴君を囲む会」の「韓国人部会」は、こうした動きと連動するようなかたちで、小学生以上の子どもを対象にした、いわゆる子ども会活動を始めた（1974 年 8 月）〔金倫貞 2007: 70-73〕。

他方で「日本人部会」の方は、次の 2 つの趣旨で活動に取り組むようになった〔『民闘連ニュース』1975 年 6 月；7 月〕。第一に、「教育」、「歴史・理論」、「入管」の 3 つのテーマで地域をベースとした調査・学習を行うことである。一方で「韓国人部会」の方は、「囲む会」の発展的解消（後述）に伴い「川崎・在日同胞の人権を守る会」に名前を変えたが、他方で「日本人部会」の方は、第一の趣旨を反映して「神奈川朝鮮問題研究会」に名前を変えた。第二に、「朴と同じような朝鮮人はどこにでもいる」という認識に基づいて、それぞれの職場で民族差別と闘うことである。「囲む会」の事務局を構成した青年たちは「日立闘争」の間に大学卒業の時期を迎えたが、その一部は川崎にとどまる決断をし、川崎市内の中小企業、川崎市職員などとして、地域に根ざした「仕事」を始めた〔山田 2022〕。

「国籍条項の撤廃」を目指す住民運動も裁判運動の終盤に起こった。これは「朴君を囲む会」の外部から提起された獲得目標であった。1974年5月に「韓国人部会」が川崎教会で「日立闘争の経験を共有」する目的で住民対象に開いた集会の会場で、住民から「児童手当の支給が「外国人」になされないのは差別ではないか」という問題提起があったのである。「韓国人部会」と川崎教会、桜本保育園などは、こうした問題提起を引き受けるような形で、川崎市長に対して「児童手当及び公営住宅入居資格に関する公開質問状」を提出した。「公開質問状」に対する川崎市の反応はよく、同年末には「来年度より国籍条項を撤廃とする」との回答を得た〔『民闘連ニュース』1975年6月〕。その勝因として、高浪氏は「川崎の市職（職員労働組合、加藤補足）の青年部の人たちが、それは絶対やる！という形で芽を広げて」いったことを指摘した〔朴君を囲む会1974: 53〕。このように、獲得目標としての「国籍条項の撤廃」は、多様なアクターのローカルな連帯の結節点になった。

## 4. 民闘連運動の形成

### （1）民闘連の始まり

「日立就職差別裁判」は、1974年6月に全面勝訴で幕を閉じた。その頃、「朴君を囲む会」の会員は、各地の日立の営業所への直接抗議活動の展開などを経て、全国に400名を数えるようになっていた〔朴君を囲む会1974: 3〕。「囲む会」の事務局は、「日立闘争勝利集会」（1974年9月）において会の解散を宣言、そこで民闘連の設立を提起した〔『民闘連ニュース』1979年11月〕。当時「囲む会」の事務局メンバーであった襄重度氏が残した記録によると、1974年10月に開催された「囲む会」の会合で「民闘連結成に向けて」という議題が立てられ、そこで高浪氏が、これまで「囲む会」の運動でありつつも全会員が担ってきたものではなかったこと、「中央集権的な囲む会ではなく、関東の運動として相対化し、大阪、九州等のグルー

プに分かれたところでの闘いを模索する」こと、「神奈川（川崎）民闘連を結成するを（ママ）当初考えたが、東京を抜きにして考えられないで、関東民闘連を結成したい」ことなどを述べている。基本的に彼のこのような構想が、民闘連の初期構想になった。

高浪氏は裁判運動の一環として示された、各地で反民族差別に取り組む多くの人々の証言に刺激を受け、特に部落解放運動の経験をいかして「在日朝鮮人問題での実践」に取り組んでいた尼崎の日本人教員の姿に励まされたと述べている〔朴君を囲む会1974: 19〕。当時、在日コリアンに対する民族差別と闘う多様な活動がすでに日本各地で、特に関西地方で活発に展開されていた（後述）。そうした状況を背景に比較的早い段階で、民闘連には交流体、すなわちそうした諸活動を担う市民の交流の場としての機能を持つことが期待されたことになった。

襄重度氏の記録によると、第1回目の民闘連全国代表者会議（1974年11月）で民闘連は「交流体として発足する」ことが決まり、翌年3月に大阪で12グループに所属する諸個人の参加により開催された「民闘連交流会」でも＜交流＞原則の重要性が確認された。襄氏が当時を振り返るに、民闘連は「それぞれの市民運動をつくってきた一国一城のあるじ」の集まりであり、「それを束ねようなんていうようなことは無理」であった<sup>7)</sup>。

こうした性格を持つ民闘連運動の始まりを資源面で支えたのはキリスト教会であった。上述の第1回全国代表者会議では、在日韓国人問題研究所（Research Action Institute for Koreans in Japan：以下、RAIK）が民闘連の事務局を担うことが了承された（襄氏作成メモ）。RAIKの設立は、KCCJが加盟していた日本キリスト教協議会の「日本人問題としての在日朝鮮人差別セミナー」（1972年6月）で「在日韓国・朝鮮人問題に対するより正確な研究・調査を行えるように、書籍および資料を提供するセンターの必要性が指摘された」ことを契機としており、KCCJは1973年10月にRAIKの設立を承認〔李清一2008: 224〕、その後李仁夏氏を所長に

すえ、崔勝久氏と裴重度氏を所員として迎えてスタートを切った。国内外の教会から民闘連の運営に関する資金提供が約束されたとの記録も残っている<sup>8)</sup>。

## (2) 1970年代後半の民闘連運動の展開

表2には、1975年7月当時の「全国における民闘連の設立状況」〔『民闘連ニュース』1975年7月〕を示した。このように当初は、地域ブロックごとに民闘連を設立し、ローカルな連帯を確立する構想に基づいて、「仲間づくり」が進められた。

表中の「状況」として示されているように、地域ブロックごとの民闘連の設立が速やかに実現したわけではなかった。その一方で、他地域に先駆けて顕著に成功したのは「兵庫民闘連」であった。

兵庫民闘連は、民闘連ニュースの創刊号にすでに「兵庫民闘連」という名前で「尼崎市の差別行政撤廃要求運動で勝利する！児童手当支給・公営住宅入居資格」という記事を寄せていた。その闘いに結集したグループは、KCCJ 武庫川教会、尼崎在日同胞の人権を守る会、在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会、阪神医療生活協同組合、部落解放同盟神崎支部、尼崎市職員部落解放研究会、西宮市朝鮮史入門会、新しい教師の会、日本の学校に在籍する朝鮮人児童・生徒の教育を考える会ほか、合わせて14グループであった〔『民闘連ニュース』1975年7月〕。

兵庫民闘連の基盤になったのは、それまでの連帯の蓄積であった。表3には、兵庫民闘連の後継組織である兵庫在日外国人人権協会が民闘連の

表2 「全国における民闘連の設立状況」

名称	状況
東北民闘連	民族差別問題を闘っているグループが少なく、在日韓国人のグループが皆無である状況から未だ設立されていない。「宮城朝鮮研究会」が教育労働者、自治体労働者との連携を模索。
関東民闘連	準備集会が74年11月に持たれたが凍結。内実を持たぬところで組織を作成しても形骸化する恐れ。討議を経て75年7月結成集会。
中部民闘連	民闘連結成の動きは諒とするも力量不足でかなり困難。関係グループを糾合する目的で「朴君を囲む会名古屋連絡会」が75年7月に学習会的な討論会を予定。
関西民闘連	74年11月に設立集会。多くの個別闘争を担うグループがあるものの、連絡会議としての機能を果たし得ず停滞気味。KCC (在日韓国基督教会館) が活動の中心。兵庫民闘連も、関西民闘連に加盟。
兵庫民闘連	対尼崎市行政差別（児童手当など）闘争を進める中で結成。実際に大きな成果を挙げた。「朴君を囲む会」が呼びかけ母体。14団体によって構成。
九州民闘連	民闘連を結成するに至っていない。「朴君を囲む会」のメンバー、韓国教会の牧師が中心となり行政差別をめぐっての闘いの呼びかけがなされている。

表3 兵庫民闘連の「前史」

時期	闘いの内容
1971年9月-1973年3月	<u>徐翠珍的闘争</u> （「保母」職の国籍条項の撤廃）<大阪> 大阪市内のめぐみ保育園の公立移管（長橋第三保育所へ）にあたり、同保育園に勤務した徐氏が中国籍を理由に「職席なし」とされ。徐氏の闘いに対する市民グループによる支援が始まり、その後部落解放同盟が連帯した。外国籍者の公務就任権に大きな影響を与えた。
1973年-1978年	<u>申京煥事件</u> （強制退去処分取り消し裁判）<宝塚> 法的地位協定による「7年以上の刑を受けたものを強制送還する」との規定が最初に適用された協定永住者であった申氏の支援。日本キリスト教団宝塚福井教会が支援拠点。日立就職差別裁判の集会等でアピールし、支援運動が全国に広がる。裁判は勝訴できなかったが、在留特別許可を得る。
1973年	<u>県立尼崎工業高校</u> （尼工）教員の進路保障・国籍条項撤廃<阪神6市1町> 尼工の教員たちが、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、伊丹市、川西市、猪名川町の職員採用試験の要綱の国籍条項撤廃を認めさせた。74年には外国籍地方公務員が生まれた（尼崎市3人、川西市1人、西宮市1人）。
1975年-1977年	<u>電電公社の職員採用試験の外国人への門戸開放</u> <大阪→兵庫> 大阪府内高校に在籍する3人の在日朝鮮人生徒が電電公社に受験拒否されたことを受けて、KCCJや部落解放同盟大阪府連などの14団体が職員採用試験の在日外国人への門戸開放を求める闘いを始めた。76年には西宮西高校の教員たちが電電公社との攻防を開始。77年2月に「今後すべての在日外国人に対して応募制限をしない」という見解を発表させた。

「前史」として示した闘いの一部を示した〔兵庫在日外国人権協会 2015: 33-46〕。

このように兵庫には、大阪での動きと連動するような形で、在日コリアンに対する民族差別と闘う連帯の実績があった。また、ここでも「国籍条項の撤廃」というイシューが、ローカルな連帯の主要な結節点になっていたことがわかる。

他方で、表3によれば「関西民闘連」の状況は「多くの個別闘争を担うグループがあるものの、連絡会議としての機能を果たし得ず停滞気味」であった。当時の大阪では、韓国系の民族団体である在日本大韓民国居留民団の大坂本部が1974年頃から広く国籍条項の撤廃運動に取り組み始めたことが『民闘連ニュース』(1975年6月)で報告されている。こうした事実からは、大阪では民族団体が「国籍条項の撤廃」に取り組み始めたことにより、民族団体から自らを差異化する民闘連としての連帯の契機が損なわれたことが示唆される<sup>9)</sup>。

表4には、1970年代の『民闘連ニュース』に掲載された「(1) 関東」、「(2) 関西」、「(3) 兵庫」地域ブロックのそれぞれの活動報告の記事の見出しが示した<sup>10)</sup>。「(3) 兵庫」については、上述のよう

に、国籍条項の撤廃が主要な活動であったことが明らかである。他方でKCCJの関連組織である在日韓国基督教会館(KCC、大阪市生野区中川)<sup>11)</sup>が中心的役割を担っていた「(2) 関西」については、KCCが地域連帯の場とした「大阪地域運動研究会」のほか、密航者の在留特別許可を求める運動、京都韓国学園の移転問題、KCCJの神学教育基金(TEF)による実践神学教育プログラムなど、以前からキリスト教関係者が取り組んできた活動が民闘連ニュースで報告されている。他方で「(1) 関東」については、そのほとんどが川崎の活動であり、高浪氏の当初の構想のようには、東京を含む関東域に連帯の輪は広がらなかったようである。また、教育活動が主要な活動となっていたことが特徴的である。

兵庫の例に典型的に現れたように、獲得目標としての「国籍条項の撤廃」は、多様なアクター(グループ)のローカルな連帯の結節点になった。それは川崎においても同様で、先に高浪氏の見解として触れたとおりである。しかし、これに対して崔勝久氏は、「行政闘争が地域活動の柱になりうる」という考え方に対して「否定的に考えている」と述べた記事を『民闘連ニュース』[1975年10月]

表4 1970年代後半の各地域ブロックの主要活動(関東、関西、兵庫)

(1) 関東民闘連			(2) 関西民闘連		
年	月	記事の見出し	年	月	記事の見出し
1975	7	「桜本学園の歩み」桜本学園以前の状況	1975	7	大阪地域運動研究会の活動
1975	7	神奈川朝鮮問題研究会の三部会活動	1975	7	関西：韓さん一家“仮放免”勝ちとる
1975	8	関東 本能化している子供たちの差別への恐怖 一川崎における地域子供会活動一	1975	8	関西 京都韓国学園建設問題の意味するもの
1975	11	関東 警察官が暴行をはたらき民族差別言辞を弄すー在日朝鮮人の趙さん訴訟へー(神奈川・逗子)	1975	10	民族教育の確立の為の闘いー京都韓国学園建設問題ー
1976	1	関東 民族差別を克服しようー在日朝鮮人の就職進学問題を考える集いー	1975	11	関西 ヤマ場を向えた「韓さん一家」支援運動
1976	2	川崎在日同胞の人権を守る会発足から一年半が過ぎて	1976	1	関西 電電公社就職差別撤廃闘争
1976	3	川崎 学童保育の実現を目指して	1976	3	大阪 金ヶ崎越冬キャンプの中から
1976	4	川崎 学園をとりまく子供と親とそして我々	1976	4	大阪 “TEF”活動に参加して
1976	4	川崎 歩みだしたロバの会ー川崎・桜本の学童保育ー	1976	5	大阪 実践の中に苦しみをー地域研の1周年を振り返ってー
1977	1	川崎 就学案内要求と奨学金制度の民族差別撤廃運動	1976	8	京都 京都韓国学園建設運動を中心として
1977	1	「民族差別と人権小委員会」出発にあたつて(神奈川高教組教研)			
1977	3	川崎 奨学金闘争がめざすもの			
(3) 兵庫民闘連					
1975	7	兵庫民闘連 第5回尼崎市交渉	1976	2	尼崎市との交渉再開 ー第二期民族差別撤廃闘争開始ー
1975	10	行政闘争を通じての兵庫民闘連の結成	1976	5	兵庫 尼崎の塾活動に關って
1975	10	関西 兵庫民闘連差別行政闘争(児童手当等)完全勝利する!	1976	7	兵庫 尼崎市との第8回交渉ー第二期行政闘争ー

に寄せ、その趣旨を次のように述べた。

例えば川崎でこういう例がありました。日本人のグループが、川崎の市職員になるのに国籍条項があるのは差別だから、それを撤廃する運動をしようというのです。私たちは、そこで、私たち同胞の中から教師なり、市職員になるという人間が現れるまでは待ってほしい。そのときは私たちは彼を支援する運動を展開するし、そちらの方でも市行政、および組合の質を問うものとして運動をやってくれてはどうか。そういう話をして待ってもらったことがあります。そのようにやらないと私たちの方はいつまでも恩恵を受けるという枠組みから抜け出せないのだ、ということを言った訳です。

……例えば児童手当や公営住宅入居のことにもしても、物とり主義的にそれを獲得することだけを目標にはしていません。その権利を要求する動きを通して、分裂させられ、個別化させられ、なお政治的な立場の決断を迫られる中でいろいろな困難に遭っている同胞が、力を合わせてやれる場（体制）を作っていくというのです。ですから行政闘争というのは、私たちにとって、私たち在日同胞自身が力をつけていく一つの柱であったわけです。

しかし、川崎における行政闘争が必ずしもそのような過程を経た運動になったわけではありません。むしろ、こちら側の思惑とは違って一発解答（回答）が出た為、「ボス交」の域を脱しきれませんでした。その後は、2回に及ぶ地域集会や個別訪問をしての署名活動を通して地域の同胞そのものが、自分たちが児童手当をもらえないことの不当性を議会に訴えるというところまでいき、その結果、市当局をして在日同胞一軒一軒に連絡させてほぼ百%に近い申請率を示すようになったのです。しかし運動そのものはスムーズに展開したのですが、本来の目的であるイデオロギー

にとらわれずに同胞が自らの権利のために協力し合う組織化を進めるということでは、成功したとは言い切れません。

当時、理論的には「社会運動」と「同盟関係」にある革新自治体が全国で台頭しており、「住民運動」<sup>12)</sup>に政治的機会は開かれていた〔樋口、中澤、水澤 1998〕。川崎市も革新自治体の一つであった<sup>13)</sup>。しかしそれが逆に、在日コリアンが「力をつけていく」ことを妨げ、権利が「恩恵」として与えられるという枠組みに留め置かれない、というのが崔氏の主張であった。そうした状況下で、「分裂させられ、個別化させられ、なお政治的な立場の決断を迫られる中でいろいろな困難に遭っている同胞が、力を合わせてやれる場（体制）を作っていく」くにはどうしたら良いか、という試行錯誤の結果が、崔氏によれば「今はその柱を同胞の教育の問題に据える」という判断であった。

この崔氏の文章は、第1回の全国交流集会（1975年8月）で名古屋を拠点とするグループが、「在日韓国・朝鮮人との接触あるいは接点がなかなか持て」ず「日本人だけで（行政闘争）運動を進めている」現状を背景に「日本人だけでの運動に限界がある」と訴えた〔『民闘連ニュース』1975年10月〕ことに対する一つの回答として寄せられたものであった。崔勝久氏は「名古屋の日本人グループの方々に申し訳ない気がするのです。中部の同胞がしっかりとやっているならば、名古屋での行政闘争ももっと違った形で展開できたのと思わざるを得ません」とも書いている〔『民闘連ニュース』1975年10月〕。このように1970年代後半の川崎においては、在日コリアンのエンパワーメントを目的とした教育活動に主な労力が割かれ、民闘連の三原則の一つである＜共闘＞の前提になるような、在日コリアンの「主体性」を陶冶する取り組みに重点が置かれた。

## 5. おわりに

本稿は、民闘連運動の創発期にあたる1970年代を検討してきた。民闘連運動は、日立から民族差別を受け採用を取り消された在日韓国人青年の裁判を支援する「朴君を囲む会」(1971年結成)の発展的解消を経て、1974年に正式に始まった。

この裁判運動と並行して、「朴君を囲む会」の事務局を構成した青年たちは、川崎市南部の在日コリアン集住地域に移り住み、地域住民の生活の実態を学んだ。こうした彼らの行動は、当該地域での住民運動の起りを刺激し、その結果、すでに関西地方で始まっていたローカルな反民族差別運動との地域間連帯の可能性を開いた。またキリスト教会(KCCJ)を中心とした在日コリアンのローカルなコミュニティが当該地域にあったことも、民闘連運動の創発の重要な要因になった。

民闘連は発足からおよそ5年後の1979年に、自らの運動を<実践><交流><共闘>の三つの原則に基づく運動であると宣言した。この間の民闘連運動の特徴を、本論の考察に基づき、またこの三原則に即してまとめると次の通りである。

民闘連運動における<実践>は、ローカルな「生活現実」を運動当事者がどのように解釈するかにより、異なる現れ方をした。当時において「国籍条項の撤廃」は、兵庫の事例で示した通り、多様なローカル・グループの連帯の主要な結節点になった。その一方で、在日コリアンが主体的に「国籍条項の撤廃」に取り組まない限り、日本人から「恩恵を受けるという枠組みから抜け出せない」という懸念が川崎では示された。川崎ではこの見解に基づいて、在日コリアンのエンパワメントを目的とした教育実践が重視された。在日コリアンのエンパワメントは、<共闘>原則の追求においても重要な課題であった。しかし名古屋のように<共闘>に困難を抱える地域もあった。

このように民闘連は、「反民族差別」という大きな目標を共有しつつも実際には多様なローカル・グループにより構成されていた。しかし<交流>

原則は、それらのグループの間での対話と励まし合いの機会を確保し、民闘連を1つにした。つまり当時の民闘連は、内部に多様な<実践>を含み、<共闘>は原則というより課題であったが、少なくとも互いに<交流>することで民闘連であった。冒頭で述べたように、民闘連運動は終わっていないという見方もできるが、民闘連運動の<交流>原則が民闘連の本質を表しているとすれば、やはり民闘連運動は1970年代に始まり、1990年代の中頃に終わったということが可能である。今後は、1980年代の民闘連運動の展開、そして1990年代の民闘連運動の衰退・消滅についての検討を、本稿のような一次資料に基づく研究を通じて行なっていきたい。

### 注

- 1) 第1回全国代表者会議(後述)の開催をもって民闘連発足としている[『民闘連ニュース』、1979年11月]。
- 2) 起草委員会のメンバーは佐藤勝巳、山田貴夫、裴重慶、崔勝久の4氏であり、これから論じる川崎グループの当時の主要メンバーであった。
- 3) その主要な例として、神戸の公益財団法人神戸学生青年センター、川崎の社会福祉法人青丘社と八尾のNPO法人トッカビをあげることができる。いずれの法人も、それぞれに特色のある活動を50年にわたり続けてきた。
- 4) 華青闘は在日中国人を中心とした政治団体である。盧溝橋事件から33周年を記念する集会が華青闘の呼びかけにより1970年7月7日に開かれる予定であった。しかしこの集会の準備の過程においてあるセクトが介入、自らの「主催」で強行しようとし、それを不服とした華青闘は撤退した。集会は華青闘不在のまま開催されようとしたが、そこに華青闘は「告発文」を寄せた。「告発文」は、「日本の新左翼の中に、明確に排外主義に抗するというイデオロギーが構築されていない」こと、「日本人民」は排外主義を排除できていない点において国家権力と一体であり植民地主義を支えていることを批判した。そして、「新左翼」に「抑圧人民としての立場を徹底的に討論する」ことを求めて決別する、と宣言した。絆秀実によれば、この「告発」は一方でマイノリティ主体の「対抗運動」の登場を意味し、他方で「新左翼」が「内なる差別」に向き合う重大なきっかけになった[絆2006:154-177]。

5) 「日常性」と「自己変革」を重視したニューレフト運動参加者の1970年代(「安保後」)における一般的な態度として、「地域の生活民」からの学びが重視される傾向があった〔安藤2013〕。

6) 在日本韓国YMCA 2.8 独立宣言記念資料室([http://www.ayc0208.org/2\\_8/](http://www.ayc0208.org/2_8/))、閲覧日:2024年10月25日。

7) 2023年5月20日実施した裴重慶氏に対する聞き取り調査での発言。

8) 裴重慶氏作成の第1回RAIK理事会(1974年6月)、スタッフミーティング(1974年11月)メモなど。

9) 民団は、1977年の定期中央大会で「在日韓国人の生活擁護のための人権宣言」を採択したことでもって「行政差別の解消に向けての全国的な権益擁護運動」に取り組み始めたとされており〔在日本大韓民国民団中央本部人権擁護委員会2018:48〕、大阪での民団の動きは、それに先立つローカルな動きだったものと考えられる。

10) 民闘連ニュース2号(1975年7月)から14号(1976年8-9月)までの「全国各地の現状報告」、「民族差別と闘う各地の運動から」、「在日韓国人の地域実践活動報告」というコーナーで各地域ブロックの現状としてまとめられた記事からの抜粋。見出しが活動の内容を示唆しないものは省略した。

11) 在日韓国基督教会館(Korean Christian Center in Japan: KCC)は、KCCJと宣教協力を結んでいたカナダ長老教会が宣教師住宅として用いていた神戸の土地と建物を活用して、KCCJの研修センターを作る構想に始まった(1955年1月)。その後長らくの糸余曲折を経て、宣教60周年記念事業の一環として大阪生野区に移転、1971年に本格的に活動を開始した〔李清一2008: 192; 213-214〕。

12) 樋口らの研究において、住民運動は「次の2つの条件を満たす集合行為」として定義されている。それは「(1)構成員が一定地域への居住を基盤とすること。(2)運動が生産・獲得する共有財の直接的な受益圏と構成員の基盤となる地域が重なること」である〔樋口、中澤、水澤1998: 499〕。この定義に基づくと、民闘連運動は(2)の条件を満たしていない。なぜなら民闘連運動は日本人と在日コリアンの「共闘」を重視した運動、すなわち住民運動が求める共有財の直接的な受益者でない日本人も参加した運動であったからである。それにもかかわらず民闘連運動を「住民運動」と呼ぶことが適切か、あるいはどのような「住民運動」であったといえるのかについては、今後も引き続き検討していきたい。

13) 川崎市では1972年4月に国民健康保険の国籍要件が撤廃され、全外国人が加入できるようになっていた。これは1971年の川崎市長選挙で社会党と共に

産党の推薦を受けて当選した伊藤三郎市長の判断によるところが大きいと考えられる。1959年に制定された国民健康保険法には国籍要件は明示されていないが、同法施行規則が「日本国籍を有しないもの及びその者の世帯に属する者」は被保険者としないものとし、外国籍者は加入できなかった。しかしそこに付された但書により「市町村の個別の事情により、ある外国人を被保険者としないことが適当でない場合にその外国人の国籍を条例で指定し、被保険者とすることができる」た。日韓基本条約に基づく「協定永住」の成立により、韓国籍者に限り国民健康保険の加入が認められるようになると、朝鮮総連をはじめとする朝鮮人団体は各地の自治体議会に請願・陳情を繰り広げ、革新自治体を中心に要求を実現させた。川崎市では1966年に一度請願を提出し審議未了で終わったが、1971年3月議会で再度だされた請願が採択された〔山田2005:51-52〕。

## 参考文献

安藤丈将(2013)『ニューレフト運動と市民社会:「六〇年代」の思想のゆくえ』世界思想社。

内海愛子、大沼保明、田中宏(2014)『戦後責任—アジアのまなざしに応えて』岩波書店。

梶村秀樹(1980)『解放後の在日朝鮮人運動(第5回朝鮮史セミナー夏期特別講座)』財団法人神戸学生・青年センター出版部。

金倫貞(2007)『多文化共生教育とアイデンティティ』明石書店。

今防人(1985)『大衆運動』神島二郎編『現代日本の政治構造』法律文化社。

在日大韓基督教会川崎教会(1997)『川崎教会50年史』。

在日本大韓民国民団中央本部人権擁護委員会(2018)『在日コリアンの人権白書』明石書店。

経秀実(2006)『1968年』筑摩書房。

田中宏(2013)『在日外国人一法の壁、心の溝〔第三版〕』岩波書店。

田中宏(2019)『「共生」を求めて—在日とともに歩んだ半世紀』解放出版社。

崔勝久(2020)『個からの出発 ある在日の歩み—地域社会の当事者として』風媒社。

朴一(1999)『〈在日〉という生き方—差異と平等のジレンマ』講談社。

朴慶植(1979)『在日朝鮮人運動史—8・15解放前』三一書房。

朴慶植(1989)『解放後在日朝鮮人運動史』三一書房。

朴君を囲む会編(1974)『民族差別一日立就職差別糾弾』垂紀書房。

濱西栄司(2020)『社会運動を研究するには?』濱西栄司ほか著『問い合わせはじめる社会運動論』有斐閣。

樋口直人、中澤秀雄、水澤弘光（1998）「住民運動の組織戦略—政治的機会構造と誘因構造に注目して」『社会学評論』49巻4号、pp.498-512。

兵庫在日外国人人権協会（2015）『民族差別と排外に抗して—在日韓国・朝鮮人差別撤廃運動1975-2015』。

平井一臣（2020）『ベ平連とその時代一身ぶりとしての政治』有志舎。

水野直樹、文京洙（2015）『在日朝鮮人—歴史と現在』岩波書店。

道場信親（2004）『社会運動のあゆみ—世界システムへの挑戦者たち』大畠裕嗣ほか編著『社会運動の社会学』有斐閣。

道場親信（2006）「1960-70年代「市民運動」「住民運動」の歴史的位置—中断された「公共性」論議と

運動史的文脈をつなぎ直すために」『社会学評論』57巻2号、pp.240-258。

民族差別と闘う連絡協議会『民闘連ニュース』。

民闘連特別基調起草委員会編（1979）『第5回民闘連全国交流集会特別基調報告』。

山田貴夫（2005）『植民地主義克服の現状と意味』法政大学院政治学研究科修士論文。

山田貴夫（2020）「日立製作所の就職差別糾弾・裁判闘争—その発端と経過」神戸学生青年センターむくげの会ゲストディ資料（2022年1月20日）

李清一（2015）『在日大韓基督教会 宣教100年史（1908～2008）』かんよう出版。

盧恩明（2010）『ベ平連の反「入管体制」運動—その論理と運動の展開』『政治研究』57巻、pp.59-93。

## 投稿論文

# サハリン残留コリアンを巡る日韓関係と韓国における日本社会党の受容

城渚紗（東京大学大学院、日本学術振興会）

### 〔要旨〕

サハリン残留コリアン（サハリン残留韓国・朝鮮人）の帰還を巡る問題は、日韓政府の合意・協力関係なしには進展を見込むことが困難な問題であった。1970年代の交渉では、日韓間で合意に至ることができず、長く続く冷戦体制もまた問題の解決を妨げていた。しかしながら、この問題は1980年代後半に大きく進展し、両国は帰還に向けて赤十字を通じた共同事業体を設立するにいたる。その背景には冷戦体制が終焉に向かっていたことや、韓国側の国内政治・外交方針の変化が存在し、あわせて日本における超党派の議員懇談会の設立が問題の解決を後押しした。なお、この議員懇談会には、日本社会党の議員が多数含まれていたが、1980年代後半に、社会党と韓国政府の関係にも変化が訪れている。朝鮮民主主義人民共和国との強いパイプを持ち、韓国政府を事実上承認していないかった社会党議員に対し、当初韓国政府は不信感を抱いていた。実際には、サハリン残留コリアン問題は人道上の問題、戦後補償問題として取り組まれた側面が強く、韓国側の懸念は杞憂に終わる。加えて、この問題の解決に向けて、社会党議員の果たした役割は少なくなかった。また、社会党にとっても1980年代は方針転換・イメージの刷新を図っていた時期であった。本稿では、日韓間での共同事業体設立にいたる過程における、日本社会党と韓国政府の接近のプロセスを明らかにしていく。

キーワード：サハリン残留コリアン、日本社会党、ペレストロイカ、冷戦、戦後補償

### 〔Abstract〕

The return of Sakhalin Koreans was an issue that was challenging to resolve without an agreement and a cooperative relationship between the governments of Japan and the Republic of Korea (ROK). The term "Sakhalin Koreans" in this paper refers to those from the Korean Peninsula who were forced to reside in Sakhalin under Japanese colonial rule and who were thereafter forced to remain in Sakhalin against their will after the end of World War II. In the post-war Soviet Union, they were permitted to travel to the Democratic People's Republic of Korea (DPRK), a friendly nation; however, return to the ROK, an anti-communist country without diplomatic ties to the Soviet Union, was prohibited. Notably, a significant number of them were from the southern part of the Korean Peninsula. Therefore, the issue of Koreans remaining in Sakhalin arose after World War II.

On the one hand, owing to the absence of diplomatic relations between the ROK and the Soviet Union, the Japanese government served as a point of contact with the Soviet Union on this matter. On the other hand, if their "return" to the ROK were actually to take place, various concerns would arise between Japan and the ROK, such as what routes would be used for their return, who would bear the costs, and how background checks would be

conducted on those who wished to return. For a time, the Soviet Union exhibited a positive attitude toward granting permission to leave, but negotiations between Japan and the ROK during the 1960s and the 1970s failed to reach a compromise, as the Japanese government sought to minimize its responsibility and burden, whereas the ROK government aimed to avoid the economic burden and mass acceptance of its compatriots from the Communist bloc. In the meantime, the issue stagnated greatly in terms of international relations as relations between the Soviet Union and Japan deteriorated, and the return movement for Sakhalin Koreans in Japan was cautioned against as an anti-Soviet campaign. Nonetheless, the issue made significant progress in the late 1980s when Japan and Korea established a joint entity through the Red Cross to facilitate reunification with their relatives and assist those who desired to go to Korea. In the late 1980s, Korea gained economic confidence amid Nordpolitik. Concurrently, a bipartisan Diet member panel established in Japan helped resolve the Sakhalin Korean issue. This bipartisan panel included several members of the Liberal Democratic Party of Japan, the ruling party, and the Japan Socialist Party, the largest opposition party in Japan. In addition, it included many members with strong ties to the Soviet Union and the DPRK. While the ruling party was obligated to establish a support system within the national budget, the Socialist Party and other members with ties to the DPRK and the Soviet Union were also mandated to suppress opposition from the Soviet Union and the DPRK. In the 1980s, Japan's historical perceptions emerged as a diplomatic issue. Consequently, it can be said that within each of the Parties, both members of the Liberal Democratic Party of Japan and the Japan Socialist Party operated in an atmosphere in which such activities were tolerated to solve this problem. In particular, the Japan Socialist Party was the only party in Japan that recognized only the DPRK and refused to recognize the government of the ROK. For decades, members of the Japan Socialist Party, including members of the Diet, have traveled to the

DPRK to cultivate friendly relations with the Workers' Party of Korea. The ROK government expressed concern over the inclusion of several such "Pro-North Korean lawmakers" in the parliamentary roundtable and feared that Socialist Party members would represent the divergent views of the DPRK and impede the resolution of the issue of Sakhalin Koreans. In reality, for members of the bipartisan panel, the issue for Sakhalin Koreans was more of a humanitarian and postwar compensation issue. The ROK's concerns were ultimately unfounded, but it was a reasonable response for the ROK government to be wary of the presence of the Japan Socialist Party, which had traditionally maintained friendly relations with the DPRK.

Nonetheless, both the Japan Socialist Party and ROK were in the process of making bold changes to their policies in the late 1980s. Changes also occurred in the relationship between the ROK government and the Japan Socialist Party. The Japan Socialist Party adopted a pragmatic approach to improve relations with the ROK government, and the ROK government also gradually increased the number of contacts with Japan Socialist Party members and gradually became more receptive to it. The role played by the Japan Socialist Party members in resolving the issue of Sakhalin Koreans was not insignificant, indicating that it was influenced by the gradual acceptance of some members of the Japan Socialist Party as they acted towards resolving the issue. This paper will clarify the process of the approach used by the Japan Socialist Party and the ROK government leading up to the establishment of a joint entity between Japan and the ROK.

Keywords: Sakhalin Koreans, Japan Socialist Party, Perestroika, Cold War, postwar compensation

## 1. はじめに

1980年代後半、終戦後も長らくサハリン（ソ連）

にとどまらざるを得なかった植民地朝鮮の出身者とその家族が徐々にソ連から出国できるようになった。当時サハリン残留韓国人、またはサハリン残留朝鮮人等とよばれたこれらの人々は、戦前・戦時中のサハリンに渡航・誕生したが、戦後、自らの故郷や家族の元に帰るという選択肢を失ったために発生した。戦後、日本人には一応の日本本土への引揚げの機会が提供された一方で、「解放」された朝鮮人には日本・ソ連・韓国のいずれからも引揚げの機会が用意されなかった<sup>1)</sup>。その後、長きにわたる冷戦体制及び日本・大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国・ソビエト連邦と4つの政府の思惑が交差したまま数十年の月日が流れ、希望者の永住・一時帰国、家族再会が実現する頃には、既に亡くなっている当事者も少なくなかった。こうした人々の多くは韓国側に故郷があったとされるが、冷戦体制下において韓国一ソ連間を往来することは長らく不可能なことであった。

本稿では、このように選択肢がなかったために、戦後サハリン（ソ連）へ残留せざるをえなかった人々を、時代・立場の区別をつけず、総称として「サハリン残留コリアン」と呼称し、1980年代以降に実現した帰還の動きを追いながら、特に日本社会党（以下、社会党）の位置付けに着目する。サハリン残留コリアンの帰還を巡る動きにおいて当時、一部の社会党議員が大きな役割を担っていたが、社会党は朝鮮労働党と強いパイプを持ち、韓国に対して批判的な姿勢を見せて來た政党でもあった。しかしながら、同問題を取り扱う与野党議員による超党派の組織「サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会（以下、議員懇）」では、事務局長に社会党議員であった五十嵐広三が就任している〔サハリン残留韓国・朝鮮人議員懇談会1994: iii—v〕。その後、1989年には日本赤十字社と大韓赤十字社間で協定書がかわされ、「在サハリン韓国人支援共同事業体（以下、共同事業体）」が設立される運びとなっており、日韓間で支援制度作りが行われた。本来、韓国政府の立場からは受け入れ難い存在であるはずの社会党議員が深く関わる同問題において、無事に日韓間で協力関係を構築

することができたのは、韓国政府内において社会党の存在を許容するというコンセンサスが生まれたためと見られる。本稿は、1980年代後半を中心とし、日韓間で協力関係が構築されていった時期に着目し、サハリン残留コリアン問題において社会党が何を行い、また、対立関係にあった韓国政府とどのように接近し、受容されていったのか、その経緯と意図を明らかにすることを試みるものである。

## 2. 先行研究

サハリン残留コリアン問題に関する先行研究としては、支援者でもあった大沼〔1992〕や高木〔1992〕があげられる。大沼は資料に基づいて問題発生の経緯をまとめるとともに、支援制度が確立されるまでの、自身の体験を振り返っている。また、国際法学者として、戦後・サンフランシスコ講和条約の境に変化する日本の「国籍」を巡る問題点を併せて指摘した。高木〔1992〕もまた、他国の事例や戦時下の法制度・実情を整理しつつ、支援を通じて得られた知見や経験を書籍としてまとめている。高木は、サハリン残留コリアンを原告として行われた、樺太残留者帰還請求訴訟において弁護団の一員でもあった。両者とも、支援の過程で社会党議員らとも関係を構築しており、それぞれの視点からその関わりが先行研究においても触れている。

その他、サハリン残留コリアンに関する研究として、玄〔2012, 2013〕や中山〔2019〕、呉〔2020〕、イム〔2023〕等があげられる。玄〔2013〕はメディアと当事者によるネットワークをキーワードに同問題を読み解いている。加えて玄〔2012〕ではサハリン残留コリアンの帰還を巡る1950年代から70年代の日韓交渉について明らかにしており、この時期について、サハリン残留コリアンの帰還問題が政治論理に呑み込まれた、当事者にとって「桎梏の時期」であったとしている。

中山〔2019〕は、サハリン残留日本人が研究の

主題にしつつも、サハリン残留日本人と深く関係するサハリン残留コリアンについても丁寧な聞き取りを行い、中山〔2012〕では、サハリンを巡る人の移動を明らかにしつつ、日本の支配下で幼少期を過ごした世代のインタビューから複層的な自己認識を明らかにしている。

また、サハリン残留コリアンには例外的に、1950年代後半に日本へ入国した人々が一部存在した。これらの人々は、日本人妻の「引揚げ」に同伴する配偶者という形で日本での生活をスタートさせ、その中の一部の人々が、サハリンに残された同胞らを帰還させるために日本で運動を始めた。吳〔2020〕では、サハリン残留コリアンの「帰還運動」で中心となった朴魯学に着目し、その生涯を紐解くことで運動の整理を試みており、イム〔2022〕は運動の協力者としての日本人妻に着目し、外国人の夫を持つ妻の葛藤に触れながら運動をとらえ直している。

この他にも、韓国・ロシア等においてさらなる先行研究の蓄積が存在するが、サハリン残留コリアンの実態に関わる研究が中心となっており、帰還までの歴史的なプロセス、政府間での支援体制の構築経緯についてはその全容が明らかにされていない。同問題は、旧植民地出身の民間人を対象に取り組まれた戦後補償問題の先駆け的存在でありながらも、現実に果たされた帰還までのプロセスについて学術的な整理があまり進んでおらず、特に日本の一政党に過ぎない社会党と韓国政府の関係性については学術研究の対象として注目されてこなかった。しかしながら、90年代に自社さ連立政権が誕生し、アジア女性基金、村山談話等の動きが続くことから、戦後補償問題を通じた社会党と韓国の関係性の変化を明らかにすることは、サハリン残留コリアンを巡る動きのみならず、その他の事例への理解を深めるという側面も期待できよう。本稿では、日韓間で協力関係が構築されていった1980年代後半を中心に、サハリン残留コリアン問題に関する韓国の外交文書、社会党機関紙等を活用しつつ、韓国政府における社会党受容のプロセスを明らかにしていく。

### 3. サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会

#### (1) サハリン残留コリアン帰還運動

サハリン残留コリアンの帰還プロセスを理解するにあたって、帰還運動の流れを把握する必要がある。この問題は、残留を経験した当事者による帰還運動が日本で始まったことで、日本政府・政治家・市民に知られるようになったためである。ここで述べた残留を経験した当事者とは、1950年代後半に、サハリンから引揚げる日本人女性の配偶者として入国した例外的なサハリン残留コリアンを指している。朴魯学、李義八等を中心に、一部のグループが東京の引揚者寮で生活を立ち上げつつ、残された同胞の帰還を目指して運動を始めた〔大沼 1992:46-49〕。当初は、公的機関を中心に歎願・陳情活動を行っていたが、1970年代に日本人支援者がコアメンバーとして加わり、1975年には日本政府を相手取った行政訴訟である「権太残留者帰還請求訴訟」が始まって注目を受けるなど、運動は一般の日本人に対しては問題の周知を図りつつ、日本政府に対してはサハリン残留コリアンが「本邦に帰国できる地位にあることを確認する」として訴訟の請求趣旨を設定した〔大沼 1992:129〕<sup>2)</sup>。

他方で、支援者に主婦層から大学教授まで、様々な性質の人々を含む形で構成された運動体は、1980年代前半には支援者間で関係が決裂してしまい、また、訴訟が長引く中で運動の熱も下がってしまう等、様々な壁に直面することになる〔大沼 1992:134-146、高木 1992:160-164〕。その後、大沼が中心となって学術面からのアプローチを試み、一定の成果はあったものの、帰還を引き出すような成果を得るにはいたっていない〔大沼 1992:146-176、高木 164-165〕。このように、運動体にとってはもどかしい状況が続く中、先に人の動きが変化した。1980年代後半に入り、ソ連が徐々に出国を許可するようになったことで、「訪日」するサハリン残留コリアンが多数表れたのである。

しかしながら、これはあくまでも行先が「日本」

であり、かつ、一時的な滞在に過ぎなかった。また当初は訪日する本人の持ち出しと、ボランティアの手弁当で滞在費を貯う等、公的支援が存在しない中で、韓国からも家族・親族を呼び寄せて日本で一時再会するという仕組みを取らざるを得なかった〔高木 1992:168-169〕。受け入れ人数が増えていく中で、ボランティアたちにとって公的予算の投入は喫緊の課題であり、政府間レベルでの協力関係を構築する働きかけ役という意味でも、「政治家」を動かす必要性が改めて認識されるようになった。このタイミングで、大沼・高木は国會議員を「超党派」で組織することを試みる。紆余曲折を得て、与野党超党派の議員を誕生させることに成功したのが、1987年7月であった〔大沼 1992:185, 高木 1992:181-184〕。

1950年に始まった帰還運動であったが、1980年代前半には、運動体は長期間の様々な努力の末に行き詰まりを感じていたといえよう。しかし、ソ連の内部で変化が起こっていたその時期に、タイミングを逃すことなく、その後大きな働きを見せる議員懇の設立に成功したのである。

## (2) 「親北」議員への懸念

1987年に議員懇が無事に設立され、いよいよ日本政府が本腰を入れてこの問題に取り組むことになったものの、懇談会の存在は当初、韓国政府にとっては必ずしも喜ばしいものではなかった。

議員懇の設立時の名簿を確認すると、所属議員が最も多い政党は自民党（67名）で、次いで社会党（51名）、公明党（23名）となっており、概ね国會議員の所属政党の規模通りの順番となっている<sup>3)</sup>。なお、サラリーマン新党や第二院クラブ等の小規模政党からも参加者が居た一方で、共産党からは参加者を得られていない。社会党からはかなりの数が参加しているが、奇しくも議員懇が設立された1987年7月は、田辺誠らの訪朝時期と重なっており、この時の訪朝団は初めて300人を超える規模の大型訪朝団であった〔『月刊社会党』1987年10月〕。相当数の社会党議員をはじめ、議員懇に北朝鮮やソ連と交流のある議員が参加し、

相当な影響力を持つことが予見される中で、長らく反共を掲げていた韓国政府がこのことを警戒するのは当然のことであったといえよう。

議員懇が設立された翌8月には、弁護士の高木健一、升味佐江子が訪韓しており、韓国外交部における担当課であった東北亞1課の課長ユ・ビョンウと面談を行った。この時、ユ・ビョンウは「本件に対する自分の考え方」と前置きしつつ、高木と升味に向けて以下の発言を行った。

「一方では、皆さんの苦労に感謝し、良い結果を期待しつつ、一方では同（議員懇の）構成員が韓国、ソ連、北韓と各々関係を持っている議員らで構成されており、サハリン残留韓国人に対する日本内の世論喚起には効果があるかもしれないが、問題自体の解決には、助けになるのか疑問だ。むしろこの問題に対して、北韓、ソ連の立場を代弁したり、本件について彼らの関心を刺激する可能性も予想される。」<sup>4)</sup>

高木は、民間支援の次元において、1975年から樺太残留者帰還請求訴訟に取り組み、韓国側のカウンターパートとなる中蘇離散家族会とも密接な関係を築く等、韓国側でも日本側支援者の中心人物として認識されていた。このため、ユ・ビョンウの発言はいくらか表現を選んでいると見られるものの、非常に率直な指摘であった。さらにユ・ビョンウは「北韓、ソ連が譲歩することは難しいので」とし、少しずつサハリン残留コリアンの訪日が進むなど「多少柔軟に対処してきたこれらの柔軟性」が、議員懇によって両者が刺激されてしまうことで立ち消え、むしろ問題が難しくなる可能性に懸念を示した<sup>5)</sup>。これに対し、高木は、議員懇設立の意図について、日本政府を通じてソ連政府を動かすというやり方には限界があり、北朝鮮もこのことをわかっているので、多様な次元で接触を図ることで「関係国の認識を大きく変化させる必要」があると述べている<sup>6)</sup>。韓国側の認識は、この面談を行っただけで払しょくされるほど

小さなものではなく、同年11月に外務省亞洲局が作成した内部資料では、やはり議員懇への懸念が示されている。より具体的には、次のような問題があるとして懸念点が指摘されていた。

まず、南北朝鮮と関係する問題に、親韓・親北議員がともに参加する点について、綿密な分析が必要となるという前提にたち、①親北議員らが「北韓」の立場を代弁して、問題の解決を困難にする可能性②議員懇設立を主導した大沼が「日・北間の戦後処理」を主張してきた人物であること③韓国との関係において政府次元の対北韓関係に制約がある日本政府が、「北韓」との関係進展のための方法の1つとして同懇談会の設立を支援し、今後同懇談会を「北韓」との新しい窓口に活用する意図がある可能性を排除できないことの3点をとりあげている<sup>7)</sup>。①は、高木との面談時にも直接指摘した事項であり、300人の大規模訪朝団を送る社会党が自民党に次いで2番目に多い議員懇構成員となっていたことから当然の懸念であったといえよう。②については、支援者に向けられた視線という意味で興味深い認識であるといえよう。これは、より具体的には、大沼に「サハリン侨胞問題を韓国だけでなく、北韓との戦後処理次元で取り扱い、このために懇談会参加の自民党議員と北韓との接触を試みる可能性」があるという懸念事項があったことを意味する<sup>8)</sup>。

無論、大沼は、実際にはそのような意図で支援活動にあたっていたわけではない。そもそも、サハリン残留コリアンの帰還をめぐる問題は、ソ連の友邦である北朝鮮に行くことはできても、韓国には行くことができないという状況にあったからこそ発生した問題である。この問題は日本の戦後補償に関わる問題であり、家族・親族が日本にいる場合はサハリン残留コリアンが日本での生活を選択したケースも存在するが、多くの場合は故郷がある韓国側の土地に行けないという状況を解消することが目的であった。また大沼は、政治家を動かすと決心した当時の心境について「悪魔と手を結んででも自民党を動かしてやる」と述べており、この背景には、政府を動かし支援制度を

構築するには与党である自民党議員の協力が必要不可欠であったことがあげられる〔大沼 1992:180-181〕。同時に、サハリン残留コリアンをめぐって複数国の思惑が各自存在したため、支援制度作りは、日本国内で完結させられない性質のものでもあった。与党である自民党を求める一方で、大沼は「ソ連・北朝鮮にパイプをもつ有力議員を取りこむよう細心の中心を払った」としている〔大沼 1992:183〕。このことが、韓国政府の懸念を招くことにもなってしまったが、ソ連を動かすという意味でも「北朝鮮の反発を和らげること」がサハリン残留コリアン問題を解決する鍵であるというものが大沼の見立てであった〔大沼 1992:184〕。

#### 4. 社会党の転換に対する韓国側の認識

日本社会党は、55年体制において自民党に次ぐ議席数を持つ国政政党であり、その性質から、国会議員・書記局員は特別な事情を除いて韓国から入国を禁止されていた〔『世界週報』1988年11月8日〕。しかしながら、日韓条約不承認宣言から続く、韓国を事実上承認しないという姿勢を維持することは現実的ではないとする動きも党内に存在した〔『世界週報』1988年11月8日、田辺 2011:360-362〕。1982年から石橋政嗣を筆頭に「ニュー社会党」路線が打ち出され、1980年代は「現実的な」社会党に向け転換を図った時期であった。当時大統領であった全斗煥が来日した1984年には、社会党顧問の山本幸一ら5名の訪韓が実現しており、全斗煥との面会の様子が報道されている〔『朝鮮日報』1984年11月22日〕。1987年8月21日には、書記長であった山口鶴男名義で「党の基本政策に関する」という方針が発表され、「国民の間にある「社会党」の政策に現実性がない、分かりにくく」との指摘に耳を傾けるべきとし、党は「基本政策である日米安保条約、自衛隊、韓国、原発の諸政策」に対しても「現実的な視野から政策作業を深めねばならない」とした〔『政策資料』1987年10月〕。1985年の訪朝団においては、韓国との接近

について北朝鮮に理解を求める発言があった。田辺誠が「日本社会党としては一度、新韓民主党の代表者を日本にお招きして意見の交換をしたい」と発言しており、これに対し、金日成からは新韓民主党について好意的ながらも今後の動向を注視していく趣旨の発言がなされ、さらに「日本社会党と新韓民主党との関係については、もちろんあなた方が決める問題だ」と述べた〔『月刊社会党』1985年8月〕。その後、すぐさま韓国と社会党の関係が改善したわけではないものの、1986年に土井たか子が社会党議員長に就任したこと、サハリン残留コリアン問題に社会党議員らが加わる土壌となったといえよう。神田〔2022:64〕は、土井が熱心に歴史問題に力を注いでいたことを指摘している。また、土井が強い関心を持っていたのは、「非武装中立」のようなハイ・ポリティクスよりも「人権外交」であったと指摘している〔神田2022:64〕。なおその後、土井自身も議員懇の発起人メンバーとなり、顧問として就任した〔サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会編 1994:427〕。

以上のように、社会党内の方針転換が進む中で韓国への接近が可能となる雰囲気が少しづつ醸成されていたことで、サハリン残留コリアン問題に「人道的」観点から取り組める環境ができていたといえよう。特に、元旭川市長でサハリンに縁があり、議員懇の事務局長に就任した五十嵐広三（社会党）は、この問題の重要な協力者となる。

韓国外務部内でも、社会党の動向は注視されており、韓国外務部亞洲局東北亞1課がこのタイミングで作成した内部報告用の資料では、サハリン残留コリアン問題とあわせて社会党の動向がセットでまとめられている<sup>9)</sup>。資料が出来た時期は1987年11月となっており、議員懇が成立してから数か月後のことである。社会党について資料の中では、1982年から党が「ニュー社会党」を掲げていることを取り上げ、1986年には非労組出身である土井を史上初の女性党首にすえ、左右の対立を抑えながら現実路線へ転換を図って対韓路線を再検討する動きが台頭しているとの見解が述べられている<sup>10)</sup>。一方で、「北韓との関係を優先する党

内左派」の反発によって、実際の対韓政策の転換は不振であるとし、土井自身の対韓政策については「むしろ前任者より後退した印象」との評価を与えていた<sup>11)</sup>。

報告書はさらに続き、同年7月の訪朝団の日程や目的がまとめられている。東北亞1課は社会党の訪朝目的について、7月の訪朝が両者の紐帶関係を再確認すると同時に、社会党の対韓政策転換に対する「北韓側の憂慮、反発を抑制」する地ならし的な意図をもっていたとの認識を示し、日本政府と協調する形で進めるために、南北対話・ソウルオリンピック・韓国の政局に対する立場や視角を確認しに行ったものと述べている<sup>12)</sup>。訪朝時には、訪朝団の代表であり社会党書記長であった田辺誠と朝鮮労働党政治局員であった許談との間で会談が行われており、軍縮による南北緊張緩和・オリンピック共同開催に向けた施設整備・韓国での民主化闘争等が取り上げられた〔『月刊社会党』1987年10月〕。

なお、この時点において、東北亞1課は、必ずしも社会党を排除し続けていくという結論は出していなかった。8月に支援者であった高木と北東亞1課長が面談した際に指摘のあった、北朝鮮の立場を「代弁」するのではという懸念はありつつも、政府が社会党と関係を樹立した際のメリット・デメリットがまとめられた。関係を樹立した場合の利点として、①日本の革新勢力の対韓世論を改めながら、有権者全体の20%を対象にさらに外交基盤を拡大できること及び②「北韓－社会党関係の牽制」ができるなどをあげており、デメリットとして①日本政府及び自民党が「対北韓関係発展の口実に利用する可能性」があること、②社会党にとっては韓国政府との関係構築におけるメリットは限定的で、「北韓窓口の役割」が党の立ち回りにおいてより有利であることから、社会党の対韓方針には「根本的な限界」があつて結局「最小限の水準」に関係が限定されてしまう可能性があることを指摘している<sup>13)</sup>。こうした、社会党との関係構築をめぐる得失について整理を行った上で、東北亞1課は、関係改善を避ける必要はないもの

の、社会党との関係にとりたてて特別な意味を与える理由もないと結論付けている<sup>14)</sup>。また、関係改善が「最小限の水準」にとどまる可能性が指摘されたものの、もし社会党が、日本で立ち回るために韓国政府との関係改善を急ぐ場合には、韓国政府に有利な方向で関係構築を行うよう、様子見することが望ましいとの見解を持っていたことが読み取れる<sup>15)</sup>。

以上のように、日本に通じた東北亞1課の見解は、議員懇の設立に伴い、サハリン残留コリアン問題を通じて社会党が北朝鮮を「代弁」することを危惧する一方で、社会党の路線転換を把握しており、今後関係性を構築していく可能性についても示唆するものであった。この資料が韓国政府内でどの程度の範囲で利用されたかについては定かでない。一方で、一般的には外交機関のシステムとして、主には海外に設置した在外公館を通じて現地の情報を収集し、その他に本国に赴任する外交官や往来する要人、報道等から情報を得て、担当地域課が情報の管理役及び本国内での説明役を担っている。このため、課に対する決裁権を持つポジションや関係部署・機関、議員からの照会などがあった場合には、この報告書は「判断材料」となっていたものと推察される。

## 5. 議員懇の働き

サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇の設立により、問題が大きく前進したことを先に述べたが、以下では具体的に議員懇がどのような働きをしたかについて述べていく。議員懇は、1987年7月に設立された後、関係省庁と赤十字社から実務レベルの担当者を招集して「実務者小委員会」を設置した〔サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会編 1994:32〕。議員懇は発足した7月に早速役員会を開いており、外務省・厚生省・法務省の関係部門と赤十字外事部からそれぞれ把握しているこれまでの事実経過について説明を受け、翌8月には日本赤十字社の社長である山本正淑、外務大臣の

倉成正（自民党）らに会から協力依頼をしてまわったとされている〔サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会編 1994:22〕。さらに、同8月には事務局長の五十嵐広三（社会党）自身のソ連訪問の機会を利用して、モスクワではソ連外務省ロガチョフ外務次官及びチジョフ・アジア太平洋諸国局長、ソ連共産党中央委員会国際副部長及び日本課長、ソ連赤十字社社長、ソ連対外友好文化交流団体連合（以下、ソ連対文連）幹部会副議長及び極東部次長、ソ連共産党中央委員会情報部調査員ら、関係する部門の要職と会談を重ね、極東のハバロフスクではサハリン州共産党執行委員会書記、副議長とも面談してサハリン残留コリアン問題について理解を求めている〔サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会編 1994:22-23, 410-415〕。9月末には、山口哲夫（社会党）がサハリンを実際に訪問し、州執行委員会の幹部と会談の場を持ち、11月には会長の原も訪ソして五十嵐と同じく関係部門の要職ポストへ協力を依頼した〔サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会編 1994:22-24〕。

訪ソ以外でも、原や五十嵐を中心に、駐日ソ連大使館・日ソ会談を控えた外務省・日本赤十字社等の関係機関に対して引き続き協力要請が行われていた〔サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会編 1994:22-24〕。また、1987年はソ連の懸念事項を解消するという意味でも進展があった。例えば、支援の中心にいた大沼の本職は大学教員であるが、同年11月に学術交流団の一員として訪朝し、この際に朝鮮労働党の高位幹部と会談する機会を得た。ここでサハリン残留コリアン問題について理解を求めたところ、比較的良い感触を得られたという〔大沼 1992:190〕。この時の接触が功を奏し、同幹部が翌12月に日本を訪れた際に大沼は再会しており、五十嵐との面談をセッティングすることにも成功した〔大沼 1992:190〕。この幹部とは、当時、金日成総合大学学長であった黃長燁（朝鮮労働党書記）とされている〔北野 2022:202-204〕。面談時、黃長燁は「同じ民族が国に帰れるように、あなた方が一生懸命運動していることについて、われわれは反対しません」と五十嵐に対して明確

に述べたとされ [北野 2022:202-204]、実際の発言内容については一次資料を確認する術がないが、その後ソ連の説得にあたり、この時にいわば、言質を取ったことが重要な切り札となっていく。時勢がこの発言を許した側面もあるかもしれないが、議員懇の顔であり、なおかつ社会党議員である五十嵐が大沼からの急な要請にこたえて面会に向かい、併せて面談相手が日本に通じた黄長燁であったこともまた、好意的な反応に繋がった要素であるといえよう。

翌年の1988年も、元々ソ連にパイプをもつメンバーはその「ツテ」と「機会」を十分に生かして訪ソ時に関係部門や要人へ協力を依頼し続けた。同5月には、土井たか子社会党委員長を筆頭に社会党から訪ソ団が送られ、この機会に同行した五十嵐は、土井・ゴルバチョフ会談が終了したタイミングでサハリン残留コリアン問題について協力を要請し、ゴルバチョフ書記長からは「調査してよく検討してみる」との返答があった [サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会編 1994:24]。さらに、翌6月には、「議員懇」として公式にソ連を訪問する運びとなつた。この時のソ連の反応について、大沼は「ソ連の朝鮮政策が微妙な段階にあるだけに、なおのこと北朝鮮との関係には気を遣っていたとも考えられる」と振り返っている [大沼 1992:199-200]。議員懇が作成した報告書によれば、コワレンコ・ソ連共産党中央委員会国際部副部長（以下、コワレンコ）が、サハリン残留コリアン問題について「我々（ソ連）の方での『規定（結論）』はまだでていない」としつつ「共和国の方でも反対している」と改めて友好国への配慮を見せていた [サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会編 1994:430]。なお、この時に日本の外務省北東アジア課が、議員懇による訪ソ団の会談内容をまとめた資料を作成しており、駐日韓国大使館がこれを入手して、本国へ報告している。そこには、ソ連側の発言がより詳細に記されており、「基本的にソ連は国家機密に係わったりしたことがない限り家族の再会を促進することに賛成だが、本件についてはソ連は韓国と外交関係を有しないこ

と及び北朝鮮が在サハリン朝鮮人が韓国に帰国することに反対している点が困難な点である」とコワレンコが述べたとしている<sup>16)</sup>。この前後を議員懇の報告書と併せて読み解いていく。コワレンコの発言に対し、社会党が1986年に訪朝した際に金佑鐘政治局員から示された認識と前年12月の黄長燁の反応から、「一定の理解が可能と思われる」とし、議員懇には日朝議連の副会長である安井吉典（社会党）もメンバーとして参加していることを五十嵐からソ連側に伝えたものと見られる [サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会編 1994:430]。また、大沼は同席していないが、議員懇帰国後に会談の様子を聞き取っていたようであった。五十嵐がコワレンコに対して行った説明について、ソ連側が「強い関心を示した」とし、コワレンコは五十嵐に対して「この点を何度も問い合わせし、五十嵐議員は辛抱強く説明を繰り返した」と振り返っている [大沼 1992:200]。このことについてはさらに別の証言がある。当時、五十嵐の秘書である叶俊寛が黄長燁発言のメモを用意しており、コワレンコは五十嵐にこのメモへのサインを求めるが、五十嵐が応じたことで発言を信用しそられる [北野 2022:202]。このことで、ソ連側から、韓国への「一時帰国黙認」を引き出すことに成功した。

当時、サハリン残留コリアンと韓国の家族・親族の双方を日本へ呼び寄せて一時再会を行うという支援活動が民間ボランティアを主力に実施されていた。しかしながら、多くのサハリン残留コリアンはやはり韓国へ行きたいと思っており、ボランティアとしても、招請手続きに加えてソ連・韓国の双方からの滞在全てを支援することは容易ではなかった。このため、韓国への「一時帰国」を可能にし、日本を経由する形でサハリン残留コリアンを韓国に住む家族・親族の元へ送りだすという方法への転換が望まれた [大沼 1992:193-195, 198-200]。こうした事情から、五十嵐は会談の場で「日本に一時渡航し、日本で赤十字などルートを使って故郷を訪問し、日本の責任で期間内にソ連へ戻る方法」を提案している [サハリン残留

韓国・朝鮮人議員懇談会編 1994:430]。これに対し、コワレンコは上述のとおり「北朝鮮が在サハリン朝鮮人が韓国に帰国することに反対」であるとの返答をしているが、五十嵐から上述の朝鮮労働党高位幹部らの反応について説明を受けた後に、「日本滞在中に韓国を訪問することを黙認できるのではないかと思う」と述べている<sup>17)</sup>。

なお、訪ソについて、駐日韓国大使館は上記の外務省資料以外にも、事務局参与として訪ソ団に参加した高木から会談の様子を聞き取り、併せて本国へ内容を報告している。この時の駐日韓国大使館による高木への聞き取りでは、外務省の資料や議員懇の報告書には記載のない発言を情報として得ており、その発言から、ペレストロイカが進む一方で、ソ連内では各機関の方向性が足並みそろわざにいた様子が窺える。会談においてコワレンコは、韓国への訪問許可を公式にソ連が出すことは出来ないとしつつも<sup>18)</sup>、上述のとおり、ソ連から日本に出国した後に黙って韓国を一時訪問することについては「黙認」できるという見解を示していた。しかしながら、ソ連「外務省」は一次訪韓「黙認」についても原則として不可能であるという立場を有していたため、このことを議員懇側が述べたところ、コワレンコは「外務省の考えは古い」とし、面談翌日に五十嵐へ電話で「この問題は自分に任せて欲しい」と連絡があったというのが高木の話であった<sup>19)</sup>。その後、88年中に日本経由での韓国行く人々が続々と現れるようになる〔大沼 1992:202〕。

いずれにせよ、超党派で結成された議員懇は、大沼の言葉を借りるならば「めざましい動き」をみせた〔大沼 1992:192〕。特にソ連を相手取った交渉において、五十嵐を筆頭に社会党議員の存在は不可欠であったといえよう。朝鮮労働党高位幹部からサハリン残留コリアン問題について一定の理解ある反応を引き出したことそのものにも意義があるが、これをソ連側に伝える形で韓国への「一時帰国」を後押ししたことで、多くのサハリン残留コリアンが故郷へ里帰りする契機となった。併せて、4で述べたように、社会党は現実路線進む中

で党首の土井が「人権外交」に非常に強い関心を持ち、ソ連もまたタイミングよくペレストロイカが進む時期にあったことも、このことを後押ししたといえよう。

## 6. 社会党－韓国の接近

5まで述べてきたように、サハリン残留コリアン問題は1987年から1988年かけて大きく進展することになった。ここには、大きな時代の変化と、そこに続く各国の方針転換が存在していた。この流れは、さらに加速していく。特に1988年にソウルオリンピックが行われたことは、日・韓・ソの政府・政治空間において、対内的にも対外的にも接近の糸口になったといえよう。実際に、1988年5月には社会党右派の衆議院議員であった川俣健二郎が「スポーツ議員連盟」の常任幹事として訪韓しており、川俣は「聖火の燃える間に行かない」として、社会党議員が続いて訪韓することへ期待を示した〔『月刊社会党』1988年8月〕。この時の川俣の訪韓は、社会党議員として初めての訪韓であった。

また、5で言及した、駐日韓国大使館の高木に対する聞き取りでは社会党議員である五十嵐の「訪韓」についても言及されていた。高木は、1981年以降、毎年8月15日に行われる大邱の中蘇離散家族会総会に出席しており〔高木 1992:165〕、ソウルオリンピック開催を間近に控えたこの年の総会に五十嵐を出席させようとしていた。高木は駐日韓国大使館側に、五十嵐が総会で訪ソ団の結果を報告するつもりであることを伝えつつ、「五十嵐議員が社会党議員であるとしても、サハリン侨胞帰還のために実質的に活動をしていることを勘案し、韓赤から訪韓招請をだすことも良いことだと考えている」と意見を述べている<sup>20)</sup>。

高木への聞き取りは、6月の訪ソ団が帰国して間もなく行われており、この時の本国への報告では、大使館側が高木に対して何か返答した様子や見解は記されていない。このため、五十嵐訪韓に

対する現地公館の認識については不明である。その後、総会を目前にした8月初め、五十嵐訪韓の話が再び本国への報告に登場する。内容としては、五十嵐から駐日韓国大使館の金ソグ参事官宛に、訪韓に理解を求める内容の電話がかかってきたことについてであり、五十嵐は「これはどこまでも「サハリン残留韓国人問題議員懇談会」事務局長として議員懇談会を代表して」数日間訪韓しようとするもので、「8.15.に中蘇離散家族会総会にも出席予定」と述べている<sup>21)</sup>。五十嵐からはさらに、「もしも訪韓が実現する場合、外の政治的活動をする考えはなく」、大韓赤十字社の総裁や外務部の関係責任者と会ってサハリン残留コリアン問題について協議することを希望している趣旨の発言があった<sup>22)</sup>。これは五十嵐自身も、韓国側の憂慮を十分に理解していた上での発言であるといえよう。あわせて社会党でも、いくら現実路線へ向かっているとは言え、この時点ではまだ韓国と全面的に関係改善をするような状況ではなく、五十嵐の架電も先に社会党で訪韓について党内の承認を得た上で行われた。また、大使館へ査証発給を申請するにあたり、挨拶を兼ねた駐日韓国大使への表敬訪問を希望していたが、参事官の金ソグからは一旦、査証発給前の表敬訪問は望ましくない旨が五十嵐に述べられた<sup>23)</sup>。

五十嵐から訪韓の希望を申し出た時期は、韓国側から見れば微妙なタイミングでもあったと推察される。前社会党委員長であった石橋政嗣が、金泳三民主党総裁から招請を受けていたものの、社会党3役会議で当分の間は訪韓を保留すると決定され、これが五十嵐が党内で訪韓の承認を得られたのと同じタイミングであった<sup>24)</sup>。駐日韓国大使館によれば、石橋について、社会党内で立ち上がったばかりの「韓国との友好・交流に関するプロジェクト（以下、韓国プロジェクト）」チーム内の議論とあわせて、①「北韓との関係を傷つけないよう配慮」しつつ、韓国との交流を進めていくこと②韓国的第一野党である金大中平民党総裁からの招請を望ましく考える意見があること③南北での国際会談開催問題がどのように進むか等、朝鮮半島

情勢を注視して対処すること等を考慮して検討していたとしている<sup>25)</sup>。1984年の山本幸一らの訪韓や1988年5月の川俣の訪韓等、社会党員・議員の訪韓は全面的に禁止されていたわけではなく、韓国側も必ずしもビザを発給しないわけではなかったが、やはり訪韓の実現はまだ特殊な事例であった。この時期は、韓国側がビザを発給しない恐れがあるだけではなく、党として承認するか否かという社会党内の問題が存在していたのである。

こうした状況下において、五十嵐が社会党内で承認が得られたのは、「人道的」な問題であるサハリン残留コリアンをめぐり、あくまでも議員懇の「事務局長」として訪韓するという前提があつたためと推察される。また、議員懇の役員に党首の土井たか子が居たことに加え、衆參数十名規模で議員がメンバーとなっていたことからも、比較的受け入れやすい土壌が整っていたといえよう。そしてこれは、韓国側でも同様であったものと見られる。本国の外務部は、青瓦台・安全企画部とも協議した上で、「人道的目的での訪韓であることを勘案し」入国を許可するのが良いだろうとの意見を法務部に伝達し<sup>26)</sup>、8月9日には法務部入国審査課より外務部東北亞1課に五十嵐の入国を許可するという連絡があった<sup>27)</sup>。五十嵐は、8月11日に駐日韓国大使を表敬訪問して入国許可に対する謝辞を述べており、この場でこれまでの活動と訪韓の趣旨を大使に伝えるとともに、最近社会党内で朝鮮半島政策を修正する動きが進んでいて大変喜ばしいことであるという趣旨の発言をしている<sup>28)</sup>。

なお、訪韓時に五十嵐は申東元外務部次官及びイム・サンジュン北東亞1課長と面談している。面談については資料が2種類あり、当初は課長級との面談が予定されていた形跡があったが、急きよ外務次官である申東元との面談の場に切り替わったようである。五十嵐より、訪ソ時の結果や日本での再会事業等について説明があり、日赤と韓赤を通じた一時帰国支援等についても言及された。申東元からは五十嵐らへの尽力に対する感謝とともに、今後も活動継続を望むこと、徐々に交流を

増やしているソ連とはオリンピック契機にこの問題についても相互協力を講じられるかもしれないという期待等が述べられ、赤十字については「技術的な問題として、赤十字社を通じてやるか、他の方法でやるべきかは、韓日両国で真摯に協議していくべきだと考えている」と回答するにとどまった<sup>29)</sup>。一通りの話が出尽くしたところで、面談の最後に、五十嵐から「社会党の対韓政策の問題であるが、これに対する次官の考えは?」との質問があり、申東元からは「各論部分は評価できる点もあると言えるが、総論部分はまだ変化がなく、問題が残っていると考えている」との返答があった<sup>30)</sup>。社会党では、先に述べた通り、1988年6月に韓国プロジェクトが立ち上げられており、プロジェクトでは党としての訪韓を目指していたが〔『月刊社会党』1988年10月〕、この時点での韓国側の評価は今一つであったことが見て取れる。

しかしながら、韓国と社会党は確実に接近へ向かっていた。韓国側でまとめられた資料によれば、10月5日に「井上国際局長（対韓政策プロジェクトチーム事務局長等）」党所属議員4名、駐日大使館主催開天節祝賀パーティーへ社会党人士として最初に参席」しており、11月には日韓議連への加入を検討する「韓半島政策に関する特別委員会」が設置された<sup>31)</sup>。さらに、金永三の招請で石橋政嗣前社会党委員長らが10月に訪韓し、盧泰愚大統領はじめ、与野党を問わず政界の要人らと会談している。この訪韓団には、石橋を筆頭に7名の社会党議員が含まれており、その中には五十嵐を含めて合計4名の議員懇メンバーが含まれていた〔『月刊社会党』1988年12月〕。訪韓時、石橋は「①日本は植民地支配により朝鮮民衆に迷惑をかけた②それを一番反省しているのは社会党である、③従って社会党はサハリン残留者、在韓被爆者問題に取り組み、民衆レベルの友好を深める」とし、「反省の社会党」をアピールしたとされる〔『世界週報』1998年11月8日〕。

以上のように、オリンピックというタイミングを追い風にし、かつ、サハリン残留コリアン問題に対する社会党議員らの取り組みが韓国側の警戒

心を解く形での接触につながっていたこともあり、両者は様子を窺いながら関係を進めていったものと見られる。特に、議員懇の立ち上げから精力的に働いてきた五十嵐は、この問題が人道上の問題であるという性質もあいまって、韓国側にとどても比較的受け入れやすい存在であったといえよう。

## 7. 1989年の前進

議員懇は、方々への働きかけにおいて目まぐるしい働きを見せ、超党派であったことでそれぞれ得意な部分で役割を果たしていた。議員懇が果たした役割には、これまで述べてきたような働きかけ以外に、先に少し触れた赤十字による「共同事業体」の設立がある。3で述べた通り、訪日するサハリン残留コリアンの支援は、公的な費用負担なしに継続することは困難であった。こちらも先に少し触れているが、具体的な支援制度を検討して組み立てていくため、議員懇を設立してすぐに、外務省・法務省・厚生省及び日本赤十字社の関係部門から実務担当者を招いて「実務者小委員会」を設置している。実務者小委員会では、日本国内においては日赤への委託事業という方向で準備を進めていたが、日赤内部の体制を整えるにも時間が必要であり、公的予算を投入するための財政的な裏付けや、額面含めた政府内での交渉を行うには最短でも次年度からの開始が限界であった〔サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会編 1994:32-33〕。88年に訪ソ・訪韓を通じて働きかけ・調整を行う一方で、次年度の大幅増額を目指していた議員懇は、1988年12月27日、大蔵大臣宛に原・五十嵐の名前が記載された議員懇名義の要請書を送付している〔サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会編 1994:442〕。ようやく念願がかない、1989年度の予算は5800万円と初の大型予算となり、1990年度には1億円まで増額された〔高木 1992:223〕。このことについては、会長の原が参院予算院長という肩書を持って関係部門を熱心に

回ったことが大きかったとされている〔大沼 1992:203〕。

1988年8月の段階では、赤十字を通じた支援方式に明確な回答をしていなかった韓国側も、10月の内部検討では5800万円を次年度予算として要求している情報を把握しつつ、「共同事業体設置は肯定的に検討」するとの方針を打ち出している<sup>32)</sup>。支出の範囲や事務的な部分については赤十字間で取り決めつつ、翌1989年に共同事業体がスタートした。また、同じく1989年、韓国側は社会党に対する姿勢も前年よりさらに前向きなものにしていった。1989年の内部資料では、以前、社会党との関係を避ける理由もないが「特別な意味を与える理由もない」としていた対社会党方針から「基本的に対社会党関係改善は望ましい」という認識を示すに至っている<sup>33)</sup>。なお、そこには、韓国政府自体の変化も影響しており、「7.7宣言による我々の対外政策の調整、社会党の対韓交流希望及び国内野党の対社会党接触の動きを総合的に考慮し、我々の対社会党政策の調整が必要」としている<sup>34)</sup>。日韓の関係者間で1988年までにいわば支援の「基礎工事」が行わたったともいえ、1989年に入つて具体的な制度の開始と組織の設置があり、韓国と社会党の間においては、それまでの実績踏まえつつ、時代の変化にも後押しされる形で関係を「築く」方向に両者の意向が揃い始めたのである。

## 8. 終わりに

サハリン残留コリアンの帰還は、1945年の終戦から既に数十年の年月が流れた後のことであり、1世らにとってはあまりにも遅い帰還であった。しかしながら、議員懇の働きにより、サハリン残留コリアン問題は確かに大きく進展した。超党派の同会は当初大沼が見込んだ通りの、それぞれの役割を持つつ、体制の異なる関係国との間でうまく機能した。社会党が持つ、朝鮮労働党へのパイプ・政府や党からの信頼を活かしたことで、この問題に対するソ連の協力を後押しした。また、元々ソ

連とも関係を持っていたことを活かし、ソ連の政府要職に対しても働きかけを繰り返した。このように、サハリン残留コリアン問題に取り組む過程で、社会党の方針転換を背景にしつつ、韓国とも徐々に接近することになる。社会党の変化に加えて、韓国における民主化へのうねりやオリンピックの時期と重なったこともあるが、この問題を人道問題として熱心に取り組んだことは、社会党に対する韓国側の緊張や懸念を和らげることに繋がったといえよう。無論、政府を動かすには自民党議員も必要な存在であった。大型予算を伴う共同事業体という、1つのフォーマットとなる事例が出来上がったのには、社会党だけではなく、与党議員の原を会長とする議員懇としての働きかけが存在したといえよう。しかしながら、様々な転換点が重なる時期に、社会党が持てるリソースを活用し、問題解決に向けて取り組んだことは事実であり、「反省の社会党」を自ら裏付けながら韓国政府に受容されていった。

\*本研究はJSPS科研費24KJ0774の助成を受けたものです。

### 注

- 1) サハリン残留コリアンの多くは、朝鮮半島の南側に故郷があったとされているが、北朝鮮はナホトカに設置した総領事館を通じて、公民権の取得・学習組の組織を推進し、サハリン残留コリアンの家庭で希望者がいれば北朝鮮に進学・移住するケースもあった。冷戦構造・北朝鮮への配慮でソ連が長年韓国行きを認めなかった一方で、ソ連の友邦であった北朝鮮行きは認められていたのである。しかしながら、1960年代頃から北朝鮮へ向かった人々の不遇がサハリンまで届いており、北朝鮮へ向かう動きは止まるとされる〔朴享柱 1990:36-48, 55-65〕。
- 2) 訴訟が始まった段階では、ある程度の年齢で労働者として渡航した1世の帰還が念頭にあった〔「訴状」『韓国関連領事事務（在サハリン「韓国人」帰還請求訴訟）』〕。一方で、早い段階でサハリンに渡った人々も少なくなく、「樺太」時代に幼少期を過ごしたコリアンも存在した〔中山 2012:219-236〕。また、1世が残留日本人と家庭を持っていたバターンに加え、後の世代では徐々に他民族との婚姻関

係も増えていったとされる[朴享柱 1990:114-120]。

- 3) 「サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会名簿」『재사할린 동포 귀환 문제』, 1987. 전 3 권』 V.2
- 4) 「면담요록」『재사할린 동포 귀환 문제』, 1987. 전 3 권』 V.2
- 5) 同上
- 6) 同上
- 7) 外務部、亞洲局「사할린侨胞問題」『재사할린 동포 귀환 문제』, 1987. 전 3 권』 V.2
- 8) 同上
- 9) 「韓・日關係에 관한 黨. 政協議會 報國 (사할린 僑胞問題・日本社會黨動靜)」『재사할린 동포 귀환 문제』, 1987. 전 3 권』 V.1
- 10) 同上
- 11) 同上
- 12) 同上
- 13) 同上
- 14) 同上
- 15) 同上
- 16) 「サハリン残留韓国朝鮮人問題議員懇の訪ソ」『재사할린 동포 귀환 문제』, 1988 전 5 권』 V.3
- 17) 同上
- 18) 同上
- 19) 「사할린교포」『재사할린 동포 귀환 문제』, 1988 전 5 권』 V.3
- 20) 同上
- 21) 「이가라시 사회당의원 방한문제」『재사할린 동포 귀환 문제』, 1988 전 5 권』 V.4  
※懇談会名称は原文ママ
- 22) 同上
- 23) 同上
- 24) 「이시마시日本 社會黨 前委員長 訪韓關聯 経緯」『재사할린 동포 귀환 문제』, 1988 전 5 권』 V.4
- 25) 同上
- 26) 「의견회신」『재사할린 동포 귀환 문제』, 1988 전 5 권』 V.4
- 27) 「통화요록」『재사할린 동포 귀환 문제』, 1988 전 5 권』 V.4
- 28) 「이가라시 의원 면담」『재사할린 동포 귀환 문제』, 1988 전 5 권』 V.4
- 29) 「면담요록」『재사할린 동포 귀환 문제』, 1988 전 5 권』 V.4]
- 30) 同上
- 31) 「國會外務統一委員會 日本・사할린訪問資料」『재사할린 동포 귀환 문제』, 1989 전 14 권』 V.6
- 32) 「일본정부의 사할린 거주동포 특별지원 방안에 대한 평가」『재사할린 동포 귀환 문제』, 1988 전 5 권』 V.5
- 33) 「國會外務統一委員會 日本・사할린訪問資料」『재사할린 동포 귀환 문제』, 1989 전 14 권』 V.6

34) 同上

#### 参照文献

##### 【日本語】

大沼保昭 (1992) 『サハリン棄民: 戦後責任の点景』 中公新書, 中央公論社

大室真生 (1988) 「お手並み拝見、冷静な韓国 朝鮮半島政策を大転換した社会党」『世界週報』69 卷 45 号, 58-61

小野明 (1988) 「「韓国との友好・交流に関するプロジェクト」の中間報告」『月間社会党』394 号, 202

川俣健二郎 (1988) 「スポーツ議連で訪韓した川俣健二郎氏に聞く 土井訪韓実現のために」『月間社会党』392 号, 117-124

神田豊隆 (2022) 「日本社会党と戦後和解 ——村山談話の「社会党らしさ」」, 波多野澄雄編著『国家間和解の揺らぎと変化 ——講和体制から深い和解へ』明石書店, 49-80

北野宏明 (2022) 『強い国より優しい国 元旭川市長・元内閣官房長官 五十嵐広三伝』北海道新聞社

サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会編 (1994) 『サハリン残留韓国・朝鮮人問題と日本の政治』サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会

高木健一 (1992) 『サハリンと日本の戦後責任 増補改訂版』凱風社 (初版は 1990 年 2 月)

田辺誠 (1985) 「訪朝代表団の任務を終えて」『月間社会党』353 号, 80-86

—— (1987) 「大型訪朝団の成果と今後の課題」『月間社会党』381 号, 126-135

田辺誠著, 船橋成幸・浜谷惇編 (2011) 『田辺誠の証言録 —55 年体制政治と社会党の光と影—』新生舎出版

中央執行委員会 (1988.12) 「石橋政嗣日本社会党全委員長を団長とする訪韓団の報告」『月間社会党』392 号, 41-44

中山大将 (2012) 「韓国永住帰国サハリン朝鮮人 ——韓国安山市「故郷の村」の韓人」今西一編著『北東アジアのコリアン・ディアスpora: サハリン・樺太を中心に』小樽商科大学出版会, 208-239

—— (2019) 『サハリン残留日本人と戦後日本: 樺太住民の境界地域史』アジア環太平洋研究叢書 3, 国際書院

朴享柱 (1990) 『サハリンからのレポート』御茶の水書房

玄武岩 (2012) 「サハリン残留韓国・朝鮮人の帰還をめぐる日韓の対応と認識: 一九五〇~七〇年代の交渉過程を中心に」, 今西一編著『北東アジアのコリアン・ディアスpora: サハリン・樺太を中心に』小樽商科大学出版会, 166-205.

—— (2013) 『コリアン・ネットワーク: メディア・

『移動の歴史と空間』北海道大学出版会  
山口鶴男（1987.10）「党の基本政策に関して」『政策資料』253号, 37-40.  
『韓国関連領事事務（在サハリン「韓国人」帰還請求訴訟）』、外交史料館、分類番号 2010-4095.

#### 【韓国語】

오일환 (2020) 「박노학의 생애와 사할린한인 귀환운동에 관한 연구」『한일민족문제연구』Vol.38, 255 – 306  
임성숙 (2022) 「포스트제국 공간속의 이동: 사할린 한인과 일본인 처의 갈등」『인문사회 21』Vol.13 No.1, pp.2363-2374  
「全大統領 日社会党일행 접견」『조선일보』 1984年 11月 22日 一面

『재사할린 동포 귀환 문제』, 1987. 전 3권』V.1 1-7 월, 외교사료관, 관리번호 30976  
『재사할린 동포 귀환 문제』, 1987. 전 3권』V.2 8-12 월, 외교사료관, 관리번호 30997  
『재사할린 동포 귀환 문제』, 1988. 전 5권』V.1 1월 -3월, 외교사료관, 관리번호 32802  
『재사할린 동포 귀환 문제』, 1988. 전 5권』V.3 6월 -7월, 외교사료관, 관리번호 32804  
『재사할린 동포 귀환 문제』, 1988. 전 5권』V.4 8월 -9월, 외교사료관, 관리번호 32805  
『재사할린 동포 귀환 문제』, 1988. 전 5권』V.5 10월 -12월, 외교사료관, 관리번호 29964  
『재사할린 동포 귀환 문제』, 1989. 전 14권』V.6 외통의 사할린 방문 1, 외교사료관, 관리번호 30991

## 投稿論文

# 『福田村事件』における「加害」と「被害」：製作過程と歴史認識

島大吾（鳥羽商船高等専門学校）

### 〔要旨〕

本論文は、映画『福田村事件』を題材に、虐殺を描いた日本映画における「加害」と「被害」の表象のあり方を、製作過程と歴史認識の観点から検証する。同作は、これまでほとんど顧みられることのなかった歴史の闇に光を当てた作品として、高い評価を受けた。しかし、監督と脚本部の製作意図と、完成した映画における表象との間には、大きな隔たりが見られる。本論文では、その隔たりがいかにして生じたのかを詳細に検証する。

まず第2章では、この映画における「被害者」表象への批判や疑問を検証する。特に行商団がハンセン病患者に偽薬を売りつけるという史実と異なる描写や、朝鮮人女性が記号的に描かれている点などを、問題として指摘する。続く第3章では、脚本部と監督の製作意図の相違を、「反日映画」というキーワードを手がかりに浮き彫りにしていく。日本の加害責任を具体的に描こうとした脚本家・荒井晴彦と、より普遍的な「虐殺のメカニズム」というテーマに関心を抱く森達也監督との間には、大きな認識の齟齬があった。本稿は、このような監督と脚本部の対立が、「加害」と「被害」の表象にどのような影響をもたらしたのかを検証する。特に、森監督の初期構想、そして、佐伯俊道の初期脚本では存在しなかった性愛描写が、なぜ映画本編では重要な要素として描かれことになったのか、その経緯を詳細に検証することで、性愛描写が最終的な映画の構造にどのような影響を与えたのかを明らかにする。結論では、以上の分析を踏まえ、森監督の「加害」「被害」表象を巡る試みが、いかなる点で行き詰ったのか、そして、その行き詰まりが、映画全体にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにする。最後に、現代において「福田村事件」という知られざる虐殺事件を映画化することの意義、そして、その難しさを改めて確認し、そこから浮かび上がる課題を提示する。

キーワード：福田村事件、森達也、荒井晴彦、加害、「反日映画」

### 〔Abstract〕

This thesis meticulously analyzes the representations of "perpetrators" and "victims" in the critically acclaimed Japanese film *The Fukuda Village Incident* (also known in English as *September 1923*), which dramatizes the historical massacre known as the Fukuda Village Incident. Unlike previous studies that have primarily focused on the analysis of the completed film text, this thesis adopts a unique approach by examining the film's production process as a crucial factor in shaping the final representations. The analysis is conducted through the dual lenses of the filmmaking process and broader historical consciousness, arguing that a comprehensive understanding of the film's complexities necessitates an investigation into the creative and ideological negotiations that occurred behind the scenes. The film garnered considerable attention and praise for its bold

decision to illuminate a previously neglected and profoundly disturbing chapter in Japanese history, specifically the tragic events that unfolded in the aftermath of the 1923 Great Kantō Earthquake. However, despite its laudable ambition and the critical recognition it received, a significant discrepancy exists between the stated production intentions of the director and the screenwriters and the final cinematic portrayal of these historical events in the completed film. This paper undertakes a comprehensive investigation to analyze in detail how this gap emerged, examining the complex interplay of creative visions, production constraints, and the sensitive nature of the subject matter. By tracing the evolution of the film from its initial conception to its final form, this thesis sheds light on the often-overlooked factors that contribute to the construction of historical narratives in cinema.

Chapter 2 delves into the multifaceted controversy surrounding the representation of "victims" in this film, engaging with both the scholarly discourse and the wider public reception. In particular, it scrutinizes and interrogates problematic aspects such as the historically inaccurate depiction of the itinerant peddlers who were part of the massacred group, as they are shown selling fake medicine to leprosy patients. This chapter will examine how this portrayal raises questions about the film's commitment to historical accuracy, and how it adversely affects the living life of the offspring of the victims in real life. Furthermore, the chapter critiques the symbolic and arguably reductive representation of the sole Korean woman character within the film's narrative, arguing that this depiction reinforces stereotypical portrayals rather than offering a nuanced and complex individual. These representational choices, the paper argues, potentially undermine the film's goal of offering a sensitive and historically accurate depiction of the victims of the massacre.

Chapter 3 uses the charged and often politically loaded keyword "anti-Japanese film" as a critical lens to explore

and highlight the fundamental philosophical and artistic differences in production intentions between the screenwriters and the director. This chapter reveals a significant and consequential divergence in understanding between veteran screenwriter ARAI Haruhiko, who sought to specifically and unflinchingly depict Japan's responsibility as a perpetrator in the historical context of the Fukuda Village Incident, and director MORI Tatsuya, who was more interested in exploring the universal and arguably more abstract theme of the "mechanism of massacre," examining how ordinary individuals can be driven to commit acts of extreme violence under specific socio-political circumstances. This paper meticulously examines how this fundamental conflict between the director and the screenwriters affected the final portrayal of "perpetration" and "victimization" within the film's narrative structure. In particular, it analyzes why the depiction of sexual love, a theme conspicuously absent in both MORI's initial conceptualization of the film and SAEKI Toshimichi's initial draft of the script, became such an important and arguably controversial element in the final film. Contrary to the director's initial vision, the final cut of the film prominently features these sexual elements. This chapter will demonstrate that the inclusion of these romantic and sexual elements was not a reflection of the director's evolving vision, but rather a consequence of screenwriter ARAI Haruhiko's insistence on their importance. It will be argued that the prominence of these scenes in the final film is indicative of the imbalanced power dynamic between the veteran screenwriter and the director, with ARAI ultimately imposing his vision on the film. By examining this process in detail, drawing on interviews, production notes, and early script drafts, the paper clarifies how the depiction of sexual love, driven by the screenwriter's insistence despite the director's reservations, fundamentally altered and ultimately came to define the final structure and thematic resonance of the film, potentially detracting from the intended focus on the historical event itself and raising questions about

authorial control in the filmmaking process.

The concluding chapter synthesizes the findings of the preceding analysis, offering a nuanced and critical assessment of the film's strengths and weaknesses. Building upon this detailed examination, the conclusion will clarify precisely where MORI's ambitious attempts at representing "perpetration" and "victimization" ultimately fell short of their intended goals and where they may have inadvertently replicated or reinforced problematic tropes and narratives. It will explore how these limitations affected the film as a whole, potentially diluting its impact and obscuring the historical realities it sought to illuminate. Finally, this thesis reconfirms the undeniable significance and inherent difficulty of making a film about the little-known and deeply troubling massacre of the Fukuda Village Incident in the present day, particularly in a socio-political climate where historical memory can be a site of contestation and controversy. The paper concludes by presenting the critical challenges that emerge from this complex and ambitious cinematic endeavor, offering valuable insights for future filmmakers and scholars interested in tackling similarly sensitive and historically significant events. The paper will ponder the ways in which these challenges can be addressed and overcome in future attempts to bring such forgotten histories to the screen, suggesting avenues for a more nuanced and responsible engagement with the past. This thesis contributes to the field of film studies and Japanese history by demonstrating the crucial importance of examining the production process alongside textual analysis to gain a fuller understanding of how films represent historical events, particularly those involving complex issues of perpetration and victimization.

**Keywords:** *The Incident at Fukuda Village*, MORI Tatsuya, ARAI Haruhiko, perpetrator, "anti-Japanese film"

## 1. はじめに

関東大震災直後の1923年9月6日、千葉県福田村で、香川県から訪れていた被差別部落出身の行商団が、村人によって殺害された。この事件は長らく歴史の闇に埋もれてきたが<sup>1)</sup>、2023年に映画化され大きな注目を集めた。本稿の目的は、映画『福田村事件』の製作過程を、脚本部と監督双方の視点から明らかにすることである。その上で、それぞれの製作意図という観点から、映画本編、パンフレット（以下パンフ）、脚本、関係者のインタビュー記事などを手がかりに、物語構造を分析する。これらの分析から、同作が「加害」と「被害」をどのように描き、史実とフィクションをいかに融合させたのかを検証する。

関東大震災と、その後の虐殺に関する先行研究は膨大である〔加藤 2014, 加藤 2019, 山田 2024〕。しかし、それらの多くは、歴史学的な視点から虐殺の経緯や原因を明らかにするものであり、負の歴史が映画においてどのように「物語」として語られてきたのか、あるいは語られてこなかったのかを検証する文化研究は少ない。また、日本映画史において、関東大震災後の虐殺を正面から描いた作品は極めてまれである<sup>2)</sup>。こうした「加害」と「被害」の双方を不可視化してきた歴史に対し、『福田村事件』はどう挑んだのか。そして、その挑戦は成功したと言えるのか。同作の試みの全貌を明らかにすること、それが本稿の射程である。

森達也監督は、加害者側の視点を取り入れることの重要性について言及し、「ごく一般的な映画の作りとしてこの史実を取り上げるとき、被害者側にウェイトを当然のように置くと思います」と述べ、さらに「その結果として凶悪な加害者と善良な被害者の構図が完成する」と断定し、「それは僕の意図とは全く違います」と、一般的な映画製作とは一線を画す、独自の視点を強調している〔パンフ:8〕。しかし加害者に焦点を当てる手法は、加害行為を矮小化ないし正当化してしまう、あるいは被害描写がおろそかになる危険性も孕んでい

る。果たして『福田村事件』は、この問題にどう向き合ったのか。

『福田村事件』は、過去と現在の差別問題の共通点を浮き彫りにし、観客の共感を呼ぶ作品として、先行研究や評論で高く評価されている。しかしこれらの先行研究はいずれも、『福田村事件』が「加害者」をどのように描き、「被害者」をどのように捉えようとしたのかについて、十分な答えを示していない。映画研究者のファビアン・カルパントラは、同作が加害者を「異常者（太っていたり、背が小さかったり、露骨な軍国主義者だったり、朝鮮人に夫を殺されたと『思い込んでいる』女性だったり）」と描くことで、結果的に「当時の一般市民を殺戮に加担させてしまった差別意識の構造」を覆い隠してしまった可能性を示唆している〔カルパントラ 2024〕。一方、思想家の内田樹は、同作が被害者の行商人を「遊行の民」として魅力的に、加害者の「定住民」を醜く、それぞれ描き分けている点を指摘し、この描き分けが村の閉鎖性を描くための演出であり、この演出が「被害者」に対する「加害者」の憎悪を煽る効果を持つと分析している〔内田 2023〕。カルパントラと内田に共通するのは、完成した映画の「加害者」表象に注目して議論を展開している点であり、「被害者」表象と、その背景にある製作意図については、十分に検討できていない。本稿では、この点を踏まえ、脚本部と監督それぞれの製作意図を丹念に検証することで、先行研究では捉えきれなかった、同作における「加害者」と「被害者」双方の表象に迫る。

以下、まず第2章で、この映画における「被害者」表象における批判や疑問を検証する。続く第3章では、脚本部と監督の製作意図の相違を、「反日映画」というキーワードを手がかりに、浮き彫りにしていく。森達也監督の初期構想および佐伯俊道の初期脚本では存在しなかった性愛描写が、なぜ映画本編では、より分量を増やし、重要な要素として描かれことになったのか。その経緯を詳細に検証することで、本稿は最終的な映画の構造に、性愛描写がどのような影響を与えたのかを明らかにする。結論では以上の分析を踏まえ、森

監督の「加害者」「被害者」表象を巡る試みが、いかなる点で行き詰ったのか、そして、その行き詰まりが、映画全体にどのような影響を及ぼしたのかを検証する。最後に、現代において知られざる虐殺事件を映画化することの意義を改めて確認し、そこから浮かび上がる課題を提示したい。

## 2. 映画『福田村事件』の概要と「被害者」表象

### （1）劇映画化までの流れ

森達也が福田村事件を知るきっかけとなったのは、2002年の新聞記事であった。事件に关心を持った森は、各テレビ局に映像化を提案したが、被差別部落問題に朝鮮人虐殺という、2つのタブーが重なるため、難色を示された。映像化が頓挫した森は、エッセイ「ただこの事実を直視しよう」で事件の周知を試み、これが中川五郎の楽曲「1923年福田村の虐殺」製作の契機となった。「朝鮮人だとか部落だとか 小さな人間よ」〔中川 2017〕と、事件の核心を突く歌詞を含む同曲を聞いた脚本家の荒井晴彦と井上淳一は、即座に福田村事件の映画化を構想した。当初は井上が監督を務め、佐伯俊道が脚本を担当する予定だったが、2020年2月4日に開催されたキネマ旬報ベスト・テンの表彰式で荒井と森が初めて対面し、共同での映画化に合意する。こうして、森を監督に据え「脚本・佐伯俊道、企画・荒井晴彦、プロデューサー・井上淳一、配給・太秦」で、劇映画を製作する案が固まった〔『映画芸術』2023:31〕。後に佐伯に加えて、荒井と井上も脚本を担当することになるが、この3人の共同脚本体制が、どのような影響を物語に与えたのかについては、次章で詳述する。

製作体制が整ったとはいえ、映画化は資金面で大きな困難を伴っていた。物語の展開上、関東大震災や大正時代の農村のセットなどが必要不可欠であり、最低でも1億から2億円という高額な製作費が必要だったからである〔『週刊金曜日』2022:23〕。製作会社からの出資が得られなかった

ため、製作費調達にはクラウド・ファンディングが活用されることになった。森達也の知名度と、彼が初めて劇映画を監督するという話題性もあり、3ヶ月足らずで目標金額の2,500万円に到達、最終的には8月12日の支援期間終了までに、2,257人の支援者から3,537万7千円が集まった[映画『福田村事件』公式note 2023]。

森は支援者について、「コメントを書いてくれる人もたくさんいたんです。そしたら『じつはうちの曾祖父が見た』とか、『じつは加担した』とか、『誰にも言ってこなかったけど、死ぬ前にちょっとだけ言っておく』と打ち明けられたとか、消えたんじゃない。パブリックにはないけど、こういう場にはあるんだと」[『解放新聞』2023年8月5日]と述べている。この発言から、クラウド・ファンディングそれ自体が、過去の負の歴史と向き合うとする人々の、過去と現在をつなぐ参加の場であったことが分かる。それでもなお、脚本部と監督、総括プロデューサーの小林三四郎、そしてプロデューサーの片嶋一貴は、全員が無償で、製作公開されるまでの3年間、この難事業を、文字通り手弁当で乗り切らざるを得なかった[『映画芸術』2023:34]。さまざまな制約を乗り越えて、『福田村事件』はどのような物語として結実したのか。

## (2) あらすじ

1923年、澤田智一（井浦新）と澤田静子（田中麗奈）夫妻が、朝鮮半島から福田村に帰郷する場面で映画は幕を開ける。朝鮮半島での、ある出来事が原因で、智一は4年にわたって性的不能となっており、夫婦関係は破綻寸前である。物語の前半は、澤田夫妻と、福田村の村人たち、そして、沼部新助（永山瑛太）率いる行商団が交互に描かれ、その中で、村の日常として、井草貞次（柄本明）と井草マス（向里祐香）の義理の親子間の性的関係や、船頭の田中倉蔵（東出昌大）と島村咲江（コムアイ）の不倫関係、そして倉蔵と静子が肉体関係を結ぶ場面も描かれる。

9月1日関東大震災が発生し、甚大な被害と混乱に伴う流言飛語が並行して描写され、夫が東京

で消息を絶った下条トミ（MIOOKO）が、乳飲み子を抱え、村で不安を募らせる様子にも焦点が当たられる。こうした混乱の中で、智一は、4年前に朝鮮で、朝鮮人の虐殺に関与したことを静子に告白する。

長谷川秀吉（水道橋博士）を中心とする在郷軍人会によって自警団が結成され、部外者に対する警戒と緊張感はピークに達する。行商団は、言葉遣いと、朝鮮人の餉売りから贈られた朝鮮の扇子を持っていたことが原因で、村人たちから朝鮮人ではないかと疑われ、不穏な空気が漂い始める。そして「朝鮮人なら殺してええんか」という沼部の発言をきっかけに、下条トミが沼部を殺害し、虐殺が始まる。

虐殺後、駐在と巡査部長が駆け付け、これ以上の殺戮をやめるよう呼びかける。長谷川は怒りと混乱を顕にし、この村、この国を守るためにだと涙ながらに訴え、妻の稻子（樋尾麻衣子）に労わられる。エンディングで虐殺を止めることができなかった澤田夫妻は何処へともなく舟で去っていく。直後スクリーンは暗転し以下の文言が現れる。

関東大震災に乗じて虐殺された  
朝鮮人　中国人　社会主義者は6000人以上  
と言われている

日本人が殺された福田村事件では  
8人が逮捕され  
懲役3年～10年の判決を受けたが  
大正天皇死去の恩赦で　すべて釈放された

行商団の遺体は  
利根川に遺棄されたという

虐殺をまぬがれて故郷に帰った6人と  
殺された9人の遺族は  
その後も  
この事件の詳細を語ることはなかった一

場面は香川に切り替わり、生き残った行商団の少年、谷前信義（生駒星汰）の表情がクローズアップされる。事件がもたらした深い傷跡を示唆しながら映画は幕を下ろす。

### （3）「被害者」表象の再検討

ここから『福田村事件』の評価と「被害者」表象について分析する。同作は2023年9月1日に公開され、同月下旬には観客動員10万人、興行収入1億円を突破、上映館数も200に拡大した〔森2024（電子書籍）〕。「日本」近現代思想史を専門とする福井紳一は、『福田村事件』が現代のヘイトスピーチや排他的な風潮と類似した状況を描いている点を評価し、過去から現代社会の問題を考えることの重要性を強調している〔福井2023〕。同様に、映画評論家の秋山登も「この作品が、いまの日本の当面している問題とそっくりかかわっていることに愕然とする」と称賛している〔秋山2023〕。また「主婦（大阪府67）」は、「在日韓国人2世として生きる自分自身がもし、その時代、その地域で暮らしていたらと思うと、怖くて震えが止まりませんでした」と、事件当時の被害者と自分を重ねている〔『朝日新聞』2023年9月28日〕。このように『福田村事件』は、過去と現在の差別問題の共通点を浮き彫りにし、観客の共感を呼んだ。しかし一方で、行商団や「朝鮮餡売りの少女」などの「被害者」表象に対して、批判や疑問の声が上がっていることも見逃せない。

公式パンフ収録の、脚本家の佐伯俊道と、福田村事件追悼慰靈碑保存会代表の市川正廣の対談は、同作の「被害者」表象に関して重要な問題点を提示している。25年以上、福田村事件の真相究明と慰靈碑建立に尽力してきた市川からの批判や疑問に、佐伯は真摯に対応している。例えば「加害者側を過度に重視している」〔パンフ:47〕という批判に対し、佐伯は、当初は被害者側の目線で物語を描こうとしたが、差別構造全体が分かりにくくなるため、加害者と被害者と新聞記者、3つの視点から描くことにしたと述べ、「それで、被害者側の少年の目線は当初の構想より弱まってし

まったと思いますね」〔パンフ:47〕と認めている。だが行商団がハンセン病患者に偽薬を売りつける場面の史実の正確さについて問われると、「一番迷った」としながらも「でも、被差別者だから単純にいい人という図式はいやだった」〔パンフ:48〕と、「善良な被害者」というステレオタイプを敢えて崩そうとしたと、その意図を弁明している。

この「偽薬を売りつける」描写は、映画の出来栄えという議論を超え、現実の被差別部落の人々の尊厳に関わる、深刻な問題である。毎日新聞記者の井上英介は被害者の故郷で取材をおこない、子孫のひとりから「がまの油みたいなニセ薬を売る設定だが、事実に反する。当時の行商はまつとうな商売をしていた」「祖母は懸命に働いて家を何軒も建てた。呉服も薬も信用が命。まがい物を売るなど考えられません」という証言を得ている。井上は、映画が被害者の実態を歪め、史実を矮小化している可能性を、以下のように指摘している。

大河ドラマに「史実と異なる」と苦情を言うのは滑稽だが、この事件は違う。被害者や末裔は差別され告発の声を上げられず、今も事件を抱え込む。実際、映画製作で香川の現地を取材する森監督の様子がテレビで放映され、これをきっかけに末裔の男性らの自宅がネット上でさらされる悪質なアウティングが起き、傷ついた人もいる。事件の影響は現在進行形だ。

この国の負の歴史を直視しようとする監督の問題意識は評価する。「善良な人びとが不安や恐怖で正気を失い、集団で暴走する」というテーマも大切だ。しかし、それを描くために「福田村事件」を借り、史実を矮小化したという印象が、私の中でどうしてもぬぐえない。

森監督本人にそんな感想を伝えると、こんな答えが返ってきた。「史実にインスピライア（触発）されているが、会話など細部は創作だ。あの惨劇はどこでも起きうると訴えたかった。その意味で事件名をうたえば問題を矮小

化しかねず、別のタイトルにすべきだった」。大切なのは福田村事件という史実の重みか。特定の事件を超えた人間にかかる普遍的なテーマか。やりとりは平行線だった〔井上 2023〕。

井上記者の取材は、「福田村事件」という実在の事件名を掲げた映画が、「凶悪な加害者と善良な被害者の構図」を否定しながら、被害者描写を歪め、さらにはその子孫にまで影響を及ぼしている現実を浮き彫りにした。森は、虐殺を普遍的な問題として描くため、「加害者」を絶対悪とせず、内面や動機描写に重点を置いた。しかし、この「普遍性」へのこだわりから、逆に「福田村事件」固有の歴史的・社会的文脈、特に被差別部落の問題を軽視してしまっている。森が、「別のタイトルにすべきだった」とまで言うのは、「福田村事件」を、自らの「普遍性」を描く「手段」として利用したこと、図らずも露呈してしまっているのではないか。

『福田村事件』における「被害者」表象の問題は、行商団にとどまらない。ここではさらに、朝鮮人キャラクターに焦点を当てて、考察を進めたい。同作では、「朝鮮飴売りの少女」が、登場する唯一の朝鮮人キャラクターである。このキャラクターについて、ノンフィクション作家の加藤直樹は、「ところがそのたった一人の朝鮮人が着ている民族衣装や所作が奇妙なのである」とその表象に疑問を呈している〔加藤 2023〕。加藤は違和感の理由を明言していないが、主に朝鮮人男性が被るカツ(爻)を、この「朝鮮飴売りの少女」が被っている点を指摘しておく。また脚本では、彼女の台詞のみが「アリカトコサイマス」のようにカタカナ表記になっている。発音とイントネーションのぎこちなさが強調された実際の演技と、加藤の指摘する民族衣装の不正確さを併せて考えると、このカタカナ表記には、朝鮮人女性を「異質な存在」としてステレオタイプ化し、日本人との差異を強調する製作側の無自覚、あるいは無頓着さが露呈していると言える。

『福田村事件』では、日本人による日本人の虐殺

が描かれる一方で、当時、最大の被害者であった朝鮮人の存在は、物語の中心としては描かれていない。この朝鮮人女性が劇中で果たす役割は、飴を買ってくれた行商団に朝鮮の扇子を贈り、結果的に行商団が朝鮮人と誤解される要因の一つとなるという、日本人による虐殺の、いわば舞台設定を整える装置に過ぎない。確かに、この女性は暴徒に殺害される場面で「アタシノナマエハ、キム・ソンリヨ」と自身の名前を名乗る。しかし、この場面に至るまでに、観客が彼女の内面や心情を推し量ることの出来る描写は皆無であり、この悲劇的な最期も「善良な被害者」というステレオタイプを強化するに留まっている。森監督は、「凶悪な加害者と善良な被害者の構図」を否定し、日本人被害者には「偽薬をハンセン病患者に売りつける」という史実ではない描写まで加えて、「善良」でない側面を強調した。それに対し、朝鮮人女性は最後まで「善良な被害者」としてしか描かれない。この対比は、「加害者」「被害者」表象をめぐる、この映画のダブルスタンダードを如実に示している。差別や虐殺とは何かという、より根源的な問題を提起するためには、登場する唯一の朝鮮人キャラクターを「記号的」存在としてのみ描くのではなく、「個」としての背景や心情を、より丁寧に描くべきではなかったか。

朝鮮人キャラクターのステレオタイプな描写と共通する、説明不足の問題は、智一の過去の告白、すなわち提岩里教会事件への関与の描き方にも指摘できる。智一は、この事件で朝鮮人虐殺に加担したことを妻の静子に告白するが、その際、朝鮮人に対して放った言葉を朝鮮語で発話する。しかし、この場面には日本語字幕がなく、智一の虐殺における役割を、観客は正確に理解することができない。脚本を参照すると、ハングルでの表記に続いて「(日本語訳:三月一日の萬歳事件で、我が国はあなたたちの国にあまりにも酷いことをしてしまった。それを謝罪しに来た。だから、教会の中に入って欲しい)」[パンフ:71]と記述されている。つまり、智一が「謝罪しに来た」という言葉で朝鮮人を欺いていたという重要な事実は、映画

本編を観ただけでは伝わらないのである。

公式パンフは、提岩里教会事件を「1919（大正8）年4月15日、日本統治下の朝鮮京畿道水原郡郷南面提岩里（現在の華城市郷南邑提岩里）で三・一独立運動の最中に生じた事件。暴動を指揮した29名の朝鮮人が日本の憲兵によって教会に監禁され、放火によって虐殺された」（パンフ：19）と解説している。製作陣は、事件の解説と智一の台詞の日本語訳を公式パンフに掲載することで、映画本編の説明不足を補おうとしたのかもしれない。しかし、智一が結果的に朝鮮人犠牲者を欺いていたという、加害に関わる重要な情報を映画本編で提示せず、それを映画の外で別資料から補完することを観客に強いるのは、「凶悪な加害者と善良な被害者の構図」を否定する作品として、あまりにも不誠実である。

智一役の井浦新は、この場面に日本語字幕は不要だと、脚本の荒井晴彦と意見が一致したと述べている。井浦は「意味が伝わったから、どうだということではなく、答えをわざわざ提示しなくとも、智一と静子の様子でいくらでも想像できるわけです」と観客の想像力に委ねることの重要性を指摘し、「また、それが映画の醍醐味でもあると思っています」とも主張している〔『映画芸術』2023:9〕。だが日本語字幕をつけず、想像力に委ねるという判断は、加害の歴史を矮小化し、重要な情報を隠蔽する危険性を孕む。井浦は「意味が伝わったから、どうだということではなく」と述べているが、1923年の福田村事件と1919年の提岩里教会事件という実際に起った2つの虐殺を、「智一」というフィクションのキャラクターを介して接続するからには、「映画の醍醐味」よりも「意味が伝わる」ことを優先してこそ、史実への真摯な姿勢と言えるだろう。提岩里教会事件以来、智一が性的不能になったという設定は、彼のトラウマを深く描き出しているように見える一方で、提岩里教会事件という史実を個人の内面的な問題に矮小化し、加害の事実や歴史的背景に対する観客の関心を遠ざけている。日本語字幕のない智一の告白は、観客にとって、単なる「トラウマを抱えた

男の告白」でしかなく、事件の真相を知る手がかりにはなり得ない。これでは、観客が事件の歴史的背景を学び、その意味を考える機会を、奪っていると指摘せざるを得ない。

以上のように、『福田村事件』は「被害者」描写に問題が指摘できる。「凶悪な加害者と善良な被害者の構図」を否定するという森の意図は、結果的に、虐殺の被害者である行商団や朝鮮人の描写を軽視し、史実を歪曲、矮小化させている。このことは、「普遍性」を求めるあまり、「福田村事件」の固有性を森が軽視してしまったことを示唆している。だがこれは監督だけの責任なのか。次章では、脚本部と監督の対立から、その背景にある製作意図を探る。

### 3. 製作意図と物語構造

本章では、前章で明らかにした「被害者」表象の問題点を踏まえ、脚本部と森監督の製作意図を比較する。特に「反日映画」というキーワードを手がかりに、両者の歴史認識や映画製作へのアプローチの違いを浮き彫りにし、その相違が「加害者」「被害者」の表象にどう影響したかを分析することで、『福田村事件』の持つ多層的な構造を明らかにする。

#### （1）荒井晴彦の「反日映画」観

製作初期段階では良好だった森監督と脚本部の関係は、最終的には、森が撮影中に「現場で脚本を勝手に直したら、即撮影を中止する」という文書への署名捺印を迫られ、森が編集した試写版を、脚本部が編集し直し、完成版として公開するまでに悪化した〔『映画芸術』2024:13〕。この対立の根底には、日本の加害の歴史をどう描くかという根本的な姿勢の違いがあり、「反日映画」という言葉の捉え方は、その違いを理解する上で重要である。

当初は企画のみに名を連ね、製作の途中から脚本部に参加した荒井晴彦にとって、「反日」は特別な意味を持っていた。荒井は、井上淳一と共に、実

在した朝鮮陶芸の研究家、浅川巧（1891-1931）を描いた映画『白磁の人<sup>3)</sup>』の脚本を2009年に担当した。「いいこともした日本人がいましただけじゃなくて、悪いこともした日本人もいたという話にしない」と考えた荒井は、浅川の初恋相手を朝鮮人とし、さらに彼女が関東大震災で虐殺されるという、史実にはない設定を脚本に書き足した。結果的に荒井と井上は降板させられたが、その際に「荒井さんがこんな反日だとは思いませんでした」と言われた荒井は「反日は最低限のたしなみだと思っていました」と述べたという〔『映画芸術』2023:33〕。

そんな荒井にとって福田村事件は、まさに自身にとっての「反日」を体現できる格好の題材だった。パンフ収録の中川五郎、井上淳一との鼎談で、荒井は『この世界の片隅に』（2016）や『風立ちぬ』（2013）を例に、日本の戦争映画や原爆映画が被害ばかりを強調し、庶民の戦争責任や朝鮮人虐殺といった加害性に触れていない点を批判する。「どうしてみんなその肝心なところに行かないんだろう」というのが、ずっとたまっていた」「さあどうだと、福田村事件で日本人ってこうだよ、俺たちがその子孫なんだよって。そういうのがやりたかった」「こんな正面切った反日映画は初めてですよ」〔パンフ:12、15〕という発言から、『福田村事件』で「反日」を描こうとした、荒井の強い意志が窺える。つまり荒井にとって「反日」とは、日本を貶めるのではなく、過去の加害と真摯に向き合うことを意味していた。『福田村事件』で、この「反日」姿勢を表現することに、彼は強いこだわりを持っていたのである。

## （2）森監督の「反日映画」観と、彼が描こうとしたもの

荒井が日本の加害責任を具体的に描こうとした一方、森は、個別の事象を超えて、加害行為や、加害への無自覚、隠蔽、矮小化をもたらす、より普遍的なメカニズムに関心を抱いていた。あるインタビューで「Q:先の大戦をテーマにした日本映画でも、日本人がいかに悲惨な目に遭ったかを描く作品は多くありますが、日本人を加害者として

描くものが圧倒的に少ないです。なぜ、日本人の加害性はドラマや映画で忌避されるのでしょうか？」と問われた森は、即座に「映画だけではない」と即答し、「メディアも教育も、さらに国民全体の空気も含めてそうなっています」と「国民全体の空気」にまで焦点を広げている〔『Cinemore』2023〕。森は、オウム真理教信者に密着取材した『A』（1997）と『A2』（2001）でドキュメンタリー作家としての地位を築いた。「善良」な信者が、なぜ集団になると「虐殺」に加担するのか。この疑問を、森は自身の原点として、さまざまな媒体で追求してきた。その追求は、『虐殺のスイッチ』で、ホロコースト、クメール・ルージュ、地下鉄サリン事件など、古今東西の「虐殺」に共通するメカニズムを見出そうと試みていることからも、明らかである。つまり、森の関心は、当初から福田村事件という「史実」そのものよりも、この事件が示す「虐殺のメカニズム」の一端の解明にあった。

森の「人間が起こした虐殺に共通するメカニズム」への関心は、2008年の段階で既に固まっていた。この年、森は史実の福田村事件に触発され、自身初の小説『東京スタンピード』を発表した。『福田村事件』が、朝鮮での虐殺に関わった日本人男性を主人公の一人とするのに対し、この小説は、現代の東京を舞台に、森自身を思わせるテレビ・ディレクター伊沢裕司を主人公とし、「集合無意識研究所」という組織から彼のもとに連絡が入るところから物語が始まり、サッカーのワールドカップでの日本代表の敗戦をきっかけに、東京が暴動と虐殺の臨界点に達するまでの過程を描く。『東京スタンピード』に関するインタビューで、森は、福田村事件を次のように分析している。

背景には過剰な危機管理意識があったと思います。当時、日本が朝鮮を植民地としたことで、多くの日本人は朝鮮人にいつ襲われるか分からぬという恐怖感があった。そして震災。流言飛語のなかで自警団が結成され、自分たちから見て「異質」な人々を次々に襲い殺していく。重要なのは襲った側が「善」で

ある点なんです。(中略)人はよこしまな欲望だけで大勢の人を殺すことはできません。セキュリティー意識、あるいは愛するものを守るという大義名分が高まったときには虐殺に走る。「悪」という存在に目を奪われがちですが怖いのは「善」だと思う。善の陶酔、善の暴走がスタンピードを起こす。関東大震災の自警団だって「善」と信じて虐殺に走ったんです〔『毎日新聞』2009年2月13日〕。

このインタビューからも、森が福田村事件を、「善」の暴走という、現代にも通じるメカニズムを考える題材として捉えていたことが分かる。森にとって重要なのは、福田村事件の史実そのものより、そこで起きた「虐殺」が、「善」という名の「危機管理意識」によって引き起こされるという、普遍的なテーマを描くことだったのだ。では、こうした「普遍性」を追求する森にとって「反日映画」という言葉は、どのような意味を持っていたのか。森は複数のインタビューで、「上映が近づいたら上映中止運動がきっと起きるし、反日映画ときっと罵倒されるでしょう」〔『沖縄テレビ放送』2023年9月28日〕「この映画は反日映画、反日俳優と右派から言われるリスクが高いと思っていましたから」〔『毎日新聞』2023年11月5日〕と述べ、「反日映画」という言葉に「罵倒」や「リスク」といった否定的な形容を結びつけている。しかし、森が危惧していた「反日映画」と、荒井晴彦が目指したそれとの間には、決定的な温度差が存在していた。

『福田村事件』公開から約1ヶ月後の2023年10月8日、森は自身のメルマガ記事「反日映画の条件」で、同作に対して「反日映画」批判が少ないことに戸惑いを感じたことを吐露している。続けて「実のところ上映中止運動は、話題を提供するという意味では動員に貢献しているとの見方もある」と述べた森は、自ら『週刊新潮』の旧知の記者に電話をかけ「こんな映画を許していいのかっていつもの調子で記事にしてよ」と頼み、断られたというエピソードを明かしている〔森2024

(電子書籍)〕。

映画製作陣の苦しい台所事情を考えれば、作品の知名度を上げたかった森の思惑は想像に難くない。しかし「反日映画」を「罵倒」や「リスク」と否定的に形容しつつ、自作をそう喧伝する行為は、適切だったのか。「反日映画」という批判は、出演俳優に「反日俳優」のレッテルを貼り、彼ら・彼らのキャリアを傷つけかねない。この危険性を、森はどれほど真剣に考えていたのか。こうした「反日映画」への二律背反的な姿勢は、森が「加害」を客寄せや、自らの「作家性」演出に利用した、との疑念を抱かせる。このように、森の「反日映画」への姿勢には矛盾があり、それが次節で検討する、脚本部との軋轢の遠因となった可能性が考えられるのである。

### (3) 脚本部と監督の対立：「加害者」と「被害者」の表象を巡って

森は、あるインタビューで、当初の構想について、物語は関東大震災直後から開始し、「虐殺シーンそのものはなしでもできるんじゃないか」と考えていたが、その後「加害の側の日常や喜怒哀楽をしっかり描くためには、時系列で描くことがいちばんいいと納得しました」と、脚本部との協議で考えを改めたと述べている〔『A People』2023〕。だが『東京スタンピード』でもそうだったように、森には福田村事件の史実を詳細に描く発想が、そもそも希薄だったのではないか。「お前、日常を描くのに村人の性がないというのはあり得ないだろう」という荒井晴彦の意見を受け、加害者の日常を描く要素として、森は映画に性愛描写を取り入れた。しかし、後に複数の媒体で、森は、それらの描写に否定的だったと述べている。例えば、「突然、ロマンポルノのようになる展開があるが……。」と問われた森は以下のように回答している。

そこは荒井晴彦さんに聞いてください。映画というとエロがなきやいけないみたいなところに、僕は抵抗したんだけど。中盤までは要

素がトゥーマッチだと僕は思っていて、父親と嫁の関係も中途半端だし説明的なセリフも多い。でもチームですから、我を通せなかつた。そこはまあ、実は悔いが残るところ〔『Newsweek 日本版』2023〕。

井上淳一は、この発言に言及して「結果、『福田村事件』に対する『性愛シーンが不要』批判はこの発言を錦の御旗にしているものが大多数」と、森の責任転嫁を批判している〔『映画芸術』2024:13〕。そもそも、当初は企画のみを担当していた荒井が、どのような経緯で脚本部に加わったのか。その背景には、映画の物語構造を巡る、森監督と脚本部の主導権争いがあった。

井上によれば、森と荒井を交えた当初の協議では「とにかく、良き父、良き母、良き夫、良き息子、良き娘が大震災をきっかけに加害者と被害者になってしまふ、その大筋は変えないでいこう」という基本合意があった。当初、資料収集を担当した佐伯俊道は、被害者、加害者、ジャーナリスト、権力者という全方向を描き、物語の中心は「生き残った少年の視点で行こうと」考えていた。しかし脚本部と監督の協議の中で、権力者は「彼らの言い分を代弁するのは止めよう」という理由で削除され、加害者と被害者に焦点を絞る方針が固まる。さらに物語で描くことを森が強く主張したジャーナリストも、一旦は削除され、その後復活するなど、物語構想を巡って、脚本部と監督との間で激しいやり取りが繰り広げられた〔『映画芸術』2023:32〕。この過程で、朝鮮と関わりのある日本人キャラクターを登場させることにこだわった井上が、澤田夫妻を物語の中心に据える構想を提案する。この智一のモデルは、かつて井上が荒井と共に脚本から降ろされた『白磁の人』の浅川巧とその兄・伯教だった〔『映画芸術』2023:33〕。

物語の中心人物は決まったが、今度は、映画内で誰が虐殺の口火を切るのかを巡り、監督と脚本部の議論は紛糾する。佐伯の第1稿では、男性がその役割を担っていたが、脚本部は、女性の方が観客に強い衝撃を与えられると考え、震災で東京

にいる夫が死んだと思い込んだ下条トミに変更することを提案した。しかし森は、これに強く反発した。佐伯によれば、「森さんも、最初の一撃を加える人物をコロコロ変えるのはおかしいとか言つていたけど、史実は覆い隠されたままだし、そこは映画なんだから、最も意外性があつて、しかも観客が納得する形を作り上げればいいんで、そのための直しは何回もしますよ」と説得したが、森は承服せず、最終的に、荒井晴彦が脚本部に参加する流れとなった〔『映画芸術』2023:34〕。

若松プロダクションの助監督を経て日活ロマンポルノ作品を手掛け、脚本と監督、いずれの立場で関わった作品でも、性愛を重要なモチーフとして描くのが荒井の特徴である。荒井の意向で、主人公の澤田夫妻の設定は、当初の「朝鮮聾員の夫と、朝鮮嫌いな妻」から、「性的不能者になった夫、4年もの間、それを我慢してきた妻、しかも朝鮮にある日本の国策会社だった東洋拓殖という会社の重役の娘」へと、大きく変更された〔『映画芸術』2023:34〕。3人体制となった脚本部と監督との力関係は、脚本部側に大きく傾いた。森は、編集で自らの意向を物語に反映させようとしたが、試写を見た脚本部に「商品以前のもの」と酷評され、編集が全てやり直されてしまう〔『映画芸術』2024:13〕。ドキュメンタリー監督の原一男に「この作品の中で、あのシーンは森が監督として、キチンとやりきったんだよ、と言えるシーンはどれなの？ そういうシーンはあるの？」と問われた荒井は、黙って首を横に振ったという〔『映画芸術』2023:140〕。

物語構造に及ぼした影響力を鑑みると、脚本部と監督の不均衡は明らかである。森は「凶悪な加害者と善良な被害者の構図」を否定すると強調しているが、実際の映画では、この意図は十分に実現されていない。その要因として、まず、虐殺の口火を切る人物が、「意外性」を優先して、女性キャラクターである下条トミに変更された点が挙げられる。本来、この役割は、例えば自警団の中心的存在である長谷川秀吉など、物語の中心にいる「普通」の村人から選ばれ、その人物が虐殺に

至るまでの内面や動機の変化が、丁寧に描かれるべきであった。しかし序盤から登場はしているものの、下条トミの存在感は希薄で、彼女がなぜ虐殺に至ったのかという理由が十分に描かれているとは言い難い。映画研究者の斎藤綾子は、第78回毎日映画コンクールの選考委員として、「事件の発端を女性の『狂気』に負わせたのは疑問」と、この問題を端的に指摘している〔『毎日新聞』2024年1月24日〕

さらに、虐殺の中心にいた長谷川秀吉も、村での日常や背景は、ほぼ描かれず、在郷軍人会での活動ばかりが強調され、彼の「普通さ」は観客にとって理解しづらい。虐殺後、彼を労わる妻の「長谷川稻子」に至っては、クレジットや脚本を確認しなければ、その名も、彼との関係性すらも分からぬ。森監督が意図した「加害者」の内面、動機、背景に迫るには、長谷川のような虐殺に直接手を下した村人たちの日常描写に、より多くの時間を割くべきだった。しかし実際は、日常描写という目的で、性愛描写に多くの時間が割かれ、結果的に「加害者」と「被害者」双方の描写が中途半端に終わった。

「加害」に注目することで負の歴史を描く試みとして、同年公開の『キラーズ・オブ・ザ・フラワームーン』（マーティン・スコセッシ監督）は、多くの点で示唆に富む作品である。同作は、史実のオセージ族連続怪死事件を題材に、虐殺の実行犯である白人入植者側にロバート・デ・ニーロやレオナルド・ディカプリオら主役級の俳優を配し、彼らが演じる「加害者」としての日常や、オセージ族の「良き理解者」あるいは「良き夫」としての側面をも徹底的に描き出す。それによって、善悪二元論ではとらえきれない人間の「闇」と、その「闇」の濃淡とも言うべき、「加害者」内部の支配・被支配の関係を、観客に提示することに成功している。もちろん『福田村事件』とは、扱う事件の性質、時代、社会背景が異なり、単純な比較はできない。しかし、「加害者」「被害者」をどう描き、歴史の「闇」をどう照らすかという点で、『キラーズ・オブ・ザ・フラワームーン』は、『福田村事件』

が目指しつつ到達できなかった地点を指し示していると言えるだろう。

#### 4. 結論

本稿では、映画『福田村事件』を題材に、史実とフィクションのバランス、とりわけ「被害」と「加害」の表象を、製作過程と歴史認識の観点から分析した。その結果、「加害」と「被害」の表象をめぐって、製作陣の意図と、映画の描写との間に深刻な乖離が生じ、それがこの映画の構造的な問題をもたらしていることが明らかとなった。

『福田村事件』は、虐殺における「凶悪な加害者と善良な被害者の構図」を否定する意欲的な試みであり、経済的困難な状況の中、現代の観客に伝わるメッセージを打ち出した点は評価できる。しかし監督と脚本部の対立や、森監督の構想の限界から、その狙いを十分に達成できなかったと言わざるを得ない。本来この映画は、虐殺の当事者たちの加害や被害、あるいは傍観といった、立場を超えた内面や心情を、より詳細に描くべきだった。だが、虐殺の口火を切った下条トミ、虐殺の中心にいた長谷川、傍観者となった澤田夫妻、いずれもその内面描写は不十分であり、とりわけ智一は、その無力さが性的不能と重ねて描かれるという一面的な描写に留まってしまっている。

特に、性愛描写を巡る問題は本作の評価を考える上で重要である。脚本の荒井にとって「性」は人間の日常の一部であり、それを描くことで人間性をリアルに表現できると考えていたことは想像に難くない。しかし森監督が「むしろ、なくてもいいぐらいに思っていた」〔『A People』2023〕と述懐しているように、性愛描写について、両者の認識は大きく異なっていた。自身が必要性を感じていなかった性愛描写を映画本編に組み込んだ点からも、製作過程における森達也の監督としてのリーダーシップの限界は否定できない。その上、森は映画公開後、この性愛描写の問題を、脚本部批判の材料として取り上げている。これは、彼が自

らの責任を十分に自覚していないばかりか、映画における「加害者」「被害者」表象、ひいては、この映画が描こうとした人間の集団心理や暴力性という、より本質的な問題に正面から向き合っていないことの表れではないか。結果として、性愛描写は効果的に機能しているとは言い難く、むしろ、「加害者」「被害者」の内面描写を阻害し、作品のテーマを曖昧にしたと言える。

『福田村事件』では、映画本編で提示されるべき重要な情報について、観客が公式パンフを参照しなければならない点も問題である。この問題に関連して、史実とフィクションのバランスという最も重要な要素に関し、映画と脚本とで奇妙な「ずれ」が生じていることを最後に指摘しておきたい。『23年鑑代表シナリオ集』掲載の『福田村事件』脚本末尾には、以下のような「注意書き」が記されている（公式パンフ収録の脚本には、この記述は無い）。

※配信、DVD化に際し、関係各団体と協議の上、本編終了後に下記の字幕を入れました。

「本作は歴史的事実に基づいて創作された劇映画です。一部に現代では許されない差別的な表現、脚色がありますが、当時の時代状況、社会意識を考慮し使用しています。特定の民族、団体、個人に対する偏見、差別の助長並びに名誉を傷つける目的ではありません。尚、行商団の詐欺行為の描写については脚色であり、事実ではありません。当該行商団は正規の鑑札をもち、正しく商いをされていたことを当該行商団の名誉のために申し添えておきます。」[『23年鑑代表シナリオ集』出版委員会 2024: 130]

この「注意書き」は、製作陣が、『福田村事件』の一部（「差別的な表現、脚色」「行商団の詐欺行為の描写」）について、歴史的正確さを欠くと認めたことを示している。では、なぜ製作陣は公開前に、この「注意書き」を本編に挿入できなかったのか。その理由は「注意書き」では説明されてい

ない。「注意書き」という、いわば「言い訳」を後から付け加えるだけでは、「凶悪な加害者と善良な被害者の構図」を否定する作品として、不誠実であると言わざるを得ない。

ところが、映画本編と脚本との間には、ここでも奇妙な「ずれ」が生じている。『福田村事件』を独占配信するU-Nextで確認すると、2025年1月末現在、映画開始2時間17分後のエンドロール終了後に、以下の文言が挿入されている。「この作品は歴史的事実に基づいて創作された劇映画であり、特定の民族、団体、個人に対する偏見、差別を助長する意図はありません。」しかし、『23年鑑代表シナリオ集』収録の脚本にあった、最も重要な「行商団の詐欺行為の描写については脚色であり、事実ではありません。当該行商団は正規の鑑札をもち、正しく商いをされていたことを当該行商団の名誉のために申し添えておきます。」という具体的な説明は、どこにも見当たらない。なぜU-Next配信版では、この重要な文言が削除されたのか<sup>4)</sup>。理由はどうあれ、映画本編と脚本の乖離は最後まで埋まることはなく、本作の史実とフィクションの構成に、歪みをもたらしている。

『福田村事件』は、加害の歴史を直視した点において、日本映画史において重要な一步を刻んだ。しかし、史実とフィクションを巡る重要な情報が脚本にのみ記され、映画本編で十分に表現されていない点は看過できない。虐殺という悲劇を描くには、史実の正確な伝達に加え、人間の「善」と「悪」を、深く、かつ多角的に描くことが不可欠である。『福田村事件』では、監督と脚本部の対立によって、「加害者」と「被害者」いずれの内面をも深く掘り下げないまま、物語が進行してしまった。その点、この映画は『キラーズ・オブ・ザ・フラワーメーン』が到達した地点には、残念ながら到達できなかつたと言わざるを得ない。今後は、製作段階から歴史家や専門家、そして可能であれば、被害者やその子孫などの当事者も交え、徹底的な議論を尽くすべきである。さらに、その議論の過程や、物語の変更の過程を逐一詳細に記録し、映画本編とともに後世に残すことで、映画製作自体を、歴史

認識を形成する重要なプロセスとしていくことが望まれる。

## 注

- 1) 2013年に福田村事件に関する辻野弥生の著作が出版されたが、これも出版社閉業に伴い絶版となつた。映画化に関連して、2023年に五月書房より増補改訂版が森達也の特別寄稿付きで出版された。
- 2) 直接的に虐殺を描いているといえるのは小森白監督による『大虐殺』(1960)しか見当たらず、同作の焦点も虐殺そのものではなく、関東大震災後の未遂に終わった軍部へのテロ行為である。
- 3) この作品は最終的に『道～白磁の人～』というタイトルで、2012年に高橋伴明監督、林民夫脚本で製作・公開された。
- 4) 2024年1月にU-Nextに対してメールで理由を問い合わせたところ、「テロップなどの内容に関する情報は持ち合わせておりません」という返答があつた。

## 参考文献資料

### オンライン資料

- ・ 映画『福田村事件』公式 note 「※保存用※森達也 第一回劇映画監督作品 映画『福田村事件』A-port 記録」 <https://note.com/fukudamura1923/n/n884cb3290eac>
- ・ 『沖縄テレビ放送』(2023)「ヒットは予想外…映画「福田村事件」多くの壁を乗りこえ見えた光景とは」 <https://www.ottv.co.jp/okitive/news/post/00008862/index.html> 2023年9月28日 .
- ・ 『共同通信』(2023)「負の歴史を継承しないと 集団、善良な人殺し生む 視標『関東大震災と朝鮮人虐殺』映画監督 森達也」 <https://www.47news.jp/10018295.html> 2023年10月20日 .
- ・ 『A PEOPLE』(2023)「people 森達也『福田村事件』」 [https://apeople.world/ap\\_people/people067.html](https://apeople.world/ap_people/people067.html) 2023年9月6日 .
- ・ 『CINEMORE』(2023)「『福田村事件』森達也監督生粹のドキュメンタリストが作る劇映画が、日本の暗部をえぐりだす【Director's Interview Vol.349】」 [https://cinemore.jp/jp/news-feature/3126/article\\_p1.html](https://cinemore.jp/jp/news-feature/3126/article_p1.html) 2023年9月8日 .
- ・ 『Newsweek 日本版』(2023)「日本人も日本人に殺された… 映画『福田村事件』が描く「普通の村人」による虐殺【森達也監督に聞く】 When People Are Running Out of Control」 [https://www.newsweekjapan.jp/stories/culture/2023/08/post-102531\\_5.php#goog-rewarded](https://www.newsweekjapan.jp/stories/culture/2023/08/post-102531_5.php#goog-rewarded) 2023年8月31日 .

### 雑誌

- ・ 『映画芸術』484号(2023年8月号)編集プロダクション映芸 .
- ・ 『映画芸術』486号(2024年1月号)編集プロダクション映芸 .
- ・ 『週刊金曜日』1401号(2022年11月18日号)金曜日 .

### 新聞記事

- ・ 『朝日新聞』(2023)「(声)福田村事件描く、映画化に敬意」2023年9月28日 .
- ・ 『解放新聞』(2023)「『福田村事件』」第3072号、2023年8月5日 .
- ・ 『毎日新聞』(2009)「特集ワイド:この国はどこへ行こうとしているのか 作家・森達也さん」2009年2月13日 .
- ・ 『毎日新聞』(2023)「池上彰のこれ聞いていいですか?負の歴史、目を背けぬ 映画「福田村事件」の監督・森達也さん」2023年11月5日 .
- ・ 『毎日新聞』(2024)「第78回毎日映画コンクール選考委員に聞く」2024年1月24日 .

### 音楽資料

- ・ 中川五郎(2017)『どうぞ裸になって下さい』コモエスタ .

### 文献

- ・ 秋山登(2023)「プレミアシート『福田村事件』歴史の闇、直視する意味」『朝日新聞』、2023年9月1日 .
- ・ 加藤直樹(2014)『九月、東京の路上で—1923年関東大震災 ジェノサイドの残響』ころから .
- ・ 加藤直樹(2019)『TRICK トリック「朝鮮人虐殺」をなかったことにしたい人たち』ころから .
- ・ 加藤直樹(2023)「私たちもまた、見えない未来に向かって舟を漕ぐ」『映画芸術』2023年8月、編集プロダクション映芸、pp.22-23.
- ・ 井上英介(2023)「井上英介の喫水線 映画『福田村事件』の軽さ」『毎日新聞』2023年12月9日 .
- ・ 木俣冬(2023)「3500万円以上を集めた『福田村事件』クラファンの裏側」<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/3864cd75dc0c7be17c0764057c8cf76c54dc7038>、2023年8月30日 .
- ・ 内田樹(2023)「内田樹が語る『福田村事件』。日本映画史の新たな扉を開いた歴史エンターテインメント」『Business Insider Japan』<https://www.businessinsider.jp/post-278261> 2023年11月16日 .
- ・ カルパントラ、ファビアン(2024)「2023年日本映画ベスト & ワースト」『映画芸術』2024年1月、編集プロダクション映芸、pp.40-41.

- 福井紳一「危機を醸成し、危機を煽って『国家』が張り出してくる」『映画芸術』2023年8月、編集プロダクション映芸、pp.26-29.
- 森達也（2008）『東京スタンピード』毎日新聞社.
- 森達也（2023）『虐殺のスイッチ 一人すら殺せない人が、なぜ多くの人を殺せるのか？』筑摩書房（電子書籍）.
- 森達也（2024）『九月はもっとも残酷な月』ミツイパブリッシング（電子書籍）.
- 山田朗監修、関東大震災朝鮮人・中国人虐殺一〇〇年犠牲者追悼大会実行委員会編（2024）『関東大震災一〇〇年の今を問う 虐殺否定・歴史改ざんを許さず』日本経済評論社.
- 「'23年鑑代表シナリオ集」出版委員会（編）（2024）『'23年鑑代表シナリオ集』協同組合日本シナリオ作家協会 .

## 投稿論文

# 日韓関係再編期にいたる「密航」現象の動態 —対馬を介した移動を中心に

苅部真也（東京大学大学院）

キーワード：密航，密輸，対馬，入国管理，移民

### 要旨：

帝国日本の崩壊後、朝鮮半島からの渡航者は日本およびGHQによる治安維持の観点から厳しい取締りの対象となった。これにより、生活の糧を求める移動が犯罪としての「密航」として捉えられる事となる。本研究では、朝鮮半島からの「密航者」が到着する主要な地域の一つであった対馬を中心に、1) 密航の形態、2) 変則貿易との関連、3) 密航に対する日本・韓国での取締りの歴史的な変化を検討した。密航が常に朝鮮半島と日本の政治・経済状況に左右されてきたことを踏まえ、日韓の政策が朝鮮人の移動にもたらした影響を検討した。

密航現象は密貿易の組織化とも併せてなされ、対馬を中継地点とした密航者のネットワークが構築されていった。その後そうした「不法」な人の流れは日本・韓国両国家の規制によって影響されつつも対馬内部の住民の協力を得ながら取締りをかいくぐってなされてきた。さらに密航は対馬を重要な拠点として日本と韓国で行われていた「変則貿易」と並行しながら展開されていた。しかし1960年代の韓国における政変を背景として増大した密航者の流れに対して日本と韓国双方は取締りを強化し、対馬を結節点としていた「不法」な活動のネットワークは打撃を被る。日韓関係が不安定なことによって利益を得ていた対馬は、日本と韓国の「正常」な関係の確立とともに両国の移動

の中心地としての役割を相対的に縮小していくこととなつた。

Keywords: Stowaway, Smuggling, Tsushima Island, Immigration Control, Immigrant

### Summary

After the collapse of the Japanese Empire, migrants from the Korean Peninsula were subjected to strict control by the Japanese government and the GHQ, citing the maintaining of “public order” as the reason. While the migration to Japan was key to their survival for many Koreans, their border crossing was criminalized as stowaways (*mikkō*). Even after the Occupation of Japan by the GHQ, such “illegalized” activities had continued. Leading studies in the field have focused on the ethnic bond among these Koreans, but it is hard to overlook the interests of the locals in understanding why this unauthorized border crossing could continue. In this paper, by focusing on Tsushima Island, which served as a hub to many “stowaways” from the Korean Peninsula, I examine 1) the forms of stowaways around Tsushima, 2) effects of “irregular trading (*hensoku bōeki*)”, and 3) historical changes of Japanese and South Korean enforcement against stowaways. The purpose of this study is to clarify the changes in the trends and conditions of the “stowaway” Koreans. To be specific, this paper will analyze the impact of Japan-South Korea policies against stowaways and smuggling between the end of the World

War Ⅱ and the normalization of diplomatic relations between the two countries in 1965.

After the liberation from the Japanese colonial rule, many of the Koreans living in Japan returned to the Korean Peninsula. However, a number of these returnees traveled back to Japan due to economic and political difficulties. Their unauthorized entry to Japan forced them to engage in so-called “illegal” activities such as smuggling goods and people from and to South Korea. These activities, which became an important economic activity for Koreans at that time, flourished in and around Tsushima Island. By utilizing the connection provided by the ethnic community in Japan and support from the Japanese residents in the borderland, Koreans in both Japan and the Korean Peninsula made an “illegal” network for survival. However, these networks were always subjected to surveillance by the Japanese and Occupation authorities. Under the order of the GHQ, unauthorized border crossing became the subject of restriction for economic and security reasons. This institutionalized control by the Japanese authorities subsequently defined the legal status of Korean residents in Japan in relation to controlling unauthorized border-crossing. However, a network of smuggling and stowaways centered around Tsushima still flourished even when the crackdowns were being enforced.

Moreover, the establishment of two separate states in the Korean Peninsula increased vigilance against stowaways. Since the outbreak of the Korean War, Japanese authorities were wary of the connection between Communism and the people entering Tsushima as stowaways, which led to a high level of surveillance against ethnic Korean groups living in Japan. On the contrary, the residents in Tsushima also benefited economically from the visits of the people who entered the island without authorization, and stowaway and smuggling network became more sophisticated. By the late 1950s, Tsushima was no longer a direct landing site but still served as an important nodal point for intermediating smuggling. The regulations of both Japan

and South Korea had great impact on these illegal entries to the country. However, these entries were refined and organized with the help of the residents of Tsushima. Furthermore, smuggling business was widespread against the backdrop of the “irregular trading” between Japan and South Korea, which was done around Tsushima as an important base for this trade. Irregular trading were illegal in South Korea even though it was legal in Japan. However, it was these the bearers of that trade who also served as brokers of stowaways and were potentially subject to restrictions from both countries.

In the early 1960s, restrictions tightened on the “irregular trading” which had flourished on Tsushima, especially after the military coup of May 1961 in South Korea. The South Korean administration greatly tightened restrictions on stowaways and irregular trading for economic and political reasons. This was due to strong wariness against those who were politically active outside of South Korea and those who were suspected to sympathize with North Korea. Moreover, in response to this reorganization of the military dictatorship in South Korea, Japan also stepped up its crackdown on smuggling and stowaway networks. While the restrictions against irregular trading and stowaways were necessary for the transition to the normalization of the trade between Japan and South Korea, they also made an impact on the Korean economy in Tsushima. The restriction by Japan and South Korea authority greatly reduced the number of stowaways, and the period was marked with a decisive change in stowaways by Koreans through Tsushima.

The political change in South Korea in the 1960s and the normalization of diplomatic relations between Japan and South Korea after 1965 led to strong controls on the growing flow of stowaways. As a result of these restrictions, the role of Tsushima was reduced with the “normalized” relations between Japan and South Korea. The above movement restrictions surrounding Tsushima show the importance of Tsushima to the history of stowaways in partly due to the region’s ability to acquire profits independently of the state, which was in part at

odds with the logic of Japanese immigration controls. Tsushima's gains from border control between Japan and South Korea have decreased as the two countries move toward the normalization of diplomatic relations, which mutually cracked down on these stowaways.

## 1. はじめに

日本がつくりだした境界の線引きと人々の生活圏との矛盾は、戦後の在日朝鮮人の法的地位の問題を説明する上で言及される重要な問題である。戦前より植民地支配を通じて朝鮮半島からの移住者を抱えていた日本は1945年8月15日の終戦後、占領軍による管理を経て「民主化」を遂げた国家として再出発していくなかで旧植民地出身者を「外国人」として管理あるいは排斥する制度をつくりあげた。こうした観点のもと朝鮮半島からの渡航は、おしなべて「密航（あるいは不法入国）」<sup>1)</sup>とみなされ、取締りの対象とされてきた。

本稿では、国家の規制を搔い潜ろうとした朝鮮人による密航のネットワークの変化に着目することで、日本および韓国における移動規制の作用を描き出すことを試みる。ここではとりわけ、日本と韓国との間に位置するという地理的な条件から日本による朝鮮植民地支配の時代から戦後まで密航の結節地点となっていた対馬に焦点を当てつつ、戦後から1960年代までの時期を対象として分析を行う。

戦後の密航のネットワークに関する分析は、占領軍の資料の分析や済州島コミュニティに関する研究などを通じて積み重ねられてきた。占領期の移動については、オーガスティン [2006]、福本 [2008]、李英美 [2023] などによって密航とそれに対する占領軍や日本の警察による管理のあり方が分析してきた。また日韓会談期から国交正常化後における密航についても視野に入れた研究としては玄武岩 [2013] や趙慶喜 [2017] が挙げられ、どちらも国交正常化後も継続した済州島コミュニティを中心とした移動の動向について論じ

ている。さらに占領期のネットワークに関する重要な観点を提供したものとして朴沙羅 [2016] の研究が挙げられ、密航のみならず密貿易を含めて占領期の人々の移動のネットワークを分析する視点が提示された。本稿では、これらの研究が示した知見を踏まえたうえで、また方法の面では新聞を通じて韓国での密航の捉えられ方を検討した金艾琳 [2011] の研究も参考にしつつ、密航の結節点であった特定の地点に着目し、その変化を描き出すことを試みる。

本稿でも取り上げる対馬をとりまく密航のネットワークについては挽地 [2007]、宮本 [2017] がすでに取り上げており、戦後から1950年代の密航の形態の変化やその背景に触れられている。しかしながら、1950年代後半から対馬を中心に活性化した変則貿易と密航との関係や、日韓国交正常化をまたぐ60年代の密航の動向についても掘り下げる余地が残されている。1950年代の時点ですでに対馬に直接上陸する密航の形態が変化したこと自体は確認されているが、対馬をとりまく移動の条件や、韓国側の移動規制といった要素も視野に入れつつ密航の歴史をたどる必要があるだろう。

以上を踏まえ本稿では、日韓関係が再編されつつあった時期を中心として、日本および韓国による移動規制が対馬近辺での密航をはじめとした「不法」とされた経済活動にもたらした影響について考察を加える。主要な資料としては、入国管理局、海上保安庁、警察といった治安維持活動の主体が発行していた報告書に加え、『長崎新聞』、『対馬新聞』等の地域新聞などを扱う。記録を通じて密航の動態を描くことは密航という現象の性質上困難ではあるが、全体像を把握することは困難としても密航取締りの動向、あるいは密航の捉えられ方そのものがいかに推移してきたのかを確認してその実態に迫ることは可能であると考える。

## 2. 解放後の朝鮮から日本への渡航に対する規制

### (1) 戦後における密航取締り体制の形成

1945 年のアジア・太平洋戦争での敗戦直後から日本は、配給・ヤミ市などに対する経済統制、治安維持の観点から在日朝鮮人を警戒・排斥すべき対象として認識しており、結果として占領軍もそれを追認していく。

戦後植民地支配から解放された在日朝鮮人の多くは朝鮮半島への帰還を希望し、日本政府および GHQ による送還を通じて、あるいは自主的に「闇船」を通じて朝鮮半島へと帰還した。しかしながら当時の朝鮮半島は食糧、物資、住宅といった生活資源が不足し、帰還したとしても生活することが非常に困難な状況であった。また経済的な条件に加え、諸政治勢力の対立も激しさを増していく。こうした背景のもと、朝鮮半島へと帰還した朝鮮人のなかから再度日本への渡航を試みる者が出てくる。彼らの移動は日本政府及び占領当局の管理下から外れたものであったがゆえに密航として問題化された。

占領下日本で密航を直接規制する制度的根拠が整備されるのは 1946 年になってからだが、密航者が実際に到着していた地域では戦後の早い段階から朝鮮人による密航が意識されていた。佐世保引揚援護局の『局史』によれば、密航の事例が確認されるのは 1945 年 10 月からとあり [佐世保引揚援護局 1949: 73]、旧植民地からの引揚げとの関連で日本への密航（再渡航）に関心が持たれていたことが窺える。長崎県の場合でも 1945 年 12 月に長崎県警察部のもとで「公安課」が設置<sup>2)</sup>され、公安課の主管事務には「密入国者の監視取締」が挙げられていた [長崎県警察史編集委員会 1979: 1438]。

その後 1946 年の 3 月頃から朝鮮半島からの密航者の増加が顕在化したことで、占領当局および日本政府は本格的に密航者防止の対策をとりはじめた。3 月 16 日には総司令部の指令により「本国に

引き揚げた非日本人は、連合軍最高司令官の許可のないかぎり、商業交通の可能となるまで日本に帰還することは許されない」とされた [森田 1955: 84-85]。また 4 月 2 日の覚書「日本における非日本人の入国および登録」により、占領軍に属さない非日本人が日本に入国する場合に司令部の許可、日本の内務省を通じた登録が必要とされた [大沼 1978a: 145]。1946 年 6 月 12 日には、当時釜山で流行していたコレラの防止、そして治安上の撃乱防止の観点から総司令部による覚書「日本への不法入国の抑制」が出される。占領軍の指示により、不法入国者の取締り方針が強化され、その対策が制度面で整備されはじめた [大沼 1978b: 113]。

占領軍の方針をもとに 6 月 24 日、佐世保駐屯米軍第三十四連隊から沿岸警備措置を講じるように指令が出され、それを受けて内務省警保局長から沿岸監視隊の設置、密航者収容施設の設置命令が出される。この内務省通牒に基づき、長崎県では 1946 年 7 月に「密航鮮人取締沿岸警備隊設置要綱」が定められ、警察部に沿岸警備隊本部が設置、警察署単位で地区沿岸警備隊が編成される。そして沿岸警備の最重要箇所 66ヶ所に密航監視哨が設置され、警備補助員 396 名が任命される [長崎県警察史編集委員会 1979: 1434]。とりわけ対馬においては監視哨が約 20 箇所設けられたとされており [『西日本新聞』1965 年 2 月 2 日朝刊]、その比重は大きかった。

さらに 1947 年 5 月 2 日に外国人登録令が公布・施行されたことにより、戦後に朝鮮から日本へ渡航した「外国人」（とりわけ朝鮮人）に対する取り締まりが制度的に確立されていく。登録証の常時携帯義務付けにより、密航者に対し「不法滞在」者としての識別が可能となった。

### (2) 対馬をとりまく密貿易・密航圏

警察が検挙した「朝鮮人不法入国者数」の集計を見てみると（**表 1** 参照）、1948 年に入って他の地域をおさえて長崎県での検挙者数が突出し始めている。前年までは福岡県、山口県での検挙者

〈表1〉検挙地別朝鮮人不法入国者数

年次	長崎	佐賀	福岡	山口	島根	全国
1946 (4~12月)	1278	2467	4095	7336	1622	17733
1947	1175	138	1488	1545	308	6010
1948	2092	412	739	999	493	6620
1949	2140	160	1106	1319	373	7573
1950	1079	82	244	155		2105

\* [森田 1955: 150] より、主要地域のみを抜粋して作成した。

が長崎県を上回っていたが、1948年にはどちらの地域でもそれまでの年を大幅に下回っており、移動の回路にも変化が生じていたと推測される。

検挙者比率が長崎で増加した背景としては、対馬・博多間の定期航路の拡大 [村上 2009: 57] が関係すると考えられる。例えば九州郵船の大衆丸は密輸の手段として活用され、朝鮮から対馬へと送られた物資が定期船を利用して密輸されていたことが確認できる [『対馬新聞』1949年9月6日]。密輸品が集積される場所として対馬および定期便が活用されていた。

水際での取り締まりもこうした常態化する密航・密貿易に対応するべく強化された。1948年5月1日の海上保安庁の発足とともに対馬では厳原海上保安部が創設され、対馬沖での海上警備が強化されつつあった [厳原町誌編集委員会 1995: 227]。

ただし対馬においては、島民が密航や密貿易に協力していた面も見逃せない。当時の下県地区(警察)署長によれば、密航・密輸出を対馬の島民が傍観するだけでなく、密航者との間に介在して米、砂糖、薬品などを売買したり、密輸船を斡旋したり厳原・博多間の汽船で密航朝鮮人の荷物をもって金をとるブローカーもいたという [『対馬新聞』1948年4月28日]。

### (3) 密航の形態

密航希望者は朝鮮半島での貧困や政治的混乱から逃れるため、あるいは家族との再会、勉学のた

めに日本に渡航していた。その主な目的地としては、主に京阪神地域や東京・神奈川など、戦前から在日朝鮮人の集まっていた地域が挙げられる。特に密航者のなかには済州島出身者が多く、関西の済州島人コミュニティと密航の斡旋とは強く関係してきた。これは日本の中でも在日朝鮮人の多く集まる関西における在日朝鮮人にもともと済州島出身者が多いことや、日本と済州島との地理的な近さによるものである。

一般的な密航の方法はいわゆる「密航船」を利用した方法であり、朝鮮半島の側で希望者がブローカーに対して必要な金額を支払い、5トンから10トン程度の小型船発動機船を通じて一度に10人から20人前後(場合によっては40、50名にものぼる)を運搬するというものだ [小島 1952: 98]。その後密航の方法が洗練されるにつれ貨物船・貿易船で密航者を匿うなどのケースも多く確認されるようになる。

### (4) 韓国における密航取締り

南北朝鮮の対立の激化に伴い、朝鮮半島の側で出国者に対する取締りが強化される。特に本格的に渡航規制が整備されたのは南北朝鮮双方に政府が樹立された1948年ごろであったと考えられる。

韓国政府にとって、密航という行為は国家による統合からの忌避として捉えられ、規制の対象となっていた。韓国では1948年12月1日に国家保安法が制定され、韓国政府を支持するか否かに基づく思想管理が強化されていく。森田和樹によれ

ば、1949年8月には兵役法が制定されるが、それと同時に密航者（密出国者）に対する警察の取締りも強化されていたという。具体的な措置として、それまで密航者に対しては忠告をする程度でとどめられていたのが、同時期を境に警察による取り調べがなされるようになったとされる〔森田2022: 41-42〕。

翌年には朝鮮戦争が勃発したことにより、戒厳令下の韓国で海上警備が徹底された。朝鮮戦争勃発後の1950年7月17日、海軍大尉が新聞記者に語った答弁では、密航者がいれば「民心動搖上」厳重に取り締まる方針だとされている〔『南朝鮮民報』1950年7月19日〕。この動きは日本の密航者検挙数にも反映されたと考えられ、〈表1〉からも分かるように、1950年には日本で検挙された密航者の数は大幅に減少している。

### 3. 変則貿易の登場——1950年代

#### （1）朝鮮戦争への対応

朝鮮戦争を契機として、戦禍から逃れてきた避難民、あるいは徴兵から逃れんとする密航者が多く発生していた。それに対する日本側の姿勢としては基本的に避難民であっても「不法入国」として扱うという非常に厳しいものであった。

1950年6月25日の朝鮮戦争開始直後、すぐさま海上保安庁は避難民による密航への警戒を強化した。朝鮮半島からの避難者への対応については、仮に難民であっても不法入国者として取り締まる姿勢が早くから示された。そして長崎の警察でも26日に県内の各警察署、特に沿岸・離島方面に対して沿岸警備強化の指令が発せられている〔『長崎日日新聞』1950年6月27日〕。さらに公的機関のみならず、朝鮮戦争からの避難者取締りには住民も動員され組織化されていた。対馬では沿岸警備の強化の一例として、各地で治安協力会なるものが結成され、密航者の通報、あるいは山狩りが行われていたという〔火野1950: 117-118〕。

さらに朝鮮戦争を契機とした朝鮮人に対する日

本の治安活動は左派系の朝鮮人に対する取締強化としても表れており、対馬では1950年7月5日、地域の「解放救援会」（在日本朝鮮人解放救援会を指すと思われる）が反米ビラなどを撒いたなどの疑いで警察による取締を受けている。この際対象となった解放新聞支局員の家宅捜索では、外国人登録偽造に使ったと思われる証拠品などが押収され、その支局員は密航者の世話をしていたという〔『読売新聞』1950年7月7日朝刊〕。

朝鮮戦争が起きた1950年には規制によって密航者が大幅に減少していたが、休戦交渉がはじまる1951年6月以降に密航者が本格的に増加したとされる〔森田2022: 43〕。対馬においてはその増加傾向が早くから確認され、対馬での密入国検挙者数は1950年の799人から1951年の1361人へと大幅に増加している<sup>3)</sup>。

#### （2）密航を支えた地域住民

対馬を介した密航は戦後直後に限らず続き、朝鮮戦争頃までにはすでに「釜山、麗水、済州島から、泉、佐須奈、鹿見、雞知に渡り、巣原に出てここから山口県南部、博多、佐世保、長崎」といった経路ができていたとされる〔小笠原1951: 51〕。日本の国境管理が強化されていったにもかかわらず密航者が到着可能であったのは、上記のような地域において密航ビジネスに参加する者が協力し合っていたためであろう。

対馬でも沿岸地域にいる住民が密航者を導き、そして匿っていたことで治安当局による密航者の発見が困難になっていた。一例として、対馬の在日朝鮮人は、密航船が到着できるかどうかの確認およびその合図の発信を行うなどしていたという〔湯浅1952: 62-63〕。また1952年当時の海上保安官はその時を振り返り、「対馬には、密輸部落というものがあって、そこは一時警察でも全然手入れができなかった位い〔ママ〕すごかった。そこに密航ブローカーがある」と述べている〔伊藤1952: 98〕。これには取り締まる側の誇張も含まれている可能性があるが、地域において密航・密輸への協力が珍しいものではなく、常態化していたことが

窺える。

だが密航者を匿っていたのは朝鮮人だけではない。成功させることによってかなりの利益が見込まれることから、日本人の協力も度々確認できる。中には市町村の役場の職員で密航者に対し外国人登録証の交付を組織的に行った者もおり、1953年の西日本新聞によれば雞知町の役場職員が「密航ブローカーと結託、韓国人登録証を不正交付していた」という〔『西日本新聞』1953年7月27日夕刊〕。公人であっても密航ブローカーとの協力関係が存在し、本来密航者の在留を防止するための制度の抜け道がつくられていたことがわかる。

しかし後にこの職員は検挙されており、偽造登録証の入手が困難になったことで密航ブローカーが逃亡したと当時の新聞では考えられていた。その影響で1953年には密航者が対馬を避け、長崎県本土の北松浦郡の海岸線にそのコースを変更したものも多かったという〔『西日本新聞』1953年7月27日夕刊〕。海上保安庁の記録では、厳原保安署で検挙した出入国関係法令違反は1952年の28件177人から、1953年になると12件42人と急激に数を減らし、この低迷は1955年まで続く<sup>4)</sup>。

### (3) 「密貿易」の活性化

朝鮮戦争の停戦後、日本の治安機関の間では密航の形態が「巧妙」となっていたことが度々報じられてきた。すでに述べたように1952年から1955年にかけては密航の検挙者数が徐々に減少していくが、取締りの最前線においては依然として巧妙になされた密航に対して強い警戒が寄せられていた。

1954年7月の『長崎日日新聞』記事では、対馬付近で偽造登録証が発行されていたとあり、それに対し警察・県が強力に取り締まる姿勢を示していた。〔『長崎日日新聞』1954年7月29日〕。同記事によれば、(1952年4月に施行された外国人登録法にて取り入れられた)指紋押捺制度の施行が1955年まで延長されることがすでに決定されていたため、先に長崎県では1954年の登録証切替えを機に“偽造証狩り”を断行することになったと伝

えられている。こうした動きは密航の方法に影響を与えたとみられ、当時の新聞では下記のように伝えられる。

これまで対馬上陸後しばらく情勢を見、登録票を不正入手してから厳原一博多間の定期船で来ていたのが、取締りの強化とともに一変し、李ライン付近または壱岐その他の離島の陰で待機し、夜間、未明、とくに日曜祭日など警備の手薄をねらって上陸するなど、絶えず警備態勢をうかがいながら取締りの盲点をつく拳に出ている。〔『長崎日日新聞』1955年11月24日〕。

さらに、この時期に問題となった密航の形態の変化についても注目したい。厳原海上保安部が発行した報告では、1950年代の密航の変化について、「昭和20年代までは、釜山など韓国南部の沿岸から小型船に多数が乗船して夜間、対馬や九州北岸の沿岸部に上陸するいわゆる船ぐるみの密航が多かったが、30年代に入り韓国からの貿易船に潜伏して上陸したり、船員手帳を偽造し正規の船員を装って上陸逃亡するという事案が多発するようになった」とある〔厳原海上保安部2000:36〕。こうした方式への変化は、対馬において盛んであった日韓間の特殊な貿易形態、いわゆる「変則貿易」の登場が関係していると考えられる。

対馬においては、1955年7月に厳原港での日韓貿易が再開され〔村上2016:28〕、厳原港に入港する韓国船が増加する〔厳原町誌編集委員会1995:1072〕。この変則貿易とは、日本では正常貿易として扱われつつも、韓国側では禁制品を扱っていたために密輸とみなされていた貿易のことを指す。韓国からはスクラップや海藻類が輸出され、それに対して日本から衣料、雑貨、化粧品等が持ち出されていた〔法務省入国管理局1969:45〕。釜山税関の記録によれば、1954年にすでに対馬の厳原港に「密輸基地」が登場していたとされる〔釜山本部税關編1984: (ページ数記載なし)〕。同記録には「特攻隊密輸」という記述が登場するが、それはこ

の変則貿易のことを指している。

日本の入国管理局は、厳原港でこの貿易が繁栄した主な理由として、1) この貿易が対馬の経済に利して地元から歓迎されたこと、2) 近距離のため小さな船でも航海でき取締りを逃れやすいこと、3) 韓国の経済再建が進みその需要が低下しなかつたことを挙げている。さらに貿易を行っていた船員の船員手帳が偽造・変造であったものの、寄港上陸許可を与えない入国管理局に対して地域住民がむしろ非難していたことが入管側の記録から窺える〔法務省入国管理局 1969: 46〕。入国管理局にとっては変則貿易も警戒の対象であったが、貿易によって利益を得られる対馬の人々は移動規制自体に否定的な姿勢も示していた。

こうした状況を背景としてブローカーたちは、密貿易と密航の斡旋とを並行して行っていた。対馬一釜山間でヤミの運び屋をしていた人物による証言によれば、昭和 30 年頃にそうしたヤミ商売が流行しており、日本の品物を運んでいたほかにも連絡がくれば「人連れ」も行っていたという〔高鮮徽 1998: 185〕。入国管理局も「密航者が船員に化けたり、船員がそのブローカーであったり密輸したり」といったことを変則貿易に伴う問題として指摘している〔法務省入国管理局 1969: 45〕。こうした状況下で密航・密輸を切り分けることは困難であり、韓国・日本両国家の移動規制はそのどちらにも影響した。

ただしこうした密航との関連があっても対馬が変則貿易を受け入れたのは、対馬があくまでも朝鮮と在日朝鮮人の集住地域とを中継するに過ぎなかつたことも関係すると考えられる。対馬には、民族コミュニティが形成されていた関西地域などのように産業基盤が備わっていたわけではなく、在日朝鮮人にとって一時的な出稼ぎの場所とはなつても継続的に生活を送る場所とはなりにくかつた。ゆえに対馬では不法なものを包摂した朝鮮人の事業がある程度容認されていたのだろう。

1950 年代後半の密航者数の推移として、1956 年 9 月に韓国一帯で発生した農作物の凶作、さらに翌年に済州島を襲った台風被害により一時的に密

航者が大幅に増加する〔『長崎日日新聞』1957 年 3 月 19 日〕が、1959 年になると急激にその数を減らしていた。この時期は韓国が対日貿易の断絶を契機として密貿易船の取締を強化しており〔『朝日新聞（西部本社）』1959 年 6 月 29 日〕、それによる貿易船の往来の減少が密航の件数にも影響したものと考えられる。

#### 4. 1960 年代における日韓両国の国境管理の強化

1960 年代は、1950 年代後半に栄えた日韓間の変則貿易から「正常貿易」に転じはじめる時期であり、公的には日韓の正常な経済関係への転換が期待されていたが、旧来の貿易形態に依拠していた対馬では異なる様相を呈していた。

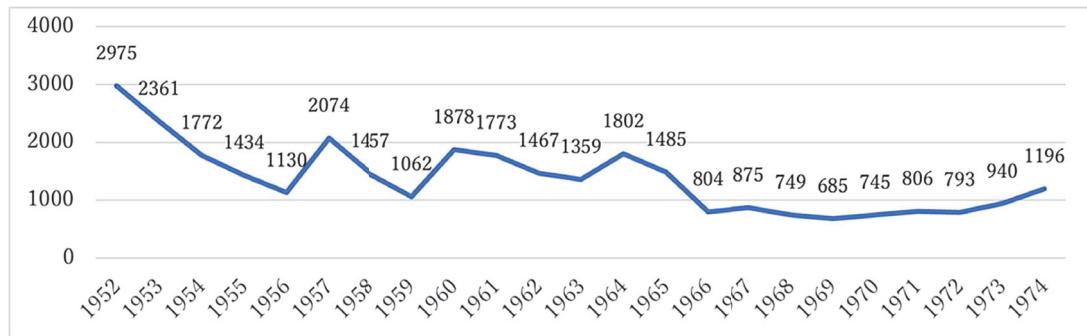
密航の大まかな動向については、入管当局による不法入国者の検挙人数を通じて把握することができる（図 1 参照）。1960 年代前半の特徴として、1950 年代末よりも全体的に検挙者数が増加しており、日韓国交正常化がなされた翌年（1966 年）からは検挙者数が大幅に減少している。

##### （1）韓国の政変

1960 年 4 月のいわゆる学生革命によって李承晩政権が崩壊することとなり、体制の動搖を好機とした密航の増加が韓国側では問題視されていた〔『馬山日報』1960 年 7 月 14 日〕。上述の通り 1960 年代初頭に密航者が極端に増加したのはこの混乱と関係しているだろう。

1961 年 6 月 5 日付の『対馬新聞』記事では、対馬の内各治安当局によって検挙された密航者数の推移が記載されており、それによると検挙者数は 1957 年に 291 人、1958 年に 71 人、1959 年に 129 人、1960 年に 294 人、1961 年 5 月までには 101 人と推移している。やはりここでも 1960 年の検挙者数の増加が際立つ。

この時期長崎県内では、対馬のみならず長崎港海域でも水上犯罪の取り締まりが意識されてお



〈図1〉不法入国者検挙数（1952年～1974年）  
〔法務省入国管理局『出入国管理』1976年より作成。〕

り、1960年11月1日に長崎市に水上警察署が設置されている〔長崎県警察史編集委員会編 1996: 184〕。もちろん対馬の治安機関も韓国における政治情勢の変動と密航の関係について警戒をはらつておらず、その後1961年5月16日の軍事クーデターの際にも対馬内の警察、厳原海上保安部などは密航者の更なる増大を見込んでいた〔『対馬新聞』1961年6月5日〕。

確かに上記〈図1〉のデータを見ても1961年も密航者の検挙人数は50年代末ごろに比して多いままであったことが確認できるが、1962年になると前年よりも200人程減少しており、60年から61年にかけてよりも大幅に減少している。さらに海上保安庁によれば、1960年から1963年にかけて集団密航検挙数は1960年34件668人、1961年46件789人、1962年27件452人、1963年17件277人と減少していた〔海上保安庁 1965: 109〕。海上保安庁が収集した情報においては1961年から62年にかけての検挙人数の減少がさらに際立っている。この原因となったのは、韓国における軍事独裁体制の再編とそれによる海上規制の強化と考えられる。

## （2）韓国における密航取締

後に大統領となる朴正熙が主導した軍事クーデターは韓国側で密航、密貿易対策が強化される一つの大きな画期であった。もともと1959年6月の「貿易断絶」宣言以降、韓国側の取締が強化され、強硬的な手段もとられるようになっていたが〔村

上 2016: 30〕、1961年5月16日のクーデター後の韓国ではそれ以前の密貿易に対する取締をさらに強化する方針がとられ、密輸組織関係者に対して軍事裁判もかけられるようになった〔村上 2016: 32〕。その結果は対馬周辺への貿易船の入港数に反映されており、1962年に厳原港への外国船入港数は大幅に減少している〔村上 2016: 27〕

そして密輸に対する規制のみならず、韓国から出発する密航そのものに対する規制も強化されていた。1961年12月13日に公布・施行された密航団束法（「密航者取締り法」）では、密航者が強制送還された際に3年以下の懲役が課されることが定められた<sup>5</sup>。密航者たちは日本で取締まりを受けるだけでなく、送り返された後にも厳しい処罰を受けることとなったのである。従来の韓国の法体制では、軽犯罪処理法に規定された密入国に関する条項によって送還者が処罰されていたが、公訴時効が1年と限定されており、その期限よりも前に入国していた者を処罰することができなかつた〔『東亜日報』1962年3月12日〕。従来の法的枠組下で送還された者が再度密航できたことは韓国内で問題視されており、密航団束法は、密航者の再犯防止に重点を置いていた。1962年になると、これをもとに韓国の治安当局が密航を企てた人々を厳しく取締まつた〔『京郷新聞』1962年1月25日、『東亜日報』1962年2月16日〕。

韓国側が密出国を取締まつたのは、単に密貿易防止とからめた経済的な理由だけではないと考えられる。密航団束法自体は政治活動の有無に限ら

ず密出国者全般を対象としていたが、場合によつては「政治犯」処罰と重なり合つて作動した。例えば日本に密航したのち、韓国での生活が困難として北朝鮮へ行くことを希望したことで拘束された人物の場合、密航団束法だけでなく反共法も適用されている〔『京郷新聞』1968年4月10日〕。当時北朝鮮への「帰国事業」を背景として、日本を経由して北朝鮮へ行くことを求める人々もいたが、当時韓国の反共政策のもとで、密航防止強化は政治的な取り締まり強化の側面も持ち合わせていた。

また当時韓国政府に反対する勢力の日本での活動も懸念されており、クーデター後に出国者が増加したなかでそうした活動家を取り締ることも強く意識されていたと考えられる。当時の韓国内では日本の警察からの情報が新聞を介して紹介され、密航者の政治活動への警戒が煽られている。1962年6月7日の『馬山日報』では、同月5日に日本の警視総監が全国警察署長会議にて「反韓運動に参加するために日本に密航する北韓人の数が増加している」と語ったという内容が紹介されている。当時日本と韓国の中では、日韓会談での李承晩ラインの扱いなどをめぐって対立があったものの、日韓双方の間で政治的な密航者に対する警戒は共有されていた。

### (3) 日本でのブローカー規制の強化

韓国における軍事クーデターを受け、日本側の密航・密輸取り締まりも強化された。警察庁により1961年5月31日に九州、近畿、中国、四国、四管区と警視庁、大阪、広島、山口、愛媛、福岡、長崎の七都府県警の密入国取締り担当官が集められての特別会議が開かれ、各地域の情報交換、密航ブローカーの全国的な指名手配がなされている〔『読売新聞』1961年6月1日朝刊〕。この時期、日本の治安当局が密航・密輸の拠点の取り締まりに注力していたことが窺える。

1962年には銃器の密輸が韓国貿易船を通じて行われていたことを受け、日本国内で関税法違反の取締りが強化されている。入管厳原港出張所では、

麻薬の密輸、不法入国およびそのほう助を含めた諸事件について、韓国貿易船員との関係を指摘し、その代理店の責任までも追求していた〔『対馬新聞』1962年3月30日〕。同時期、日韓を結ぶ商社は従来の変則貿易、つまり韓国側では不法とされていた形態の貿易から、「正常貿易」への転換を余儀なくされていたのだが、犯罪との関連を追求された商社は入管によって「正常貿易」への申請を却下されている〔『対馬新聞』1962年3月30日〕。日本と韓国を行き来する商人は密航との関連を警戒され、日韓の貿易体制の「正常」化の動きが経済活動を規制する動きと表裏一体であったことが窺える。

この時期には他地域、特に関西においても密航・密輸に関与したとみられたグループに対する摘発が強まっていた。1962年8月には大阪府警が外国人登録証切り替えのタイミングを契機に生野、東成の潜在密入国者の一斉摘発に乗り出し、その後大阪のブローカーに対して摘発を行っている〔『長崎新聞』1962年11月11日〕。この同時期対馬でも取締りが行われており、こうした取締りが実際に密航減少につながったと長崎県の警察は評価しており、「密航者が相次いついだ〔ママ〕35、6年ごろにくらべ、最近本県への集団密航がとくに少なくなってきたのは、2-3年前北九州、大阪の密航ブローカーの手先となって対馬地区で働いていたものを根こそぎ検挙したため」だという〔『長崎新聞』1962年11月11日〕。それまで構築されていた九州と大阪を結ぶ密貿易・密航のネットワークに対し日韓両国によってある程度打撃が与えられたのがこの時期の特徴であったといえる。

時期を前後するが、この年に対馬内の朝鮮人民族団体に対しても警察の捜査がなされていた点も注目に値する。1962年の『朝鮮時報』（朝鮮総連の日本語版機関紙）の記事によれば、厳原にいた韓国船員が『朝鮮青年』（在日本朝鮮青年同盟および朝鮮青年社が出版していた朝鮮語の新聞を指すと思われる<sup>6)</sup>）を一枚もっていたというだけで「関税法違反」とされ、朝鮮総連対馬本部が捜査の対象になっていたという〔『朝鮮時報』1962年2月

17日]。この詳細について把握することはできていないが、日本による沿岸警備、政治的立場との関連から対馬の総連が警戒対象となり、朝鮮総連傘下の団体が発行した新聞の日本外への流通が取締られたものと考えられる。

#### (4) 日韓国交正常化交渉と密航

1962年以降に密航者の検挙数が一時的に減少していたものの、日韓国交正常化が成立する前後には韓国からの密航者が急増していた。日本で検挙された集団密航検挙数は、1963年の17件277人から1964年になると50件587件と増加しており、この変化について海上保安庁の資料には「〔昭和〕39年はじめ頃は日韓国交正常化の交渉がかなり進み、だ結の見通しが強くなっていた。妥結前に渡航しておけば永住許可等の特典が与えられるという風評が流れていた」という〔海上保安庁1965:109〕。こうした流れは翌年にも続いており、1965年2月時点の『長崎新聞』記事でも、韓国で生活が困難な人々に対してプローカーたちが「いま日本に行けば永久居住権がとれる」として密航者を募っていたと報じられている〔『長崎新聞』1965年2月28日朝刊〕。

日韓国交正常化を境に日本と韓国との間では密貿易や密航に対する規制が強化される一方で、それによって統制しきれないほどの密航が発生していた。国交正常化を契機として、1966年1月の永住審査を目的に日本での在住の実績をつくろうとする密航者が取り締まる官庁から警戒されていた〔『対馬新聞』1966年1月1日〕。

上記の密航の流れを促進した不法入国者に対する永住許可の付与の話は、確かに日韓の交渉のなかで登場したものであった。日韓会談の在日韓国人の法的地位に関する会合では、韓国側代表が、戦後の日本入国者の在留を居住実績に応じて認めるなどを度々日本側代表に対して要求していたことが確認できる。例えば第6次日韓会談での「在日韓国人の法的地位に関する委員会」の第1回会合で韓国側代表者によって提示された、在日韓国人の法的地位に関する協定案では、「太平洋戦争の戦

闘が終結した日の翌日以後に日本国に入国し、日本国政府から在留は受けなかつたが、本協定発効の日までに2年以上居住する者については、その居住実績を参酌し、在留を許可するようする」として戦後入国者の在留を認める案が出されており〔外務省北東アジア課1964:84〕、密航によって日本に来た者の在留を日本側に求めていた。もちろんこの内容は実際の日韓法的地位協定の条文には反映されていないが、戦後入国者への対応について法務省が声明を発する形で日韓双方の妥協がなされた。

在日韓国人の法的地位に関する委員会の記録によれば、不法滞在者の在留については民団の要望が大きかったとあり、1965年の条約調印が近くなってきた際に戦後入国者に関する取り決めがなされたとされる〔「在日韓国人の法的地位に関する委員会会合記録」1970:406〕。在日韓国人の法的地位をめぐって民団側は韓国政府に対し、戦後に密航によって渡日せざるを得なかった人々に対して生活基盤に応じて在留権を獲得できるようにすることを求めて要請を行っていた。

民団主流にとって、永住権獲得を通じた在日朝鮮人コミュニティ内での影響力拡大の観点では密航してきた人たちも包摂すべき対象であった一方、公には密航を仲介するプローカーに対しては批判的であったと考えられる。その一例として、プローカーを介した移動を「国庫の損失」とし、密航を行わざるをえない状況の改善を韓国政府に対して求めた嘆願書（大阪入管で焼身自殺した人物による）が機関紙で取り上げられている〔『韓国新聞』1969年2月5日〕。こうしたことは、民団が在日朝鮮人としての特殊な状況を理解したうえで、本国の論理も無視できなかつたことによるだろう。とはいえた戦後密航を通じて渡日した朝鮮人の滞在は、日韓会談の重要な争点として捉えられ、これがプローカーによって密航希望者を募集する根拠としても利用されたものと考えられる。

## 5. 国交正常化以降の「密航」の変化

### (1) 日韓関係「正常化」後の密航形態

1965年の日韓国交正常化に伴い両国連携での密航・密貿易対策がなされていく。国家同士でなされた移動規制の影響は強かったと考えられ、この直後に全国的に密航者が減少している。

もともと韓国側では「不法」であった変則貿易に対する取締りが強化されたことで、対馬（厳原港）への入港数自体が激減した。もちろん変則貿易自体がかならずしも密航を伴うものではなかつたであろうが、一定の貿易形態が成立していたという状況が密航の形態とも関係していたことは間違いない。少なくとも韓国による変則貿易規制は日本との船舶の航行一般を規制しうるものであり、その影響について例えば『対馬新聞』は下記のように報じていた。

昭和31年から35年まで全盛をきわめた日韓変則貿易も、韓国政府の取り締まりの強化で、韓国からの小型貿易船の入港は激減、特に昨年8月韓国政府が日本政府に「30トン以下の小型韓国船は正規の貿易船と認めない」として取り締まりに協力を求める事態となりそれまで月延べ30隻—25隻入港していた韓国船も8—10隻に減り、ことしに入って8隻平均の入港実績を保っている実情〔『対馬新聞』1966年4月25日〕。

さらにこうした規制の影響は単純に貿易に対するものにとどまらず、密航に対しても作用したと考えられる。1966年の『海上保安の現況』では、「密航の態様としては、小型漁船によるものと、日韓間を往復する貿易船によるものとがあり、従来は小型漁船によるものが典型的であったが〔昭和〕39年以降は、貿易船を用いるものが増加している。特に40年前半期には、全治安機関で検挙した集団密航事件32件中24件が貿易船によっている」〔海上保安庁1966:115〕とある。貿易に扮した密航の

事例はそれ以前にもあるが、国交正常化を背景に小型船を使用したものから貿易船を利用したもののが密航の方法として中心的となっていたと捉えられていた。

上記のような条件の変化のもと、1965年以降に對馬を通じた密航ルートが衰退し、本土に直接上陸する方式がとられていったとみられる。福岡入管嚴原港出張所の調べによれば、1965年から1975年に至るまでの對馬内への密航者は141人であり、その推移は次の〈表2〉のようになる〔『対馬新聞』1975年10月20日〕。

〈表2〉 1965～1975年にかけての對馬内への密航数（件数、人数）

年次	件数	人数	年次	件数	人数
1965	19	76	1971	1	4
1966	2	2	1972	0	0
1967	2	9	1973	4	45
1968	2	2	1974	1	2
1969	0	0	1975	3	44
1970	0	0			

\*福岡入国管理局嚴原港出張所調〔『対馬新聞』1975年10月20日〕。

1965年には對馬にも多くの密航者が訪れていたが、その後しばらくは検挙数が低迷していた。すでに述べたように、日韓会談前後には日本で永住できるという噂が流されていたことが関係して多くの密航者が訪れていたが、その後對馬への密航は基本的に低迷していた。ブローカーが對馬沖で船を乗り換え、博多などに密航させる（その後関西への移動を想定）という事例など、密航者たちは對馬沖までは来ても、上陸せずに「本土」にまで行くという形態が採用されていた。これは入国管理局の記録にも反映されており、1967年上半期の密航者についての記録によれば、不法入国場所は萩・下関、神戸、博多などの地域に船が上陸しており、それらの地域の上陸者数はどれも同年の對馬への密航者数（〈表2〉参照）を上回っている〔法務省入国管理局1967b: 4〕。上述のように1973年、75年に對馬への密航者が一時的に増加していくことが確認できるものの、基本的には新しい密

航形態が主流となっていたことで、あえて対馬へと訪問する必要性が低下していた。

1966年の密航の形態の変化について、入国管理局によれば小型の密航船による密航は少なく、ブローカーまたは船員の手引きによって貨物船を通じた密航が増加しており、その原因として韓国官憲による密航船の没収・撃沈等を含めたブローカーの徹底的な取締りが挙げられている〔法務省入国管理局 1967a: 1-2〕。国交正常化前後の韓国による密輸・密航対策が密航の形態、そして上陸ルートに影響をもたらしていたと考えられている。

この1970年代前半の密航者は、対馬以外の地域においてより一層顕在化していた。とりわけ顕著であった地域は山口県であり、同県での不法入国者の水際検挙数は1970年44人、1971年41人、1972年111人、1973年41人、1974年28人となっていた。上述の対馬での検挙数と比較すると、1973年を除いて当該期間の各年で山口県での検挙数は対馬での検挙数を上回っていたとみられる〔法務省入国管理局 1976: 123〕。

移動者の内実としては、やはり済州島出身者が依然として多数を占めている。入国管理局によるデータからこの時期の不法入国者数(水際検挙)をみてみると、1970年116人、1971年77人、1972年184人、1973年232人、1974年131人と推移している。このうち済州島の出身者は、70年93人、71年60人、72年154人、73年189人、74年112人と変化している。これらのはば8割近くを済州島出身者が占め、1972年から73年にかけて大幅に増加していた〔法務省入国管理局 1976: 122〕。日韓国交正常化後、密航の検挙者総数は大幅に現象していくものの、途絶えたとはいえない。特に済州島出身者による出稼ぎは継続しており、「1970年代に済州島から日本への密航は絶頂期を迎える」〔李玲京 2018: 284〕とも評価されている。

再編された移動において、仲介地点としての対馬の影響力は減じるが、日韓国交正常化後も場合によってはその役割が重視される面もあったとみられる。厳原警察署に勤務していた警官の証言によれば、1967年3月に軍事独裁政権下の韓国から

逃亡し、日本へと密航してきた韓国人が職務質問を受けた際、その人物は「一家揃って日本に行けば、日本は平和な国で、朝鮮総連の保護を受けて暮らせるだろうと思い、家を売り払って密航して来た」と回答していたという〔片岡 1972: 53-54〕。この時期であっても対馬の総連が韓国から逃走した際の拠り所になるという情報が密航者に共有されていたことが窺える。

## (2) 日韓国交正常化期の韓国での移動規制

日韓国交正常化を前後して、韓国側は密航規制をさらに強化していた。日韓国交正常化が成立する直前の1965年6月19日、韓国側は密輸密航事犯特別合同捜査班をはじめとして密航の徹底的な取り締まりをはかっていた〔法務省入国管理局 1967a: 1〕。具体的な措置としては、「密航船の没収、不良貨物船員の下船処分等」がなされ、これによって「釜山を中心とした密航ブローカーが大打撃を受けた」とされる〔法務省入国管理局 1967a: 13〕。韓国の新聞記事に記された韓国警察の説明では、それまでは被送還者を拘束しないケースもあったのに対して、1965年(日韓国交正常化)以降は密航を全員拘束すると発表されていた〔『京郷新聞』1968年3月2日〕。

日韓国交正常化後、韓国は日本へ税関職員を派遣しており、1968年10月には釜山税関審理課長が「特攻隊密輸」根絶のため対馬に派遣され、情報網の構築や「密輸」実行者に対する説得工作を行なっていたとされている〔釜山税関本部 1984: (ページ数記載なし)〕。日本側は依然として変則貿易に対して積極的に介入する姿勢は示していなかったが、福岡入管の側も変則貿易の際に厳原に入港する貿易船の船員手帳に偽造が多いことについては認識していた〔『対馬新聞』1967年7月5日〕。日韓の法の違いによって変則貿易への両国姿勢は異なっていたが、釜山税関の記録によれば最終的に同貿易形態は1960年代末には終息したものとみられている〔釜山税関本部 1984: (ページ数記載なし)〕。

## 6. おわりに

本稿では、日韓国交正常化に至るまでの期間を中心として密航の変化について論じ、日本と韓国との国境の最前線にある対馬に着目して両国の移動規制の様相の変化を示した。とりわけ既存の研究では朝鮮戦争以後の密航とそれに対する規制については言及が少なかったが、本研究では変則貿易の推移と密航とのかかわりについて意識することで、日韓両国による移動規制の影響をさらに明確にできたと考える。

第二次世界大戦終結直後から、その地理的な条件によって対馬は密航・密貿易の重要な中継地点としてとりわけ官憲から意識されていたが、密航の主体となった朝鮮人のみならず日本人による協力も珍しいことではなかった。朝鮮戦争を前後として、日本での入国規制が強化されるのみならず密航の出発地点となる韓国側においても密航・密貿易に対する規制体制が本格的に整備されていくこととなるが、両国によって移動が規制されたなかでも対馬を中心とした変則貿易などを背景として巧妙な形で密航の回路が維持されてきた。

1960年代に突入すると、朴正熙政権の強力な反共政策のもとでの出国規制と日本と韓国との協力関係の成立によって対馬を介した特殊な移動形態は衰退していくことになる。日韓国交正常化以後も密航現象自体は継続していたが、国交正常化が密航ネットワークの地理的な条件を再編する重要な契機であったことは確かである。とりわけ従来その地理的関係から密航の中心地点の一つであった対馬が日韓の移動において果たす役割は、日本と韓国の「正常」な関係の確立によって総体的に縮小していくこととなった。

こうした流れを踏まえると、戦後の密航の歴史において対馬が重要であったのは、逆説的なことに、日韓が対立を重ね国交正常化が遠のき、国家の利害とはまた別に地域が独自に利益を獲得することができたためであったといえる。日韓間の不安定な関係を生かして対馬が獲得した利益は、朝

鮮人の流入そのものを強く警戒する日本の入国管理の論理とも部分的には対立するものでもあった。

ただしもう一つ着目しなければならない対馬の特殊な条件は、同地域が朝鮮人の生活の地ではなかったということだ。朝鮮人が人口として定着する場ではなかったがゆえに対馬では朝鮮人の移動者がある程度黙認されていたのだと考えられる。同地域に着目することは、戦後の朝鮮人の密航の条件を確認するうえで重要なが、今後さらに他の地域において密航者がどのように捉えられていたのかも併せて検証する必要がある。

### 注

- 1) 尹健次 [2015: 185] が述べるように、第二次世界大戦終結まで日本と朝鮮とは朝鮮人にとってひとつの生活圏となっており、それが突如として戦後(解放後)断絶されたという状況を踏まえれば、解放後の朝鮮人による越境を「密航」とすること自体に疑義が生じうる。また同書によれば、在日一世のなかには「密航」という言葉に反発する人も少なくないという。しかしながら以下では、連合軍による日本の占領期と占領期以降とを区別せず、非法化された越境を「密航」として、基本的に地の文においてもカギ括弧を付けずに表記する。
- 2) 後に警察制度改革によって制度化される「警備課」の先駆的なもの。
- 3) 宮本 [2017: 62] の表を参照した。
- 4) 『海上保安統計年報』各年。ちなみに1954年は25件41人、1955年は7件35人と記録されている。
- 5) 1961年12月13日付の韓国の『官報』(第3024号)より。
- 6) 朝鮮青年社が刊行していた雑誌『新しい世代』を参照 [『新しい世代』1964: 30]。

### 参照文献

日本語

厳原海上保安部 (2000) 『国境警備——50年の航跡』 p.36.  
厳原町誌編集委員会 (1995) 『厳原町誌』 pp.227, 1072.  
伊藤一夫 (1952) 「密航部隊」『りべらる』第7巻第3号、p.98  
大沼保昭 (1978a) 「出入国管理法制の成立過程3」『法律時報』第50巻第6号、p.145.  
—— (1978b) 「出入国管理法制の成立過程4」『法律時報』第50巻第7号、p.113.

小笠原宗明（1951）「密輸密航白書」『毎日情報』第 130 号、p.51.

オーガスティン・マシュー（2006）「越境者と占領下日本の境界変貌」『在日朝鮮人史研究』第 36 号.

海上保安庁（1965）『海上保安の現況』p.109.

海上保安庁『海上保安統計年報』.

外務省北東アジア課（2015）「再会第 6 次日韓全面会談 在日韓国人の法的地位に関する委員会第 1 回会合」浅野豊美ほか編『日韓国交正常化問題資料 第 IV 期（1963～1965 年）第 4 卷 在日法的地位・北朝鮮・外務省省内準備』現代史料出版、pp.82-84.

外務省政務局特別資料課編（1978）『在日朝鮮人管理重要文書集』湖北社.

「在日韓国人の法的地位に関する委員会会合記録」（2015）浅野豊美ほか編『日韓国交正常化問題資料 第 IV 期（1963～1965 年）第 4 卷 在日法的地位・北朝鮮・外務省省内準備』現代史料出版、pp.393-407.

片岡生孫（1972）『警鼓』第 50 卷第 5 号、p.53-54.

小島義雄（1952）「最近の密航状況とその取締について」『警察時報』第 7 卷第 11 号、p.98.

高鮮徽（1998）『20 世紀の滯日済州島人』明石書店、p.185.

佐世保引揚援護局（1949）『局史 上巻』pp.3-73.

朝鮮青年社（1964）『新しい世代』46 号、p.30.

長崎県警察史編集委員会（1979）『長崎県警察史 下巻』pp.1434-1438

長崎県警察史編集委員会編（1996）『長崎県警察史 第 3巻』p.184.

朴沙羅（2016）「越境者の輪」『理論と動態』第 9 号.

——（2017）『外国人をつくりだす』ナカニシヤ出版.

挽地康彦（2007）「占領期の〈九州〉と密航・密貿易」松本常彦・大島明秀編『九州という思想』花書院.

火野葦平（1950）「対馬」『中央公論』第 65 卷 10 号、pp.117-118.

法務省入国管理局（1967a）『入国管理月報』第 76 号、pp.1-2, 13.

——（1967b）『入国管理月報』第 82 号、p.4.

——（1969）『入国管理月報』第 99 号、p.45-46.

——（1976）『出入国管理』pp.122-123.

——（1980）『出入国管理の回顧と展望』pp.137-140.

福本拓（2008）「アメリカ占領下における朝鮮人「不法入国者」の認定と植民地主義」蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版.

玄武岩（2013）『コリアン・ネットワーク』北海道大学出版会.

——（2014）「日韓関係の形成期における釜山収容所 / 大村収容所の『境界の政治』」『同時代史研究』第 7 号.

宮本正明（2017）「日本敗戦以降の対馬をめぐる朝鮮・韓国人の在留・移動」『大原社会問題研究所雑誌』第 706 号、pp.61-64.

村上和弘（2009）「近現代対馬における「海域」と「越境」」『人文学論叢』第 11 号、p.57.

——（2016）「変則貿易の時代」『島嶼研究』第 17 卷第 1 号、pp.27-32.

森田和樹（2022）「逃走の地理」『大原社会問題研究所雑誌』第 759 号、pp.41-43.

森田芳夫（1955）『在日朝鮮人待遇の推移と現状』法務研修所、pp.84-85, 150.

湯浅克衛（1952）『対馬』出版東京、pp.62-63.

尹健次（2015）『「在日」の精神史 1 渡日・解放・分断の記憶』岩波書店、p.185.

李玲京（2018）「4・3 事件の残したもの 2」梁聖宗・金良淑・伊地知紀子編『済州島を知るための 55 章』明石書店、p.284.

李英美（2023）『出入国管理の社会史』明石書店.

韓国語

金艾琳（2011）「현해탄의 정동」『석당논총』49집.

釜山本部税関編（1984）『釜山税関百年』

趙慶喜（2017）「불안전한 영토 밖의 일상」権赫泰・李定根・趙慶喜編『주권의 야만』한울.

## 投稿論文

# 「反日映画」は存在するのか？：韓国映画史から見たラベリングの虚構<sup>1)</sup>

張惠英（立命館大学）

### アブストラクト：

本稿は、近年日本で見られる「反日映画」言説を批判的に検討する。「反日映画」言説とは、日本の植民地支配など、日本に関連するテーマを扱った一部の韓国映画を「反日」と定義し、その歴史認識や表現方法を批判する言説である。本稿では、この「反日映画」言説の代表的な論者として、韓国人映画研究者の崔盛旭と、比較文学・映画研究者の四方田犬彦の論考を分析する。彼らは「反日映画」を韓国映画固有のジャンルとみなし、さらに韓国政府の「国策」として製作が推進されてきたと主張する。しかし、これらの主張は、韓国映画史の文脈や、韓国社会における多様な意見、そして「親日派」をめぐる複雑な歴史認識を無視、もしくは過小評価している。

本稿では、まず第2章で四方田と崔の論考を詳細に分析し、「反日映画」の定義の曖昧さ、主張の根拠の乏しさ、個人的な経験に基づく一般化といった問題点を明らかにする。続く第3章では、韓国映画史における「国策映画」の実態を検証することで、「反日映画」を「国策」とみなす言説の妥当性を問う。さらに、韓国における実話に基づく映画（アクション映画）製作のブームと、それに対する韓国内の多様な反応（肯定的な評価だけでなく、過剰なナショナリズムや、歴史の単純化への批判）を分析する。特に、2015年に公開され大ヒットを記録した映画『暗殺』を事例として取り上げる。同作は「親日派」問題を扱っているが、

その歴史認識や物語構成に対しては、韓国内でも批判が存在したことを指摘する。これらの分析を通じ、「反日映画」言説が、韓国映画の多様性、韓国社会における歴史認識の複雑さを捨象していることを明らかにする。

本稿は、「反日映画」言説を批判的に検討することで、日韓両国における映画および歴史認識の相互理解の重要性を示し、ステレオタイプや一方的な歴史観にとらわれない、多角的で開かれた議論のための視座を提供する。

キーワード：「反日映画」、親日派、四方田犬彦、崔盛旭、韓国映画史

### Abstract:

This paper critically examines the "anti-Japan film" discourse, a phenomenon that has emerged in Japan in recent years. This discourse labels certain Korean films dealing with themes related to Japan's colonial rule and other historical issues as "anti-Japan," criticizing their historical perspectives and modes of expression. This paper analyzes the arguments of two key proponents of this discourse: Choe Sunwook, a Korean film researcher, and Yomota Inuhiko, a leading Japanese film critic and scholar of comparative literature. They argue that "anti-Japan films" constitute a unique genre within Korean cinema and that their production has been actively promoted as part of a "national policy" by South Korean

governments. However, this paper argues that these claims lack a solid foundation. Specifically, this paper argues that these claims either ignore or significantly underestimate the complex and often contentious context of Korean film history, the diverse range of opinions, interpretations, and critical responses within Korean society itself, and, perhaps most crucially, the deeply sensitive and historically complex issue of *Chinilpa* (pro-Japanese collaborators) within Korean historical consciousness.

Chapter 2 undertakes a detailed analysis of the writings of both Yomota and Choe, focusing on three key weaknesses in their arguments. First, it examines the ambiguity surrounding their definition of what constitutes an "anti-Japan film," demonstrating the lack of clear and consistent criteria. Second, it highlights the significant lack of supporting evidence for their central claims, particularly their assertion of a direct link between government policy and the production of these films. Third, it critiques their tendency to overgeneralize from limited personal experiences and anecdotal evidence, leading to broad, unsubstantiated conclusions about Korean cinema as a whole.

Chapter 3 shifts the focus to an examination of Korean film history itself, providing a broader context for understanding the emergence and reception of films dealing with sensitive historical issues. This chapter begins by comparing officially recognized "anti-communist films" – demonstrably produced under government direction during periods of authoritarian rule in South Korea – and those films categorized as "anti-Japan" by Yomota and Choe. This comparison reveals a key distinction: unlike anti-communist films, which often received explicit state support and promotion, there is no clear evidence to support the assertion that "anti-Japan films" were systematically produced as part of a coordinated government policy. Furthermore, the chapter explores the recent boom in Korean "faction films" (combining "fact" and "fiction"), a genre that has gained significant popularity in recent years. This section

analyzes the diverse range of reactions to these films within South Korea, encompassing not only widespread popular acclaim but also significant critical responses from various sectors of society. These critiques often focus on concerns about excessive nationalism, the oversimplification of complex historical events and figures, and the ethical implications of fictionalizing sensitive historical narratives, particularly those related to the colonial period and its aftermath. The chapter then examines the 2015 blockbuster film *Assassination* in detail, using it as a case study to illustrate the complexities of historical representation in contemporary Korean cinema. *Assassination* achieved undeniable box office success and addressed the "Chinilpa" issue, a topic that continues to resonate deeply within Korean society. However, the film also faced criticism within South Korea for its historical representations, narrative choices, and its perceived romanticization of certain historical figures. By analyzing both the film itself and the critical responses to it, the chapter demonstrates that the "anti-Japan film" discourse tends to present a monolithic and overly simplistic view of both Korean cinema and Korean society's ongoing engagement with its own history.

This paper argues that the "anti-Japan film" discourse, particularly as articulated by Yomota and Choe, operates by selectively highlighting certain aspects of Korean cinema while simultaneously suppressing or ignoring others. It overlooks the vibrant and often contentious tradition of internal debate and critique within South Korea regarding historical representation, the complexities of national identity, and the evolving relationship between film, politics, and public memory. By critically deconstructing the "anti-Japan film" discourse, this paper demonstrates the importance of fostering mutual understanding of cinematic and historical perceptions between Japan and Korea. The paper advocates for moving beyond stereotypical representations and one-sided historical narratives, promoting instead a more nuanced and multifaceted approach to understanding the shared, often painful,

history of the two nations. This approach acknowledges the complexities and ambiguities of the past and seeks to foster a more constructive and open dialogue in the present. Finally, this paper briefly touches upon the role of right-wing Japanese media in amplifying the "anti-Japan film" discourse, highlighting the need for critical media literacy in both countries.

Keywords: "Anti-Japan Film", Pro-Japanese collaborators, YOMOTA Inuhiko, Choi Sung-wook, Korean Film History

## 1. はじめに

近年、日本では、植民地支配など日本に関連するテーマを扱った一部の韓国映画を「反日映画」と定義し、その歴史認識や表現方法を批判する論考が見られる。韓国人映画研究者の崔盛旭が、『金子文子と朴烈』に言及するなかで展開した以下の論考は、その典型である。

韓国にはもともと「反日映画」と呼ぶべきジャンルがある。古くは戦争（韓国では日本の植民地支配からの独立）直後の『自由万歳』（チェ・インギュ監督、1946）を始め、年に1～2本は必ず作られてきた。私も中高生時代は、学校で反日映画を団体観覧したものだ。教科書で学んだ歴史がスクリーンの中で再現されることで、歴史に対する理解が深まると同時に、悪としての日本人イメージが自然に刷り込まれていく。中には正義＝韓国VS悪＝日本という単純な二項対立的構図の国策映画も少なくないが、韓国における歴史教育の教材としても活用してきたことを考えると、避けられない部分はあるだろう。

反日映画には大きく3パターンある。①実在の歴史的事件を題材にしたもの、②安重根に代表される抗日運動家の活躍を描いたもの、③両者をうまく混ぜ合わせたものだ。

が同じような素材ばかりでネタ切れ感が否めず、観客にも次第に飽きられてくる中で、フィクションを加えることで史実をよりドラマチックに再構成し、日本人キャラクターに内面的な深みや人間的葛藤を持たせるなど、反日映画自体も徐々に変化を遂げてきた。このような立体的な人物像とエンターテインメントとしての完成度の高さに、反目的なムードが追い風になって成功を収めたのが、1000万人を超える観客動員を記録した『暗殺』（チェ・ドンファン監督、2015）と言えるだろう。[崔盛旭 2024:26-27]

崔は、「反日映画」を明確に定義せず、その存在を前提に持論を展開している。注目すべきは、崔が『暗殺』を、具体的な作品分析や歴史的背景の検証なしに「反日映画」と断じている点である。さらに「国策映画も少なくない」と、学校での団体観覧という自らの体験のみを根拠に、韓国社会全体に当てはまるかのような「反日映画」論を展開している。筆者は韓国で生まれ育ったが、学校教育で「反日映画」を鑑賞した経験はない。「反日教育」の一環として「反日映画」が利用されたかのような記述を、韓国人映画研究者として日本語で発表する以上、その主張には慎重な検証が必要である。本稿の目的は、まさにこのような「反日映画」論の問題点を明らかにすることである。

本稿は、崔盛旭と、彼と同様に「反日映画」論を展開する四方田犬彦の論考を批判的に検討する。特に両者が「反日映画」を韓国映画のジャンルと捉え、「国策映画」とみなすことの妥当性を問う。これにより、「反日映画」論が韓国内の映画史研究、政治と映画の関係性、「親日派」をめぐる多様な歴史認識を無視、もしくは過小評価し、日韓の相互理解を阻害する可能性を指摘する。

本稿において、「親日派」という言葉は重要な意味を持つ。まず確認すべきは、日韓における「親日」という言葉の理解の根本的な差異である。日本では一般に「親日」とは「日本に親しみを感じる者」「日本文化が好きな者」という肯定的な意味

で使われることが多い〔木村 2000:10-11〕。しかし韓国では、「親日派」という言葉は日本の植民地支配の歴史と不可分であり、極めて否定的な意味を持つ。親日派研究者チョン・ウンヒョンは、「親日派」を「(大日本帝国からの)解放前後の時代的な状況と韓国人の民族感情が入り混じった複合的かつ論争的な歴史用語」と位置づけ、「日本軍国主義勢力の朝鮮侵略を手助けした売国奴、あるいは彼らの手足となって大日本帝国に協力した反民族勢力」と定義する〔정운현:2011 (電子書籍)〕。日本の敗戦後、「親日派」は韓国軍や国家警察などの統治機構で影響力を保ち続け、朝鮮戦争以降、既得権益を強固なものとした〔정운현:2011 (電子書籍)〕。そのため、彼らの「売国奴」としての過去を直視することは、長らくタブー視されてきた。その結果、韓国社会では、植民地時代を描く映画において、「親日派」をどう描くか、あるいは描かないのかという問題が常に存在する<sup>2)</sup>。つまり「反日映画」言説では、崔盛旭の言葉を借りれば「悪としての日本人イメージ」が問題視されがちだが、韓国映画、特に植民地時代を扱った作品において、韓国側の製作と観客にとってより重要なのは、「親日派」朝鮮人キャラクターをどう描くのかという問題である。本稿は、「反日映画」言説が、この日韓の映画評価における着眼点の相違、さらに言えば韓国内の「親日派」をめぐる複雑な歴史認識を捨象していることを明らかにする。

以上の問題意識に基づき、本稿はまず第2章で、四方田犬彦の論考を中心に「反日映画」言説の内容と論理構造を分析する。特に、四方田が「反日映画」を韓国映画固有のジャンルと捉え、韓国政府の「国策」として製作が推進されてきたと主張する点に着目し、その根拠の乏しさを明らかにし、崔盛旭の論考も参照しつつ、両者の共通点を指摘する。第3章では、「反日映画」言説が捨象する韓国内の事情を明らかにするため、韓国映画史における「国策映画」の実態を検証し、「反日映画」を「国策」とみなす主張の妥当性を問う。さらに、実話に基づく映画製作のブームと、韓国内の反応を分析し、『暗殺』を「反日映画」の系譜に位置付け

る崔の見解も検証する。第4章では、これまでの議論を踏まえ、「反日映画」言説の本質的な問題点を指摘し、日本の右派メディアに見られる新たな変化の兆しをもって、本論の結びとする。

## 2. 「反日映画」言説の形成と、その問題点：四方田犬彦の分析

本章では、四方田犬彦の論考を中心に、「反日映画」言説を詳細に分析する。具体的には、「反日映画」を韓国映画固有のジャンルとみなす主張、そして「反日映画」を韓国政府の「国策」とする主張、この二点の根拠とその問題点を検証する。四方田と崔は共に、韓国映画において「反日映画」が過去から現在まで一貫して作られ続けていると主張するが、その論拠は個人的な鑑賞体験や、特定の作品の恣意的な解釈に留まり、客観的な論証を欠いている。本章では、「反日映画」言説が持つこれらの問題点を明らかにする。

### (1) 四方田犬彦の「反日映画」言説：「クッポン映画」と「国策」論

四方田犬彦は、比較文学および映画研究家として膨大な著作を発表しており、韓国についても『大好きな韓国』(2002)を著すなど、造詣が深い。その四方田が、なぜ「反日映画」という多分に政治的な色彩を帯びた言葉を用いて、韓国映画を論じるに至ったのか。本節では、その言説の形成過程と、主張の問題点を明らかにする。

四方田が「反日映画」という言葉を使い始めたのは、確認できる限りでは2019年以降である。同年、四方田は『週刊金曜日』に「ソウルはいつからコスプレだらけの都市になったのだろう」と題するコラムを寄稿し、2月の訪韓体験を綴った。その中で四方田は、全斗煥元大統領の裁判を要求する抗議集会で、「『不逞鮮人』と大書したゼッケン」をつけた若い女性を目撃したとして、「たぶん『金子文子と朴烈』という国策反日映画の真似をして、軽いコスプレ感覚なのだろう。ちょっとわた

しには付いていけない感覚だが、本人はニコニコしている」と述べている〔四方田 2019 ①:32〕。その後、四方田は読者からの質問に答える形で、『金子文子と朴烈』を「国策反日映画」と見なした理由を説明している。

『金子文子と朴烈』への四方田の酷評（「時流に乗っただけのこんな軽薄な通俗フィルム」〔四方田 2019 ②:45〕）の検討は別稿に譲る。本稿で重要なのは、同映画評内で四方田が展開している、韓国映画界および「反日映画」に対する分析である。四方田は韓国映画を「国家の政策に連動した現象」〔四方田 2019 ②:44〕という観点から捉えようとするあまり、韓国における映画史研究の蓄積や、映画と政治権力との複雑な関係性を単純化している。

同コラムで、四方田は韓国語の造語「クッポン」（「국（クッ=国）」と「히로뽕（ヒロポン）」の合成語）映画を、「観客を過剰なナショナリズムへ誘い、陶酔させる映画」と解説する。そして、「日本にもそのクッポン映画がどんどん入ってきた」として、『バトル・オーシャン 海上決戦』（2014）、『鬼郷』（2016）、『軍艦島』（2017）を挙げ、「多くは日本人は極悪、韓国人は英雄という単純な二分法に基づく」とし、「やれやれ、また反日映画の季節になったのか」と、「クッポン映画」を「反日映画」の一種と見なしている〔四方田 2019 ②:44〕。

本稿は「反日映画」言説を考察するため、「クッポン映画」の分析は割愛する。ただし、「クッポン」は本来、朴槿恵政権下（2013-2017）で「ヘル朝鮮」などとともに若者に使われ始めたスラングであり、「過剰な愛国主義をあおり、観客動員増を狙った」映画を揶揄する言葉である〔峰岸 2016、김정운・홍준영 2017〕。つまり四方田は、この言葉を「反日映画」という文脈に限定して使うことで、本来の韓国内の事情に対する批判的ニュアンスを消し去り、日本への否定的姿勢のみを強調している。

「やれやれ、また反日映画の季節になったのか」と嘆息する理由として、四方田は、まず「1970 年代にソウルに長期滞在していたときにも、伊藤博文を暗殺した安重根の伝記映画や、東大生と京城

帝大生のクンフー合戦といった反日映画はあった」と、個人的な鑑賞体験を語り始める。次に、1970 年代から飛躍して、「21 世紀になろうとする手前で勃興したコリアン・ニューシネマ」の時代には「日本の歴史的侵略が物語となることはなかった」と断じる。そして、この変化を説明するために、2010 年代の「クッポンの洪水」という現象を提示し、「なぜこれほど映画における日本の表象が時代によって大きく異なるのか」という疑問を呈した上で、結論として「やはりこれは国家の政策に連動した現象だと判断した」と、自説へと強引に誘導している〔四方田 2019 ②:44〕。

次章で検証するように、とりわけ朴正熙軍事独裁政権（1961-1979）で、映画が政権のプロパガンダとして活用されたことは事実である。また、朴槿恵政権（2013-2017）で、政府の政策に協力的でない映画人のブラックリストが作成されていたように、1987 年の民主化以降も、政府が映画界に干渉する事例がないわけではない〔김완・정환봉・하어영 2017〕。しかし、だからと言って、「韓国では映画は常に時の権力の意向を窺い、それに追従する立場で制作されてきたのだ」〔四方田 2019 ②:44〕という結論は短絡的である。以下の主張に見られる、「政権の意向」と「反日」と「クッポン」を結びつける議論の展開は、あまりにも強引かつ単純化された見解であると言わざるを得ない。

だが 2010 年代に入り、日本軍「慰安婦」問題が解決を見ず、レーダー照射問題、元徴用工訴訟問題……と、あっという間に日韓関係をめぐって問題が山積みになったとき、韓国の映画制作者は反日イデオロギーに飛びついだ。これなら時流に乗っているし、マスコミも派手に囃し立ててくれる。第一、大統領閣下本人が、親日文化のさらなる清算を呼びかけている御仁だから、お墨付きを戴いたようなものだ。国家の基本政策に連動し、歴史を反日エンターテインメントとして演出して、どこがいけないというのか。こうしてクッポン映画のブームとなった。実体験から遊離し

て久しい歴史をステレオタイプのカタログに作り直し、ナショナリズムを派手派手しく商品化する作業が、休みなく行われることになったのだ。[四方田 2019 ②:45]

ここで四方田が「親日文化のさらなる清算を呼びかけている御仁」と名前すらも言明していないのは、文在寅政権（2017－2022）を指している。しかし文大統領が訴えたのは「親日残滓の清算」であり、「親日文化のさらなる清算」という表現は不正確である。さらに「親日残滓の清算」とは、序章でも触れた、大日本帝国の植民地支配の協力者であり、既得権益を握った「親日派」の清算を意味しているのだが〔김소정 2019〕、四方田はあたかも、「反日」と「親日」とが二項対立の関係にあり、「親日文化の清算」が「反日イデオロギー」へと直結し、かつそれが「クッポン映画のブーム」へとつながっているかのような構図を、一般誌で、専門知識のない読者へ示してしまっているのである。

## （2）四方田犬彦の「反日映画」言説：「反日映画」は「ジャンル」なのか？

以下に引用する 2020 年の論考では、四方田はさらに踏み込んで「反日映画」を韓国映画固有のジャンルと定義するに至っている。そして、韓国映画史において「光復映画」と位置付けられてきた 1946 年の『自由万歳』を、「反日映画」ジャンルの嚆矢とする見解を示している。

韓国映画には伝統的にいって、他の国にない映画ジャンルが二つ存在していた。反共映画と反日映画である。一九四六年に崔寅奎がアクション映画『自由万歳』（一九四五年八月十五日のありえぬ銃撃戦）で大ヒットを飛ばして以来、反日映画は韓国映画のお家芸となった。義士安重根の伊藤博文暗殺から、韓国のジャンヌ・ダルクともいるべき少女独立運動家の柳寛順まで、あらゆる抗日英雄たちの伝記映画が制作された。六二五の動乱（朝

鮮戦争）の後には、そこに反共映画が加わった。北朝鮮軍の女性への蛮行、離散家族の確執、脱北少年の苦難……。こうした韓国独自のジャンルは、国内向けのローカル映画として、いかなる時代にあっても綿々と製作が続けられてきた。（中略）では反日映画はどうなのか。反日映画は一九五〇年代から七〇年代にかけて、伊藤博文暗殺や李舜臣將軍の活躍を描いた歴史大作として、機会あるたびに制作された。悪辣で卑屈な日本人というステレオタイプは、ローカルな B 級映画に欠かせない存在だった。[四方田 2020:93-94]

解放後、朝鮮の映画たちは、日本の植民地支配からの解放と民族の独立を祝い、新しい民族国家建設への使命感を鼓舞する啓蒙映画を多数製作した。中でも、独立闘士の抗日運動を描いた映画は、後の世代によって「光復映画」という特別な用語で呼ばれるようになった〔안태근 2013、장윤환 1972〕。韓国映画史研究の第一人者であるイ・ヨンイルが、1946 年から 1948 年の間に製作された代表的な「光復映画」のひとつとして挙げていることからも分かるように〔이영일 2004:217-219〕、『自由万歳』は、植民地期の抗日運動家を描いてはいるものの、韓国映画史において四方田の「クッポン映画＝反日映画」という短絡的な理解の枠組みに組み込まれることはない。

四方田は、『自由万歳』を「反日映画」に分類するにあたり、同作に挿入された「一九四五年八月十五日のありえぬ銃撃戦」というフィクションを唯一の根拠としている。しかし、この行為は、『自由万歳』に描かれた独立への希望、そして「光復映画」製作の動機となった、植民地支配からの解放の喜びや興奮という、韓国民衆の歴史的な経験を軽視しているだけでなく、韓国映画史における「光復映画」の意義をも見落としていると言わざるを得ない。

同じ論考で、『自由万歳』を「反日映画」に位置づけた後、四方田は、2010 年代以降の韓国映画についても言及する。しかし、そこで展開されるの

は、「反日映画」と「クッポン映画」を短絡的に結びつけ、「日本に対する事前調査の不在と歴史的な無知」という紋切り型の批判を繰り返す議論である。

二〇一〇年代には状況が変わった。朴槿恵政権時代以降の韓国映画は、反共映画の消滅によって余剰となった活力を、もっぱら反日映画の方へ充当するようになった。更新されたこのジャンルの制作目的は、日本を媒介として観客を国家主義への陶酔に導いていくこととされた。(中略)『軍艦島』(リュ・サンワン、二〇一七)では、長崎の軍艦島で過酷な労働を強いられていた韓国人たちがいっせいに蜂起し、脱出を試みて戦う。『空と風と星の詩人 尹東柱の生涯』(イ・ジュニク、二〇一七)では、日本留学中に逮捕された青年詩人を(史実とは逆に)無理やりに抗日運動と関連させ、彼が生体実験にかけられて死んだという風評が、検証もないままにそのまま描かれている。同監督の『金子文子と朴烈』(二〇一七)では、日本統治下にあって天皇暗殺を妄想し、みずから「不逞鮮人」を名乗ったテロリストの無頼の生涯が、英雄として語られている。大正時代を舞台としているにもかかわらず、二人の侍が主人公に襲いかかるといった場面が傑作である。クッポン映画に共通しているのは、日本に対する事前調査の不在と歴史的な無知である [四方田 2020:95]。

四方田は、これらの作品を「日本に対する事前調査の不在と歴史的な無知」から生まれた「反日映画」と断じるが、その主張は妥当なのだろうか。例えば『軍艦島』は、韓国においてむしろ、「物語に親日派を登場させ、その存在をことさらに強調したために、かえって日本の圧政を薄めてしまう結果になった」「事実上、日本が根源的に抱えるべき罪を免罪してしまうかのような印象を受けた」という評価を受け [이상국 2017]、興行的にも失敗している。『空と風と星の詩人 尹東柱の生涯』

で、尹が「生体実験にかけられて死んだ」という解釈を、四方田は「検証もないままにそのまま描かれている」と批判する。しかし、多胡吉郎の調査によれば、尹の死因は不明な点が多く、生体実験の可能性も否定できない [多胡 2017: 212]。『金子文子と朴烈』に関しても、四方田は「大正時代を舞台としているにもかかわらず、二人の侍が主人公に襲いかかるといった場面が傑作である」と皮肉るが、この点について、筆者はイ・ジュニク監督に直接確認を行った。監督は、2024年8月8日に行われたオンラインインタビューで、次のように明確に否定している。

「違います。侍ではありません。あのシーンは私の記憶では、金子文子の評伝を書かれた山田昭次さんの書籍か、あるいは別の書籍の中で、不逞社がよく集まつたうどん屋に、悪さをする連中がいたというエピソードがあったと記憶しています。それで私がそれをシナリオに反映させたのだと思います。あまりにも古い映画なので、私にとっては古い映画なので、正確に何を参考にしたのかは思い出せませんが、映画の中にあるほとんどのエピソードは、基本的に記録に残っている事例を反映したものです。それは侍というよりは、日本の伝統衣装である着物を着た不良男性というレベルで表現したまでです。それなのに、なぜ彼 [四方田] は侍だと拡大解釈しているのか、私にはわかりません。」[インタビューは韓国語で行った。日本語訳は筆者による。]

以上のように、四方田の「反日映画」批判は、具体的な作品分析や歴史的根拠に乏しく、多分に彼自身の主観や思い込みに基づいている。さらに、韓国映画史において特別な意味を持つ「光復映画」や、韓国内で批判的な文脈で使われる「クッポン映画」といった概念を、十分な検証を経ずに「反日映画」ジャンルへと安易に組み込もうとする姿勢は、韓国映画に対するステレオタイプな見方を助長する可能性があり、慎重さが求められる。

ここで改めて、序章で引用した崔盛旭と四方田犬彦の「反日映画」言説を比較すると、両者には以下の共通点が見られる。すなわち、「反日映画」を韓国映画固有のジャンルとみなし、『自由万歳』(1946)をその嚆矢とし、さらには「国策映画」という形容を用いて、「反日映画」の政治的側面を強調する点である。しかし、これらの主張は、日本側の視点から一方的に韓国映画史を解釈したものであり、韓国内の映画史研究、および「親日派」をめぐる複雑な歴史認識を軽視している。次章では、この「反日映画」言説が捨象してきた韓国側の事情を多角的に検証し、その言説の持つ問題点をより深く考察する。

### 3. 「反日映画」は国策か：韓国映画史の再検討と「反日映画」言説

前章では、四方田犬彦の論考を分析し、いかに「反日映画」を恣意的な基準で韓国映画の一ジャンルとして定義し、韓国政府の「国策」として製作が推進されてきたかのように論じているかを明らかにした。本章では、この「反日映画」 = 「国策映画」論の虚構を、韓国映画史の再検討を通じて明らかにする。具体的には、まず韓国映画史における「国策映画」の実態を、「反共映画」との比較を通じて検証する。次に、四方田が「韓国映画は常に時の権力の意向を窺い、それに追従する立場で制作されてきた」と主張する、韓国映画界の実態を再検討する。最後に、韓国映画における「親日派」問題、とりわけ『暗殺』をめぐる議論を検討し、「反日映画」言説が、いかに韓国映画界の多様な実態、そして韓国社会における歴史認識の複雑さを単純化しているのかを明らかにする。

#### (1) 四方田の描く韓国映画史：「反日映画」 = 「国策映画」論批判

韓国映画史を概観すると、1919年の『義理の仇討』製作に始まり、1987年の民主化達成までの68年間、映画人たちは国家による検閲や国策映画製

作の強要に苦しめられてきたことがわかる。1945年までは大日本帝国、1948年以降は軍事独裁政権が、例外期間（1960年の4・19市民革命から1961年の5・16軍事クーデターまで）を除き、ほぼ一貫して映画界に干渉した。韓国の映画人が表現の自由を名実ともに享受できるようになったのは、1993年の文民政権誕生と平和的な政権交代を待たねばならなかった。1996年には、憲法裁判所が映画の事前審議は検閲に当たるとの判決を下し、この流れを後押しした。

軍事独裁政権時代、映画界は国策映画の製作を強いられた。その代表例が、北朝鮮への対抗を目的とし、共産主義を否定する反共映画『証言』(1973)や、国威発揚や政府の政策を宣伝、擁護する『八道江山』(1967)などである。四方田が「反日映画」と並ぶジャンルとして言及した「反共映画」は、まさにこの国策映画の典型であり、共産主義の否定と反共思想の普及を目的としていた。その内容は、北朝鮮や共産主義者を絶対悪として描き、「自由民主主義」の優越性を強調するものがほとんどである〔김종원·정중현 2001:308-321〕。類似の作品はそれ以前から存在したが、「反共映画」が明確なジャンルとして確立するのは1960年代からであり、1987年の民主化まで、その製作が奨励された。特に、南北分断を利用して独裁体制を敷いた朴正熙政権は、映画を体制の宣伝に積極的に活用し、北朝鮮を「悪魔化」することで、基本的人権を制限する自らの独裁の正当化を図った。その結果、「反共映画」は、1966年から1987年まで大鐘賞に「優秀反共映画賞」部門が設けられるほど、国家的に確立されたジャンルとなった。イ・ヨンイルは「李承晩政権から朴正熙軍事政権に至って反共映画は確固たる政策ジャンルとして確立した」と述べている（한국예술연구소 2002: 161）。こうした背景から、韓国映画史研究では、朴正熙政権を「日帝末期に匹敵する統制時代」と評する見解が支配的である〔한국예술연구소 2002:87-100〕。

このように、「反共映画」は、国家によって明確に定義され、製作が積極的に推進されたジャンル

であった。一方、「反日映画」は、国家によって定義されたこともなければ、製作が奨励されたという事実もない。実際、大鐘賞をはじめ、韓国のかなる映画賞においても、「反日映画」というカテゴリーが存在したことはない。したがって、四方田が「韓国映画には伝統的にいって、他の国にない映画ジャンルが二つ存在していた。反共映画と反日映画である」と、「反日映画」と「反共映画」を同列に語ることは、韓国映画史における両者の位置づけを全く無視した、根拠が薄い主張と言わざるを得ない。

1987年の民主化は、韓国映画界に大きな転換をもたらした。映画製作のテーマや表現方法に、より大きな自由がもたらされ、過去に国家が犯した犯罪や隠蔽されてきた史実に、批判的な視点から光を当てる作品が登場するようになった。これらの作品は、韓国社会に大きな衝撃を与え、映画を契機として、歴史を再検証しようとする機運が高まった。さらに、歴史をテーマとした映画が興行的な成功を収めるという好循環が生まれたことで、実話をベースにした映画製作のブームへと繋がった。しかし、これらの作品は観客に新たな視点と感動を提供し、大きな反響を呼ぶ一方で、史実とフィクションのバランス、そして歴史をエンターテイメントの題材として描くことへの是非をめぐる議論もまた、韓国内で巻き起こしたのである。

## (2) 実話ベース映画（ファクション映画）の隆盛と韓国映画研究の取り組み

1990年代以降、韓国映画界では、実話をベースにした映画製作、いわゆるファクション映画（「fact」と「fiction」を結合した造語）の製作が活発になった。ファクション映画の増加は、史実や実在の人物の描き方をめぐる問題を惹起し、法廷闘争に発展する事例も生んだ。こうした状況を受け、韓国の映像振興委員会は2019年に『実話ベースの映画製作のガイドライン』を作成した。このガイドラインには、「反日映画」という分類は存在しない。しかし、映画のジャンルとして「歴史・

時代劇」「伝記映画」「感動実話・スポーツ」「社会告発映画」など9つのカテゴリーが定義されており、四方田や崔が「反日映画」として言及した『空と風と星の詩人 尹東柱の生涯』（2015）や『金子文子と朴烈』（2017）も、「伝記映画」としてその対象に含まれている〔영화진흥위원회 2019:2-4〕。このガイドラインの存在は、韓国映画界が歴史的事実の描写に対して、慎重な取り組みを行っていることを示している。「反日映画」言説では、こうした韓国映画界の取り組みや、ファクション映画をめぐる議論は登場しない。

ファクション映画の隆盛は、歴史認識をめぐる活発な議論を呼び起こした。特に、過剰な愛国主義や、単純化された善悪二元論的な歴史観は、韓国国内でも批判の対象となってきた。例えば、2003年に公開された『シルミド』は、北朝鮮への報復を目的とした韓国の特殊部隊の実話に基づいた映画であったが、「国家主義を批判するというよりもむしろ、国家主義に埋没してしまった」〔권혁철 2004〕と批判された。また、2006年に公開された『韓半島』は、分断された朝鮮半島の統一をテーマに、日本との歴史問題を絡めた壮大なフィクションを描いたが、その荒唐無稽なストーリー展開や、過剰な愛国主義的描写は、多くの批判を浴びた。韓国映画研究者ファン・ヘジンは、これらの映画に共通する問題点を、次のように指摘している。

『シルミド』と『韓半島』は、国家／民族の失敗した歴史を背景にしているが、結局そのファンタジーから抜け出せず、憐憫と哀悼で飾られたナショナリズム的な自己陶酔に陥ってしまった。特に『韓半島』の場合、多くの評論家が愛国主義の危険性を警告したのは、このような文脈を読み取ったからである。現実の事件に対してファクション的想像力が意味を持つためには、単に現在の視点を担保にした大衆的快楽の充足という商業的 requirement に留まらず、ファクションの基盤となる実際の歴史の、そのダイナミックな性格に対する考察が必要である〔황혜진 2006:64〕。

ファン・ヘジンの指摘は、韓国映画界において、愛国主義や国家主義を無批判に賛美したり、歴史を一方的な視点から描いたりすることへの懸念が存在することを示している。四方田や崔をはじめとする「反日映画」言説は、「国策映画」という形容を用いて、韓国映画の政治的側面を強調する。しかし、彼らの議論は、韓国内における作品の受容や、作品に対する批判的な言説を考慮しておらず、結果として、韓国の観客が「反日映画」であればどんな作品でも無批判に受け入れるかのような、短絡的な理解に陥っている。「アクション映画」の隆盛は、むしろ、史実描写の不正確さや、ナショナリズムの安易な称揚に対して、批判的なまなざしを韓国社会に涵養してきた。さらに、植民地期を描いた作品は、他の時代を描いたアクション映画とは異なり、「親日派」をどう描くかという、極めて困難な問題を抱えているのである。

### (3) 「親日派」問題と『暗殺』:「反日映画」言説の死角

本節では、韓国映画における「親日派」問題、特に2015年に公開され大ヒットを記録した『暗殺』(チェ・ドンフン監督)をめぐる議論を検証する。本稿の冒頭で引用したように、崔盛旭は、「反日映画」を3パターンに分類し、「同じような素材ばかりでネタ切れ感が否めず、観客にも次第に飽きられてくる中で、フィクションを加えることで史実をよりドラマチックに再構成し、日本人キャラクターに内面的な深みや人間的葛藤を持たせるなど、反日映画自体も徐々に変化を遂げてきた」と述べた上で、「このような立体的な人物像とエンターテインメントとしての完成度の高さに、反日のムードが追い風になって成功を収めたのが、『暗殺』と言えるだろう」と論じた〔崔 2024:26-27〕。しかし、崔のこの見解は、「親日派」という、韓国社会が抱える複雑な問題を捨象しており、「反日映画」言説の持つ問題点を端的に示している。

【表1】からも分かるように、2000年から2014年までの15年間に製作された植民地期を背景にした映画は14本で、平均すると毎年0.9本というペースである。しかし、『暗殺』が公開された2015

年以降、2024年までの10年間では21本、平均すると毎年2.1本が製作されており、植民地期を背景にした映画の製作ペースが上がっていることは明らかだ。つまり『暗殺』は、「反日のムード」に便乗して成功したのではなく、むしろ、それまでの停滞した状況を打破し、新たな流れを作り出したと見るべきだろう。実際、崔が言うような「反日のムード」は、『暗殺』製作関係者の認識とは大きく異なる。監督のチェ・ドンフンは、『暗殺』製作時のプレッシャーについて、次のように述べている。

180億ウォンをかけて植民地下の朝鮮という時代背景の下、親日派を暗殺する映画を製作すると言った時も、またこの内容を映画にして観客の前に披露する時も、不安で気が狂いそうだった。挑戦だったからだ。1930年代は韓国映画界では呪われた時代と称されるほど、当時を描いた映画は次々と興行的に失敗した〔전형화 2015〕。

この発言からも分かるように、韓国映画界では「日帝強占期映画“興行惨敗ジンクス”」という業界用語が使われるほど、植民地期を扱った作品の興行的失敗が続いていた〔유선희 2015〕。その背景には、植民地時代を描く映画が、必然的に「親日派」問題に直面せざるを得ないという事情があった。『暗殺』は、この「親日派」問題を真正面から扱い、従来の作品よりもはるかに踏み込んだ描き方をしたにも関わらず、興行的に大成功を収めた。この点が、『暗殺』の映画史的意義と言えるだろう。

『暗殺』は、1933年、日本統治下の朝鮮半島を舞台に、日本からの独立を目指す朝鮮人グループが、親日派のカン・イングック(演:イ・ギヨンヨン)と日本人要人、両者の暗殺計画を企てる物語である。しかし、そのグループには、日本側に内通する朝鮮人二重スパイ、ヨム・ソクジン(演:イ・ジョンジェ)が潜入していた。同作は、大日本帝国と独立運動家という単純な善悪二元論では

【表 1】2000 年以降に公開された主な植民地期を背景にした映画

2000 ~ 2014			2015 ~ 2024		
映画題名	公開年	動員数(万人)	映画題名	公開年	動員数(万人)
アナキスト	2000	23 *	京城学校 消えた少女たち	2015	35
ロスト・メモリーズ	2002	85 *	暗殺	2015	1270
爆発野球団!	2002	56 *	隻眼の虎	2015	176
風のファイター	2004	144	愛を歌う花	2016	48
力道山	2004	101	鬼郷	2016	358
青燕—あおつばめ	2005	49	空と風と星の詩人 尹東柱の生涯	2016	117
1942 奇談	2007	64	ラスト・プリンセス 大韓帝国最後の皇女	2016	559
ラヂオ・デイズ	2008	21	お嬢さん	2016	428
グッド・バッド・ウイアード	2008	668	密偵	2016	750
ワанс・アポン・ア・タイム	2008	154	雪道	2017	13
モダンボーイ	2008	76	金子文子と朴烈	2017	235
史上最強スパイ Mr. タチマワリ ～爆笑世界珍道中	2008	62	軍艦島	2017	659
影殺人	2009	189	アイ・キャン・スピーカ	2017	326
マイ・ウェイ 1200 キロの真実	2011	214	大将キム・チャンス	2017	36
			ハー・ストーリー	2017	33
			鳳梧洞（ポンオドン）戦闘	2019	478
			自転車王オム・ボクトン	2019	17
			英雄	2022	327
			幽靈	2023	66
			破墓パミョ	2024	1191
			ハルビン	2024	392

※動員数は韓国映画振興委員会傘下の映画館入場券統合電算網（KOBIS）のまとめによる（万人未満は切り捨て）。2004 年以降は発券統計、それ以前は韓国映画年鑑の統計。2000 ~ 2002 年の\*はソウルのみの動員数。2024 年 12 月 24 日公開の『ハルビン』の動員数は 1 月 10 時点の動員数。<https://www.kobis.or.kr/kobis/business/mast/mvie/searchMovieList.do>

なく、独立運動派内部の葛藤や、正体を隠すヨム・ソクジンの裏切りがもたらす緊張感、そして裏切り者を処刑しようとする女性スナイパー、アン・オギュン（演：チョン・ジヒョン）の活躍など、エンターテイメント性も高い作品として仕上がってきている。

親日派のヨム・ソクジンは、日本側に独立派の情報を流す二重スパイでありながら、独立後は巧みに過去を隠蔽し、警察幹部にまで上り詰める。しかし物語の最後には、1933 年に出された裏切り者への抹殺指令が遂行される形で暗殺される。つまり、

現実の韓国社会では実現しなかった親日派への断罪が、映画の中ではっきりと示されたのである。

『暗殺』は、「親日派」問題を扱い、興行的な成功を収め、数々の映画賞を受賞するなど、批評家からも高い評価を得た。しかし、その一方で、韓国内から批判的な声も上がっていたことは見逃せない。その代表例が、映画評論家キム・ビヨンジェの論評である。キムは、「天才的なストーリーテラー」と形容されるチエ・ドンフン監督の作品を酷評するのは心苦しいと断りつつも、『暗殺』を徹

底的に批判している。キムによれば、『暗殺』は「『過去との対話』にはほとんど関心がないように見え」、「朝ドラのような陳腐な構成」で「商業的なあらゆるスタイルを総動員」した「通俗ドラマ」に過ぎない。キムは、歴史映画だからといって、ストーリーが「正攻法」で「深刻」である必要はないしながらも、「歴史を扱う上で未来が見えないというのは深刻な問題」であり、『暗殺』は歴史を扱っているにも関わらず「ギャングスターフィルム」にしか見えない、と厳しく指摘している〔召開 2016:70-76〕。

このように、『暗殺』は、植民地期の「親日派」への処罰を描いた革新的な作品として評価される一方で、その歴史描写の軽薄さ、物語構成の陳腐さに対して、韓国内で批判的に評価する向きもあったことは否定できない。「反日映画」言説は、『暗殺』に限らず、韓国映画を「反日」という一色で塗りつぶし、ステレオタイプ化することで、韓国内に存在する多様な評価や、作品が持つ多面的な側面を単純化している。むしろ、韓国の観客や批評家は、「反日」というテーマだけでなく、映画の質、歴史描写の正確さ、物語の深さなど、多角的な視点から映画を評価しているのであり、「反日映画」と単純に定義された映画群が、韓国社会で無条件に絶賛ないし許容されているわけではない。

本節では、日本で「反日映画」と称される韓国の歴史映画について、韓国における国策映画の歴史、アクション映画への批判、そして植民地期を扱った映画ならではの問題である「親日派」表象という、複数の観点から検証した。その結果、明らかになったのは、「反日映画」言説が、「反日映画」は「国策映画」であるという虚構を強調するあまり、史実描写の正確性や過剰なナショナリズムへの批判が韓国内にも存在するという事実を軽視していることである。さらに、「反日映画」言説は、日本統治時代に日本へ協力した朝鮮人、「親日派」をいかに描き、その歴史をどう反省し記憶するかという、韓国社会が長年抱えてきた問題を「反日」という短絡的なキーワードに回収することで、

その複雑さ、困難さを捨象してしまっている。

#### 4. むすび

本稿は、韓国映画を「反日映画」と定義する言説を取り上げ、その代表的な論者である四方田犬彦の論考を詳細に分析してきた。その結果、四方田が「反日映画」を韓国映画固有のジャンルとみなし、韓国政府の「国策」として製作が推進されてきたかのように論じていること、しかし、その主張が具体的な根拠を欠き、自身の個人的な鑑賞体験や、一部の作品の恣意的な解釈に基づいていることを明らかにした。さらに「反日映画」言説は、韓国内における多様な映画評価、特に歴史映画に対する批判的検討や、「親日派」問題に関する複雑な議論を無視、あるいは軽視していることを指摘した。そして第3章では、韓国映画史における「国策映画」の実態、「反共映画」との比較、1970年代の映画界の状況、『暗殺』をめぐる議論などを通して、「反日映画」言説が、いかに韓国映画史の文脈、韓国社会の歴史認識を単純化しているかを検証した。

四方田や崔の言説に見られる「反日映画」論は、近年、日本の右派メディアでも頻繁に登場する。例えば、『産経新聞』のソウル支局長を勤めた黒田勝弘記者は、『暗殺』を以下のように評している。

日本支配から解放された「光復 70 周年」の夏、韓国で話題の大作映画が『暗殺』。日本統治時代の抗日テロリストたちを主人公にしたアクションドラマで、もろに反日愛国主義をうたいあげている。7月下旬の封切りですでに観客動員 600 万人突破とか。

中国では共産党の政治外交路線でこんな反日映画が量産されているというが、自由民主主義、韓流文化の韓国で今なおねえ・・・。8月は昔から映画やテレビには愛国反日モノが登場してきた(強調引用者)。昔は国境を超えた愛とか友情などそれなりに「日韓和解ドラ

マ」があったと思うが、最近は威勢のいい反日愛国モノが目立つ。

映画やドラマのみならずすべてが「悩み無きお手軽反日」というか、エンターテインメント（娯楽、楽しみ）としての反日というか。ところがそれが日本国民を刺激し反韓・嫌韓感情になっているということが韓国は分かっていない。

映画『暗殺』は戦前、中国の上海にあった亡命政権下のテロリスト集団が本国に潜入し、日本の要人や親日派韓国人を無慈悲に殺害するというもの。その主人公が女性なのだが、銃を抱えてのアクションシーンがどうも一昨年のNHK大河ドラマ『八重の桜』のヒロインにそっくりなのだ。これまさか、“いただき”ではないでしょうね [黒田 2015]。

しかし、こうしたメディアの論調に、変化の兆しが見られることも事実である。例えば『週刊新潮』は、「反日映画」言説を積極的に展開してきたメディアの一つであるが、2024年に韓国で公開された映画『破墓／パミヨ』を紹介する記事では、次のように「反日映画」を評している。

つまるところ、どこに視座を置くかによって、世界は右にも左にも、反日リベラルにも愛国にも揺れる。映画を「反日」という言葉で語った瞬間に、語り手は何かに利用されていることも知ったほうがいい。そしてそもそも娯楽映画の向こうに政治を見て過剰反応することにそれほどの意味があるとも思えない。少なくとも『破墓／パミヨ』は日本に対するそれなりの理解と敬意があり、韓国映画の今がわかる刺激的な作品でもある。「反日」に騙されたら損である。[渥美 2024]

この評価は、これまで「反日映画」とステレオタイプ的に断じてきた、同誌の主張とは一線を画すものであり、「反日」という一言で韓国映画を判断することの危うさを示唆している。四方田や崔

の「反日映画」論も、こうした新たな視点から、抜本的に再検討されなければならない時期に来ていると言えるだろう。

今後、日韓の映画交流、さらには健全な文化交流を発展させるためには、本研究で批判的に検討した「反日映画」言説のような、一面的な見方を脱却することが不可欠である。そのためには、韓国映画を「反日」という短絡的な図式で捉えるのではなく、個々の作品が製作された背景、作品内で提示される歴史観、そしてそれらに対する韓国国内の多様な反応を、丁寧に読み解いていく必要がある。特に、「親日派」問題をはじめとする、韓国映画が扱う歴史認識の問題に注目することは、日韓の相互理解を深めるための議論の土台を構築する上で、大きな可能性を秘めている。

メディアや言説空間において、ステレオタイプな見方を排し、多角的な視点から相互理解を深める努力が、今後ますます重要になるだろう。本研究では、紙幅の都合上、分析対象を四方田犬彦と崔盛旭の言説に絞ったが、今後は、より多くの「反日映画」言説を対象とした分析や、観客が実際にそれらの映画をどのように受容しているのかを調査することも、課題として挙げられる。これらの研究を通じて、日韓の映画を通じた相互理解がより一層深まることを期待し、本稿の結びとする。

## 注

- 1) 本研究は、公益財団法人ヒロセ財団より研究助成金の交付を受けている。
- 2) 韓国における「親日派」の歴史的変遷については以下を参照。강정구「친일파 청산의 좌절: 그 원인과 민족사적 교훈」『한국사회학』제 27 칡, 겨울호, 1993 年, pp.271-294, 임현영「왜 친일파가 문제인가」pp.20-35, 이강수「친일파 청산 왜 좌절되었나」pp.36-53 『내일을 여는 역사』제 16 호, 재단법인 역사와 책임, 2004 年 6 月, 「『親日人名辞典』と過去精算の課題—任軒永民族問題研究所所長に聞く」『コリア研究』1 号, 2010 年 3 月, 立命館大学コリア研究センター, pp.13-22, 장동석「친일, 미디어를 통해 새 힘을 얻다」『The Christian Literature Society of Korea』, 기독교사상, Vol.632, 2011 年 8 月, pp.26-34, 정운현『친일파는 살아있다 - 자유·민주의 탈을 쓴 대한민국 보수의 친일여정』책보세,

2011 年 (電子書籍)、민족문제연구청년모임·정운현『청년학생들을 위한 친일청산 100 문 100 답 친일, 청산 되지 못한 미래』(주) 책으로보는세상, 2014 年 (電子書籍).

## 参考文献

### ○日本語文献

- 渥美志保 (2024) 「1200 万人動員の韓国ホラー『破墓／パミヨ』は『反日』映画か? 『娯楽映画に政治を見る』ことの愚」『週刊新潮』、[https://www.dailysincho.jp/article/2024/10251051/#goog\\_rewarded](https://www.dailysincho.jp/article/2024/10251051/#goog_rewarded)
- 木村幹 (2000) 「朝鮮／韓国における近代と民族の相克:『親日派』を通して」『政治経済史学』(403) 政治経済史学会、pp.10-30.
- 黒田勝弘 (2015) 「【外信コラム】ソウルからヨボセヨ テロリスト礼賛映画」『産経新聞』2015 年 8 月 8 日。
- 崔盛旭『韓国映画から見る、激動の韓国近現代史—歴史のダイナミズム、その光と影』2024、書肆侃侃房。
- 多胡吉郎 (2017) 『生命の詩人・尹東柱』影書房。
- 張惠英 (2013) 「抑圧と抵抗の狭間で - 朴正熙独裁政権下 (1961-1979) の韓国映画史の再考察」立命館大学社会学研究科博士論文。
- 峯岸博 (2016) 「新造語に韓国若者の声」『日本経済新聞』2016 年 9 月 6 日。
- 四方田犬彦 (2019) ①「犬が王様を見て、何が悪い? ソウルはいつからコスプレだらけの都市になったのだろう。」『週刊金曜日』1227 号、金曜日、p32.
- 四方田犬彦 (2019) ②「犬が王様を見て、何が悪い? 読者からの疑問に答える—韓国映画のナショナリズム自己陶酔は、これでいいのか?」『週刊金曜日』1234 号、金曜日、pp.44-45.
- 四方田犬彦 (2020) 「韓国ニュースウェイヴ 20 年」『ユリイカ』2020 年 5 月号、青土社、pp.92-101.

### ○外国語文献

- 권혁철「영화 - 실미도에 흐르는 '위험한 감동'」『한겨레 21』2004 年 1 月 16 日。 [https://h21.hani.co.kr/arti/society/society\\_general/10047.html](https://h21.hani.co.kr/arti/society/society_general/10047.html)
- 김병재 (2016) 「<암살>을 들려싼 엇갈린 시선 - 부정적 평가 한국독립군조차 '꾼'으로 그린 영화 <암살>」『영화평론 28 호』 한국영화평론가협회 2016.2 pp.70-76.
- 김소정 (2019) 「[전문] 문재인 대통령 3·1 절기념사 “친일잔재 청산, 너무 오래 미뤄”」『동아일보』

2019 年 3 月 1 日。 <https://www.donga.com/news/Politics/article/all/20190301/94346059/2>

- 김완, 정환봉, 하어영 (2017) 「[단독] 국정원, 우익 '국뽕영화' 기획·사찰 엔터팀도 운영했다」『한겨레 21』2017 年 9 月 10 日。 [https://www.hani.co.kr/arti/society/society\\_general/810414.html](https://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/810414.html)、김완, 정환봉, 하어영, 김성훈 (2017) 「국정원·엔터팀·“대통령이 직접 액션도 하는 히어로물을 만들면 영화로도 안보를 할 수 있다”」『씨네 21』2017 年 9 月 10 日。 [http://m.cine21.com/news/view/?mag\\_id=88168](http://m.cine21.com/news/view/?mag_id=88168)
- 김정운, 홍준영 (2017) 「국뽕, 애국심과 국가주의 사이에서 아찔한 줄타기 (1) - 우리 사회에서 '국뽕'은 어떻게 소비되는가」『홍대신문』2017 年 9 月 26 日。 <https://hiupress.hongik.ac.kr/news/articleView.html?idxno=823>
- 김종원·정중현 (2001) 『우리 영화 100 년』현암사。
- 안태근 (2013) 『한국영화 100 년사』북스토리 (電子書籍)。
- 영화진흥위원회 (2019) 『실화 기반 영화 제작을 위한 가이드라인』pp.2-4.
- 유선희 (2015) 「일제 강점기 영화 '흥행 참패 징크스' 엘까」『한겨레신문』2015 年 7 月 22 日。 <https://www.hani.co.kr/arti/culture/movie/701454.html>
- 이상국 (2017) 「[종합] 영화 '군함도' 논란 7 가지 총정리」『아시아경제』2017 年 7 月 30 日。 <https://www.asiae.co.kr/article/2017073014264889233>
- 이영일 (2004) 『개정증보판 한국영화전사』도서출판 소도。
- 장윤환 (1972) 「연예수첩 반세기 영화계 (22) 광복영화시대」『동아일보』1972 年 11 月 22 日。
- 정운현 (2011) 「제 1 장 민족반역의 길로 들어서다 - 친일파는 민족반역자를 말한다」『친일파는 살아있다 - 자유·민주의 탈을 쓴 대한민국 보수의 친일경』 책보세, (電子書籍)。
- 전형화 (2015) 「최동훈 감독 “암살” 8.15 천만.. 독립운동가들에 대한 감동」(인터뷰) ②」『스타뉴스 20』2015 年 8 月 15 日。 <https://www.starnewskorea.com/stview.php?no=2015081314484404995>
- 한국영상자료원 (2013) 『한국영화 100 선 <청춘의 십자로>에서 <피에타>까지』한국영상자료원 (電子書籍)。
- 한국예술연구소 (2002) 『이영일의 한국영화사 강의록』도서출판 소도。
- 황혜진 (2006) 「국가 / 민족에 대한 영화적 상상력과 재현 - <실미도>와 <한반도>를 중심으로」『한국콘텐츠학회논문지』6 권 11 호、p64.

## 研究ノート

# 韓国における「患者安全事故」報告システムと 医療安全への取組み —医療安全関連事情調査報告

李庸吉（大阪公立大学人権問題研究センター）

## 1. はじめに<sup>1)</sup>

近年、医療の高度化に伴い、死亡事故の発生も絶えない中、事故の原因究明と共に再発防止、さらには「医療の質」向上につなげるための社会的な仕組みを整えることは、国を問わず重要課題となっている。韓国では、患者の安全に伴うこのような問題に取り組むため、2015年1月28日に「患者安全法」が制定され、2016年7月29日より施行されている<sup>2)</sup>。

「患者安全（Patient Safety）」に関しては、1999年にアメリカの Institute of Medicine が報告書 “*To err is Human: Building a safer health system*”<sup>3)</sup>を公刊したのを機に話題となり始め、世界各国で実態調査が行われ、その深刻性が認識されるようになった。韓国においても、2000年代はじめより、「患者安全」の重要性が提起されてはいたものの、社会的関心を引くにはいたらなかった〔*신재명·조기여 2018: 34*〕。ゆえに、韓国では医療に伴って発生する事故については、その被害救済ないし紛争解決に主眼をおいた法整備に関心が集まっていた〔*李庸吉 2016: 202-209*〕。一方で、医療の安全と再発防止については、基本的な報告システムも備わっておらず、その実態さえも把握されず、事故及び患者安全情報の管理と分析についてはお手上げともいえる状態であった。そのような中、「患者安全法」が制定・施行されたことは画期的な転換点となり、「医療の質」向上において重要な意味を有すると捉

えられている〔*구홍표 2016: 48, 최민규 2022a:152*〕。

韓国において「患者安全」に関する議論が本格化したのは、2010年5月、当時9歳の白血病患者であったチョン・チョンヒヨン（정종현）君（通称、チョンヒヨニ〔종현이〕）が約3年に及ぶ抗癌治療の末、完治を目の前に最後の1回の抗癌剤治療で発生した事故において無念の死を遂げた衝撃的な事件に端を発する〔*李庸吉 2015: 741*〕。また、2012年にもまったく同様の事故により、悪性リンパ腫の40代女性患者が死亡するに至った<sup>4)</sup>。これらの一連の事故が全国的に患者安全の重要性に対する起爆剤となり、医療現場で患者安全を具現することと、事故発生後において被害者を合理的に救済するための方策を要求する主張が提起され続けた〔*최민규 2022b: 4-5*〕。

このようなことから、医療被害者及び市民団体を中心に患者安全に関する論争が本格的に巻き起こり、立法への大きな流れを生むことになった〔*李庸吉 2015: 741-743*〕。

本稿は、「患者安全法」に先行して施行された医療事故被害の救済と紛争解決に主眼をおく「医療事故被害救済及び医療紛争調停等に関する法律（通称、医療紛争調停法）」との関係性、つまり医療安全（患者安全）と紛争解決のための施策の連携可能性を見出すことはできるのかという問題意識のもと、法制定からこれまでの法状況と運用状況につきト雷斯することで、医療における安全文化の醸成がどのように進展してきたかを確認し、今後を展望することを目的とする。また日本

においても 2015 年に発足した「医療事故調査制度」が 10 年目となる今日、新たな議論の端緒を提供することをも視野に入れた試みでもある。

## 2. 「患者安全」と「患者安全事故」の概念

### (1) 「患者安全」の概念

上述のように、「患者安全 (Patient Safety)」という概念は 1999 年以降において登場したものであるが、医療者側ではなく、患者の観点で患者中心に事故・事象を見つめるという要諦である [ 백경희 2015: 329]。つまり、医療提供者の「エラー (error)」そのものより、患者が受ける危害や脅威に焦点を合わせた患者中心の概念であるという側面に意義がある [ 서제희 2016: 329]。

### (2) 患者安全法における「患者安全事故」の定義

患者安全法は、「患者安全事故」を「保健医療人が患者に保健医療サービスを提供する過程において、患者の安全につき、保健福祉部令で定める危害が発生、または発生するおそれのある事故をいう」(法第 2 条) と定義しており、同法施行規則第 2 条は、「保健福祉部令で定める危害」とは、「死亡・疾患または障害等、患者の生命・身体・精神に対する損傷または副作用をいう」と規定する。

これに対し、「医療事故被害救済及び医療紛争調停等に関する法律 (通称、医療紛争調停法)」が定める「医療事故」とは、「保健医療人が患者に対し実施する診断・検査・治療・医薬品の処方及び調剤等の行為により、人の生命・身体及び財産に対し被害が発生した場合をいう」としている。

概念上は、これら 2 つは類似するが、「患者安全事故」の場合、実際に「悪結果」が発生した場合のみならず、「危害が発生するおそれのある事故」まで含まれることになり、より包括的な概念ということになる。

## 3. 「患者安全法」の主な内容とその特徴

### (1) 「患者安全法」の主な内容

「患者安全法」は患者安全に必要な事項を規定することで、患者の保護及び医療の質向上に寄与することを目的とし (第 1 条)、以下のような内容を規定する。

#### a. 患者安全総合計画と国家患者安全委員会

保健福祉部 (日本の厚生労働省に相当) の長官は、国家患者安全総合計画を 5 年毎に樹立・施行しなければならず、国家次元で患者安全に関する事項を審議するために「国家患者安全委員会」を設置しなければならない (7 条、8 条)。

#### b. 患者安全委員会の設置と患者安全専担人員の配置

一定規模以上の病院級医療機関 (200 床以上) は、「患者安全委員会」を設置・運営しなければならず、患者安全の業務を担当する「患者安全専担人員」<sup>5)</sup> の配置が義務付けられる (11 条、12 条)。専担 (筆者注: 日本語では「専任」に相当) 人員となる者は、患者安全活動に関する教育を定期的に受けなければならない (13 条)。

#### c. 自律報告及び報告学習システムの構築

患者安全事故を発生させた者、あるいは発生した事実を知った保健医療人及び患者等は、その事実を自律的 (自発的) に報告できる (14 条)。この自律報告 (筆者注: 日本語の「自発的報告」に近い語である。以下においても同じ) によって収集された資料等を基に調査、研究及び共有のため患者安全事故報告学習システムを構築し運営する (16 条)。

#### d. 報告者の保護

報告者の保護を図るため、秘密漏洩禁止条項が設けられており、報告者が不利な扱いを受けないようにする保護規定も設けられている (17 条)。

## (2) 患者安全法の特徴

「患者安全法」は、患者安全事故に対する国家次元の体系的な管理システムの構築を基本目的としている。患者安全事故に対し、保健医療人及び患者側からの報告を収集・分析し、医療機関及び医療人全体を学習させる「報告・学習システム」の構築を核心とする。そのため、「患者安全法」の最も大きな特徴といえるのは、「自律性」に根幹がおかれている点であった。つまり、法第18条に明示された患者安全事故の個人情報保護と報告者に対する「不利益禁止」に関する事項以外には未遵守につき罰則がなく、何の制裁性もないことから、患者安全関連の専門家からは憂慮も示された〔予亨至 2016: 51〕。

また、自律報告システムは、非処罰性、機密性、独立性等が担保されることにより、報告を促進させ、現場において自発的に事實を報告する文化を醸成することで適時性を保障する目的で採択されたが、反面、当システムは、当初予想しただけの資料収集が可能であるか強い疑問が実際の現象からもうかがえるとし、本法の最も大きい短所にもなり得るという批判もみられた〔신재명・조기여 2018: 38-39〕。そのような中、制度の運用において現れた一部の不備な点を改善・補完するため議論が重ねられた末、2020年1月29日、「患者安全法」は一部改正された（2021年1月30日施行）。

## (3) 2020年改正の主な内容

主だった改正点とその概要を示すと、以下のように整理することができる。

①保健福祉部長官は患者安全及び医療の質向上に関する政策の樹立・施行のため、5年毎に患者安全事故実態調査を実施し、結果を公表できるものとした（第7条の2＜新設＞）。

②保健福祉部長官は患者の保護及び医療の質向上のための施策を効果的に遂行するために患者安全活動を目的とする非営利法人を「中央患者安全センター」に指定することができ、また一定規模以上の病院級医療機関等を「地域患者安全セン

ター」に指定することができるものとした（第8条の2及び第8条の3＜新設＞）。

③患者安全専担人員の資格要件の中に薬師（日本でいう「薬剤師」）を追加（第12条）した。

④患者安全事故が発生することが予想される場合にも保健医療人や患者等が保健福祉部長官にその事實を報告できることとし、一定規模以上の病院級医療機関において、説明・同意内容と異なる内容の手術等により患者が死亡する等の患者安全事故が発生した場合、当該医療機関の長は保健福祉部長官にその事實を遅滞なく報告することとした（第14条）。

⑤保健福祉部長官は、患者安全事故関連情報の共有のために、韓国医療紛争調停仲裁院、韓国消費者院等の機関の長に患者安全事故関連資料の提供を要請することができるものとした（第15条の2＜新設＞）。

## 4. 医療機関評価認証院と患者安全報告学習システム

### (1) 中央患者安全センターとしての医療機関評価認証院<sup>6)</sup>

医療機関評価認証院は、医療機関認証制度及び医療機関を対象として実施される各種の評価業務を統合・遂行し医療の質と患者安全の水準を高めることで国民の健康の維持・増進に寄与するため、医療法に基づき設立された機関で、2010年10月26日に開院し、業務を開始した。

当該機関の業務としては、①医療機関認証業務、②医療機関及び医療人に対する教育・コンサルティング業務、③中央患者安全センターとしての「患者安全報告学習システム」運営業務を掲げている。当機関の組織構造も経営管理を行う経営革新本部の他に①を担当する認証評価本部、②を担当する教育研究本部、③を担当する中央患者安全センターに分かれているが、これらが有機的に連携し、患者安全と医療の質向上のための事業を展開している。

#### a. 医療機関認証業務

医療法 58 条が規定する医療機関の認証を保健福祉部長官の委託を受け、病院級医療機関及び大統領令で定める医療機関に対する認証を行っている。この医療機関認証制度は、「医療機関をして患者安全と医療の質向上のための自発的で持続的な努力を誘導し、医療消費者に良質の医療サービスを提供するための制度」で、「順位を定める相対評価とは異なり、医療機関の認証基準充足の適否を調査する絶対評価の性格を有する制度で、公表された認証調査基準の一定水準を達成した医療機関に対し、4 年間有効な認証マークを付与する制度」である。

#### b. 医療機関及び医療人に対する教育・コンサルティング業務

当該機関の教育研究部が提供するサイバー研修院をはじめ、医療機関や医療従事者に対する教育研究プログラムや医療機関へのコンサルティングサービスを提供している。

#### c. 中央患者安全センターとしての「患者安全報告学習システム」運営業務

2016 年 7 月 29 日、「患者安全法」に基づく、「患者安全報告学習システム」運営業務の委託機関として指定され、さらに 2020 年 1 月 29 日「患者安全法」一部改正により、同法 8 条の 2 が定める「中央患者安全センター」として指定を受け、「患者安全報告学習システム」を中心に業務運営がなされている。患者安全事故につき、報告できるようシステムを構築し、システムを通じて報告された事故を分析し、整備した予防対策を患者や医療現場にフィードバックし、類似した事故の再発防止を図っている。

#### d. 機関の特性

当該機関の特性としては、①患者安全基準を含めた国際水準 (ISQua) の認証基準を備えていること、②調査人員の専門性・客觀性強化、③医療機関の質の向上を支援するコンサルティングサービ

スを提供し、パートナーシップ確保などを掲げている。

そのようなことから、医療供給者中心の医療文化から医療消費者（患者及び保護者）中心の医療文化に転換させて、革新的な制度を設計したところに長所ともいえる特性がある。

### (2) 患者安全報告学習システム

#### a. 患者安全報告学習システムの機能と構造

「患者安全法」の核心は、患者安全事故の報告学習システムの構築である。保健医療人のみならず、患者側も事故につき報告ができるようになっている。報告された患者安全事故を分析することで得ることができた知見や予防対策を保健医療人や患者側にフィードバックし、同様の事故が再発しないようにする予防システムである [子厚豆 2016: 54]。

患者安全事故を検証した後には、必ず個人情報を削除し、報告者に対する秘密を保障することで、自発的な報告を促し、これまで医療機関で内部的に保管・管理された患者安全事故を報告・学習システムで共有することで、再び同じ不幸が繰り返されないようにする患者安全管理システムともいえる [子厚豆 2016: 54]。

「患者安全法」は、実際に発生する患者安全事故と、これに対する予防及び再発防止のための活動の失敗を把握することから始まる構造である。まずは、患者安全報告学習システムを通した報告がなされ、報告内容の分析により予防及び再発防止のための患者安全基準を策定し、この基準の遵守程度を測定するために、患者安全指標を開発し普及を図る。このような一連の過程が実効的に運用されるよう各医療機関に患者安全専担人員及び患者安全委員会を構成し、政府は国家患者安全委員会を設置し、患者安全総合計画を樹立することで一貫的かつ持続的な患者安全政策を推進する。このように事故報告を端緒にすべての段階が有機的に連携される構造となっている [子厚豆 2016: 54]。

### b. 報告者の範囲とその保護

報告者の範囲は「患者安全事故を発生させたり発生した事實を知ったりした保健医療人や患者等保健福祉部令で定める者」と広く設定されていて、保健医療人、保健医療機関の長、専担人員、患者及びその保護者<sup>7)</sup>がこれに含まれる（法第14条、施行規則第12条）。特に患者安全専担人員は医療機関内部の報告体系を通して収集・分析した患者安全事故を個別に報告することも、また医療機関としてまとめて報告することもできる〔子亨昱 2016: 55〕。

また、「患者安全法」第14条第3項（2020年1月29日改正）により、患者安全事故を発生させた本人が報告を行った場合、医療法等の保健医療関係法令に従った行政処分を軽減ないし免除される。連絡先を記載した報告者は、「番号」を付与されるので、名前や連絡先等の個人情報なしに当該番号を通じて報告の事実を証明できるようになっている〔子亨昱 2016: 55〕。

患者安全報告の目的は、事故情報の収集・分析及び再発防止対策策定を通して類似の事故の再発を予防することにあるため、「患者安全法」では、報告者に対する秘密保障を徹底しており、報告による不利益を未然に防止するようにしている。また、蓄積された情報の専門的分析と効果的フィードバックを通じた巨視的改善活動を遂行することを目的としているため、個別の医療機関に対するフィードバックは行わないことになっている〔子亨昱 2016: 55〕。

### c. 報告手続きと情報の処理過程

患者安全事故を報告する者は、「患者安全事故報告書」を作成し報告することになる。その書式は、医療機関評価認証院のホームページからダウンロードすることができ、メール、ファックス、郵便を通して報告することができる。また、オンライン申告もできるようになっている。

報告された情報は検証手続きを経ることになる。記述された内容とチェックボックス選択の内容が相違していたり、内容が不備ないし不十分と

判断されたりした場合は、これを補完し、信頼性を高める。たとえば、必須情報が欠落している場合は、報告者に内容の確認を行い、資料を補完する。重複報告や虚偽報告と判断される場合は、その事由を登録した後、削除処理し分析対象から除外する。この検証手続きは、患者安全報告学習システム運営機関に受付がなされた日から14日以内に完了する〔子亨昱 2016: 57〕。

上述の検証手続きが完了した報告書は、個人または保険医療機関が識別可能な情報をすべて削除した後、データベースに保存され、患者安全情報データベースが構築される。蓄積されたデータベースを活用し、患者安全情報を分析することで患者安全事故の現況と傾向を把握し、保険医療サービス提供過程で新たに発生した危険要因を発見し、因果関係を分析することになる。これを通じて危険低減政策及び目標と樹立する〔子亨昱 2016: 57〕。

分析された患者安全情報に関しては、類似の事故が再発しないよう、事故発生情報と再発防止対策を全保健医療機関及び保健医療人と共有することになる。新たな類型については、それが患者安全に重大な危害が発生する可能性のある患者安全事故である場合、注意警報を発令することができる。それ以外の場合は、患者安全事故発生情報、ガイドライン、予防戦略等をホームページに掲載、もしくはニュースレターまたは報告書の発刊を通じて保健医療機関や保健医療人に提供する。さらに患者安全キャンペーン、患者安全専担人員教育資料発刊もしくはメディアを通して広報を行う。このような一連の過程を通して患者安全情報に対する体系的な分析と患者安全及び医療の質向上のための政策樹立根拠として活用されることになる〔子亨昱 2016: 57〕。

## 5. 統計で見る法施行後の歩みと実績

ここにおいては、患者安全報告学習システムを通して収集・公表されたデータにつき、その一部

を紹介し、法施行後の歩みについて確認してみることにする<sup>8)</sup>。

まず、【表1】であるが、「患者安全法」が施行された2016年から2023年までの報告状況を「報告者」別に示したものである（ただし、2016年度に関しては、約5か月間のデータとなる）。合計報告件数は年々伸びており、特にここ最近の増加傾向が顕著にみられる。「患者安全法」は、患者及びその「保護者」も報告ができるシステムとなっておりが、増加傾向が見られるのは、患者安全専担人員、保健医療人自らの報告で、2020年以降、殊に2023年に至っては目を見張るものがある。これは制度が浸透し、比較的よく機能している様子の表れと読むことができようか。

次に、2020年の法改正（2021年1月30日施行）により導入された「義務報告」の数を分けて示したのが【表2】になる。義務報告該当要件は「患

者安全法」第14条2項の1号から4号に該当する場合であるが、それを【表3】に示しておく。

義務報告に関しては、導入当初である2021年の97件に比し、年々軽減傾向がみられる反面、法改正後、「自律報告」の数が増加しているのが目を引く。義務報告に関しては、法改正後、まださほど時間が経っていない点から、理解が浸透しておらず、義務報告に該当しないものも誤って報告されているようである。たとえば、「患者安全統計年報」によると、導入初年度である2021年度においては、義務報告がなされた97件の内、義務報告に該当するのが30件、あとの67件は非該当事例となっている。同じく2022年度は、84件中該当事例が36件、非該当事例が48件、2023年度では、65件中該当事例42件、非該当事例23件となっており、少しづつ理解が広まっている様相が垣間見られる。また自律報告も含めたこれらの数字は患者安

【表1】報告者別報告現況 (単位: 件, %)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
患者安全専担者	536 (95.2)	3,446 (89.2)	7,067 (76.4)	7,959 (66.6)	9,643 (69.3)	9,198 (70.0)	8,548 (57.7)	10,734 (52.9)
保健医療人	20 (3.6)	282 (7.3)	1,091 (11.8)	1,806 (15.1)	3,506 (25.2)	3,709 (28.2)	5,908 (39.9)	9,222 (45.5)
保健医療機関の長	0 (0)	122 (3.2)	1,052 (11.4)	2,118 (17.7)	731 (5.3)	157 (1.2)	259 (1.7)	254 (1.3)
保護者*	3 (0.5)	9 (0.2)	22 (0.2)	28 (0.2)	18 (0.1)	28 (0.2)	31 (0.2)	39 (0.2)
患者	4 (0.7)	0 (0)	10 (0.1)	30 (0.3)	8 (0.1)	16 (0.1)	53 (0.4)	24 (0.1)
不明**	0 (0)	5 (0.1)	8 (0.1)	12 (0.1)	13 (0.1)	38 (0.3)	21 (0.1)	0 (0)
合計	563 (100)	3,864 (100)	9,250 (100)	11,953 (100)	13,919 (100)	13,146 (100)	14,820 (100)	20,273 (100)

\* 保護者：慣習的に使われている用語で主に患者家族や付添人にあたる

\*\* 不明：報告において報告者項目未作成なもの

(\* 「患者安全統計年報」の情報を基に筆者作成)

【表2】報告種別年次推移

(単位: 件)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
自律報告	563	3,864	9,250	11,953	13,919	13,049	14,736	20,208
義務報告	—	—	—	—	—	97	84	65
合計	563	3,864	9,250	11,953	13,919	13,146	14,820	20,273

(\* 「患者安全統計年報」の情報を基に筆者作成)

全報告学習システムを通して収集されたデータであって、韓国全体の患者安全事故の発生を網羅的に反映されている訳ではない点、また報告件数の増加が発生率の増加を意味するものではない点<sup>9)</sup>も念頭におきつつ動向を注視していく必要があるだろう。

【表4】は、報告を危害程度毎に示したものである。また、危害程度を示す用語の定義をまとめたものが【表5】である。総じて緩やかな増加がみられる中、2023年度は、全体数の伸びが顕著で、特に「危害なし」の数が急伸しているのが見て取れる。これは制度の浸透と共に現場での理解が深

まったことによるものと読むことができるだろう。法改正後に新設された「近接誤謬」<sup>10)</sup>の数値と照らし合わせると2022年度と2023年度において、やや目を引く動向が見られ注目に値する。

【表6】は、事故種別ごとに整理された報告状況の年次推移である。非常に細分化されており、有害事象の頻度の多寡が一目瞭然である。2021年度までは、転倒が最も高頻度で起こっていたのが、2022年には薬物による有害事象が首位に来て入れ替わっており、全件数に対して占める割合も増加している点が目を引く。

最後に【表7】は、直近の2023年度のみのデー

【表3】義務報告を要する場合

根拠規定	内 容
14条2項1号	説明を受け同意した内容と異なる内容の手術・輸血・全身麻酔
同2号	診療記録と異なる医薬品、異なる容量、異なる経路
同3号	他の患者、他の部位の手術
同4号	医療機関内の身体的暴力に起因した死亡、深刻な身体的・精神的障害

(＊「患者安全法」条文を基に筆者作成)

【表4】危害種別報告現況

(単位: 件, %)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
近接誤謬* Near miss	—	—	—	—	—	2,927 (22.3)	5,283 (35.6)	2,129 (10.5)
危害なし	181 (32.1)	1,278 (33.1)	4,485 (48.5)	6,034 (50.5)	6,987 (50.2)	4,324 (32.9)	3,709 (25.0)	11,224 (55.4)
軽症	310 (55.0)	2,187 (56.6)	4,079 (44.1)	5,059 (42.3)	5,826 (41.9)	3,897 (29.6)	3,982 (26.9)	4,672 (23.0)
中等症	56 (9.9)	336 (8.7)	562 (6.1)	726 (6.1)	935 (6.7)	1,761 (13.4)	1,604 (10.8)	1,980 (9.8)
重症	6 (1.1)	7 (0.2)	22 (0.2)	18 (0.2)	35 (0.3)	59 (0.4)	47 (0.3)	121 (0.6)
死亡	7 (1.2)	51 (1.3)	95 (1.0)	98 (0.8)	122 (0.9)	142 (1.1)	141 (1.0)	147 (0.7)
不明確**	3 (0.5)	5 (0.1)	7 (0.1)	18 (0.2)	14 (0.1)	36 (0.3)	54 (0.4)	0 (0)
合計	563 (100)	3,864 (100)	9,250 (100)	11,953 (100)	13,919 (100)	13,146 (100)	14,820 (100)	20,273 (100)

\*「患者安全法」改正後新設された項目で2021.1.30.以降よりデータ収集

\*\*危害程度が未作成の報告

(＊「患者安全統計年報」の情報を基に筆者作成)

【表 5】危害程度に関する用語の定義

近接誤謬 (Near miss)	事故が発生しそうであったが偶然に、または適切なタイミングの対処を通じ発生には至らなかった場合
危害なし	事故が発生したが、患者に明確な危害が発生しなかった場合
軽症	患者が軽微な損傷を負い、その結果、短期間または軽度の処置が必要な場合
中等症	患者が長期的な損傷を負い、その結果、入院期間が延長となったり、追加手術及び処置等が必要な場合
重症	患者が恒久的な損傷を負い、その結果、退院時において障害が出現、あるいは生命を維持するための処置または手術が必要な場合
死亡	患者が死亡した場合

(\* 「2023 年患者安全統計年報」の情報を基に筆者作成)

タであるが、危害程度に応じた措置の内訳を示している。こちらも非常に詳細に区分されており、資料としての有用性は高いように思われる。

## 6. 意見交換会でのインタビューを通して

筆者らは、2024 年 8 月 1 日、ソウルの医療機関評価認証院（中央患者安全センター）にて意見交換会の機会を得た。以下、その内容につき報告する。

\*訪問日時：2024 年 8 月 1 日午前 10 時

\*場 所：医療機関評価認証院（中央患者安全センター）

\*参加者

＜韓国側＞

ク・ホンモ（予ホモ）：中央患者安全センター センター長・医師  
イ・スンヒ（이승희）：中央患者安全センター 患

者安全部協力事業チーム チーム長・看護師  
チヨ・ウグン（조우근）：中央患者安全センター  
患者安全部協力事業チーム 医務記録士（保健医療情報管理士）

＜日本側＞

平野哲郎：立命館大学法科大学院教授

渡辺千原：立命館大学法學部教授

李 康吉：大阪公立大学人権問題研究センター  
特別研究員

### (1) 医療側の反対やディフェンシブ的なロビー活動等について

どの国であっても、医療に関連した法が制定されるということになれば、それなりに規制がなされる訳なので、医療界からは、ある程度反対の声があがることは多い。

事故報告制度は、規制や処罰条項が入ったりすると医療界からの反発はあるが、処罰条項はない点など、積極面を説明し、原案<sup>11)</sup> から修正を経て制定に至った。

ただ、法制定後、5 年が経過した 2020 年の法改正で重大な患者安全事故に対する義務報告が導入されることになった。それまでにおいて、患者安全法に基づく制度がよく運営されていたこともあり、改正法導入時において罰則条項が入ったにも関わらず、医療界から大きな反対ということにはならなかった。

### (2) 義務報告が導入された経緯について

法施行後、報告が活性化されていったが、報告がなされず抜け落ちることがあるのも問題だった。その中で社会的イシューとなつたが、報告がなされていなかつたケースとして、9 歳の女児の事例で、鼻血が止まらないため受診した近医から大学病院を紹介されたところ、脊髄炎の疑いで腰椎穿刺による検査を受けたが、結局は死亡に至つた重大な事故があつた。そこでやはり重大な患者安全事故は、義務的に報告がなされるようにすべ

【表 6】事故種別報告現況

(単位: 件, %)

区分	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
薬物	206 (36.6)	1,075 (27.8)	2,602 (28.1)	3,798 (31.8)	4,325 (31.1)	4,198 (31.9)	6,412 (43.3)	10,089 (49.8)
転倒	282 (50.1)	1,835 (47.5)	4,224 (45.7)	5,293 (44.3)	6,903 (49.6)	6,199 (47.2)	5,745 (38.8)	6,863 (33.9)
検査	15 (2.7)	275 (7.1)	533 (5.8)	715 (6.0)	475 (3.4)	501 (3.8)	493 (3.3)	662 (3.3)
傷害*	-	-	-	-	-	467 (3.6)	495 (3.3)	477 (2.4)
処置 / 施術	8 (1.4)	56 (1.4)	102 (1.1)	121 (1.0)	160 (1.1)	197 (1.5)	209 (1.4)	266 (1.3)
行政 (事務)*	-	-	-	-	-	109 (0.8)	124 (0.8)	208 (1.0)
手術	5 (0.9)	43 (1.1)	103 (1.1)	133 (1.1)	149 (1.1)	176 (1.3)	156 (1.1)	197 (1.0)
食事 / 栄養	5 (0.9)	24 (0.6)	73 (0.8)	99 (0.8)	95 (0.7)	166 (1.3)	104 (0.7)	160 (0.8)
診療材料	-	84 (2.2)	433 (4.7)	217 (1.8)	154 (1.1)	121 (0.9)	116 (0.8)	157 (0.8)
自殺 / 自害	4 (0.7)	39 (1.0)	90 (1.0)	92 (0.8)	123 (0.9)	103 (0.8)	110 (0.7)	153 (0.8)
装備 / 器具	6 (1.1)	47 (1.2)	69 (0.7)	125 (1.0)	99 (0.6)	74 (0.6)	98 (0.7)	101 (0.5)
火傷	-	35 (0.9)	77 (0.8)	109 (0.9)	90 (0.6)	88 (0.7)	86 (0.6)	99 (0.5)
感染	2 (0.4)	19 (0.5)	161 (1.7)	174 (1.5)	97 (0.7)	85 (0.6)	85 (0.6)	89 (0.4)
脱走 / 失踪 / 誘拐	-	22 (0.6)	58 (0.6)	52 (0.4)	82 (0.6)	61 (0.5)	55 (0.4)	70 (0.3)
輸血	2 (0.4)	22 (0.6)	36 (0.4)	33 (0.3)	29 (0.2)	36 (0.3)	41 (0.3)	50 (0.2)
麻酔 / 鎮静	1 (0.2)	7 (0.2)	9 (0.1)	7 (0.1)	13 (0.1)	6 (0.0)	18 (0.1)	8 (0.0)
分娩	-	-	-	2 (0.0)	-	1 (0.0)	2 (0.0)	5 (0.0)
その他**	27 (4.8)	276 (7.1)	673 (7.3)	965 (8.1)	1,111 (8.0)	522 (4.0)	417 (2.8)	619 (3.1)
不明確***	-	5 (0.1)	7 (0.1)	18 (0.2)	5 (0.1)	36 (0.3)	417 (2.8)	-
合計	563 (100)	3,864 (100)	9,250 (100)	11,953 (100)	13,919 (100)	13,146 (100)	14,820 (100)	20,273 (100)

\*法改正後新設: '21.1.30 以降よりデータ収集

\*\*情報システム障害、暴力、褥瘡等

\*\*\*事故種別未作成の報告

(※「患者安全統計年報」の情報を基に筆者作成)

【表 7】危害程度別措置内訳 (2023 年度)

(単位: 件, %)

区分	近接誤謬	危害なし	軽症	中等症	重症	死亡
合 計	2,877 (100)	21,348 (100)	11,192 (100)	6,294 (100)	397 (100)	368 (100)
記録	728 (25.8)	7,449 (34.9)	1,206 (10.8)	423 (6.7)	20 (5.0)	22 (6.0)
教育	505 (17.9)	3,893 (18.2)	1,732 (15.5)	609 (9.7)	15 (3.8)	6 (1.6)
処方変更	896 (31.7)	5,287 (24.8)	194 (1.7)	131 (2.1)	11 (2.8)	9 (2.4)
追加検査	19 (0.7)	1,022 (4.8)	2,105 (18.8)	1,267 (20.1)	56 (14.1)	41 (11.1)
保存的治療	44 (1.6)	1,315 (6.2)	1,347 (12.0)	569 (9.0)	20 (5.0)	19 (5.2)
単純処置	12 (0.4)	352 (1.6)	1,746 (15.6)	379 (6.0)	11 (2.8)	5 (1.4)
投薬治療	13 (0.5)	162 (0.8)	1,048 (9.4)	776 (12.3)	54 (13.6)	45 (12.2)
機関内 転科等	10 (0.4)	55 (0.3)	312 (2.8)	730 (11.6)	74 (18.6)	42 (11.4)
協議診療	5 (0.2)	81 (0.4)	534 (4.8)	474 (7.5)	19 (4.8)	17 (4.6)
再調剤	255 (9.0)	824 (3.9)	23 (0.2)	1 (0.0)	1 (0.3)	1 (0.3)
手術 / 施術	1 (0.0)	15 (0.1)	161 (1.4)	487 (7.7)	29 (7.3)	10 (2.7)
酸素投与	-	26 (0.1)	83 (0.7)	92 (1.5)	43 (10.8)	58 (15.8)
再払出し	99 (3.5)	111 (0.5)	8 (0.1)	1 (0.0)	-	-
専門心臓蘇生術 (ACLS) *	-	2 (0.0)	4 (0.0)	17 (0.3)	25 (6.3)	52 (14.1)
心理療法	1 (0.0)	15 (0.1)	33 (0.3)	25 (0.4)	1 (0.3)	-
輸血	-	6 (0.0)	19 (0.2)	9 (0.1)	5 (1.3)	9 (2.4)
その他 **	239 (8.5)	732 (3.4)	637 (5.7)	307 (4.9)	13 (3.3)	32 (8.7)

(\* 「患者安全統計年報」の情報を基に筆者作成)

きであるとのことで、義務報告導入の端緒となり、法改正へと舵が切られたという経緯がある。

### (3) 重大な患者安全事故の判断・報告

重大な患者安全事故については、法に規定（4要件）されているが、詳細な部分については、「重大な患者安全事故義務報告ガイドライン」があり、医療機関に配布され、事例形式で参照できるようになっている。最終的な判断権者としては、医療機関の長ということになる。

### (4) 報告が法的責任を問われることに繋がる懸念について

韓国でも報告をしたことが法的責任につながるのではないかという懸念はあった。

事故は人のミスが伴うことが多いため、院内内部でもなかなか報告しにくいところ、国家に報告するとなると抵抗があり、なかなか難しいのではないかと思われた。しかし、実際現在の統計を見ると、1ヶ月あたり約2,000件の報告が上がってくるようになっている。

患者安全法に従って報告が上がってくると、検証を経た後には、報告者が誰なのか、どの医療機関で発生したのか、というような個人情報・識別情報すべて削除することになっている。そのように始まった文化が、医療界においても、報告をしても紛争化や処罰に繋がるということではなく、何も問題がないという認識が定着したこと、しっかり報告がなされるようになっている。

### (5) 報告後における事故原因の院内調査について

公式には院内調査の制度はない。患者安全法の目的はあくまでも再発予防で、調査自体は目的になっていないので、強制的に調査をするという制度にはなっていない。

ただ、再発予防のための支援ということは行っている。病院から支援の依頼があれば、外部の専門家の協力も得て対策を考える。支援依頼は書面での依頼が必要で、それを精査し支援が必要と判断した場合は、専門家に依頼し、改善策を含めて

個々に分析するなどの形で支援しているが、大体年間100件くらいが支援対象となる。義務報告が約100件なので、基本的にはそれらは支援対象となるが、患者安全事故については、通常いわれる医療事故とは少し違う概念、つまりInvestigationではなく、Consultingの概念で支援にあたっている。

### (6) 支援の内容について

医療機関毎に状況や環境が違うので、それに合わせてコンサルティングを行っている。たとえば、原因分析の仕方が分からなければ一緒に分析を行い、改善策を策定するほか、職員に対する教育が必要なら職員教育、リーダーシップに問題があるようなら、必要に応じて院長を対象にリーダー教育、さらには転倒防止の物品提供など、あらゆる方法を講じができるようにしている。

中央患者安全センター以外にも患者安全法では地域患者安全センターを指定できるようになっていて、全国で10カ所の地域患者安全センターが運営中である。たとえば、地域の基幹病院も5カ所が指定されており、その他学会や医師協会、看護師協会、薬剤師協会等の団体も地域医療安全センターとして、周囲の病院から支援の要請があれば支援にあたっている。

中央患者安全センターは公共機関でもあり、人員を増やすのは容易ではないことから、外部の専門家を活用することが多い。中央患者安全センターには外部専門家のグループがあり、細部にわたってグループ化されている。中央患者安全センターのマンパワーだけでは賄いきれない部分は、外部専門家に協力をいただいている。

### (7) 被害者の聞き取りから思いを汲むようなカウンセリング的な側面

昨年から、患者安全事故による当事者を支援するプログラムを開発し、ウルサン（蔚山）大학교の方で、医療被害者の心のケアないしはカウンセリング的な支援を試行的に始めている。この試験的プログラムの結果が出れば、本格的に事業化して展開する予定である。相談だけではなく、そこ

で痛めた心の問題にも目を向けて支援を行っている。

特徴的なことは、患者だけではなく、事故を起こした医療人も対象となる。事故による一次的な被害者はもちろん患者だが、関わった医療従事者も自責の念で苦しんだりしているため、「第二次被害者」と位置づけて、その支援をするプログラムを試験的に運営している。

1つの方法としては、ロールプレイなどがある。精神科でもよく使われている方法だが、訓練された演者（メソッドアクター）が医師役、患者役と双方の役を演じてもらうを通じて、心の奥底に押し込められた感情やストレスを吐き出してもらうなどし、日常を取り戻せるように支援する。

これは相手側の観点や考え方の理解を促進するという意味で有益で、事故に遭った患者側の思いを医療人が理解できること、逆に患者側には医療人がどのような思いをもっているのかという点を理解することで心が通い疎通できるようになる。

その他には、紛争解決のために医療仲裁院の紹介も含めて制度的な支援を案内するなどしている。

#### **(8) 守秘義務と報告者の保護について**

医療機関評価認証院は公共機関であることから、国の監査もある（年に1回）。そのような関係で資料の提出を求められることがある。事例を示すと、1歳の子が大学病院での注射ミスで亡くなつた事件で、世論の影響もあり、当該事件に関する情報を提出するように国会から要求されたことがあったが、個人情報を削除して提供した。

患者安全法制定後間もない頃は、国会、保健福祉部や警察・検察など、あらゆる所から資料提出の要求があったが、一切提出しなかった。最近では要求自体なくなっている。

患者安全法には、もし医療機関評価認証院の職員が情報を流出させた場合、3年以下の懲役もしくは3,000万ウォン以下の罰金が科せられる罰則規定がある。

また、病院において患者安全事故につき報告を

した報告者に対し、不利益を与えるようなことをすれば、病院長は2年以下の懲役もしくは2,000万ウォン以下の罰金に処せられることとなつてゐる。実際、病院長が報告をしない判断をしたが、現場の医療人が（内部告発的に）報告をするということはあった。しかし誰が報告したかという情報は守られる。幸いなことに、これまで報告者が不利益を受けて病院長が処罰されたというケースはなかつた。

#### **(9) 2023年度の報告件数の増加に関連して**

「2023年患者安全統計年報」からも明らかなように、2023年に入ってからの報告件数の増加は顕著である。この増加傾向は、何か特別の対策というよりも、医療現場で患者安全に対する理解が広まつたということが報告件数に反映したとみることができそうだ。現在、毎月約2,000件の報告があるが、実際発生していると思われる件数に比べればまだ少ないとみている。

世界の統計を見ると、人口の10%が1年に入院する患者数、その10%が何らかの患者安全事故件数、さらにその10%が死亡ないし重度の障害となっているという試算があり、韓国の場合も調査してみたところ、大体当てはまると考えている。

韓国の場合、人口が約5,000万人なので、1年間の入院患者数は500万人、そしてその10%にあたる50万件の患者安全事故があり、さらにその10%である5万人くらいの患者安全事故による死亡ないしは重度障害が発生していると推定される。すると、もっと報告が上がつてくるべきだと思っている。

#### **(10) 報告後のフィードバックについて**

患者側から患者安全センターに報告した場合、その後において医療機関がどのように対応したのか（改善されたのか）知らせてほしいという要請・欲求が生じることも考えられる。

しかし個別のフィードバックは行わない。よつて、患者側から報告が上がつたことを医療機関側に知らせることもなければ、医療機関が報告した

ことを患者側に知らせることもない。個人情報が削除されているので、伝えようもない。

これは個別に解決する問題ではなく、事故の情報を集めて広報によって全体的な次元でフィードバックを行う。個別のフィードバックを行うと、警戒感から報告が減ってしまうことも考えられる。今は安全文化を根付かせる段階なので、医療機関側の警戒感や拒否感・不信感を招くことを防ぐということから、まだそこまではしていない。ただ、究極的にはそのレベルまでできれば理想的かもしれない。

また、報告件数と並んで重要なのが、報告書の様式である。報告のチェック項目があまりにも簡素だと、再発予防のための対策や支援に繋がらない。

韓国の様式は、チェック項目による部分もあれば、主要内容に関しては記述するようにできている。また、改善対策についても意見を提示できるようになっている。それも医療機関の次元に関するものと、個々では解決できない国家次元での対策に分けて提示できるようになっている。このような内容をしっかり分析すれば、改善・予防対策に繋げることができる。

### (11) 紛争解決との関係

裁判への資料利用は一切できないようになっている。その点では、紛争解決とは一線を画しているといえる。患者安全において重要なことは、隠さずに患者にきちんと伝えることが大切で、そのような文化が醸成されると、あとは適切な補償だけがなされるのであれば、訴訟に向かう行動は抑制されるのではないかと、そのように機能するのではないかと捉えている。

患者家族にも隠さずに伝えること、アメリカの Disclosure 法、Apology 法のような考え方方が大切で、それがなされば、事故が起こったとしても、訴訟になることも少なくなるのではないかと考えている。そのような意味では、訴訟化を抑止する方向に機能するといえるかもしれない。

### (12) 患者安全文化の醸成は国家次元のアジェンダ

患者安全文化が醸成されるためには、事故が起ったときに、当事者を非難したり処罰したりする文化がなくならなければならない。韓国でも医療ミスに関しては、制度上、刑事処罰が可能だが、人は誰でも過ちを犯すものである。その場合、民事責任はともかく、刑事上の処罰が前面に出る部分があると患者安全文化を醸成しにくく、文化の改善や発展は望めないだろう。

同じ事故を再発するいわゆるリピーターには処罰が必要かもしれないが、最初は非難・処罰よりも、再発防止に重点を置く文化を醸成・浸透させ、事故が起きないよう予防をすることを強化することは、発生した事故を解決すること以上に重要なではないかと捉えている。

韓国の統計を見ると、交通事故で死亡する数が年間で 2,500 名程度であるが<sup>12)</sup>、患者安全事故では、2 万 3,000 人が亡くなっていると推計している。これは交通事故の 10 倍にもなる数字である。患者安全文化を醸成することは、国家の次元でみても重要なアジェンダであるといえる。

### (13) 小括

インタビュー調査を経て感じた印象としては、現場において、制度に対する信頼の度合いが日ごとに高まるにつれて、制度自体もうまく運営されているということである。特徴的なこととして、報告については、検証を経た後には個人情報・識別情報をすべて削除するなど、守秘義務が徹底されていることにより、報告が紛争化や処罰に繋がることがないという認識が定着している点、また再発予防のための支援を Investigation ではなく、Consulting の概念での支援と捉えているところも鍵となっているように思われる。

さらには、試験的なプログラムながら、聞き取りから被害者の思いを汲むカウンセリング的な要素を含んだ支援プログラムはユニークで、ここでは事故を起こした医療人も「第二次被害者」との位置づけで、傷ついた心の問題にも目を向けた支

援ということで、辛い過去の事実に対し、ある意味での治癒ないしは平癒をもたらすものとして注目に値する。

このような側面が、「非難・問責の文化」から「患者安全の文化」への転換へと推し進めるのに大いに寄与したであろうことは想像に難くない。

他方、紛争解決とは一線を画していることが明らかにうかがえた。確かに刑事上の処罰が前面に出るとなると、ある意味での萎縮が生じることで患者安全文化を醸成しにくくなる点は共感を覚える。しかしながら、適切な補償と紛争化予防・望ましい解決に繋げるためのADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決手続)との連携可能性については、今後の課題として議論の余地はあるように思われる。

## 7. 結語

当時9歳の白血病患者であったチョン・チョンヒョン(정종현)君が無念の死を遂げた事件に端を発したことから、彼の名前に因んで別名「チョンヒヨニ法」(종현이법)とも称されている「患者安全法」は、まもなく制定から10年を迎えようとしている。法制定までの道のりも決して平らではなかったが、法施行後も様々な難題を抱えながらも専門家による研究、学界からの批判や課題の提示等、活発な議論の中で進化発展してきたことが数多の資料から見て取れる。殊に近年はアメリカのDisclosure法やApology法からの示唆を受けた研究が散見され<sup>13)</sup>、「患者安全法」の基本的な姿勢にも繋がっていることが今回のインタビュー調査からも確認できた。

中央患者安全センターのク・ホンモ(구홍모)センター長は、「『患者安全法』がよりよく機能するには、すべて患者安全事故の報告から始まる。この『始まり』を積極的に活用し、実際に発生している患者安全事故を国家次元の『学習報告システム』に報告し、事故の予防と再発防止のための改善策を開陳することで事故報告が単なる規制と足

枷ではない医療界の現実を代弁するツールとなること、そのためには非難・問責の文化から安全の文化への転換が何より重要である」と説く。

すべての国民が患者になり得る、そしてすべての人々が患者として安全でなければならないという当為性の実現[구홍모 2016: 59]ということに鑑みると、患者安全文化の醸成のためには、法制定以降におけるさらなる不斷の弛まぬ努力こそが健全で安心な医療へと向かう原動力となるのかもしれない。

[付記] 本稿執筆に際し、立命館大学法科大学院平野哲郎教授、同法学部渡辺千原教授からインタビュー調査メモをご提供いただいた。これにより筆の遅い筆者の作業は大いに助けられた。ここに記しお礼申し上げる。

※本稿は第52回(2023年度)三菱財団人文科学研究助成による研究成果の一部である。

### 注

- 1) 本稿は、李庸吉[2024]をベースに、新たな調査結果を踏まえて大幅に加筆修正を加え、再構成したものである。
- 2) 「患者安全法」制定における背景と条文訳については、李庸吉[2015] pp.737-753.
- 3) 邦訳版として、L. コーン/J. コリガン/M. ドナルドソン編・米国医療の質委員会/医学研究所著(医学ジャーナリスト協会誌)『人は誰でも間違える—より安全な医療システムを目指して』(日本評論社、2000年)がある。
- 4) 『연합뉴스』(連合ニュース)・2012年10月24日付記事(<https://www.yna.co.kr/view/AKR2012102417750065>)、『SBS』ニュース・2012年10月24日付記事([https://news.sbs.co.kr/news/endDate.do?news\\_id=N1001448969](https://news.sbs.co.kr/news/endDate.do?news_id=N1001448969)) (2024年8月1日最終閲覧)
- 5) 医師、歯科医師、韓医師、看護師免許を取得後、5年以上保健医療機関で勤務した者でなければならない。
- 6) このパートの記述は、医療機関評価認証院HP(<https://www.koiha.or.kr/web/kr/index.do>)の情報に依拠した。
- 7) ここでいう「保護者」とは、慣習的に使われている用語で、通常、患者家族や付添人がこれにあたる。

- 8) 統計を含めた情報に関しては、患者安全報告学習システム HP ([www.kops.or.kr](http://www.kops.or.kr))において公表されている情報並びに各年度の「患者安全統計年報」に依拠した。
- 9) 各年度の「患者安全統計年報」の「データ活用時の留意事項」欄において示されている。
- 10) インタビュー調査で確認したところによると、「近接誤謬 (Near miss)」の例としては、たとえば、手術箇所と違う場所（患部は右腕のはずが、左右誤って認識していたなど）をマーキングしたが、手術に入る前に誰かが気づき、事なきを得た場合などをいう。それに対し、「危害なし (No harm)」は、ミスはあったが、危害の発生には至らない場合で、たとえば、A という消化剤を服用すべきところ、B という消化剤を服用したような場合である。薬 자체を間違った訳だからミスによる事故なるものは発生したが、（違う種類の消化剤を服用したからといってそれにより何か起こることは少ないとから）特段何も問題が起こらないような間違いの場合をいう。「近接誤謬」を重要視するのは、たまたまその時には何も起こらなかったが、十分事故に繋がる可能性はあることから、事故予防を考える上では、これらを報告対象として分析をし、予防策を構築していくことが重要であるとのことであった。
- 11) 原案では、報告は「義務報告」とし、怠った場合に罰則条項なども含まれていたが、これに関しては医療界の反発も強く、審議過程で「自律報告」の形式に修正された（『서울신문』（ソウル新聞）[Web 版] 2014 年 12 月 30 日付記事）。
- 12) 韓国警察庁の統計によると、直近 5 年の交通事故死の数は、2019 年 : 3,349 名、2020 年 : 3,081 名、2021 年 : 2,916 名、2022 年 : 2,735 名、2023 年 : 2,551 名となっている。
- 13) たとえば、이원·박지용·장승경 [2018]、이영록 [2018] など。

#### ＜参考文献＞

- ・李庸吉 (2015) 「韓国における『患者安全法』の制定」『龍谷法学』48 卷 1 号、龍谷大学法学会、pp.737-753.
- ・李庸吉 (2016) 『医療紛争の法的分析と解決システム－韓国法からの示唆－』晃洋書房、pp.202-209.
- ・李庸吉 (2024) 「韓国における医療事故報告システムに関する覚書－改正患者安全法と医療機関評価認証院」『龍谷法学』57 卷 2 号、龍谷大学法学会、pp.123-136.
- ・구홍모 (2016) 「환자안전 보고·학습시스템에 관한 고찰」『보건복지포럼』Vol.240, 한국보건사회연구원, pp.46-59.
- ・백경희 (2015) 「환자안전법상 환자안전사고의 보고 시스템에 관한 고찰 - 일본 개정 의료법과의 비교를 중심으로」『강원법학』, 제 45 권, pp.325-351.
- ・백경희 (2017) 「환자안전법상 환자안전사고의 범위에 관한 고찰」『인권과 정의』Vol.465, 대한변호사협회, pp.24-39.
- ・서제희 (2016) 「병원의 환자안전 현황과 과제」『보건복지포럼』Vol.240, 한국보건사회연구원, pp.6-16.
- ・신재명·조기여 (2018) 「현행 및 개정안 환자안전법의 자율보고시스템에 대한 비판적 고찰」*The Journal of the Convergence on Culture Technology* (JCCT), 4 (2), 국제문화기술진흥원, pp.33-42.
- ・옥민수 (2015) 「환자안전사건 진실말하기 도입 가능성 평가」울산대학교 박사학위논문.
- ・이원·박지용·장승경 (2018) 「미국의 사과법 및 디스크로저법의 의의와 그 시사점」『의료법학』제 19 권 제 1 호, 대한의료법학회, pp.81-111.
- ・최민규 (2022a) 「환자안전법상 소비자 보호에 관한 제언」『소비자법연구』제 8 권 제 4 호, 한국소비자법학회, pp.129-156.
- ・최민규 (2022b) 「환자안전법상 ADR 제도 적용을 위한 제언」『중재연구』제 32 권 제 4 호, 한국중재학회, pp.3-31.

## 研究ノート

# 1950年代の日本の「アリラン」関連レコードにおける植民地支配の忘却と冷戦の後景化

孫長熙（大阪大学）

### 1. はじめに

本稿の目的は、1950年代の日本において「物語」として創作・発売された「アリラン」関連レコードを通じて、戦後日本における植民地支配の忘却と冷戦の後景化を考察することである。

「アリラン」に関してはまさに「汗牛充棟」と言えるほどの龐大な文献が存在するため、ここでは「日本におけるアリランの受容」に直接関わる先行研究を整理しておきたい。戦前の帝国日本における「アリラン」については既に多数の研究が蓄積されている。宮塚利雄は「アリラン」の誕生と伝播を多角的に考察した著書において、戦前の日本で発売された「アリラン」に「雨、涙、別れ、アリラン、恋、それに朝鮮の風情がセットされた、流行歌にありがちな紋切型の歌詞」が共通していたと指摘した〔宮塚 1995: 86〕。テイラー・アトキンスは、植民地時代の日本人と朝鮮人が「アリラン」にどのような意味を付与していたのかを、「植民地近代性」の孕む矛盾と連関させつつ論じた〔Atkins 2007〕。李俊熙は朝鮮・日本・台湾における「アリラン」の伝播を、帝国日本が構築したレコード産業とラジオ放送の影響に着目して考察した〔이준희 2010〕。山内文登は、日本と中国でそれぞれ特攻隊員と革命家として最期を迎える、現在「アリラン」とともに記憶されている二人の朝鮮人の事例から、海外における「アリラン」の伝播を論じた〔山内 2009〕。また山内は、帝国日本が植民地朝鮮

に移植したレコード検閲体制の恣意性と非一貫性を、「アリラン」に対する検閲の事例から考察した〔山内 2013〕。

しかし、戦後の日本における「アリラン」を扱った先行研究はあまり多くない。熊本県球磨郡五木村に伝わる「五木の子守唄」の「アリラン起源説」が1950年代に広がった背景を考察した植村幸生は、「五木の子守唄」に付与された「抑圧された民衆の歌」という意味と、「アリラン」に象徴される朝鮮の「悲哀と諦念」のイメージが共鳴し、「植民主義的な対象化」と「反体制的な連帯」の交差を引き起こしたと指摘した〔植村 2013〕。林慶花は、敗戦直後から1950年代にかけて日本の革新勢力と在日朝鮮人が連帯するなかで、「アリラン」が植民地へのオリエンタリズムが投影された流行歌から「抵抗の歌」に刷新されていく過程を分析した〔임경화 2014〕。

本稿では、1950年代に発売された数多くの「アリラン」関連レコードのなかに、「物語」として制作されたレコード<sup>1)</sup>が含まれていたことに注目し、そういった物語における「アリラン」の表象に主眼を置きつつ、その内容を詳細に分析する。具体的には、1950年代前半の朝鮮戦争の停戦後に発売された「アリラン哀歌」「アリラン物語」と、1959年12月に在日朝鮮人の北朝鮮への帰国事業が始まった直後に発売された「ソノ・エディトリアル」を取り上げる。

冷戦体制の最大の受益者になった戦後日本が、植民地支配の責任を問われずに「平和」と「高度

成長」を謳歌する一方で、朝鮮に関わる記憶を忘れ去ってしまったことは周知の通りである。ところが、寺尾五郎（1921-1999）が1959年の著書で「朝鮮の民謡といえば、日本人は「アリラン」と「トラディ」<sup>2)</sup>しか知らない」と述べたように〔寺尾 1959: 183〕、「アリラン」は戦後の日本でも「朝鮮の歌」として広く知られていた。従って1950年代の日本で発売された「アリラン」関連レコードを通じて、朝鮮の歌を題材とした作品においてさえ植民地支配がいかに不可視化されたのかを明らかにすることができると考えられる。また後述するように、冷戦真っ只中の1950年代に作られたそれらの作品を通じて、冷戦体制の受益者であったにもかかわらずそれを後景化させていた戦後日本の「冷戦への関わり方」をも浮き彫りにすることができる。

## 2. 日本人引揚者の悲劇の前景化－「アリラン哀歌」

1926年に制作された映画『アリラン』のヒットにより、その主題歌も植民地朝鮮で爆発的な人気を博すようになった。1930年代前半からは日本でも多数の「アリラン」関連レコードが発売され始めた。「アリラン」のこうした伝播は、帝国日本の圏域内で構築されたレコード産業とラジオ放送に起因していた〔이준희 2010: 243-246〕。

日本の「アリラン」関連レコードは1945年の敗戦後しばらく途絶えたが、朝鮮戦争の勃発以降復活した。1951年1月<sup>3)</sup>には、菅原都々子（1927-）のSPレコード「アリラン／トラジ」（Teichiku C-3119）が発売された。『音楽年鑑 昭和27年版』では、1951年の歌謡界の動向について「朝鮮動乱を反映して「アリラン」や「トラジ」などの朝鮮民謡、そして朝鮮メロディーの歌謡曲も発売されたのが、一九五一年の上半期であった」と記されている〔音楽之友社・音楽新聞社共編 1951: 58〕。また『社会人』の1951年7月号の記事では、菅原の「アリラン」が3万5千枚を売り上げ、彼女が

「漸く一流歌手としての地位を築い」たと記述されている〔著者不明 1951: 94〕。

1952年1月<sup>4)</sup>に発売された菅原の「アリラン哀歌」（Teichiku C-3430）は、1番から3番までの歌詞のなかに「アリラン」や「チョゴリ」が含まれているが<sup>5)</sup>、基本的には新たに作曲された作品だった。1954年頃<sup>6)</sup>には同じタイトルの「歌謡物語」が、SPレコード2枚（Teichiku B-1250、B-1251）<sup>7)</sup>の4面にわたって収録された。1面当たり3分、合計12分ほどの長さであり、ナレーションと台詞は弁士の泉詩郎（1902-1978）によって吹き込まれた。

「アリラン哀歌」の1番が流れた後、物語が展開される。1945年、朝鮮の開城の満月台で日本軍が「共産ゲリラ」を相手に最後の戦火を交えている。ハルオとタマヨは、「内地」に帰るために釜山まで逃げようとする。しかし、ハルオがタマヨの手を取ろうとした瞬間、地雷が爆発し、轟音とともに砂煙が立ち込める。爆風に目を痛めつけられたタマヨは、「あ、目が見えない。ハルオさん。私の目が見えなくなったわ」と叫んだものの、激しい砲火のなかで、タマヨの声は打ち消されてしまう。ここで第1面が終わる。

第2面の導入部で「アリラン哀歌」の2番が流される。満月台に倒れていたタマヨは、運よく引揚者たちに助けられたが、彼女の目は闇に包まれていた。タマヨは「私は、いったいこれからどうすればいいんだろう。今まで私の生まれ故郷だったこの朝鮮が、今では見知らぬ他国になるなんて…」「もうハルオさんにも会えない。お父さんだつて探せない。私は、このめしいの、この私は…」と嘆く。

かろうじて釜山に辿り着いたタマヨは、引揚船の桟橋に入る。大勢の引揚者の大混雑のなかで、ハルオが「こっちだ。タマヨさん。こっちだよ。僕が分からぬのか。タマヨさん」と叫ぶものの、我先に乗船する引揚者たちによってタマヨは無理やりに船に乗せられる。ハルオはその日の引揚カードを持っていなかったために、桟橋の外に追い返される。「私はここよ。どこにも行かないで。ハルオさん」というタマヨの悲痛な叫び声も、汽笛に

かき消されてしまう。ここで第2面が終わる。

第3面の導入部では「アリラン」のメロディーが演奏されると同時に、次のようなナレーションと台詞が流れる。

渦巻く朝鮮の赤空に恋しいタマヨを見失ったハルオは、内地に帰ってからも思い出わびしく、引揚港門司の街角に彼女を探し求めていました。

「いったいタマヨさんはどうしたんだ。釜山の港で見失ったまま、内地に帰ったことだけは分かるが…。ああ！」

それに続き、次のような歌詞が男性の声によって歌われる。

肩を抱き合い 手を取り合って  
母も泣いてた 妹も泣いた  
北と南のアリラン峠  
いつかはぐれてしまったが  
無事でいてくれ 会えるまで

盲目のタマヨは、門司の歓楽街で歌を歌いながら花を売るようになる。ある「与太者」に「ここで花を売りや場錢ってものが要るんだぜ」と言わされたタマヨは、「でも、そんな義務が…」と言い返す。与太者は「分からねえならこうしてやるんだ」と言い放ち、地面に落ちた花を踏みつけようとする。その時ハルオが表れ、「バカ。弱い者いじめをしやがって。あ、タマヨさん。タマヨさんじゃないか」「やりやがったな。この青二才め！」と言い、絡みつく与太者を防ぐ。しかし、その間にタマヨが逃れてしまう。ここで第3面が終わる。

第4面では「木浦の涙」<sup>8)</sup>のメロディーが演奏される間に、ハルオとタマヨの間では次のようなやりとりが行われる。

ハルオ：あの時、君は目をやられたんだな。僕は爆風に吹き飛ばされて、だが運よくこの通り無傷だ。気を失って二日、同じ所で倒れて

いたが、雨で気が付いた。しかし、その時、君はいなかった。それから随分探した。(中略)それなのに、どうして僕から逃げようとするんだ。お互いに愛し合い、探し求めてようやく会えたんじゃないかな。

タマヨ：嬉しいわ。本当に嬉しいわ。でもこれでいいの。私はこれで満足なの。ねえ、お願い。だからそこは離して頂戴。

結局二人の愛が実を結んだのかどうかは示されないまま、第4面の終結部で「アリラン哀歌」の3番が流され、物語が閉じられる。

このように歌謡物語「アリラン哀歌」では、日本人男女の朝鮮からの引揚と日本での再会が描かれている。ところが、物語のなかで朝鮮人は一人も登場しておらず、「今まで私の生まれ故郷だったこの朝鮮が、今では見知らぬ他国になるなんて」と嘆かれているのみである。歴史学者の李淵植によると、朝鮮から引き揚げた日本人たちの回顧録に記録された朝鮮人は、「オモニ」と呼ばれた家政婦のように日本人に雇われていた人々が大部分であった。それ以外の朝鮮人は、「○○ちゃん」のように適当に付けられた日本式の愛称や「金・李・朴」などで呼ばれる「名前のない存在」として描かれていた。朝鮮半島の各地で造られた日本人村は朝鮮人の日常生活と分離された島のような場所であり、そうした「空間の分離」が「出会いの断絶と心理的乖離」につながっていたからである[이연식 2012: 27-29]。

また、タマヨにとって朝鮮は「生まれ故郷」だったが、彼女のような在朝日本人2世たちは、1919年の3・1運動のような初期の抵抗を経験した1世たちよりも朝鮮人の存在を意識せずに暮らしていたため、なぜ自分が朝鮮を離れなければならないのかさえ理解できない場合が多かった。敗戦後の悲劇が日本の朝鮮支配に起因したにもかかわらず、大多数の引揚者の視野は敗戦という直接的な契機に限られていた[이연식 2012: 27・33]。タマヨが「共産ゲリラ」との戦闘に巻き込まれて目を失ってしまったという物語は、朝鮮引揚者たちの

苦難を専ら 1945 年 8 月 9 日のソ連の対日参戦に帰属させる認識を露呈させている。

とりわけ「アリラン」を用いた前述の歌詞には「はぐれてしまった」人との再会への願いが込められているが、「北と南のアリラン峠」はそうした日本人引揚者の離散を暗示する場所として描かれている。つまり、既に 1930 年代から日本でも「朝鮮の歌」として広く知られていた「アリラン」が、1954 年の歌謡物語では「敗戦後の日本人の悲劇」を象徴する言葉として使用されたのである。

このように「アリラン」を語る際においても、その発祥の地である朝鮮を後景に退けてしまう感覚は、ジャーナリストの大宅壯一（1900-1970）と菅原都々子の対談にも表れている。この対談は『週刊娯楽よみうり』の 1956 年 1 月 20 日号に収録されているが、「アリラン」について以下のようなやりとりが行われたのは注目に値する。

大宅：北鮮と南鮮がうまくいってないですから、あなたなんかが行って、一つ大いにうたって、両国の感情を緩和されたらどうです。アリランでもうたっていただくといいんです。（笑声）（中略）朝鮮から満州の方へ行かれると非常にピッタリ来るんじゃないですか。それに、捕えられている人達の慰問にも……。

菅原：行ってもみたいと思います。昭和一九年に満州の兵隊さん慰問でまいりましたが……。

大宅：どの辺を？

菅原：釜山からずっと撫順、ハルビン、新京といったところを。あまり奥地にはまいりませんでした。[大宅・菅原 1956: 26]

「北鮮」と「南鮮」の対立を緩和するために「アリラン」を歌うことを提案している部分は、「笑声」とともに語られている。その次に朝鮮から満州に行って抑留されている日本人の慰問を行うことが提案されると、菅原は 1944 年に朝鮮半島を経由して満州の「兵隊さん慰問」に参加したことを思い

出した。韓国・北朝鮮・中国のいずれとも国交が樹立されていなかった 1956 年の時点で、朝鮮半島を経由して満州に行くことはもちろん不可能であり、大宅もそれを知っていたはずである。彼にとって朝鮮半島の南北分断と「アリラン」は軽い冗談の対象に過ぎず、彼の主眼は抑留されている日本人に置かれていた。また 1944 年の「満州の兵隊さん慰問」の記憶は想起されても、帝国日本の軍事的侵略が戦後の日本人抑留の原因になったという事実については言及されていない。こうした欠落は、日本人引揚者の悲劇は「アリラン」を通じて描写されても、朝鮮に対する植民地支配は全く度外視された歌謡物語「アリラン哀歌」に共通している。

### 3. 「架空の戦後」によって隠蔽された「現実の戦後」－「アリラン物語」

「アリラン」に関わるもう一つの「歌謡物語」は 1955 年 4 月<sup>9)</sup> に発売された「アリラン物語」であったが、前述の「アリラン哀歌」のように SP レコード 2 枚（Teichiku B-1343、B-1344）<sup>10)</sup> の 4 面にわたって収録された。「アリラン哀歌」と同じく、「アリラン物語」も 1 面当たり 3 分、合計 12 分ほどの長さであり、ナレーションと台詞は泉詩郎によって吹き込まれた。「アリラン哀歌」では朝鮮人がまるで描かれなかったが、「アリラン物語」では朝鮮人女性と朝鮮人男性が登場している。

平壌の大同江で、ハルヒコはリュウ・ギョクランという朝鮮人女性に「とうとうお別れの時が来ましたね。僕はこの住み慣れた懐かしい平壌を去って、明日はもういよいよ内地へ帰らねばならないかと思うと、全く感慨無量ですよ」と別れの挨拶をする。ギョクランが「今お別れしたら、二度と再びお会いできないような気がして」と言うと、ハルヒコは大学を無事に卒業した後必ず迎えに来ると約束する。ギョクランは「私のお母さんのように妓生<sup>11)</sup> にならねばならない」状況に言及し、二人の境遇があまりにも違い過ぎると嘆く。ハ

ルヒコは、再会するまで運命に負けずにとってほしいとギヨクランに頼む。ハルヒコと別れる前に、ギヨクランが「アリラン」を歌う。

ハルヒコ：あ、もうこんなに暗くなってしまった。いよいよお別れに。もう一度「アリラン」を歌ってくださいませんか。

ギヨクラン：でも私、今日は胸がいっぱいいで、とてもいつものように歌えそうにもりませんね。さようならと言ってお別れしたら、私は泣いてしまいそうですから、こうやって目をつぶって私が歌い出したら、その歌の終わらないうちに、あなただけそっと向こうへ行ってしまってくださいね。

それから3年後、ハルヒコは無事に大学を卒業し、連絡船「天山丸」に乗って朝鮮海峡を横断する。最愛の人に会える喜びのあまり疲れなかったハルヒコが、甲板の上に立って3年前の思い出に耽っていた時に、金リョウジンという朝鮮人男性がハルヒコに近寄ってきて声をかける。ハルヒコが落とした写真を拾った金は、ハルヒコに「この写真は平壤のリュウ・ギヨクランという妓生じゃありませんか」と尋ねる。ハルヒコが「今から彼女に会いに行くところです」と言うと、金は「はるばる日本から海を渡って会いに行かれるとは、すっかり当てられましたね」とからかうような言い方をする。

数時間後、ハルヒコは満天の星を仰いでいたが、途切れ途切れに3人の男たちの話し声が聞こえてくる。金が「この話がうまく行きや、まあ、俺たちも当分は呑気に左団扇で暮らせるというものです。だが、明日の朝、釜山の税関を通る時は、万事抜かりなくやってくれよ」と頼むと、別の男が「なに、大丈夫だよ。税関の役人には、ちゃんと鼻薬を嗅がせてありますよ」と答える。金は「あ、そうか。それよりも俺は早くギヨクランに会いてえんだ。今度こそうんと言わせてやるんだ」と言った後、誰かが聞いていることに気づく。ハルヒコを見た金は「てめえはさっきの野郎だな。俺たち

の話を聞いたな。この話を聞かれたからには、もう生かしてはおけねえんだ」と叫ぶ。3人の男は一斉にハルヒコに飛びかかり、海上にハルヒコを放り出してしまう。

一方、リュウ・ギヨクランはハルヒコからの電報を受け取ったものの、いくら待ってもハルヒコが来なかつたため、日増しに不安を募らせていた。彼女が激しく楽器を搔き鳴らしながら「トラジ」を歌い始めると、菅原都々子の「トラジ」(Teichiku C-3319) が流される。それを聞いた金が「おい、ギヨクラン。俺はその歌よりもお前のアリランを聞かせてほしいのだ」と言うと、ギヨクランは「金さん。お気の毒ですが、アリランは私の心の歌です。お座敷では歌いたくありませんので許してくださいね」と答える。金は「妓生のくせに生意気だぞ」「たぶん連絡船で死んだあの日本人のためなら歌うと言うんだろう」と言い放つ。飛び込み自殺したハルヒコが今頃は「玄界灘の藻屑」になつてていると言われたギヨクランは、「あの方がこの私を一人残して自殺するなんて、そんなバカなことは到底考えられません」と言い返す。その後、二人の間では次のようなやりとりが行われる。

金：そんなことは俺は知らねえ。なあ、ギヨクラン。もういい加減に日本人のことなんか忘れて、少しは俺の言うことも聞いてくれ。

ギヨクラン：いいえ。媚びを売る妓生こそしていますが、私の心も体もハルヒコさんのものです。今日まで3年間、どんなに苦しいことがあっても、あの方のために清く守ってきたこの体。今あの方が、もし亡くなられたとしても、他の人の言うなりになるなんて、私にはとてもそんなことはできません。

金：妓生をしていてそんなセリフを並べても、誰がまともにするもんか。おめえのために今日まで使った莫大な金はいったいどうしてくれるんだ。おめえの母親が死ぬ時に出してやった金。それだけでも大したもんだぞ。何なら今ここへ耳を揃えて、その金を返してもらおうか。できなきゃあっさり、俺のものに

なるんだ。そうだ、ギョクラン。

ギョクラン:あ、何をするんです。金さん、許して。離して、離してください！

彼女を手込めにしようとする金からやっと逃れたギョクランは、大同江の川岸に一人で静かに佇み、「神様」に向かって「金のような人のものになるくらいなら、いっそ、ハルヒコさんの後を追って死んでしまいますよ」と語る。彼女は岸辺に繋がっていた小舟の纜を解き、心の安らぎを求めて船を漕ぎ出す。その時、玄界灘で他の船に助けられて九死に一生を得たハルヒコが、「あの微かに聞こえてくるアリランの歌は、きっとギョクランさんに違ひがない。ギョクラン、僕が行くまで待っているんだよ」と言いながら、慌ただしく川岸を走っていた。ハルヒコは巧みに小舟を操り、やっとギョクランの小舟の舳先を握ることができた。ギョクランと再会を果たしたハルヒコは、次のように誓う。

ギョクランさん。もう今日からは決して苦労はかけませんよ。あの金リョウジンも、數々の悪事が露見して、今警察へ連行されました。もう何者も、僕たち二人の仲を裂くことはできないんです。さあ、しっかりと手を握り合って、僕たちは人生の荒波を乗り切っていきましょう。

その後、「二つの小舟はほんのりと明けそめた朝靄のなかを、いつまでもいつまでも離れじと、晴れやかな若い心を乗せて、大同江の両岸に明るい歌声を響かせていました」というナレーションと、菅原都々子の「アリラン」(Teichiku C-3119)が流れ、物語が締め括られる。

この物語の軸はハルヒコとリュウ・ギョクランの別れ（1945年）と再会（1948年）であるが、作中で描かれている1948年が現実とかけ離れた「架空の戦後」だったことは注目に値する。米軍が占領した38度線の南では在朝日本人の帰還が1946年の初めにほぼ完了したのに対し、北部を占領し

たソ連軍は38度線を封鎖し、日本人たちを収容所に隔離した。1945-46年の冬に数多くの日本人が凍死・病死・餓死し、生き残った人々は1946年の春から38度線の南に向かって逃亡した。歴史学者の崔永鎬が述べているように、「朝鮮民族のみならず、朝鮮半島に居住していた日本人にとっても38度線は悲劇の分断線になってしまった」のである[최영호 2013: 11]。1945年に「内地」へ引き揚げた日本人男性が、1948年に大学を卒業した後平壤に戻ることは、「現実の戦後」においては不可能だった。

また、ハルヒコが1948年に乗っていた連絡船の名前が「天山丸」だったことも見逃せない。日中戦争の勃発以降、関釜航路の輸送量の急増に対応するために造られた「天山丸」は、1940年11月に起工し、1941年8月に中国の天山山脈にちなんで「天山丸」と命名されて進水し、太平洋戦争による工事の遅延を経て1942年12月に竣工した。1945年7月28日に米軍のグラマン戦闘機の攻撃を受けた「天山丸」は、7月30日の朝に沈没し、終焉を迎えた[広島鉄道管理局 1979: 91-108-109]。つまり敗戦から3年が経過した時点で、「天山丸」に乗って日本から朝鮮に渡ることは、「架空の戦後」においてのみ可能だったのである。

「現実の1948年」とかけ離れた「架空の1948年」の主人公は、「住み慣れた懐かしい平壤に帰って来た」日本人男性と、彼のために「3年間清く体を守ってきた」朝鮮人女性である。ハルヒコは1945年に沈没したはずの「天山丸」に乗って海峡を渡り、1945年8月に引かれて多くの日本人を死に追いや込んだ38度線を超えて平壤に辿り着き、ギョクランと再会を果たした。ハルヒコの日本への帰国は1945年8月の敗戦を暗示するものの、その3年後の「架空の1948年」においては、日本の敗北（「天山丸」の沈没）も植民地支配の終焉（米ソの分割占領）も後景化されていた。日本人男性に「アリラン」を「心の歌」として捧げる妓生以外の朝鮮人は、密貿易による一攫千金を夢見ている悪人としてしか描かれていがない。敗戦から既に10年が経過した時点で発売された「アリラン物語」の作

り手たちは、植民地支配の終焉という歴史的転換点に向き合おうとせず、むしろ植民地時代の「内地人」の眼差しがそのまま残存している「架空の戦後」を作り上げてしまったのである。

#### 4. 不間に付された植民地支配と冷戦への距離－「ソノ・エディトリアル」

1959年12月14日、第1次帰国船の新潟出航を皮切りに、在日朝鮮人の北朝鮮への帰国事業が始まった。同月に朝日新聞社がソノシートを扱う子会社を設立し、『朝日ソノラマ』を創刊した。ソノシートはLPレコードと同じ原理で音を記録・再生するメディアであったが、普通のレコードより安価であり、取り扱いが簡単だったため、急速に普及していった。『朝日ソノラマ』の毎号には6-7分のソノシート5~6枚が本のなかに綴じ込まれており、雑誌全体をそのままプレーヤーにかけるようになっていた。初期の『朝日ソノラマ』では実験的な企画が多く行われたが、1960年2月の第3号に収録された「ソノ・エディトリアル」<sup>12)</sup>もううした試みの一つだった〔渡辺2013:370-379〕。

当該号の8頁には、新たに作曲された「隣国の歌」の歌詞と、「私たちの祈り」と題された映画評論家の井沢淳（1916-1976）の文章が掲載されている。

この「隣国の歌」は、いわばソノラマの社説であり、私たちのささやかな祈りです。

しかし、このソノ・シート いますぐ聞いていただくものではありません。十年後、あるいは二十年後、ことによると五十年後、朝鮮と日本の関係が、この歌にうたわれた通りのものになる日まで—どうかこのまま、聞かずには残しておいて下さい。〔井沢1960:8〕

「ソノ・エディトリアル」の語り手は、満州国で中国人女優「李香蘭」として活躍したことで知られる山口淑子（1920-2014）である。冒頭で「隣国

の歌」の演奏が始まり、山口が朝鮮語で「조선 동포 여러분. 안녕하십니까 (朝鮮同胞の皆さん。こんにちは)」と挨拶した後、日本語で「こんにちは、朝鮮の皆さん。こんにちは、日本の皆さん」と挨拶する。朝鮮と日本の人々は、今（2010年）は仲良く腕と腕とを組み合い、肩と肩とを抱き合って、お互いの歌を歌っているものの、「あなた方のお父さん、お母さんの時代」だった1960年当時、朝鮮と日本は海一つしか隔てていないのに、「ソウルも平壌も東京からはパリよりもロンドンよりも遠く冷たく離れた国の都」だったと語られる。

朝鮮語で歌われる「トラジ」が流れている間に、山口が「そしてお互いの国の中には、こんなに悲しいできごとが毎日のように起こっていたのです」と語る。その「悲しいできごと」は、1952年1月に韓国政府が「平和線」（日本では「李承晩ライン」）を宣言して以来、多くの日本人漁民が韓国の海軍によって拿捕されたことを指していたが、その次に韓国側の声明と日本側の抑留遺家族の集会の音声が挿入される。

—今まで数回にわたり警告を発したにもかかわらず、日本の漁船が我が平和線をしつこく侵したからであります。我が国は、それに対し、我慢を我慢を重ねてまいりました。成らぬ堪忍するが堪忍ということわざがありますが…。

—抑留遺家族の皆さん。よくも長い間、耐え難きを耐え、忍び難きを忍んで本日まで来てくださいました。わたくしたちは、李承晩ライン問題が起こって以来、問題を…。

こうした対立について、山口は「驚いたでしょう。今のあなた方にとってはまるで信じられない、嘘のようなできごとが起こっていたのです」と語る。また1959年の暮れから「日本にいた朝鮮の人々が自分の国に帰りたいと言い出して」帰還が始まったものの、「二つに分かれた南と北とが、これまた激しくがみ合っていました」と語られる。その次に、「新潟港からの帰国第一船は、今、徐々

に徐々に、その船体を、新潟港北側岸壁から離しております」という音声と、「北送反対！北送反対！北送反対！」というシュプレヒコールが流される。つまり 1960 年における「日本と朝鮮の対立」と「朝鮮半島の南と北の対立」が、それぞれ「平和線」と「帰国事業」を通じて表現されているのである。

ところで、山口は「南と北に分かれて、お互にいがみ合っていても、やはり朝鮮の人は一つの民族、一つの心」であると述べた後、「南でも北でもこっそり歌われていた」歌に言及する。植民地時代の人気歌手として一世を風靡し、解放後も南の韓国で活躍した南仁樹（1918-1962）の「가거라 38 선（去れよ 38 線）」（1948）が歌われるなかで、山口が歌詞の日本語訳を朗誦する。

ああ 山が高くて来られないのか  
ああ 海が深くて来られないのか  
同じ故郷の土でありながら  
南と北に引き裂かれた怨恨千里の道  
夜ごと君を尋ね 君を求めて  
夢は 38 線上をさまよう

上の朗誦に続いて、「海を隔てていがみ合ってはいても、朝鮮と日本はやはりお隣の国。その頃密かに朝鮮で歌われていた日本調の流行歌」と述べられた後、1957 年に韓国の女性歌手権恵卿（1931-2008）によって吹き込まれた「행복의 문（幸福の門）」<sup>13)</sup>が流れる。一方で「日本人の心のなかにも、あの懐かしいアリランの歌が、いつもいつも流れていきました」と語られた後、子どもたちが歌う朝鮮語の「アリラン」が流れる間に、山口は現在（2010 年）の日本と朝鮮の若者たちに向けて次のように語る。

それから歳月は流れ、ご承知のように色々苦しみと悲しみに満ちた歴史の変遷がありましたが、今はもう 38 度線の悲しみも消え、玄界灘は本当の平和の海になりました。そして、あの頃北の方へ帰られたあなたのお父さ

ん、お母さんが植え残して行かれた新潟のボトナム通りの柳の木もすっかり成長して、立派な並木になりました。そして今、あなた方はこんなに仲良く隔てなく、腕と腕とを組み合わせ、肩と肩とを抱き合って、お隣の友達の歌を歌っています。

最後に「隣国の歌」が流される間に、山口が「もうすっかりお婆さんになった私は、あの頃のことを思い出すと、すべてはまるで夢のようです。今楽しげな屈託のないあなた方の姿を見ると、嬉しくて愛しくて、思わず泣けてくるのです」と述べ、ソノシートが締め括られる。

前述の「アリラン哀歌」と「アリラン物語」では、物語の舞台になっている開城と平壤がそれぞれ「カイジョウ」「ヘイジョウ」と読まれているが、「ソノ・エディトリアル」では朝鮮半島の南北の首都がそれぞれ「ソウル」「ピョンヤン」と呼ばれている。1950 年代の日本のメディアでは植民地時代の「京城」が依然として使用されており、朝日新聞の場合「ソウル」という名称が使用され始めたのは 1961 年からだった〔米津 2016: 93〕。そうした当時の状況を考えると、「ソノ・エディトリアル」の作り手たちが積極的に「日本と朝鮮の和解」を目指していたと言える。

ところが、このレコードにおいて語られている「日本と朝鮮の対立」は、戦後の「平和線」問題に限られており、戦前の植民地支配については全然言及されていない。1947 年から 1964 年にかけて 3900 人前後の日本人漁民が韓国によって抑留され、8 人が抑留中に死亡したが、こうした韓国政府の措置は明らかに非人道的なものだった〔崔英호 2021: 170・262〕。しかし、「平和線」問題の数倍の期間にわたって遙かに多い数の死者をもたらした植民地支配を棚に上げたままで「日本と朝鮮の和解」を願っても、朝鮮半島の人々に響くはずがなかったであろう。

戦前の植民地支配への認識の欠如は、「海を隔てていがみ合ってはいても、朝鮮と日本はやはりお隣の国」であることを示す事例として、「日本調の

流行歌」と「アリラン」を挙げている部分にも表れている。レコード産業の進出などによって植民地朝鮮に移植された戦前の日本の流行歌は、1930年代半ばには朝鮮の大衆音楽の主流ジャンルとして定着し、朝鮮人の歌手・作詞家・作曲家たちによって支えられるようになった[이준희 2012: 241-245]。1945年以降の韓国において、植民地時代に確立された流行歌は「倭色歌謡」というレッテルを貼られ、1960年代には「倭色歌謡」統制が明確に制度化された[山内 2024: 75-80]。一方、1930年代初めから「アリラン」が多数の日本人歌手によって吹き込まれた背景には、帝国日本の圏域内で展開されたレコード産業とメディア産業があった[이준희 2010: 243-246]。つまり、1950年代後半の韓国で作られた「日本調の流行歌」と、同時期の日本人の記憶に刻まれていた「アリラン」は、いずれも日本の植民地支配の産物だったと言える。ところが、「ソノ・エディトリアル」では植民地支配という歴史的背景は全く言及されておらず、むしろ植民地支配の産物が朝鮮と日本の隣接性の根拠として提示されているのである。

また、「ソノ・エディトリアル」において描かれた朝鮮半島が、1960年当時の韓国と北朝鮮の状況とはかけ離れていたことを見逃してはならない。「ソノ・エディトリアル」においては「南と北の和解」の可能性の根拠として、南仁樹の「去れよ38線」が「南でも北でもこっそり歌われていた」ということが挙げられている。解放後の南仁樹は1962年に死去するまで南の韓国で歌手活動を続けたが、彼が植民地時代に最も有名な男性歌手だったことを考えると、「去れよ38線」が北朝鮮で「こっそり歌われていた」可能性は排除できない。南の韓国では、同曲が南仁樹本人によって1961年に再録音された。ところが、再録音版では「38 선을 헤맨다 (38線をさまよう)」という歌詞が「38 선을 탄한다 (38線を嘆ずる)」に変えられていた。その理由は定かでないものの、「38線をさまよう」という表現が、38度線を越えて北に渡る「越北」を連想させるからだったと考えられる<sup>14)</sup>。朝鮮戦争以降の韓国社会は、「38線をさまよう」という

表現さえも許さないほど、徹底的に反共主義を内面化していた。こうした当時の韓国の状況を考慮すると、「去れよ38線」に南北和解の可能性を見出すのは、素朴な楽観論だったと言わざるを得ない。

朝鮮半島の南北対立への認識の甘さは、「日本と朝鮮の和解」の可能性の根拠として挙げられた「日本調の流行歌」に関する記述にも表れている。前述したように「その頃密かに朝鮮で歌われていた日本調の流行歌」として挿入された曲は1957年に韓国で発売された「幸福の門」だったが、韓国でもあまりヒットしなかったこの曲が当時北朝鮮で歌われていた可能性は限りなくゼロに近い。1950-53年の朝鮮戦争によって38度線は「休戦線」に変えられ、南北分断は一層堅固な冷戦体制として定着していたからである。

このように現実とかけ離れたナイーブな朝鮮半島認識の原因に関して、重要な手がかりになるのが「ソノ・エディトリアル」における「呼称」である。音楽学者の渡辺裕は、このレコードで「韓国・北朝鮮と日本との関係の正常化への祈りが繰り広げられ」たと述べているが[渡辺 2013: 380]、「ソノ・エディトリアル」では「韓国」も「北朝鮮」も使用されておらず、あくまでも「南と北」と表現されている。また、日本と対立を抱えているものの、未来では和解を成し遂げるであろうと期待される相手は、(1960年の現実においては既に存在しなかった)「朝鮮」と呼ばれている。例えば「平和線」問題は「日本と韓国」の対立ではなく「日本と朝鮮」の対立として描かれており、「日本調の流行歌」は「韓国」ではなく「朝鮮」で歌われていたと語られている。「朝鮮」という呼称を通じて、隣の朝鮮半島の統一への祈りを日本人の立場から積極的に表明したと理解することも可能である。しかし、日本との友好関係の構築という希望を、「現在」の分断されている朝鮮半島ではなく、「未来」の統一された朝鮮半島に託すことは、現実の朝鮮半島との対面という課題を先延ばしにしてしまう危険を孕んでいた。このような呼称の使い分けを通じて、「ソノ・エディトリアル」の作り手

たちは、朝鮮半島の「南と北」の対立を悲しみつも、朝鮮戦争の停戦後も激しい対立を続けていた「韓国と北朝鮮」の現状とは距離を置くことにより、「冷戦の傍観者」としての立場を堅持することができたのである。

ところが、「ソノ・エディトリアル」の制作者のなかには、「冷戦」ならぬ「熱戦」が繰り広げられていた朝鮮半島の現実を直接目撃した日本人が含まれていた。1951年9月から1952年1月にかけて朝日新聞の特派員として朝鮮戦争を取材し、そこで聴いた「去れよ38線」を「ソノ・エディトリアル」に入れることを提案した辻豊（1918-2008）である。幼い頃、朝鮮人の子供が理由なく石をぶつけられるのを見た彼は、朝鮮の南北分断に同情しつつも、「大韓民国であろうが、人民共和国であろうが、ともかくかれらが、独立の形を得たことは心から喜んで」いた。1951年の朝鮮半島で日本人への激しい憎悪に直面した彼は、日本人が「相当程度に恨まれているだろうとは考えていたが、これほどまでに恨みが深いとは」夢にも思わなかつとも述べている〔辻 1960: 31-34〕。

1951年11月に辻が取材した地域は、38度線の北に位置するものの「国連軍の最前線」になっており、高地の争奪戦が繰り返されていた中部戦線だった。国連軍と共産軍両方の砲弾が炸裂し、負傷兵の泣き声が聞こえる危険極まりない戦場に彼が足を運んだのは、「この新しい境界線を自分の眼で見ておきた」いという好奇心のためだった。その「新しい境界線」は、朝鮮半島を再び引き裂く「新しい三十八度線」であると同時に、「対立する二つの世界の最先端の、新しい接線」であった〔辻 1960: 146・150-151〕。

このように、戦前の日本における朝鮮人差別を目撃した辻は、38度線による南北分断に同情しつつも、朝鮮半島の独立を喜んだ。1951年に従軍記者として初めて朝鮮半島の土を踏んだ彼は、冷戦の最前線に引かれた「新しい38度線」を直接取材した。しかし、そもそも38度線の南北に米ソの軍隊が進駐した目的が「日本軍の武装解除」だった事実に、彼の意識が及ぶことはついになかった。そ

して植民地支配と南北分断の関係への自覚の欠如は、結局「分断と内戦を免れた日本人」としての安堵につながってしまった。

いまは、とにかく、だれとも戦わなくてすむ日本人の境遇がこの上なく有難かった。私はいまや、一介の従軍記者である。この陣地が危くなれば、さっさと安全なところへ逃げて行くことのできる身の上である。（中略）

内乱の悲劇。とにかく日本が二つに裂かれたかったのは、なにものにもかえ難い、不幸中の幸いであった。

日本がこの戦争にまきこまれれば、新聞記者であろうが、なんであろうが、もう逃げ出して行くところはない。〔下線引用者。辻 1960: 152-153〕

## 5. おわりに

権赫泰と車承棋は、『〈戦後〉の誕生－戦後日本と「朝鮮」の境界』と題された著書の序章において、次のように述べている。

日本が40年近く植民地として支配し、日本の敗戦によって強大国が介入したために冷戦状態のまま分断され国家形成に苦しむ「朝鮮」が、まさに隣に存在するという事実すら目に入つてこなかつた。日本の「戦後」は、このように帝国主義の過去とアジアを忘却して誕生したのである。〔権赫泰・車承棋 2017: 14〕

戦後の日本において朝鮮という存在そのものが不可視化されたとはいえ、「アリラン」は依然として「日本人が知っているほぼ唯一の朝鮮の歌」として歌われ、演奏され、レコード化されていた。数多くの「アリラン」関連レコードには「アリラン哀歌」「アリラン物語」も含まれていたが、前者においては朝鮮人の存在自体が後景化されており、後者においては日本人男性に心と体を捧げる朝鮮

人妓生と彼女を犯そうとする極悪非道な朝鮮人男性しか描かれていなかった。このように朝鮮の開城と平壤を舞台にした物語においてさえ、帝国日本の植民地支配とその被害者としての朝鮮人は完全に忘却されていたのである。

ところで、「アリラン哀歌」と「アリラン物語」が発売された1954-55年は朝鮮戦争の直後だったが、この戦争で日本は国連軍の後方基地としての役割を忠実に果たした。軍事史研究者の庄司潤一郎が指摘したように、朝鮮戦争は「戦後日本が最も身近に感じ、かつ直接関与した戦争」であったにもかかわらず、多くの日本国民はそれを「対岸の火事」として捉え、戦争特需の「成果を享受するだけ」だった〔庄司 2020: 175・180〕。日本が当事者として緊密に関わった朝鮮戦争の停戦から1-2年しか経ていなかったものの、「アリラン哀歌」と「アリラン物語」において朝鮮は日本人植民者の郷愁の対象に過ぎなかった。このように戦後日本が朝鮮戦争を素通りしたのは、丸川哲史が述べているように、冷戦体制における日本の地政学的位置に起因していた。

朝鮮戦争、つまり冷戦を固定化させた最大の熱戦の戦場から、日本は地政学的にほんの少し外側であったにすぎないのだ。しかし、その微妙な「間」こそが、日本人の戦後観に決定的な歴史意識や地政感覚のズレをつけ加えることになったとも推察される。〔丸川 2020: 15〕

朝鮮戦争の勃発とともに始まった1950年代は、在日朝鮮人の帰国事業の開始とともに幕を閉じた。その直後に発売された「ソノ・エディトリアル」は、「アリラン哀歌」と「アリラン物語」が避けて通った1950年代の現実を、「日本と朝鮮の対立」と「南と北の対立」に分けて描いた。しかし、朝鮮半島の南北に国家として存在する韓国と北朝鮮は「南と北」と呼称される一方で、日本との対立を乗り越えて親善関係を結ぶであろうと期待される相手は「朝鮮」と呼称されている。これは朝

鮮半島の南北統一への祈りの表明とも解釈できるが、冷戦の最前線に対する戦後日本の距離を示すものでもあった。また、1945年以前の植民地支配が不間に付されたという点は、「アリラン哀歌」「アリラン物語」と共通していた。戦後の日本人がいくら朝鮮半島の南北分断の解消を願っても、その南北分断と植民地支配の関係を問い合わせない限り、所詮「日本が分断されなくてよかった」という安堵に行き着いてしまう。このように「植民地支配の忘却」に「冷戦の後景化」が接合され、「平和国家」という戦後日本のアイデンティティを支えるようになったのである。

#### 注

- 1) 韓国古音盤研究会の副会長の鄭昌官氏が2018年に開設したYouTubeチャンネル(<https://www.youtube.com/@arirang1896>)には、朝鮮半島、日本、中華圏などの地域で発売された「アリラン」関連レコードの音源資料が網羅されている。本稿で取り上げる三つのレコードのなかで、「アリラン哀歌」と「アリラン物語」の音源は鄭昌官氏のYouTubeチャンネルから取得した。ここに記して感謝申し上げたい。
- 2) 1950-60年代に日本で発売された「アリラン」関連レコードには、朝鮮民謡「トラジ」が一緒に収録されたものが多くいた。本稿で取り上げる「アリラン物語」と「ソノ・エディトリアル」にも「トラジ」の演奏が挿入されている。
- 3) <http://78music.jp/teichiku.html> (最終閲覧日: 2024年10月15日)。
- 4) <http://78music.jp/teichiku.html> (最終閲覧日: 2024年10月15日)。
- 5) 「アリラン哀歌」の歌詞は、<https://www.youtube.com/watch?v=6yxMiKd6BAY>に掲載されている(最終閲覧日: 2024年10月15日)。
- 6) 2001年に復刻された『SP盤復刻による懐かしの活弁-泉詩郎の歌謡物語・映画説明』の解説・台詞ブックによると、レコード番号「B1252-3」と「B1254-5」の歌謡物語が1954年4月に発売された。「アリラン哀歌」はその直前に発売されたと思われる。
- 7) 音源は<https://www.youtube.com/watch?v=VjfZ6Gpxjc>にアップロードされている(最終閲覧日: 2024年10月15日)。
- 8) 1935年に木浦出身の女性歌手李蘭影(1916-1965)によって吹き込まれ、空前のヒットを記録した曲。日本では1955年に菅原都々子がカバーした。

- 9) 『SP 盤復刻による懐かしの活弁－泉詩郎の歌謡物語・映画説明』解説・台詞ブック、pp.3.
- 10) 音源は <https://www.youtube.com/watch?v=HvmnNmnyDE0> にアップロードされている(最終閲覧日:2024年10月15日)。
- 11) このレコードでは「キーサン」という言葉が使用されているが、以下では「妓生」と表記する。
- 12) 音源は <https://www.youtube.com/watch?v=LGDUPonTIZ4> にアップロードされている(最終閲覧日:2024年10月15日)。
- 13) 「幸福の門」については、音楽学者の李塗熙氏にご教示いただいた。ここに記して感謝申し上げたい。
- 14) <https://www.youtube.com/watch?v=NIA1cqALU3E> (最終閲覧日: 2024年10月15日)。音楽学者の李塗熙氏の YouTube チャンネルにアップロードされたこの動画では、「去れよ 38 線」の発売から再録音までの経緯が詳細に説明されている。

## 参考文献

- ・井沢淳 (1960) 「私たちの祈り」『朝日ソノラマ』1960年3月号、朝日ソノラマ、pp.8.
- ・大宅壮一・菅原ツヅ子 (1956) 「大宅壮一の大人おしゃべり道中－道連れは歌手菅原ツヅ子」『週刊娛樂よみうり』1956年1月20日号、読売新聞社、pp.26-29.
- ・音楽之友社・音楽新聞社共編 (1951) 『音楽年鑑 昭和27年版』音楽之友社。
- ・権赫泰・車承棋 (2017) 「消去を通してつくられた「戦後」日本」権赫泰・車承棋編 / 中野宣子訳『〈戦後〉の誕生－戦後日本と「朝鮮」の境界』新泉社、pp.11-18.
- ・庄司潤一郎 (2020) 「朝鮮戦争と日本」筒井清忠編『昭和史講義【戦後篇】(上)』筑摩書房、pp.175-192.
- ・著者不明 (1951) 「娯楽」『社会人』1951年7月号、社会人社、pp.89-97.
- ・辻豊 (1960) 『夜の特派員』朝日新聞社。
- ・寺尾五郎 (1959) 『38度線の北』新日本出版社。
- ・広島鉄道管理局 (1979) 『関釜連絡船史』広島鉄道管理局。
- ・丸川哲史 (2020) 『冷戦文化論－私たちの「内なる冷戦」を見つめ直す』論創社。
- ・宮塚利雄 (1995) 『アリランの誕生－歌に刻まれた朝鮮民族の魂』創知社。
- ・山内文登 (2009) 「アリランに託された歴史－特攻と革命」『國文學』54 (2)、學燈社、pp.74-85.
- ・山内文登 (2013) 「植民地朝鮮のレコード検閲とアリランの位相－複製技術時代の上演的近代と音声統制」『韓國朝鮮の文化と社会』12、風響社、pp.19-68.
- ・山内文登 (2024) 「「倭色歌謡」の規制とトロットの誕生－戦後韓国におけるポピュラー音楽の文化史の一断面」輪島裕介・永富真梨編著『入門 ポピュラー音楽の文化史－〈戦後日本〉を読み直す』ミネルヴァ書房、pp.71-94.
- ・渡辺裕 (2013) 「「ソノシート」のひらいた文化－文字メディアと音声メディアのはざまで」『サウンドとメディアの文化資源学－境界線上の音楽』春秋社会、pp.369-410.
- ・米津篤八 (2016) 『일본 언론의 한국전쟁 보도와 그 성격－일본인 종군기자의 활동을 중심으로』서울대학교 석사학위논문。
- ・植树幸生 (2013) 「『이즈키 (五木) 자장가』의 아리랑 기원설－그 형성과 계승」『한국문화와 그 너머의 아리랑』 한국학중앙연구원출판부, pp.251-274.
- ・이연식 (2012) 『조선을 떠나며－1945년 폐전을 맞은 일본인들의 최후』 역사비평사。
- ・이준희 (2010) 「‘대중가요’ 아리랑의 1945년 이전 동아시아 전파 양상」『한국문학과 예술』6, 숭실대학교 한국문학과예술연구소, pp.227-253.
- ・이준희 (2012) 「한국 대중음악의 출발－트로트와 신민요」 김창남 엮음『대중음악의 이해』한국학중앙연구원출판부, pp.239-261.
- ・임경화 (2014) 「해방 후 재일조선인 사회의 문화자립 운동과 <아리랑>」『사이 (SAI)』17, 국제한국문학문화학회, pp.41-74.
- ・최영호 (2013) 『일본인 세화회－식민지조선 일본인의 전후』논행。
- ・최영호 (2021) 『국가와 인권의 관점에서 평화선을 다시 본다』논행。
- ・Atkins, E. Taylor (2007) “The Dual Career of “Arirang”: The Korean Resistance Anthem That Became a Japanese Pop Hit”, *The Journal of Asian Studies* 66 (3), pp.645-687.

## 資料紹介

# サハリン朝鮮人とソヴィエト社会(1945 – 1991 年) (下)

ユリア・ディン著 宋惠媛（大阪公立大学）訳

キーワード: Sakhalin Koreans サハリン朝鮮・Korean Diaspora コリアンディアスボラ・Soviet Society ソヴィエト社会・Post-War Soviet 戦後ソヴィエト  
\*（）は原著者、〔〕は訳者による補足説明

\*『コリアン・スタディーズ』12号に前半部分を「サハリン朝鮮人とソヴィエト社会（1945 – 1991 年）（上）」として訳載した。本稿はその後半部分である。

### 3. サハリン朝鮮人の国籍問題

サハリン朝鮮人ディアスボラが全期間を通して直面したもっと重要な問題の一つは、国籍問題だった。国籍とは、法の体系（国家による保障）と義務の体系（個人が国家に対して負うもの）に現れる個人と国家の結びつきであると私は理解している。

サハリン朝鮮人ディアスボラが形成され、成長した期間じゅう4つの国の存在があった。これらの国々はさまざまなレベルでサハリン朝鮮人の日常生活に関与した。そこには国籍問題に直接関わる側面もあった。その1つめが日本帝国である。現存の朝鮮人ディアスボラ集団はこの領域内で形成された。2つは第二次世界大戦の結果、1945年に南サハリンとクリル列島を領土化したソ連（およびその法的継承者であるロシア連邦）、そして1948年に朝鮮半島で形成された大韓民国と朝鮮民主主

義人民共和国という2つの国家が続く。

サハリン朝鮮人の国籍問題に最初の解決法を提示したのは日本帝国である。明治憲法は民族の帰属に関する問題を未解決のまま残した。憲法改定直後には、日本の領土で生まれた全ての人は血統とは関係なく帝国臣民とみなされた。しかし、1894-1895年の日清戦争と台湾併合以後、太平洋地域で大規模な中国人の移住が起こる恐れが生じたため、法が改定された<sup>1)</sup>。1910年に韓国併合が公式に発表されると、朝鮮人たちは法的に帝国臣民とみなされることになった。しかし日本の法務省は、国籍に関する旧法は植民地出身者には適用されないという公的見解を示した。その戸籍システムは、血統主義というヨーロッパ式の概念と似た原則に基づいていた<sup>2)</sup>。

このシステムに則り日本帝国の臣民は内地人と外地人に区分された。内地人と外地人の間の差異を理解するカギは、2つの重要な要素、すなわち選挙権と兵役義務についての理解にある。

1927年の徵兵令は、兵役義務が戸籍システムによって決定されるという事実を確認させるものだ。朝鮮戸籍の日本帝国臣民に対しては、日本戸籍者とは異なる朝鮮総督府が定めた法〔制令〕が適用された。兵役義務は国家と天皇への忠誠が求められることから、1944年まで朝鮮人は徵兵対象にはならなかった<sup>3)</sup>。

現代社会において選挙権と被選挙権は、民主主義国家（少なくとも、民主主義的要素の萌芽を持つ国家）における国民の基本的権利の一つである。

もちろん日本帝国は民主主義国家ではなく、多くの場合その当時の他の植民地列強のモデルを踏襲した。

だが日本帝国では、日本人と植民地臣民の平等達成を志向する措置がいくつか取られました。植民地には日本帝国の政治活動に参加する権利はなかったとはいえ、内地に定住する植民地臣民には1925年に選挙権が与えられた。その結果、たとえば1932年の衆議院議員選挙では16,170人（朝鮮人総有権者数の45%）の朝鮮人が投票権を行使しました。1929年から1943年までの間に日本で実施された国政選挙と地方選挙には、合わせて200人の朝鮮人が登録し、32人が当選した。そのうちの一人〔朴春琴〕は衆議院議員となった<sup>4)</sup>。数百人におよぶ朝鮮人が日本政府の一員に登用される可能性もあった。その多くが陸軍士官学校を卒業し、帝国陸軍に奉職する人々だった<sup>5)</sup>。

このような状況は、20世紀前半の植民帝国主義にはごく典型的なものだった。日本帝国主義はその構造において日本や東アジアの概念ではなく、多くの点で当時のヨーロッパ式帝国主義を真似たものだった。明治期の指導者たちは世界政治をよく研究した後、西欧の基準にしたがって自らの膨張政策を打ち立てた。たとえば総督府の官員たちは、西欧植民地の行政府が発行した道路敷設、病院建設、飲用水、鉄道延伸、栽培面積、貿易発展などについての報告書と類似した年次報告書を几帳面に発表した。日本への移住民たちには、ヨー

ロッパの移住民たちと同じように、新しい居住地の隣人と自らの違いを入念に思い知らせた<sup>6)</sup>。

たとえば19世紀から20世紀初めにかけての大英帝国内のインド人は、1858年から英國臣民とみなされた。だが、英國議会の選挙権は付与されなかった。しかし、英國本土に住んでいたインド人たちは地方選挙区で立候補することができた。1892年の選挙では、英國議会にインド人議員が選出された<sup>7)</sup>。

第二次世界大戦後、日本は全ての植民地を失い、戸籍システムは新しい民主主義国日本国民の国籍問題の整備に用いられた<sup>8)</sup>。1951年に日本はサンフランシスコ講和条約に調印し、この条約によって日本列島以外の地域にあった全領土を放棄した。1952年に日本政府が出した通達は、全ての旧外地人の日本国籍の喪失を法的に確認した。これは日本本土に居住していた旧外地人にも適用された。ところが、同じく第二次世界大戦の結果により日本の領土から除外された樺太（南サハリン）と千島（クリル諸島）の住民の日本国籍は喪失されなかった。ただし、戸籍法が定める登録手続きを踏む必要があった<sup>9)</sup>。とはいえ、サハリンにいる朝鮮人がこの登録手続きをすることは物理的に不可能であり、日本国籍を維持する可能性は一切断たれた。戦後も日本本土に残った朝鮮人ですら日本国籍を得ることはできなかった。仮にサハリン州の朝鮮人が日本に出国することができたとしても、おそらく同じ状況に陥ったことだろう。

日本の法域からは抜け出したものの、韓国の領土に戻れなかったサハリン朝鮮人たちは、この2つの国と市民的、法律的関係を形成することができなかつた。かれらはソ連（定住地）や北朝鮮（ソ連を除いて唯一サハリン朝鮮人に国籍を付与できる国家、詳しくは後述）の国籍を得ることはできたが、取得に際しては他の外国人と同様の手続きを踏まなければならなかつた。

こうしてサハリン朝鮮人とその子どもたちは無国籍者となり、生まれついて自動的に国籍を保持することのない住民となつた。これは世界人権宣言第15条に違反する状況だった<sup>10)</sup>。



写真 14. サハリン朝鮮人無国籍者の永住許可証、1988年

1978年にソ連国籍法が改正され、ようやくこの状況が解決された。改正法が発効した1979年7月1日以降に出生した無国籍の子どもで、他の国籍取得を希望しない者は自動的にソ連国籍者とみなされるようになった<sup>11)</sup>。1978年法の条文は、若干の修正を加えて、国籍取得に関する後継ソ連法、およびソ連崩壊後のロシア連邦法でも維持された<sup>12)</sup>。しかし1979年以前に出生した朝鮮人は国籍の自動的獲得権を得ることはできず、サハリン朝鮮人の国籍に関するすべての問題がこの法改正で解決されたわけではなかった。それでもこの法律のおかげで、自分の意志とは無関係に他の国家の領土に残ったにもかかわらず、国籍という重要な政治的権利を剥奪されたサハリン朝鮮人たちの根本的な不平等に改善が図られたことは確かである。

すでに述べたように、1945-1990年の間はソ連と北朝鮮だけがサハリン朝鮮人ディアスボラの生活に直接的に関与した。これは政治的原因に起因するものである。冷戦期（1945-1991）の世界は2つの対立陣営に分かれていた。この当時、韓国と日本は米国の影響下にあったため、ソ連の接触は難しかった。韓国は1990年までソ連と外交関係を樹立しておらず、ソ連と日本の関係は1956年の日ソ共同宣言後も緊張状態にあった。

1952年までのソ連のサハリン朝鮮人政策は基本的に獲得した領土での秩序回復のために住民登録を実行することに限られていた<sup>13)</sup>。1952年5月6日付ソ連閣僚会議決定により、朝鮮人の国籍取得手続きが簡素化された<sup>14)</sup>。しかし、日本領時代からの残留朝鮮人20,975人のうち1953年7月1日までにソ連国籍を取得したのはわずか490人にと

どだった<sup>15)</sup>。

この状況を改善するため、ソ連国籍獲得手続きに関する情報を朝鮮人たちに周知させる取り組みが行われた<sup>16)</sup>。この取り組みによって、1952～1956年に2,643人がソ連国籍を取得したが、そのうち旧権太住民が2,198人、北朝鮮国民が348人だった（表3参照）。

サハリン朝鮮人一世と二世の戦後初期に関する記憶は様々である。

父は、朝鮮には行かない、戻りたくないと言座に言いました。それで1952年に〔ソ連〕国籍を取れるようになったとき、わたしたちはすぐに取得したのです、初めに父が、その次に私たちと子どもたちが<sup>17)</sup>。

50～60年代に国籍をもらえるようになりました。ともかく国籍を取れとあちこちで言われました。本当に韓国に行きたがっていた人々はどこの国籍も取得しないか、もしくは北朝鮮の国籍を取りました、北朝鮮を経由して韓国に行こうと考えて。初めは取得もごく簡単で、望めばすぐにもらえました<sup>18)</sup>。

だが、サハリン州の朝鮮人の相当数はソ連国籍を取得することを拒否した。それに、ソヴィエト体制は自分たちの主義を押しつけた。サハリン朝鮮人の多くは、（どちらもイデオロギー上の主要敵国である米国の影響下にあった）日本と韓国に親族がいた。自分に嫌疑がかかりかねない身の上を隠さざるを得ず、行動に出るのをためらった人も

表3. ソ連国籍を取得したサハリン州在住者の数

年	1952	1953	1954	1955	1956
南サハリン住民	72	1,204	529	227	166
北朝鮮国民	-	5	190	74	79
旧亡命者のロシア人	40	57	-	-	-

出所：ГИАСО. Ф. 53. Оп. 7. Д. 181. Л. 4.

少なくない。自分の家族関係について根掘り葉掘り尋問される可能性があった。

私もソ連国籍が欲しかったのです〔.....〕外国を自由に旅行することができるし、党に入ることもできるし、出世だってできる。そのとき私は教師だったのですが、私を党に推薦したいという人たちがいました。〔.....〕私には日本に兄がいました。いきなり取り調べられたら、その事実を隠せません。その時実問題が起こりました。党の下級組織の指導者がいたのですが、彼は自分の祖父が司祭だったことを隠していました。私たちの炭鉱では彼を党员に選出したのですが、一か月後にその件が知られてしまい、彼は党籍を剥奪され本土に.....だから私は三度目の面談で入党を断りました。私の経歴には大きな傷がつきました<sup>19)</sup>。

しかし大部分の場合、国籍を取得しなかった主な原因是、ソ連国籍を取得してしまうと将来韓国に帰還する際に妨げになるのを恐れたことにあつた。

私たちも国籍を取得しなかったのですが、それは父がすぐ韓国に帰るからと言ったからです。年配の人々はロシア人とは結婚するなと言いました〔.....〕みなが帰還を待っていたので、帰還の妨げになることはしようとしませんでした<sup>20)</sup>。

ほぼ全てのサハリン朝鮮人たちにとって、戦後初期における国籍取得は帰還と緊密に関わっていた。ソ連国籍の取得は、サハリンに残ってソヴィエト社会の生活に適応することと、故郷への帰還を拒否する意志を持っているということを意味した。したがって初期には、ソ連国籍を取得しようとする人々は多くなかった。

前述したように、沿海地方ナホトカ市の北朝鮮総領事館は1950年台の初め、サハリン朝鮮人に国

籍取得を強力に宣伝はじめた。

1956年までに北朝鮮国籍を取得したのは658人だった<sup>21)</sup>。だが、1957年12月6日にピョンヤンで、「ソヴィエト社会主义共和国連邦政府と朝鮮民主主義人民共和国政府間の二重国籍者の国籍問題に関する協約」が締結された後から朝鮮国籍取得は急激に増加した<sup>22)</sup>。

1962年までに旧日本臣民11,475人が北朝鮮国籍を取得した<sup>23)</sup>。この時、労働契約によってサハリンに来島した北朝鮮住民3,851人がサハリンに残っていた。無国籍者の中までいる人が20,718人いた。サハリン朝鮮人の総数は4万人を超えていたことになる<sup>24)</sup>。

北朝鮮国籍を取るためにソ連国籍を放棄するケースもあった。1961年には51人の朝鮮人がソ連国籍の放棄を願い出た。北朝鮮国籍を取得して永住しようと考えたのである。だが、北朝鮮国籍を取得した後に実際に出国したのはそのうちわずか2人だった。3人が、国籍だけ取得しその後もソ連に残った<sup>25)</sup>。残りは、無国籍者としてサハリンに残った。これは、サハリン朝鮮人のなかに自らの居住国と国籍を長らく決められなかつた人々がいたことを物語っている。

サハリン朝鮮人たちが北朝鮮国籍を取得した理由は大きく2つある。1つ目は北朝鮮国籍を取得した後、いつか歴史的故郷に帰ることを望んでいたからだった。これは朝鮮半島がじきに統一されるだろうという噂がずっと回っており、帰還可能性に希望を持っていたからだった。ある証言者はこう語った。

私たちはこう考えたのです。「北朝鮮国籍を取得したら、向こう側へ行けるかもしれない」。当時、多くの人が朝鮮の統一について話していましたが、私も政府レベルで何らかの計画があるのだろうと考えました。もし朝鮮が統一されたら故郷に帰れる。父には故郷で帰りを心待ちにしている母親がいました。それに姉妹も〔.....〕それで考えたのです<sup>26)</sup>。

2つ目は朝鮮人学校を卒業後、生きる道を選ぶときに困難に突き当たった若者たちだった。それは根源的には朝鮮語で教育を受けていたためだが、それによるロシア語能力不足がソ連の大学入学試験合格の障害になった。このようななか、北朝鮮の職員たちの魅惑的な扇動があり、多くの若者が北朝鮮で学び、働くために出国した。ある朝鮮人学校の教師は次のように回想した。

生徒たちは学校を卒業したけれど、大学には進学できませんでした[...]それで多くの生徒が北朝鮮に行きましたが、そこでは試験を受けなくても金日成大学に入学させてくれるという約束をしたといいます<sup>27)</sup>。

ソ連当局は北朝鮮からソ連に戻れるよう許可してほしいというサハリン朝鮮人たちの公式請願を受け付けた<sup>28)</sup>。さまざまな理由で、ソ連への帰国が試みられた例は少なく、また、真剣に検討された請願はソ連国籍保持者からのものだけだった。

1960年代末から1970年代初めにかけては、北朝鮮との関係悪化によりサハリン朝鮮人たちが北朝鮮国籍を放棄し始めた。

北朝鮮国籍(とそれに伴う故郷帰還への希望)の放棄は、ソヴィエト社会への統合の必要性を認識したことを意味した。

それから多くの人々が故郷へ帰る可能性がほとんどないと考えるようになりました。子どもたちは学び、働くねばなりません[...]それでソ連国籍を取得しはじめたのです<sup>29)</sup>。

私たちは北朝鮮国籍を持っていました。正式に放棄したかったのですが、[北朝鮮からは]当然許可されませんでした。すると[サハリン州の]身分証課で、北朝鮮の公民証を郵便で北朝鮮領事館に送り、その領収書を持って来るようとに教えてくれました。[...]それでソ連国籍取得のための書類をもらいました<sup>30)</sup>。

確かにソ連国籍を全員に即時にもらえたわけではありませんが、これは対北関係と関連していたからでした。関係がよい時には国籍をくれませんでしたが、少し悪化するとすぐくれるようになりました。多くのことが政治に左右されたのです<sup>31)</sup>。

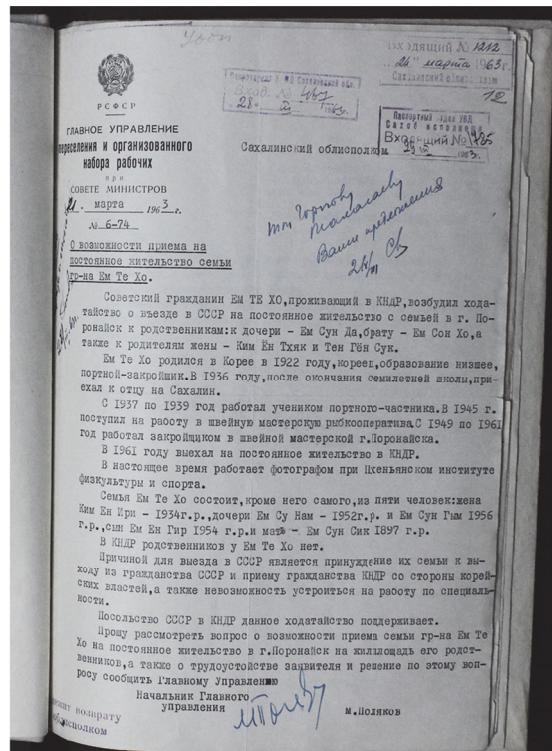


写真 15. 1963年3月21日付、オム・テホ一家の北朝鮮からの入国に関するソ連邦閣僚会議付属移住・組織的労働力募集総局の証明書 No.6-74  
出所：ГИАСО. Ф. 53. Оп. 25. Д. 2630. Л. 12.

サハリン州の領土での特別国境体制による行動制限もソ連国籍取得を促進した。1960年8月15日、国境に関するソ連邦最高会議幹部会令が採択され<sup>32)</sup>、サハリン州の領土に特別国境体制が樹立された。この命令によりサハリン州全土が閉鎖国境地域に指定され、内務機関が発行する通行証なしにはサハリンに常住する住民以外の人の入島、居住、移住は許可されなかった。サハリン内の無国籍者や外国人は、それぞれが持っている書類上に指定された居住地域でのみ暮らさなければならず、他の地域に移動するには警察から許可証をも

らわねばならなかった。

大部分のサハリン朝鮮人が無国籍者や外国人に該当したため、この特別国境体制により朝鮮人の居住移転の自由はひどく制限された。ある人は、この制度が朝鮮人たちに課した制約と苦境を次のように記憶している。

隣村に行くには必ず警察の許可を受けなければなりませんでした。申請書を提出すると警察が何日間か審査した後に許可書をくれます。ほとんど毎回もらえたが、たまにくれないときもありました。結婚や誕生日で両親のところに行かなければならないときは、日時に合わせて申請書を提出することができるでしょう。でも誰かが死んだときはどうしろというのでしょうか。行かないわけにはいかない用事なのに、許可書をもらうまで埋葬を遅らせて待ってくれるはずないでしょう。だから許可を取らずに、怖いけど危険を犯して行ってくることもありました。警察に捕まらないこともましたが、捕まることももちろんありました。もし捕まつたらすぐに工場に報告が行くのですが、これは賞与ばかりでなく、年末特別給与も剥奪されることを意味します。もしあパート入居の順番を待っていたならば、即座に順番が最後に回されてしまいます。だから当時、朝鮮人はほとんどアパートに入れませんでした。それで一軒家を買うようになったのです。ロシア人は庭の菜園を欲しがらなかったので、一軒家の方が安かったこともあります。私たちの工場長がよい人でした。警察がその情報を報告しても、目をつぶってくれて理解してくれる人だったのです。

でも、本当に辛かったのはそんなことではありません。むしろそれは大したことではなかったのです。大学進学を希望したした時が本当の不幸でした。学校を卒業しなければ、入学試験を受けるためのユジノサハリンスクなり大陸なりへの移動許可申請書は提出できま

せんでした。ところが、警察がその書類を検討して決定を下すまで待っていたら入試が終わってしまうのです……それで翌年にもう一度書類を提出しなければなりません。許可証には有効期限がありますから。ある人は勉強を諦めて家に残りました。不法に誰かの身分証を入手して海峡を渡った人もいます。大陸ではもう自由でした。朝鮮人かどうかなどという目で見られることはありませんでしたから。もっとも本当にそこまでする人は少数でした<sup>33)</sup>。

これまでみてきたように、サハリン朝鮮人たちはこのような制約によってサハリン州はもちろん、ソ連邦のどの地域でも自由に居住することが難しかった。このような状況下で、サハリン朝鮮人たちに問題の解決方法を模索することを強いられ、結局ソ連国籍取得を決めたである。

1970年には、35,000人のサハリン朝鮮人のうちソ連国籍者は19,400人となり、無国籍者は7,700人に減った。1989年には無国籍者はわずか2,700人で、ソ連国籍者は32,200人に達した（サハリン朝鮮人の総数はその後ソ連崩壊までほぼ変わらなかった）。このように1989年には約92%がソ連国民となった。北朝鮮国籍者は1970年の8,300人から（1962年当時は15,326人<sup>34)</sup>）1989年にはわずか300人にまで減った<sup>35)</sup>。

この変化は、1978年の「ソ連国籍に関する法律」によってのみ起きたわけではない。前述のように、この法律は、ソ連領で生まれたサハリン朝鮮人にに関する根本的不公正を是正した。すなわち、世界人権宣言に則った国籍に関する権利をサハリン朝鮮人は手に入れたのである。他方で、このようなソ連国籍への大規模な移行は、サハリン朝鮮人のソ連社会への統合プロセスが完了したことを物語っている。

#### 4. サハリン朝鮮人の本国帰還運動とソ連、日本、南北朝鮮の政策（1950-1990年）

1953年7月27日に朝鮮戦争休戦協定が締結されてもなお国際政治は極度の緊張状態が続いた。全地球的次元での世界的衝突という条件の中で、サハリン朝鮮人の帰還問題は、現実的な困難（たとえば移動手段の問題）だけでなく、イデオロギー的・政治的困難にも直面した。ソ連の直接的なイデオロギー的敵国である米国の影響下にあった韓国は1990年までソ連との国交がなかった。したがって、第三国の関与なしには帰還問題の解決は不可能だった。

1956年に日ソ間で調印された日ソ共同宣言は、〔サハリン朝鮮人問題の解決のために日本という〕仲介国が関与してくれるかもしれないという希望をもたらした。宣言により日ソ両国は外交関係を回復し、まだソ連に残留していた日本国民（その大部分が日本軍捕虜）の送還が実現した。

サハリン州では、朝鮮人と結婚したために1946年から1949年の〔日本人公式引揚が実施された〕期間に母国である日本に帰還しなかった日本人が生活していた。日ソ共同宣言締結後、これらの人々は配偶者と子どもを連れて母国に出国できるようになった。1957年にサハリンから日本に帰還した人は521人いるが、このうち日本人131人（男性30人、女性101人）、朝鮮人102人（男性95人、女性7人）、結婚により生まれた子どもは293人だった<sup>36)</sup>。1958年にも2回に分けて帰還が実施され合計1,075人、内訳は日本人331人（男性102人、女性229人）、朝鮮人213人（男性195人、女性18人）、ロシア人女性1人、ロシア人未成年者265人等だった<sup>37)</sup>。

ボドペチニコフの計算によると、1957年から1959年の間に2,300人が日本へと出国したが、日本人は604人、かれらとともに出国した朝鮮出身の家族が456人、16歳未満の子どもが1,240人等だった<sup>38)</sup>。ここで言及すべきは、その後も日本人と朝鮮人からなる家族たちが個人的に日本に出国

したという点だ。1964年に19人、1965年に362人、1966年に1人がそれぞれ出国した。このうち日本人は60人、朝鮮人109人、16歳未満の子どもは213人だった<sup>39)</sup>。

日本でサハリン朝鮮人たちの帰還運動を始めた朴魯学も、1958年に送還された人の一人だった。彼の運動はサハリン朝鮮人史に大きな役割を果たしたことから、彼の人生をここで詳細に語る必要があるだろう。

朴魯学は1912年に朝鮮忠清北道で生まれた。1943年に権太に徴用され炭鉱労働者として働いた。日本人の妻と日本へと出国した後、1959年2月6日に「権太抑留帰還者同盟」〔ほどなく「権太抑留帰還在日韓国人会」に改称〕を組織した。50人の朝鮮人たちがこの組織に加入した。この会は後日さらに「権太帰還在日韓国人会」と改称された<sup>40)</sup>。

ソ連と韓国間には郵便に関する協約が締結されていなかったため郵便物の送受信は難しかったが、朴魯学は1965年にサハリンとの書信交換を実現させた<sup>41)</sup>。その間、サハリン州では「日本の許可さえ得られれば、朝鮮人は国籍がなくても日本に行ける」という噂が飛び交った<sup>42)</sup>。その後、朴魯学はサハリンから発送された手紙を受け取るようになった。このうちの一通に、コルサコフから日本へ行くことを希望する朝鮮人239人の名簿が入っていた。1966年1月に韓国の『東亜日報』がこの手紙を公開し、韓国社会でサハリン朝鮮人たちの帰還問題についての関心が高まった。当時の韓国政府は日本政府に調査を要請した。

サハリンに残っている親族を探してほしいという手紙は韓国からも寄せられた。在日韓国人会のメンバーはこの願いを聞き入れるため、故郷への帰還を望むサハリン朝鮮人たちの名簿作成に着手した。そのために会員たちはサハリン朝鮮人から朴魯学宛ての手紙を分析した。1967年7月に行われた作業の結果、約7,000人の名簿が作成された。そこには韓国で暮らすことを望む1,410人とその家族5,348人、日本で暮らすことを望む334人とその家族1,576人等の氏名が記載されていた。こ

の作業は、法廷での帰還問題解決のための基礎文書となった<sup>43)</sup>。

朴魯学と仲間たちは1975年、日本政府に控訴状を提出するため文書を準備した。このときから1989年まで日本では、サハリン朝鮮人の帰還問題を審議するため、裁判所の審理が定期的に行われた。

1975年7月17日、「サハリン残留韓国人帰還請求訴訟弁護団」が組織された。これは「権太訴訟弁護団」とも呼ばれる。弁護団には、柏木博弁護団長以下18人〔後に21人〕の弁護士が加わった。事務局長をつとめたのが高木健一弁護士である。1985年、1988年、1989年にサハリンを訪問した高木は、サハリン朝鮮人問題についての一連の著作の著者でもある。弁護団の目的は、サハリン朝鮮人の迅速な帰還だった。1983年4月17日には「アジアに対する戦後責任を考える会」が結成された。この団体が掲げた主要な課題もまた、サハリン朝鮮人たちを歴史的故郷に戻すことだった。柏木博をはじめ、権太訴訟弁護団のメンバーも会に参加した。また参議院議員原文兵衛をはじめとする国会議員もサハリン朝鮮人問題に関与するようになり、原を会長とする「サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会」が〔1987年7月17日〕設立された<sup>44)</sup>。

日本で結成されたこうした組織は、日本政府の協力の下にサハリン朝鮮人の帰還を勝ち取ることを最重要の課題としていた。

日本で始まったサハリン朝鮮人帰還運動は、しだいに韓国にまで拡散した。韓国では地方当局がこの運動を支援した。韓国の国家記録院には帰還運動に直接関わる文書が所蔵されている。それら手紙、問い合わせ、回答、報告書、新聞記事などから、韓国でのサハリン朝鮮人帰還運動についての全貌がうかがえる。国家記録院には、1990年代以前にサハリンから韓国へ帰還できた人々に関する文書と資料も保管されている<sup>45)</sup>。

サハリン朝鮮人の帰還のための社会運動は韓国と日本で大きな関心を集めだが、実質的影響を与えたのはそのような関心ではなく、各国政府の公

式的立場だった。

1988年に『北海道新聞』は、韓国と日本の公式の立場を次のように記している。

「日本——日本政府は、サハリンの韓国・朝鮮人はすべて日本国籍を喪失しており、法的責任はないとして、長い間、帰還や肉親との再会を求める関係者の訴えには消極的だった。だが、国家議員有志の働きかけなどにより、人道問題として取り組むようになり〔……〕本年度は一時帰国の旅費として391万円を予算化した。」「韓国——責任の所在が日本にある問題である以上、日本政府が解決に向けてソ連側と交渉すべきだ」<sup>46)</sup>。

私は、両国政府が冷静な立場を取るのに大きな役割を果たしたのは1965年6月22日に締結された「大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約（韓日基本条約）」だったとみる。日本はこの条約によって、植民統治期に生じた損害に対する賠償金として韓国に3億ドルを支出し（その他、5億ドルを有利な条件の借款として提供した）、これに大韓民国は全韓国国民の名で日本に対する全ての請求権を放棄した<sup>47)</sup>。日本はこの条約に依拠し、強制動員した朝鮮人たちに対する法的責任は精算されたと考えた。反面、韓国政府がこの問題に対して一歩引いたような態度だったのは、日本から受けた補償金が国民に対する賠償金としては使われず、全額が国家の経済発展に支出されたためだと説明される<sup>48)</sup>。

私は、日韓両政府の公式の態度が消極的だったにしては、サハリン朝鮮人の帰還運動はかなり大きな成功を収めたと考えている。たとえば1970-1980年代には、サハリン朝鮮人6人が韓国への出国許可を受けた（表14参照）。

その数は確かにごくわずかだが、当時のサハリン朝鮮人の帰還問題にともなう歴史的状況を考えれば、それだけの数でも信じがたいほどである。

だが、日本と韓国で積極的に展開された社会運動も両国政府の態度もこの問題の解決に決定的な影響をもたらしたわけではなかった。この問題で、若干ではあれより能動的役割をしたのは北朝鮮だが、前述のサハリン朝鮮人の北朝鮮送還計画（「朝

表4. 1989年5月20日まで韓国に移住したサハリン朝鮮人の数

年	人数	出国者の名前	備考
1971	1	ソン・シギュ	死亡
1975	1	チェ・ジョンシク	-
		ハン・ユンス	
1983	3	ムン・カンイル	日本居住
		コン・チェゴン	大邱居住
1989	1	イ・トクリム	京畿道居住

出所：*Бок. Корейцы на Сахалине.* С. 192.

鮮人ゲットー」計画)が失敗した後、北朝鮮指導部は自国への移住の扇動を事実上やめてしまった。1956年以後、ソ連-北朝鮮間の関係が目に見えて冷え込んだこともこの方針に影響を与えた。北朝鮮は現在、サハリン朝鮮人の経済的側面に関心を抱いている。かれらは韓国と日本にいる裕福な親族から物質的支援を受けており、その多くがビジネスで成功している。さらに、かれらが暮らしているのは天然資源の豊富さで知られるサハリン島なのである<sup>49)</sup>。現在の北朝鮮政府の対サハリン朝鮮人政策は、民族文化に対するあまり積極的でない支援と、北朝鮮に好意的な社会団体「朝鮮の平和統一のために」への支援にとどまっている。

サハリン朝鮮人の帰還問題の解決に直接的な影響を与える能力と手段を持つ国家はソ連(1991年以後はロシア連邦)しかなかった。ソ連の立場は、この問題に関する動かぬ決意に加えて(ソ連政府はサハリン朝鮮人帰還計画を完全に放棄したようにみえた)、この問題を内政問題とみなし、ソ連の立場を変えるきっかけを他国に与えないという点にあった。歴史的故郷への出国問題を提起する朝鮮人たちのいかなる試みに対しても過酷な弾圧が加えられた。

たとえば、1950年代のサハリンでは違法な「朝鮮共産党」の存在があちこちで噂された。ある人はこれについて次のように回顧した。

つまり地域共産党を作ったのです。かれらは政治的に何かを望んだわけではありません

ん。単に朝鮮人たちを韓国に帰国させてもらうことを望んだだけでした。でもソ連当局はそのようには考えなかったようです。かれら全員を10年間の禁固刑に処しました。実際、かれらはソ連邦に反対していたのではありません。帰還運動を始めたかっただけなのです<sup>50)</sup>。

長い間サハリンでは、朝鮮共産党を設立した活動家に関する情報は噂や推測の域を出ず、アナトーリー・クージン、ボク・ジコウ(朴寿鎬)、パク・スンイ(朴勝義)といった著名な朝鮮人共同体史の研究者たちもこの事件については全く言及していない。共産党に関する話は朴享柱の本で引用されているが、それですらも回顧録なので、共産党の存在については長い間疑問符がついていた。この事件を明らかにするためには、長い間秘密文書とされてきたサハリン州国立歴史文書館の資料を見る必要がある。

朴享柱は回顧録で次のように述べている。「新しい朝鮮人の世代は[...]慎重さを失い、自分の力と能力を過大評価し、自らを危険にさらした。1950年(実際には1951年——著者注)マカロフ、ゴルノザヴォーツク、ユジノサハリンスク、ネベリスクなどで地下朝鮮共産党がゴルノザヴォーツク、マカロフにある朝鮮人学校の教師、ユジノサハリンスク出身のシン・ボギュン<sup>51)</sup>、ネヴェリスクのシン某などによって結成された。この組織は地下組織とはいっても反ソヴィエト活動を展開したのではなく、朝鮮人の故郷帰還を叶えるためだけに結成されたものだった。サハリン朝鮮共産党は自らの計画、目標、課題、原則を持っていた。このニュースは他の街にも広がり、党の規模は徐々に拡大した。この組織は短命だった。1950年8月ユジノサハリンスク駅でシン・ボギュンが国家保安省州当局によって逮捕された。9月から10月にかけてネヴェリスクでキム某、ゴルノザヴォーツクとマカロフで朝鮮人学校の学生たちと教師が逮捕された。かれらに続いて私も、保安当局に召喚され取り調べを受けた。そこで私より先に勾留されていたシン・ジョンウを見かけた[...]1950年、刑

法 58 条〔反革命罪〕による有罪判決が下され、キム・ソンメ、シン・ボギュン、クォン某は 10 年間、ポロナイスクの収容所に収監された。そして 6 年後の 1956 年に釈放された」<sup>52)</sup>。

回顧録には誤りが見られるが、この事件が発生して 50 年後に作成されたものなのでさほど驚くことではないかもしれない。また、国立サハリン州歴史文書館には朴亨柱の記憶を確認できる文書が所蔵されている。シン・ジョンウ、シン・ボギュン、クォン・ミョンサン<sup>53)</sup>、キム・ヨンゴン（日本名カナシサ・ヤシコン<sup>54)</sup>）<sup>55)</sup>など、1951 年にサハリンで朝鮮共産党を設立した 4 人に関するものである。

1951 年 8 月 30 日、国家保安省サハリン州局によりシン・ジョンウが逮捕された。取調官は彼の行動に、ロシア・ソヴィエト連邦社会主义共和国刑法典第 1 部第 58 条 10 項<sup>56)</sup>に抵触する犯罪の兆候があると疑った。1951 年 11 月 1 日、シン・ジョンウの証言によってクォン・ミョンサン、シン・ボギュン、キム・ヨンゴン<sup>57)</sup>などが違法団体に参加したとして逮捕された。

審理資料によれば、シン・ジョンウは 1927 年生まれで、サハリン州マカロフ市に住んでいた。彼は無国籍者で定職がなく、ソ連の教育を受けられなかった。1951 年 7 月にシン・ジョンウは非合法的な「民族主義反ソヴィエト組織」を設立し、「朝鮮共産党」と命名した。彼は自らが設立した政党に加入するよう積極的に知人たちを勧誘し、ヘクトグラフ（こんにゃく版）<sup>58)</sup>に書き込んで複写し、関心のある人全てに「朝鮮共産党宣言」、「朝鮮共産党規約」、党中央機関紙『동치자（団結しよう）』第 1 号など、朝鮮語の文書を積極的に配布した。シン・ジョンウは政党の主要目標を日本政府と韓国およびそれらの地域に駐屯中の米国軍事代表たちの支援による韓国への帰国闘争だとし、問題解決に国際連合を引き入れる計画を立てていた<sup>59)</sup>。

シン・ジョンウ本人によれば、彼は全羅南道で生まれ、1934 年に父母とともに忠清南道天安に引っ越した。そこで 1935 年に小学校に入学した（全羅道も忠清道も現在は韓国に属する）。5 年生

を終えた 1940 年に新聞配達として働き、翌年に京城（ソウル）に引っ越した。さらに一年後の 1942 年に再び天安に戻った彼は、おじの小さな菓子工場で働いた。1943 年に日本で働き口を得たシン・ジョンウは、大町市〔長野県〕のアルミニウム製鍊工場で働いた。1944 年、東京に逃げた彼はそこで肉体労働をし、1945 年 5 月に南権太の上敷香（レオニードヴォ）に向かった。1945 年 6 月、日本帝国主義の転覆と朝鮮の独立を訴えたという理由で日本の警察は彼を逮捕した。その後、ソヴィエト軍が南サハリンを占領すると釈放され自由の身になった。

シン・ジョンウは 1946 年 1 月から 6 月までソ連兵のためのロシア語通訳として働いた（本人の告白によると、彼はロシア兵と半年話してロシア語を習得したという）。1946 年 10 月から 1947 年 2 月までレオニードヴォの朝鮮人学校で教師として勤務し、1947～1948 年にはネペルスク地域のゴルノザヴォーツク市にある朝鮮人学校の教務主任、その後ドーリンスク地域のヴズモーリエ町にある朝鮮学校の教務主任をそれぞれ歴任した。1949 年ユジノサハリンスク師範大学の歴史学部に進学したが、経済的困窮により 11 月に自主退学した。ゴルノザヴォーツクに戻ってきた彼は、朝鮮人学校の教師として働き、後に財産調査部の監査員として勤務した。1951 年 1 月にマカロフに引っ越し、2 月から 5 月まで人民教育地域課の書記として勤務したが、ソ連国籍がないという理由で解雇された<sup>60)</sup>。

1951 年 6 月、マカロフに住んでいた彼は若い人々と（彼は入党した 25 人の名前を挙げたが、大部分が 13 歳から 17 歳の朝鮮人学校の学生たちだった）マルクス・エンゲルスの『共産党宣言』、『ソ連共産党（ボリシェヴィキ）歴史小教程』などの勉強を始めた。この頃に朝鮮共産党創立のアイディアを思いつき、6 月末に「宣言」（1902-1903 年のレーニンのそれと類似した）「規約」を執筆し、「声明」と党中央機関紙『団結しよう』第 1 号の発行を準備した。

7 月 2 日にマカロフで第 1 回「朝鮮共産党」大

会が開かれた。この大会で秘密投票を行い、中央委員会、中央機関（新聞編集部）、党ソヴィエトが選出された。シン・ジョンウの陳述によると、彼本人が中央委員会と中央機関メンバーの全ての候補者たちを個人的に推挙し、残りの党員たちがそれを承認したという。シン・ジョンウ本人はこれらの機関には入らず、裏から党を指導するつもりだったので、自分の支持者を候補に推薦したという<sup>61)</sup>。彼は自分が設立した党が反ソ的活動に従事したり、やソヴィエト国家を誹謗したりしたことなどないと断固否定した。帰還に加えて、朝鮮人にマルクス・レーニン主義の考えを広めることが党の目的であるということ、また朝鮮に帰還できたら社会主義国家建設のために闘うという思想も訴えた。これは、むしろソ連に対する「懇懃なポーズ」であり、故郷への帰還に絶対必要だったソ連の支持を将来に確保しようとしたのだろうと推察される。

前述のように、シン・ジョンウの証言によって1951年11月1日にシン・ボギュン（1931年生）、キム・ヨンゴン（1926年生）、クォン・ミョンサン（1926年生）が逮捕された。残りの党員たちは証人として呼ばれたが、すぐに放免された（若かつたためかもしれない）。

シン・ボギュンはマカロフ地区ザオジョールノエ村で生まれ（逮捕時は20歳）、ユジノサハリンスクに住んでいた。国民学校の初等科5年、高等科2年を出ており、朝鮮人学校の教師になろうとしたが、ソ連国籍がないため叶わなかった。ザオジョールノエの電気修理技師として、マカロフ製紙工場で荷物運びとして働き、その後ドーリンスクの林業会社で最初は会計補助として、後に会計係となった。1950年5月に転職してザオジョールノエ村に戻ったが、学業を続けようと、夜間学校に入学するためにユジノサハリンスクに引っ越した<sup>62)</sup>。

シン・ボギュンがシン・ジョンウに出会ったのは1951年8月5日の列車の中だった。対話をする中で、シン・ジョンウはシン・ボギュンに入党申請書を作成するよう提案した。その後、二人はユ

ジノサハリンスクにあるシン・ボギュンの家でもう一度会った。その後シン・ジョンウは、シン・ボギュンに郵便で「宣言」を送り、よく読むようにと言った。シン・ボギュンは、党の活動に積極的に関わったわけではなく、党の活動目的が朝鮮への帰還と共産主義社会建設のための闘争だということを知っている程度だった。シン・ボギュンの党での活動は「違法会合」への参加、党員証受領、20ルーブルの党費納付がせいぜいのところだった<sup>63)</sup>。1951年11月13日に彼は、反ソヴィエト活動に関する自身の罪を完全に認めた<sup>64)</sup>。

キム・ヨンゴン（カナシサ・ヤシコンという日本名も名乗った）は、慶尚北道で生まれ、ネヴェリスク市に住んでいた。普通学校6年を卒業している。1943年12月、日本当局によって樺太に動員され、ゴルノザヴォーツク〔内幌町〕の炭鉱で働いた。ソ連軍の侵出後、ゴルノザヴォーツクで電気修理技師として働いたが、後にネヴェリスクに移った。何度も仕事を変え、逮捕当時は無職だった<sup>65)</sup>。

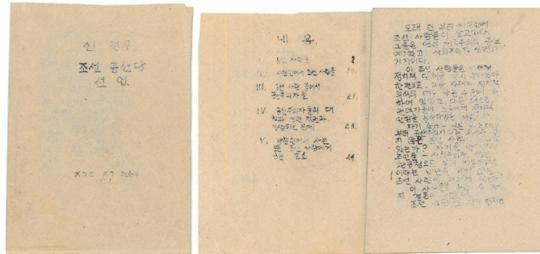
彼がシン・ジョンウと会ったのは1947年9～10月のことだった。自分の罪をずっと否定していたが、シン・ジョンウに宛てた手紙を見せられると、党で活動した事実を認めた。1951年7月24～25日、ポロナイスクから戻る途中マカロフに立ち寄りシン・ジョンウと会った。シン・ジョンウは会話の中で、サハリンに「朝鮮共産党」を創立する計画があり、すでに着手していると明かした。「サハリンの朝鮮人を糾合し、合法的な朝鮮帰還闘争を遂行すること」がこの組織の基本課題だとシン・ジョンウは語ったという<sup>66)</sup>。

クォン・ミョンサンは咸鏡南道で生まれ、ユジノサハリンスクに住んでいた。1939年に父母とともにサハリン島にやってきて、その時からずっとユジノサハリンスク〔豊原〕で暮した。豊原商業学校を卒業し、商店で働いた。1945年5月20日、日本当局に逮捕され、8月20日まで投獄されていた。日本の警察のために働くという条件で釈放されたが、実際はしなかった。ソ連軍進駐の後は、朝鮮人学校の教師、製紙工場の倉庫管理者、「サハリ

ンウーゴリ」〔サハリン石炭の意〕の倉庫係、人民裁判所の通訳、鉱山の現場監督として働いた<sup>67)</sup>。

クォン・ミョンサンがシン・ジョンウと知り合ったのは1950年だった。師範大学受験のためにユジノサハリンスクに来た際にシン・ジョンウのところに泊めてもらったのである。その後も二人は何度か会ったが、1951年までシン・ジョンウは、「国際連合を通じた朝鮮帰還闘争のため」に入党するようにとは言わなかった<sup>68)</sup>。取り調べの中でクォン・ミョンサンは反ソヴィエト活動およびユジノサハリンスクでの違法組織結成の罪を認めた。

4人の罪人に対する裁判は1951年12月18日にユジノサハリンスクで開廷され、矯正労働収容所での懲役10年が宣告された<sup>69)</sup>。かれらはロシア共和国最高裁判所に上告申請をしたが棄却された。



出所：ГИАСО. Ф. 1174. Оп. 2. Д. 2172. Л. 340.



写真 16. 1951年シン・ジョンウが作成した朝鮮共産党宣言の冒頭のページ

出所：ГИАСО. Ф. 1174. Оп. 2. Д. 2172. Л. 356.

かれらの状況は、スターリンの死後に変わった。1954年7月31日、サハリン州刑事事件再調査委

員会はシン・ジョンウ、シン・ボンギュン、キム・ヨンゴン、クォン・ミョンサンの活動に犯罪的要素はないとして、サハリン州裁判所の判決についてソ連邦検事総長への異議申し立てを決定した。1955年1月13日、ロシア共和国最高裁判所幹部会は判決を破棄し、即時釈放するよう命じた。1955年2月7日に4人は釈放された<sup>70)</sup>。収容期間はシン・ジョンウが3年4か月13日、残りの3人は3年2か月12日だった。2003年4月、ロシア共和国法「政治的弾圧の犠牲者の名誉回復について」(1991年10月18日制定)に基づき4人は名誉回復された<sup>71)</sup>。

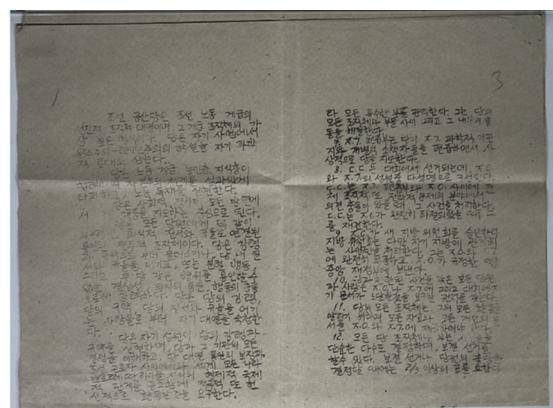
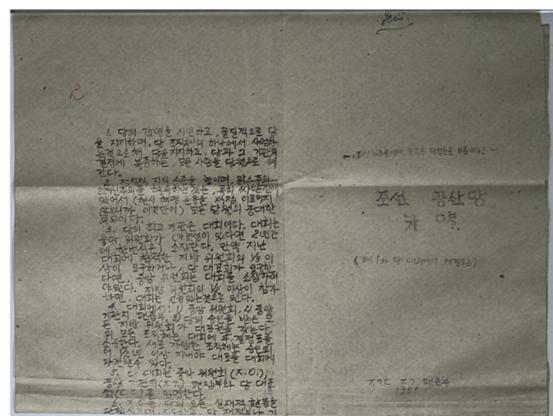


写真 17. 1951年にシン・ジョンウが作成した朝鮮共産党規約の冒頭のページ

出所：ГИАСО. Ф. 1174. Оп. 2. Д. 2172. Л. 356.

この4人のその後の運命についてはほとんど知られていない。クォン・ミョンサンは1956年10月27日に北朝鮮に出国した<sup>72)</sup>。朴亨柱の情報によ

ると、シン・ジョンウも北朝鮮へ出国し、そこで大使館通訳として勤務し、大学に進学した。キム・ヨンゴンも同様で、元山で電気技師として働き、経済発展への多大な功績に対しする勲章を授与された<sup>73)</sup>。シン・ボギュンはそのまま残りユジノサハリンスクで（少なくとも1993年まで）<sup>74)</sup>暮らした。

シン・ジョンウを捜査する過程で一連の書類が押収され、朝鮮語からロシア語に翻訳された。それらの文書の中に「宣言」、「規約」、党中央機関紙『団結しよう』などがある。

「宣言」は、「朝鮮人」、「サハリン朝鮮人」「朝鮮人共産主義者」、「朝鮮人共産主義者とソヴィエト政権の課題に関する諸問題」、「サハリンに住む全朝鮮人へのアピール」の5章から成る。朝鮮の歴史、サハリンにおける朝鮮人登場の背景、朝鮮での共産主義運動の展開過程などを簡略に紹介した後、シン・ジョンウは党の目的と課題に言及する。「共産主義者は朝鮮人のサハリンから故郷への帰還事業を領導しなければならない」。シン・ジョンウはこれがソヴィエト政府への抵抗ではないという点を明確にした後、次のように記述した。「サハリンにおける喫緊の課題は朝鮮人の故郷帰還の促進である。この目的を達成するため、朝鮮人共産主義者は統一運動を展開している」。「ソヴィエト政府は朝鮮人を故郷に送り返さねばならない。朝鮮人がサハリンで永遠に暮らすことは絶対ない。サハリン朝鮮人は宗派の違いも政治的意見の相違も乗り越え、故郷に帰るのだという決意で溢れている」。宣言は次のように終わる。「朝鮮人のサハリンから故郷への帰還は無為のままでは達成されない。闘争によってのみ勝ち取ることができる」<sup>75)</sup>。

「朝鮮共産党規約」は明晰で、体系的で、思慮深く作成されている。規約の執筆者は、入党と党籍除名規則、党イデオロギー、目的、課題、闘争方法、党の構造（中央委員会、中央言論機構、地域委員会）、選挙の手続きと組織など、必要な全ての規定を規約の中に含めた。シン・ジョンウが世界の共産主義者の著者から借用したことは確かである。

逮捕時の押収品には、レーニンとスターリンの著作、『ソ連共産党（ボリシェヴィキ）歴史小教程』、『外交史』、『外交辞典』、ソヴィエトの新聞のスクラップ、サハリン州立図書館の入館証もあった<sup>76)</sup>。古典の「助け」を借りたとはいえ、日本の小学校を卒業しただけで、ロシア語や他の科目は独学だったことを考えれば、その著述は大きな敬意を呼び起こさせるものである。

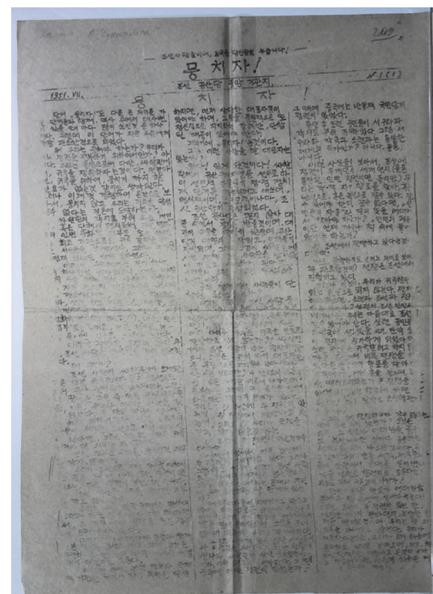


写真 18. 1951年7月、朝鮮共産党中央機関紙『団結しよう』創刊号  
出所：ГИАСО. Ф. 1174. Оп. 2. Д. 2172. Л. 293.

党中央機関紙『団結しよう』の第1号であり唯一のものである版本が、1951年にヘクトグラフで作成され発行されたという事実は、歴史的にも興味深い。この第1号には機関紙刊行の必要性と目的についての編集者の記事、キム・ヨンナムの「青年よ、故郷への帰還運動に参加しよう！」、キム・チャマンの「故郷への帰還は団結した闘争によってのみ実現できる」、キム・ヨンヒの「朝鮮人女性の課題」、そしてシン・ジョンウの「経験が教えてくれる」といった記事が掲載されている。

『団結しよう』全体を通じて一貫して強調されているのは朝鮮への帰還を達成するための闘争の必要性である。紙面からいくつか引用しよう。故郷

へ帰りたいという思いがどれほど朝鮮人党員たちの心をとらえていたかがわかるだろう。

「サハリンに住む朝鮮人で故郷への帰還を考えない者がひとりでもいるだろうか〔……〕もし故郷帰還の問題を頭の中から消してしまったら、朝鮮人たちには何も残らない。故郷帰還の問題は徐々に喉もとを通り過ぎ、血と骨になりつつある。身体中が故郷帰還という炎になっている」<sup>77)</sup>。

「サハリン各地から、個人の名前で、あるいは組織の名で私たちは、北朝鮮政府とソ連の最高権力機関に宛てて手紙を書き、故郷への帰還を訴えた。しかし、まだ何の返事もない。私たちに残された方法はたった一つだ。それはサハリンに住む朝鮮人がみな一致団結して私たちの政治的代表を選出し、必要であればモスクワの最高権力機関に、ピョンヤンの北朝鮮政府に、ソウルの大韓民国政府に、東京の日本政府に、そしてニューヨークの国連に代表を直接派遣することだ。このような広範囲な闘争を行わなければ、故郷に帰れる可能性はほぼゼロである」<sup>78)</sup>。

宣言、規約、党中央機関紙1号を作成した人々は、必要な知識を備え（日本の初等中等学校には通っていた）、高度な専門的な水準の政治的文書を作成することができ、世界についての知識、とくに朝鮮半島の出来事や朝鮮戦争に関する情報に通じていて、確固たる木ヒヨと課題を設定することができた。活動家は全員朝鮮人コミュニティの若者たちで、シン・ジョンウは24歳、シン・ボギュンは22歳、キム・ヨンゴンとクォン・ミョンサンは25歳だった。若かったとはいえ、かれらは朝鮮人たちを惹きつけた。朝鮮共産党は短期間しか続かなかったため、サハリン朝鮮人の幅広い層に影響を及ぼすには至らなかった。しかし、この党の歴史は、疑う余地のない勇気ある行動であり、サハリン朝鮮人の権利を主張する市民の行動として朝鮮人コミュニティに記憶されている。

1951年の事件以後、帰還運動はしばらくのあいだ中断した（少なくとも広範な反響を呼ぶことはなかった）。しかし、消えてなくなったわけではい。1970年代には当局の目を再び引きつけた。1975年

2月、コルサコフに住むト・マンサン（都万相）が、家族とともに韓国への出国許可を求める請願書をソ連最高会議幹部会に提出した。その請願は、ソ連と「当該国家」との間には国交がないという理由で却下された。そこで今度は、妻の親族が住む日本に出国したいという意思を表明した。都万相は妻の親族から招聘状を受け取り、1975年12月に必要書類も整えたが、それでも出国の権利の獲得は許されなかった。1976年、彼の家族はコルサコフ中央広場で、出国を許可しようとしている当局に公開で抗議した<sup>79)</sup>。

1977年1月、都万相の家族全員は北朝鮮へ護送つきで強制送還された。家族のうち二人はソ連国籍を持っていたので、必要な手続きに則ってソ連国籍が剥奪されるまでソ連に残され、2か月後にはやがて強制送還させられた<sup>80)</sup>。

都万相一家の強制出国だけでは済まなかった。同じ1977年、日本と韓国への帰還許可を手にしていた4家族31人が、ソ連外務省の指示により北朝鮮に強制送還された。北朝鮮国籍を取得したものの北朝鮮行きを拒んでいたユジノサハリンスクのユ・ギルスとハン・タリヨンの2家族も強制送還させられた<sup>81)</sup>。

こうした出来事の真相は不明なままになってしまることが多い。なぜ40人の人がさしたる理由もなく、ソ連の権威主義体制に反旗を翻し、韓国への出国を要求したのか。

この事件の目撃者や関係者たちはそれぞれ異なる評価を下している。たとえば、かれらの行動を一切認めず、愚かな、集団的狂気のようなものだったとみなす人もいる。

かれらは確かに気が狂っていました。精神病院にも入れたのです。〔……〕ソ連は韓国と国交がないから出国ビザを発給することはできないと、かれらにちゃんと説明してやりました。〔……〕ところがあいつらときたら。ストでも起こしてやれとでも思ったのでしょうか。誰かがストを企てたといだけで、ソ連にとっては不名誉なことなのです。スターリン

時代なら豚箱行きです、全員ぶち込まれたことでしょう<sup>82)</sup>。

相互の誤解が原因で行き違いがあったのだと証言する人もいる。

当時、申請すれば出国できると言われました〔……〕おそらく多くの人が申請書を書きましたが、誰も出国を許されなかつたと聞いています。しかしその後、わが民族はいつまでも黙ってはいませんでした。人々はすでに希望をもちはじめていたのです。〔……〕そこで少し目立つ人間や、他人の申請書記入を手伝つた人間を捕まえて、北朝鮮に送還してしまつたのです。かれらが帰宅すると、私もちょうど家にいたのですが、警察が来ました。夫(私の妻の兄です)、妻、わずか生後100日の娘に身支度を命じ、まとめて連れていきました。かれらにはそれから二度と会つていません<sup>83)</sup>。

ソヴィエト当局が朝鮮人の大量出国を許可したことについては別の人も証言している。

70年代のいつかは正確には覚えていませんが、こんな噂がありました。レオーノフ<sup>84)</sup>がモスクワに行ったとき、許可を与えたなら韓国に行く朝鮮人は多いのかと尋ねられたそうです。レオーノフは多くはない、年を取つて寂しい人だけが行きたがつていると答えました。すると、出国申請を受け入れるようレオーノフに許可が出たというのです。ところが、いざ朝鮮人が出かけていって、さあと申請書を提出すると、役所のやつらは書類を取り上げて全部引き裂いたと、全部です。「いいか!誰も行けないんだ!」と<sup>85)</sup>。

短期間であれソ連政府にそのような意図があつたのか、本当のところは分かっていない。ソ連邦の指導者たちに未帰還問題を想起させたのは、

1966年の日本政府からの照会だったのではないか。「釈放された人々」が出国したという稀なケースに関する情報が状況を加熱させたことは間違いない。だが、政治的・心理的理由とは関係なく、結果としてもたらされたのは人道的悲劇である。なにしろ、強制送還させられた家族については、断片的で確度の低いものを除いて今にいたるまで一切情報がないのである。

ノヴォシビルスクにト・ウンシク<sup>86)</sup>という知り合いがいました。彼はまったく行方知れずです。77年に出国しました。家族もサハリン出身で、父親は70年代に最も活動的だった人物で、とにかく韓国に行きたかったそうです〔……〕父親のところにはKGBの職員が訪ねてきていて、家族全員がマークされました。父親には息子が一人いました。48年生まれだから私より4歳上です。彼がノヴォシビルスクに住んでいて、父親はここサハリンで70年代にひたすら請願書を書き続けました。〔……〕すると、ざっくり言えば、日本経由で韓国に行けと言われたのだそうです。サンクトペテルブルクにいるいちばん上の姉は結婚していて出国せず、彼女だけが〔ロシアに〕残りました〔……〕他の人たち、つまりケメロヴォに暮らしている二番目の兄、ハバロフスクに住んでいるもう一人の姉、そしてノヴォシビルスクの私の友人と一家が全員サハリンに来て、ここから日本に出国しようとしたそうです。かれらはここに来て、家も売つて、出発の日だけを待っていました。KGBは「書類がない、とか何とか」〔……〕要するに、半年待つのですが梨の礫で、半年後にはかれらは全員姿を消しました。サハリンから完全に消え、誰も探すことができませんでした。

ところで、その友人は私の妻と同じシブルイブマシ〔シベリア漁業機械の意〕の工場で働いていて、私たちは同じ寮に住んでいました。彼は私にすべて話してくれ、「もし韓国に行けたら、そこからあんたに手紙を書くよ」と

っていました。さて、かれらがいなくなつてからしばらくして、シブルイブマシに手紙が届きました。まさしくト・ウンシクからでした。きつい肉体労働をしていて、体調が悪く、死ぬかもしれないと書いてありました。手紙に、シブルイブマシが身元引受人になればソ連に戻してくれるとあったのですが、拒否するようシブルイブマシに党が圧力をかけたようです。これで終わりです。シブルイブマシは拒否しました。彼がどこにいるのか現在誰も知りません。ウラン鉱山で死んでしまったのかもしれません。ウラン鉱山で死んでしまったのかもしれません……<sup>87)</sup>

当時起きた事件はこれだけではなかった。1970年代末、ソ連からの追放は政治的に望ましくない要素を排除する一般的な方法になった。たとえば1979年4月29日に、ソ連国籍を剥奪された反体制異論派（アレクサンドル・ギンズブルグら）を米国に追放し、かれらと交換にソ連人スパイを引き渡させた。このとき、ソ連共産党中央委員会幹部会議の決定によってソ連国籍を剥奪されたユダヤ人「民族主義者」たちも同時に国外に追放した。<sup>88)</sup>

公正を期すためにも、故郷を訪ねて親族に会うというサハリン朝鮮人の希望を妨げたのはソ連政府の政治だけではないということは指摘しておかねばならない。冷戦期のあらゆる状況がこの問題の公正な解決を妨げていた。たとえば1976年6月、中年の朝鮮人4人（ファン・インガプ、カン・ミヨ

ンス、ペク・ハクト、アン・テシク）がソ連政府から出国許可を得た。財産を全て売却したかれらは、日本総領事館で入国ビザを受けようとナホトカに移動した（書類は全て揃っており、朴魯学が領事館に提出していた）。しかし日本外務省は、在日本大韓民国総領事館がサハリン朝鮮人の韓国入国を許可しないので、7月5日（ソ連ビザの有効期限が切れる日）までに日本のビザを発給することは不可能だと通告した。時間切れとなり、「ナホトカの4人」はサハリンに戻つてくるほかなかつた<sup>89)</sup>。

このように、サハリン朝鮮人の帰還問題に関わる国々のハイポリティクスは、人々の希望や意志とは反対の方向に作用した。ようやく1980年代になって、国際的な「緊張緩和」のおかげで、（きわめて限られた数ではあるが）一部のサハリン朝鮮人が親族と再会するための出国許可請願書を提出できた。1986年以降は、出国申請提出者の多くが許可を得られるようになった（表15参照）。

「鉄のカーテン」とむき出しの対立の時代にサハリン朝鮮人は囚われていたが、その時代も終わりに近づいていた。対立の時代は約45年も続き、未帰還問題が発生した。解決が先延ばしにされる時間が長く続いたせいで、サハリン朝鮮人ディアスボラの統合と適応の過程にも影響し、問題の解決はほぼ不可能になった。ソ連体制のなかで生まれ育った第2世代と第3世代は新しい社会に統合されており、韓国社会での生活の現実を目の当たりにした後には、自分の母国をふたたび変えようと

表5. 親族との再会のため日本への出国請願書を提出した朝鮮人の数 1981－1987年

年	請願件数	内訳		許可件数	内訳		拒否	内訳	
		ソ連国籍	外国籍		ソ連国籍	外国籍		ソ連国籍	外国籍
1981	17	11	6	9	6	3	8	5	3
1982	8	8	-	8	8	-	-	-	-
1983	15	13	2	9	8	1	6	5	1
1984	17	13	4	8	7	1	9	6	3
1985	14	11	3	7	6	1	7	5	2
1986	48	38	10	27	22	5	21	16	5
1987	58	34	24	58	34	24	0	0	0
計	177	128	49	26	91	35	51	37	14

出所：サハリン州執行委員会内務局資料。Күзин. Исторические судьбы сахалинских корейцев. Кн. 3. С. 119.

は思わなくなつたのである。

## おわりに

南サハリンとクリル諸島がソ連の統治下に入った後、そこに居住していた朝鮮人住民たちはソヴィエト社会での生活への適応という厳しい道を歩まねばならなかつた。客観的な歴史的状況も、朝鮮人たちがソヴィエト社会に適応し、ロシア文化の伝統と規範、法律を受け入れるよう促した。ソヴィエト社会への統合と適応という観点からみれば、未解決の帰還問題、および北朝鮮とソヴィエト両政府の政治が引き起こしたきわめて複雑な諸問題、ソ連の国籍と教育がないせいで溜まつていく種々の制限、独自の民族的利益と個性をもつ民族であることを維持したいという希望は、マイナスの影響をもたらしたとも言えるのである。

### 【訳者解説】

ここに訳出したのは、ユリア・ディンの単著『サハリンの朝鮮人ディアスボラ：帰還と、ソ連・ロシア社会への統合の問題』の第4章「サハリン朝鮮人とソヴィエト社会(1945-1991)」である。2015年刊のロシア語版(Корейская диаспора на Сахалине: проблема депатриации и интеграция в советское и российское общество. Южно-Сахалинск: Сахалинская областная типография)と、2020年に韓国で出版された朝鮮語版(진 윤리야 이바노브나 / 김종현 옮김 『사할린의 한인 디아스포라 : 본국 귀환 문제 그리고 소비에트와 러시아사회로의 통합』、선인)の両方を底本とした。本書は、日本領権太時代からソ連統治時代を経て現在にいたるサハリン朝鮮人の歴史的経験の通史である。

サハリン朝鮮人たちがソヴィエト社会に統合されるまでの歴史を論じたこの第四章は、4つの項からなる。前半部分(1. サハリン朝鮮人ディアスボラの政治、経済的成长、2. ソヴィエト期サハリンディアスボラの社会組織)は、すでに『コリアン・スタディーズ』第12号(2023年)に訳載し

た。今回は後半部分、すなわち3. サハリン朝鮮人の国籍問題、4. サハリン朝鮮人の本国帰還運動とソ連、日本、南北朝鮮の政策(1950-1990年)の訳出を行う。

ソ連時代の約45年間(1945~91年)を扱ったこの第4章は、内容的にも分量的にも原著の中でも最も充実した章である。その分析と叙述は資料的にも、分析視角においても、分析対象においてもきわめて独自性が高い。

ソ連時代のサハリン朝鮮人史研究として日本ではもっともよく知られているアナトーリー・クージンの著書、および日本での数少ない研究である半谷史郎、天野尚樹の研究はいずれもソ連の政策決定過程に重きを置いた政治史研究である<sup>90)</sup>。クージンと天野はもっぱらサハリンの公文書館文書を利用し、半谷はモスクワの公文書館資料を駆使している。

これらの先行研究に対しディンは、サハリンとモスクワの公文書館を幅広く渉猟し、さらに豊富なインタビュー調査もおこなっている。文書資料とオーラル資料のバランスがとれた叙述は客観性と臨場感を兼ね備えたものと評価できよう。こうした資料群が可能にしたのは本稿の社会史的視角である。現実の住民の姿がみえない政治史研究とは異なり、ディンの叙述からは、ソ連の政治体制下で、望郷の念と民族意識と現実の生活とのあいだで葛藤する朝鮮人の姿が生き生きと描き出されている。とりわけ、国籍の選択で揺れる姿は真に迫る。また、これまで不十分な形でしか紹介されてこなかつた朝鮮共産党の実態を掘り起こした点も高く評価に値しよう。

### 【註】

- 1) Tessa Morris-Suzuki, *Reinventing Japan: Time, Space, Nation* (New York: M.E. Sharpe, 1998), p. 189
- 2) 血統主義(*Jus sanguinis*)は、父母から同じ国籍を継承する者だけに当該国籍の取得権を認める法的用語。
- 3) Chie Kashiwazaki, "The Politics of Legal Status," in Sonia Ryang, ed., *Koreans in Japan: Critical Voices from the Margin* (London and New York: Routledge, 20009), p. 18.

訳註：朝鮮人の徵兵開始が日本人のそれよりも後になった大きな理由として、朝鮮における戸籍の整備の遅れも指摘されている。

- 4) Ibid., p.18.
- 5) Changsso Lee and George De Vos, *Koreans in Japan. Ethnic Conflict and Accommodation* (Berkeley: University of California Press, 1981), p. 137.
- 6) Peter Duus, *The Abacus and the Sword: The Japanese Penetration of Korea, 1895-1910* (Berkeley: University of California Press, 1995), p. 424.
- 7) Ko Swan Sik, ed., *Nationality and International Law in Asian Perspective* (Dordrecht; Boston: M. Nijhoff, 1990), p. 69.
- 8) David Chapman, *Zainichi Korean Identity and Ethnicity* (London, New York: Routledge, 2008), p. 75
- 9) 「平和条約の発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」[<https://www.digital.archives.go.jp/item/3022412>] (2023年9月1日最終閲覧)
- 10) 世界人権宣言 15 条には次のように記されている。「1. すべて人は、国籍をもつ権利を有する。2. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。」[[https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill\\_of\\_rights/universal\\_declaration/](https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/)] (2023年9月1日最終閲覧) /
- 11) Закон СССР от 01.12.1978 № 8497-IX о гражданстве СССР. Статья 13 // Ведомости ВС СССР. № 49. С. 816.
- 12) 以下を参照。Закон СССР от 23.05.1990 № 1518-1 «О гражданстве СССР». Статья 16 // Ведомости СНД и ВС СССР. 1990. № 23. С. 435; Закон РФ от 28.11.1991 № 1948-1 «О гражданстве Российской Федерации». Статья 17 // Ведомости СНД и ВС РФ. 1992. № 6. С. 243; Закон РФ от 17.06.1993 № 5206-1 о внесении изменений и дополнений в Закон РСФСР «О гражданстве РСФСР». Статья 17 // Ведомости СНД и ВС РФ. 1993. № 29. С. 1112; Федеральный закон от 31.05.2002 № 62-ФЗ «О гражданстве Российской Федерации». Статья 12 // Ведомости СНД и ВС РФ. 1992. № 6. С. 243; Постановление ГД ФС РФ от 17.10.2003 № 4485-III ГД о Федеральном законе о внесении изменений и дополнений в Федеральный закон «О гражданстве Российской Федерации». Статья 12 // Ведомости ФС РФ. 2003. № 30. С. 1584.
- 13) ГИАСО. Ф. П-20. Оп. 1. Д. 1. Л. 13; ГИАСО. Ф. П-20. Оп. 1. Д. 32. 69 л.
- 14) ГИАСО. Ф. 53. Оп. 7. Д. 181. Л. 20.
- 15) ГИАСО. Ф. 242. Оп. 1. Д. 60. Л. 63.
- 16) ГИАСО. Ф. П-4. Оп. 63. Д. 1. Л. 29.
- 17) Ch さん、男性、1930年生まれ、ブイコフ町 2010 年 9 月 26 日聞き取り。
- 18) A さん、男性、1951年生まれ、ウグレザヴォーツ ク町 2010 年 9 月 26 日
- 19) T さん、男性、1930年生まれ、ユジノサハリンスク市 2010 年 2 月 1 日聞き取り。
- 20) S さん、男性、1943年生まれ、釜山市 2010 年 6 月 17 日聞き取り。
- 21) ГИАСО. Ф. 53. Оп. 7. Д. 181. Л. 20.
- 22) Конвенция между Правительством Союза Советских Социалистических Республик и Правительством Корейской Народно-Демократической Республики об урегулировании вопроса о гражданстве лиц с двойным гражданством (Пхеньян, 16 декабря 1957 г.) // Ведомости ВС СССР. 1958. № 4. С. 84.
- 23) ГИАСО. Ф. П-4. Оп. 63. Д. 1. Л. 5.
- 24) Там же. Л. 14.
- 25) ГИАСО. Ф. П-4. Оп. 80. Д. 46. Л. 119–121.
- 26) D さん、男性、1952年生まれ、ユジノサハリンスク市 2009 年 4 月 12 日聞き取り。
- 27) T さん、男性、1930年生まれ、ユジノサハリンスク市 2009 年 8 月 3 日聞き取り。
- 28) 以下を参照。ГИАСО. Ф. 53. Оп. 25. Д. 2630. 46 л.
- 29) D さん、男性、1952年生まれ、ユジノサハリンスク市 2009 年 4 月 12 日聞き取り。
- 30) Ch さん、女性、1937年生まれ、安山市 2009 年 4 月 12 日聞き取り。
- 31) T さん、男性、1933年生まれ、ユジノサハリンスク市 2009 年 3 月 19 日聞き取り。
- 32) Указ Президиума Верховного Совета СССР об утверждении Положения об охране государственной границы Союза ССР и материалы к нему // ГАРФ. Ф. Р7523. Оп. 78. Д. 944. 52 л.
- 33) A さん、男性、1951年生まれ、ウグレザヴォーツ ク町 2009 年 2 月 1 日。
- 34) ГИАСО. Ф. П-4. Оп. 63. Д. 1. Л. 5.
- 35) Кузин. Исторические судьбы сахалинских корейцев. Кн. 2. С. 164.
- 36) ГИАСО. Ф. 53. Оп. 7. Д. 181. Л. 9.
- 37) Там же. Л. 10.
- 38) Подпечников В.Л. О репатриации японского населения с территории Южного Сахалина и Курильских островов // Вестник Сахалинского музея. Южно-Сахалинск. 2003. № 10. С. 259.
- 39) Там же.
- 40) Бок. Корейцы на Сахалине. С.169.
- 41) これについての情報はないが、日本人たちの墓を訪ねるために毎年サハリンに入島していた使節団

をふくめ、定期的にサハリンを訪問していた日本の使節団を通じてこれらの手紙が伝達されたものと推測される。

42) Aさん、1951年生まれ、ウグレザヴォーツク町 2009年2月1日聞き取り。

43) 오누마 야스아키. 사할린에 떠려진 사람들. 서울: 정계연구소, 1993. 72-73 等. [日本語原著: 大沼保昭『サハリン棄民: 戦後責任の点景』中公新書、1992年]。

44) Бок. Корейцы на Сахалине. С. 169-170.

45) 국가기록원. 관리번호: BA0881063.

46) Бок. Корейцы на Сахалине. С. 113. [記事原文は以下を参照。「祖国へ! 座談会: サハリン残留韓国・朝鮮人問題」『北海道新聞』1988年7月4日。]

47) Курбанов С.О. История Кореи: с древности до начала XXI в. СПб.: изд-во СПб. ун-та, 2009. С. 315-316.

48) 実際には賠償がなされておらず、されても充分な量ではなく、さらには日本から受けたような規模でもなかった。これにより韓国政府は自国内で今でも批判を受けている。Там же. С. 316.

49) Забровская Л.В. Российские корейцы и их связи с родиной предков (1990–2003 гг.) // Проблемы Дальнего Востока. 2003. № 5. С. 44.

50) Тさん、男性、1933年生まれ、ユジノサハリンスク市 2009年3月19日。

51) 朴亨柱の回顧録では氏名が一部誤記されて引用されているが（この件はサハリンで一般的な事案であり、朝鮮の単語をキリル文字で表記し伝えるのが不可能だったからだ）、充分に調べることはできない。そのため、すでに出版された資料に記載された名前を原文のまま掲載した。

52) Пак. Репортаж с Сахалина. С. 43-44.

53) 朴亨柱はシンジャンウ、シンボギュン、クォン某と表記している。

54) 訳注：ここで用いられている資料はソ連国家保安省による調書であり、ソ連人取調官による日本名の聞き取り・書き取りの不正確さが原因でこのような不自然な表記となっている。

55) おそらく朴亨柱はキム・ソンメと名前を混同している。

56) この条項はソ連で「政治的条項」〔反革命罪〕と呼ばれた。「ソヴィエト権力の転覆、崩壊、または弱体化もしくは個々の反革命罪の実行を喚起する宣伝または扇動、ならびに同じ内容の文書を頒布、作成、または保管することは、——6か月以上の自由剥奪。この行為を大衆的混乱の際、あるいは民衆の宗教的または民族的偏見を利用して、あるいは戦時中もしくは戒厳令の布かれた土地においてなすことは、——最高の社会防衛処分——銃殺、ま

たは勤労者の敵であることの宣言、および財産没収、連邦共和国国籍ならびにソヴィエト社会主义共和国連邦国籍の剥奪、ならびにソヴィエト社会主义共和国連邦領土からの永久追放。ただし軽減事情のある場合は、3年以上の自由剥奪、および全部または一部の財産没収」。Уголовный Кодекс РСФСР. М., 1950. С. 37-38, 42. [なお翻訳は、以下の訳文を一部修正して用いた。内村剛介編『スターリン時代（ドキュメント現代史4）』平凡社、1973年、170、174ページ]

57) ГИАСО. Ф. 1174. Оп. 2. Д. 2172. Л. 2-2а.

58) 低品質だが安価で迅速に発刊物を作るために使用された複写機。

59) ГИАСО. Ф. 1174. Оп. 2. Д. 2172. Л. 4-5.

60) Там же. Л. 22-26.

61) Там же. Л. 27-39.

62) Там же. Л. 136-137.

63) Там же. Л. 128-147.

64) Там же. Л. 151.

65) Там же. Л. 170-173.

66) Там же. Л. 184.

67) Там же. Л. 206-208.

68) Там же. Л. .213.

69) Там же. Л. 448.

70) Там же. Л. 479, 485-489.

71) Там же. Л. 497-504.

72) Там же. Л. 495.

73) Пак. Репортаж с Сахалина. С. 45.

74) 1933年にシン・ボギュンは内務省に手紙を出し、自らの事件に関する文書閲覧を申請している。朴亨柱の情報によると、シンはユジノサハリンスクで暮らし、日本語を教えていたという。ГИАСО. Ф. 1174. Оп. 2. Д. 2172. Л. 340.

75) Там же. Л. .341-355.

76) Там же. Л. 357-360.

77) Там же. Л. 363.

78) Там же. Л. .365.

79) Кузин. Исторические судьбы сахалинских корейцев. Кн. 2. С. 147-148.

80) Там же.

81) Там же.

82) Тさん、男性、1933年生まれ、ユジノサハリンスク市 2009年3月19日聞き取り。

83) Еさん、男性、1955年生まれ、ユジノサハリンスク市 2010年7月17日聞き取り。

84) パーヴェル・レオーノフ、1960から1978年までソ連共産党サハリン州委員会第一書記。

85) Аさん、男性、1951年生まれ、ユジノサハリンスク市 2009年2月1日聞き取り。

86) 追放者の名簿にはト・ウンシク、ト・マンサン（都

万相)の息子と記載されている。

87) D さん、男性、1952年生まれ、ユジノサハリンスク市2009年4月12日聞き取り。

88) РГАНИ. Ф. 89. Оп. 25. Д. 39. Л. 1.

89) 오누마 야스아키. 사할린에 버려진 사람들. 서울: 정계연구소, 1993. 101-102쪽.

90) アナトーリー・T・クージン (岡奈津子、田中水絵訳)『沿海州・サハリン 近い昔の話 (翻弄された朝鮮人の歴史)』凱風社、1998年; 半谷史郎「サハリン朝鮮人のソ連社会統合: モスクワ共産党文

書が語る 1950 年代半ばの一断面』『ロシアの中のアジア／アジアの中のロシア (II) (21 世紀 COE プログラム「スラブ・ユーラシア学の構築」研究報告集 5)』北海道大学スラブ研究センター、2004 年、69 – 83 頁; 天野尚樹「個別的愛民主義の帝国: 戦後ソ連のサハリン朝鮮人統治 1945 ~ 1949 年」今西一編著『北東アジアのコリアン・ディアスボラ: サハリン・樺太を中心に』小樽商科大学出版会、2012 年、122 – 147 頁。

## キルチャビ

# 作家・梁石日はアウトローに生きたのか

任正赫（朝鮮大学校）

日曜日の昼下がりいつも東京・荒川の日暮里図書館に行く。ここはニューカマーを含め朝鮮人が多く住む三河島に近く、ハングル図書が充実している。まずは東京新聞に目を通すのだが、2024年6月30日付紙面に作家・梁石日の訃報と簡単な評伝が掲載されていた。健康を害していたと聞いていたのだが、こんな形で訃報に接するとは思いもしなかった。そして、作家・梁石日はアウトローに生きたのか、という言葉が頭をよぎった。本稿は筆者が知るところの故人へのいわば追悼文である。

梁石日氏が大阪・猪飼野出身であることはよく知られているが、その頃、筆者は彼の原稿を見たことがある。その後、事業に失敗して一時仙台に身を寄せていたが、その時筆者も仙台にいた。また、大学院に通う頃、近くの彼の家でしばしば夕食を済ませた。というのも、梁石日氏は筆者のイモブ（叔母の夫）で、彼の小説に登場する仙台の義兄・義姉というのは、筆者のアボジ・オモニのことである。

小説に登場する義姉はたいへん世話になり頭が上がらない人と描かれているのだが、反面、義兄はかなり気難しい人と描かれている。アボジはあまりいい気がしなかったらしいが、確かにアボジは陽気な反面気難しいところもあった。もっとも、一世のアボジたちはみなそうだったのではないかだろうか。

大阪・生野でアボジはヘップサンダル製造業を営んでいたが、家内業からはじめた事業も工場を



梁石日氏が寝泊まりしていた工場（筆者蔵）

建て従業員を雇うようになった。一時、その二階に石日氏は寝泊まりしていたが、「日韓条約は成立了」という彼の評論原稿を見たのはその時である。小学生であったが、今でも覚えているのは、万年筆で原稿用紙に文章を書く人など周りにはいなかったからである（万年筆自体が高級品で珍しかった）。

工場の住所は生野区巽西足代540番地で、家にそこを発行所とする本があった。虐殺の写真が生々しく、おそらく済州島4・3事件か関東大震災と関連するものと思うのだが、石日氏もそれと関わっていたのかもしれない。

当時、彼は評論とともに詩を書いていたらしいが、筆者がその詩を読んだのは、1980年に梨花書房から出版された『夢魔の彼方へ』によってである。本人から頂いたが、前衛的な詩が並び、著名な詩人である黒田喜夫の解説を読んで、そんなものなのかと思うのが精一杯であった。本の「あと

がき」で著者は次のように書いている。

「事業に失敗して莫大な負債をかかえた私は、大阪を出奔してから放浪の巷に十数年間を過ごした末、ここに処女詩集を出版することになった。しかしこの詩集をもって自らの詩を語るには、あまりにも長い道程であった。いまさら何をかいわんやである。」

この詩集が彼にとって初めての出版物であるが、どこか終着点のような印象を受ける。実際、筆者が知る限り詩集はこれ一冊である。ちなみに『夢魔の彼方へ』は、1996年にビレッジセンター出版局から再刊されている。

筆者が中学生の頃、仙台に引っ越しアボジは喫茶店を経営したが、石日氏も借金から逃れるように仙台に来て一時そこで働いていた。店は仙台随一の歓楽街である国分町にあり、仕事の合間に石日氏は近くのバーに通っていた。ある店は短時間に凄い売り上げがあったとアボジに愉快に語っているのを聞いたことがあるが、自身も一山当てようとしたのかバーを開店するも失敗した。正直、懲りない人だなとも思ったが、彼らしいと言えば彼らしい。

そして、東京に出て偶然見た新聞の求人広告によってタクシードライバーとなったことはよく知られている。それによって生活も少しほとんど安定し東京・駒沢に住んでいたが、生死をさまよう交通事故に遭った。数か月間の入院・療養生活を余儀なくされたが、その頃に書いた短編小説が雑誌『文芸展望』や『同時代批評』などに掲載され、1981年にそれらを収録した単行本『狂躁曲』が筑摩書房から出版された。文芸評論家の岡庭昇はそのなかの一編を最近読んだ小説で一番面白かったと語ったが、1987年に『タクシー狂躁曲』という表題で「ちくま文庫」の一冊として再刊された時に解説を書いたのは岡庭昇である。

また、自身の体験を綴ったノンフィクションを書いたが、それが『タクシードライバー日誌』で1984年にやはり筑摩書房から出版された。この本が売れ始めた頃、朝日新聞日曜版に紹介記事が掲載されたが、そこには優れたドキュメントであり、

若い頃文学を志しただけに筆が立つと書かれてあった。

当時、「全集の筑摩」も経営難にあり、その原稿を持ち込んだところ、受付は胡散臭そうに石日氏を見ていたそうである。ところが、その本がベストセラーとなって、社員たちにもボーナスが支給された。その後、受付の態度が一変したことは言うまでもない、というのはご本人の話である。文学を志しながらも長い間、まったく異なる人生を歩んだ石日氏が、自身の成功を実感した瞬間といえるかもしれない。

この本も「ちくま文庫」の一冊として1986年に再刊されたが、解説を書いたのは映画監督の崔洋一で次のように紹介している。

「事業に失敗し、逃げて逃げて逃げまくり、疑似的ルンペングローラートを経て、ひたすら物を食うためにその身体をこの国の必然的発生のものとして、天に唾をし、悪態をそこらじゅうにばら蒔きながら、しぶとく生きていくすべをさらりさらりとやってのけていく。フィジカルな原初から走り続け、圧倒的な面白さで展開される交通としての都市の存在物語。これは当然都市に在るさまざまな人間が一方の語り部として、一般化された都市の道具として走るタクシーという自己から限定した時空のなかで、ドラマを形成していく。」

解説では自分に映画化権をくださいと提案したら、すぐに承諾してくれたという話も出てくる。『狂躁曲』、『タクシードライバー日誌』を原作とした崔洋一監督による映画『月はどっちに出てる』が公開されたのは1993年で、大ヒットしたことは周知の事実である。その後に石日氏の本は順調に売れ、テレビにも出るようになった。そして、小説『血と骨』で作家としての地位を不動のものにした。

筆者のオモニは主人公のモデルなった人物と何度か顔を合わせたそうで、「上品なおじさんやった」という言葉が印象に残っている。それと関連するかどうか、石日氏の結婚式にはナイフとフォークがあった。何が出たのかはまったく覚えておらず、その記憶が正しいのかどうか、叔母の

葬儀の時に大阪の従姉に聞いてみたが、やはりそうであった。それにしても石日氏が有名になって本当に良かったと思う。そうでなければ迷惑を被っていた親戚の人たちの苦労が報われない。

しばしば、小説に描かれていることは事実かと聞かれることがあるが、実は筆者は彼の小説をあまり読まない。というのも、むろん全てではないが結構本当のことが書いてあり、悲惨な場面をフィクションとして受け止めることができないからである。それでも彼の文章から、ふとなんらかの優しさに似た安心感のようなものを感じることがあった。(おそらく多くの識者の所感とはまったく異なるだろう。)それは厳しい状況を潜り抜けてきた彼自身のしぶとさもそうだが、それ以上に多額の借金を抱えながらも、それを肩代わりし彼を支えた周囲の人たちの暖かさによるものではないかと思っている。在日同胞社会の包容力といつてもいいだろう。

今から 20 年前に雑誌『イオ』に掲載された「著

者への注文」という文章の最後に、次のように書いたことがある。

「人間、息を吸って生きていられるのは自分に呼吸器官があるからで、周りの空気の存在を忘れがちである。より直接的に表現すれば、なんらかの成功を収めた人は、今の地位が自分一人の力によるものと誤解しがちであるが、決してそうではない。自分を支えてくれた人たちへの感謝を胸に、かといってことさらそれを口にすることなく、歴史の確かな存在としての在日同胞社会を描く、これが作家・梁石日氏の真髄であり、彼の務めではないだろうか。」

叔母はその通りと言ってくれたが、それについて本人とじっくりと話す機会はなかった。葬儀はごく内輪で行われたが、彼の骨を拾いながら小説の題名が浮かんだ。血とは生で骨は死か、であれば『血と骨』はまさに生と死をテーマにしたものなのか。彼の小説を読みたかったことはないが、それを確かめるためにその本は読んでみよう。

# キルチャビ

## 朝鮮半島で核戦争は起こるのか —統一政策転換の真意—

文光喜（愛知朝鮮学園）

### 1. はじめに

朝鮮は80年間、統一を目指してきたが、今はお互いを敵国としている。朝鮮の統一政策変更是戦術的な変更だとする論調がある一方、後戻りできない戦略的な問題だとする論調もある。統一は常に第一義的な民族問題として、周辺大国のパワーバランスから受ける影響と南北国内の諸事情から産出した問題である。統一は在日同胞社会の存在意義と在日コミュニティの特殊性から、多岐にわたり論じる必要性があると思われる。在日同胞に対し、韓国では常に棄民政策で排斥してきたが、朝鮮は民族教育を施し、統一への希望をもたらし、南出身の同胞達を帰国させ絆を保った。しかし、その背景に培ってきた在日同胞社会も、MZ世代が主人公となる現状で、その先は良く見えてこない。

本稿は統一問題を歴史的な視座から捉え、その原因を探り、朝鮮の統一問題を複合的に分析しようとする試みである。こうした問題意識に基づき、統一転換が持つ意義と影響、今後の行く末を考察するものである。

### 2. 朝鮮の分裂と核危機の始まり

#### （1）分裂国家の始まり

解放朝鮮は日本軍の武装解除のため米ソ両国により分断占領され、北は、朝鮮民主主義人民共和

国、南は大韓民国になり、1949年、1951年に国連加盟を申請したが否決された。

分断政府の樹立は「独立」を包摂するものに変質すると同時に、植民地解放に伴う地域的枠組みだけではなく、国際問題として扱われるようになった〔李強 2022:84〕。

1953年「停戦協定」後、米韓相互防衛条約により、国連軍が韓国軍を作戦統制下に敷き、「戦作権」を握りながら、分断を固定化した。朴正熙を始め歴代韓国の統治者は米国の力を借りて経済発展を遂げ、世界のGDPの1.5%を占めるほど成長するにつれ、クロス承認は始まった。南北は、1972年に3原則の共同声明で国際化した統一問題を地域に引き戻そうとしたが、対立と分裂は深まった。韓国では1987年の民主化抗争により経済発展をもたらせ、1991年国連に同時加盟して事実上「2つの朝鮮（韓国）」が国際的に黙認された。

1994年、金日成主席の死去で金泳三政権は親朝鮮派への弾圧を行い〔鄭旭湜 2024:64〕、1995年『国防白書』で北を主敵とした。1998年、金大中政権は太陽政策で初の首脳会談を実現して、連合制を模索したが、金正日総書記は統一が50年先だとして杭を打ったと言われる。

韓国の政権は変わっても統一は何ら前進なく、金正恩時代に「民族解放」を削除し二つの朝鮮を受け入れたのである〔平井 2024:193〕。

#### （2）第一次、第二次核脅威

核兵器の巨大な威力は軍事的威圧の切り札、パ

ワーポリティクスに基づく発言力の源泉と見なされ〔山田 2023:119〕、朝鮮戦争では核の脅威に晒された数百万人の越南者、1千万人の離散家族を産んだ。

朝鮮は1952年にソ連へ研修生を送り、1962年には寧辺に研究用原子炉（出力）を建てて、1965年には臨界に達した。ソ連は朝鮮に0.8%の高品位のウラン鉱山埋蔵量が2600万トンあれば核爆弾を作るのに十分な量とし〔藤井2019:396〕、5MWの黒鉛減速炉を建設した〔北野2016:208〕。その背景は在韓米軍が1958年から1967年に配備した核砲弾、核弾頭800発、1968年のプエブロ号侵犯事件や1969年ECスパイ機事件、米韓合同軍事演習「チームスピリット」での核兵器脅威は朝鮮の核兵器開発の動機とされた〔北野2016:224〕。

1991年、朝ソ友好協力相互援助条約は失効したが、韓国は1990年に30億\$の借款を提供しソ連と国交を樹立した。IAEAの核查察を6回も受け入れた朝鮮は米国の特別査察を拒否し、NPTからの脱退通告で第1次核危機が始まった。朝鮮は国連(決議第825号)の制裁を宣戦布告と見なし【瀬川2019:124】、カーター元大統領と金日成主席との会談で、核の一時凍結と軽水炉導入について合意され、第一次核危機は回避された【瀬川2019:131】。

第2次核危機は、朝鮮が1998年、人工衛星「光明星1」の打ち上げ以降、2000年10月テロ支援国家指定の解除とともに「米朝共同コミュニケ」を発表し、ASEANやADB（アジア開発銀行）への加盟申請後に起きた〔瀬川2019:138〕。2002年、ブッシュ大統領は朝鮮を「悪の枢軸」として「枠組み合意」を打ち切り、2003年核施設の再稼働とともに朝鮮はNPTを最終的に脱退し、第2次核危機が訪れた〔斎藤2019:45〕。

中国とは毛沢東時代から「血で固められた深い絆」だったが、韓国と国交を結んだ1992年と朝鮮の原爆実験を行った時に綻びが始まった〔欧阳善2007:37〕。しかし、中国はそれ迄バーター方式で2005年に15億8千万\$、2006年に20億\$を上回る規模で、朝鮮の龍登炭鉱、惠山銅鉱、羅津港や茂山鉄鉱50年間の採掘権を取り実益を得ていた。

[欧阳善 2007:254]。

朝日関係は、ブーチン大統領の2001年訪朝で朝日軍事協力協定が締結され、モスクワ宣言とABM（対弾道ミサイル）制限条約、ミサイル開発の認定を行い、2012年に朝日債務調整協定（旧ソ連時代に借りていた負債の90% 99億\$を免除）が締結されて改善された。

その劇的展開は2017年ICBM実験後と第5回目の核実験後、世界規模の乱気流とEUとG7を含む西側陣営の不安定性、中国を含めた新興勢力との対立と前例のない米国を含む西側の敵対さがロシアと朝鮮を結びつけたのである〔トルクノフ2024:296〕。史上最大の米韓合同軍事演習と日米韓の軍事活動、ミサイル防衛システム等はロシアの利益と戦略的パートナーである中国も脅かしたところから、決議案のテクスト作成段階で修正されられ、朝日関係事案や政治的外交的解決の優先要素が付加された。プーチン大統領は朝鮮が「雑草を食べても核を作ることを諦めない」「安全保障感覚を理解」すべきとして、朝鮮支持カードを保持することになった。

金正恩国務委員長（以下は委員長）はプーチン大統領が「米国の覇権に反対していることを評価」して、新しい朝日関係に至るのである。ロシアは2020年5月、金正恩委員長に「大祖国戦争1941-45年戦勝75周年記念メダル」を授与し、人道支援で2019-2020年の間、3万3千tの石油製品と8千tの小麦が送られ、2020年5月にも穀物2万5千トンが送付された「トルクノフ 2024:326」。

2024年3月、国連安保理で朝鮮に対する経済制裁（国連決議1718）の延長案がロシアの拒否権発動で否決され、14年間、延長され続けてきた「制裁委員会専門家パネル」の監視活動が4月末で終結されたことで、BRICS等非米側は朝鮮と貿易が出来る可能性が広がった。国連には5カ国の安保常任理事国と加盟国の中から選ばれる10カ国のが非常任理事国で構成され、意思決定は9カ国理事国以上の賛成票になるが、常任理事国だけは拒否権で1カ国でも反対すると成立しない。

ロシアのプーチン大統領が2024年に国賓として

て、訪朝し「包括的戦略パートナーシップ条約」で「同盟関係」に至ったことの意義は大きい。地政学上いずれかの国に攻撃があった場合は軍事技術協力も含めて、相互支援を規定する条約を無期限の効力を有するとしたのは今までと次元の違いを明白にした。

金正恩委員長はプーチン大統領と「安定的で未来志向的な百年大計」を構築する戦略的合意を見て、「現行のルールの枠内で」食糧や石油を朝鮮へ輸出したことは朝日関係が新しいレベルに至ったことを示し、朝鮮は中日との連帯を盾に米国を搔き立てる「独立変数」となったのである。

### (3) トライアングルの限界

2003年8月から始まった六者協議は南北朝鮮、二つのトライアングルが三つ巴の形として現れ、朝鮮半島を紛争の焦点に置く地政学的な観点として、中国↔朝鮮↔ロシアと米国↔韓国↔日本の三角形のバランス構図と相互利害関係を解決しようとした。

議長国中国は2005年に、朝鮮の核兵器と計画の放棄、NPT及びIAEA保障措置に復帰の約束、米朝及び日朝国交正常化の解決を目標として〔平岩2015:166〕、朝鮮の資金洗浄疑惑とバンコ・デルタ・アジ（BDA）アの口座を凍結し、KEDOの軽水炉計画が論じられた〔柳澤2018:21〕。米国は寧辺の核施設の閉鎖を見返りに重油100万トンエネルギー、人道支援の提供でBDAを解除した〔道下2013:250〕。

朝米部会で核問題を優先する米国はBDAの凍結資金（2500万\$）を6月にロシア経由で朝鮮へ送金した〔平岩2015:172〕。朝鮮は2008年寧辺の核施設の停止と封印、原子炉冷却塔を破壊して、核の無能力化を印象付けたため、米国は朝鮮をテロ支援国家リストから削除することで機能した。朝日問題は、2002年9月、初の首脳会談、朝日平壤宣言が合意したが、拉致問題で膠着した。日本は「朝鮮がいずれ折れて、崩壊する可能性が高い」〔石坂2019:30〕として、対話ルートを断絶したが、六者協議では孤立し〔大澤2017:253〕、今も膠着状態

のままである。

## 3. 新たな朝米関係と北南関係

### (1) 核保有国としての並進路線

2011年、金正日総書記の死去で金正恩後継者は党・国家・軍の全てを掌握する最高権力者となり、遺訓政治を制度化した。2012年、朝鮮は米国との交渉で核実験やウラン濃縮、ミサイル発射を中断しその見返りとして、24万トン相当の食糧支援を受ける「リーデブー合意」を結び、2013年「核保有国地位確立法」を制定し、地球観測衛星「光明星3」搭載のロケット「銀河3」の発射で、射程距離が1万3千kmに達したことを明らかにした。

2016年の第7回党大会で、弾道ミサイル実験は最終段階とし、射程の延伸は2017年に中距離弾道ミサイル「火星12」、発射角度の高いロフテッド軌道を利用した大陸間弾道ミサイル「火星14」「火星15」（飛翔距離13000km）として、米国的主要都市を射程に収めたことにした〔藤井2019:413〕。2012～2022年の間でミサイル発射は150発超を数え、2022年に59発でICBM級の7発はいずれも過去最多で、中国は国境から80kmしか離れていない豊溪里での実験に対して「強烈な非難」を表明した。

朝鮮は実験のたびに国連から制裁を受けたが、限界は民生と関連した部門は許されて、中国が緩衝地帯論で極端に追い込めず、石炭の輸出で軽工業と農業の機械化への集中投資は黙認され、中国産を国内産に変えて、自立経済構造が確立しつつあることである。中朝貿易では総額2017年前半で、25億5千万\$（輸出16億7千万\$、輸入8億8千万\$）は2016年に比べて、10%以上拡大し、軍事技術はICBMの発射成功までこぎつけている〔斎藤2019:168〕。

朝鮮は「両弾一星」（原子爆弾、水素爆弾、人口衛星）と並進路線を進めて、2021年党大会で、核武力建設に拍車をかけながら対北制裁を常数と見なして自力更生と自給自足による経済発展を成し

遂げる「並進路線 2・0」を打ち出し〔鄭旭湜 2024:111〕、地方経済躍進の為、「地方発展 20 × 10 政策」を掲げている。

専門家は短距離ミサイル 1 発に 300 万 \$ としたが、朝鮮の宣伝媒体『柳京』は「資本主義国家の計算方式」とは完全に違うので、費用は 10 分の 1 も満たないとしている。国防予算は予算総額の 16% 水準を維持する反面、経済と人民生活、科学技術予算は毎年 4.9 ~ 6.2% ずつ増えている。それに、軍民融合が進み農業始め人民経済部門を支援し、軍事分野の民需転換が実行され、軍需産業が経済建設の主役として登場する戦略が功を奏している。それは兵士の服務期間を男性 8 ~ 9 年を 7 年に、女性 6 ~ 7 年を 5 年に短縮した事、土地産業分野で 2020 年に咸鏡北道鏡城郡の軍飛行場を「仲坪野菜温室農場」、2022 年咸鏡南道咸州郡の軍飛行場を「連浦温室農場」に転換し、「先経政治」へと転換している〔鄭旭湜 2024:117〕。

## （2）第 3 次核危機、朝米会談の決裂

金正恩委員長は先代が成し遂げなかった朝米首脳会談で停戦協定と核実験、制裁問題について協議したが、長年凍結した閉塞状態が氷解する可能性を実証した。若し、朝鮮戦争終結が解決すれば、米軍基地の閉鎖や米国支配清算も可能になるはずであったが、現実はトランプ大統領の「グランドバーゲン」からバイデン大統領の「現代的アプローチ」に代わり、2025 年には返り咲いた。

米朝首脳会談では「完全かつ検証可能で不可逆的な核廃棄（CVID）」を先行し履行すれば、相応の見返りを付与する」としたが、金正恩委員長は「段階的で同時並行的な措置」で、非核化は第一段階に對象の核関連施設や活動の申告と同時並行する形で見返りを提供し、2、3 段階の見返りを提供するとしたが、擦り合わせが足りなかった〔斎藤 2019:123〕。

2019 年 2 月の第 2 回米朝首脳会談で、朝鮮は寧辺の核施設の完全廃棄引き換えに、制裁措置の解除を求めたが、米国は制裁決議の解除には応じられず、非核化は寧辺周辺の西位里、分江の地下に

存在するウラン濃縮施設を含む完全な廃棄を要求し、生物化学兵器を含む全ての WMD の廃棄と弾道ミサイルの生産凍結を求めた。

2020 年金正恩委員長は「第 1 段階の妥協案」をトランプ大統領に提案したが、返事が来ず会談は決裂した。韓米合同訓練は 3 月から縮小形で再開され、韓国は F35 戦闘機など先端兵器を導入し、5 年間で 290 兆₩（約 29 兆円）投入し軍事力は世界 6 位まで上昇し、「約束」は何一つ実行しなかった。

金正恩委員長は 2019 年に、「南朝鮮当局者が世界を前に『平和の握手』を演出し、共同宣言や合意書」を出しながら、「異常で二重的な行動」を厳しく非難した。「茹でた牛の頭が空に向かって大笑いするかのよう」だとして、断絶した。近親憎悪、近い間柄であればあるほど、裏切られた時の憎悪心も大きく、委員長の顔に泥を塗る行為に出たのである。

文政権はワクチンなど防疫・医療物資の人道的支援と観光の再開を提示したが朝鮮は拒否し、独自の制裁を強化した米国に対し悲鳴を上げるのではなく鼻で笑い、2018 年末、東京オリンピックの話し合いを最後に、一切対話は途絶えたのである〔鄭旭湜 2024:52-55〕。

米朝、南北の決裂は軍事的に優勢な朝鮮が韓国を飲み込み、平定することが可能になり、米国は韓国を差し出すことに対し躊躇せず、手放しても惜しくないというムードが支配的だという〔日高 2017:86〕、論調もあるが、朝鮮の軍事力は米国に強烈なインパクトを与えている。

## 4. わが国家第一主義を唱えた朝鮮の狙い

### （1）「わが国家第一主義」と統一問題

金正恩委員長はわが国家第一主義の概念を外交路線の中で本格的に登場させ、2021 年の朝鮮労働党第 8 回党大会で、「自主的で民主的な発展を実現する」とし〔磯崎 2024:228〕、統一問題を憲法から削除し、統一機構や統一關係物を撤去し、南北対話は外務省が窓口として再開された〔磯崎

2024:230]。

これは 80 年間の統一事業を総括し、韓国では米国の植民地体制が崩せない限り不可能だと結論付けたと思われる。逆説的に韓国の「二つの国家」モデルに近いようだが、本質的には韓国を交戦中の敵国として交戦国家と認め挑発があれば平定、収復すると思われる。統一は韓国の民主人士だけではなく、朝鮮総聯も結成当初から一貫して統一事業に寄与してきた。それは南出身者が多い在日朝鮮人問題を根本的に解決できる問題である。

統一政策変更のシグナルは現政権だけではなく、南の在野勢力に対しても送ったものと思われ、韓国が米国の植民地支配から解き放され自主的な政権になり、米国の干渉もしりぞけ自主的に統一問題を論議できる時に初めて可能になるのである。朝鮮の核は韓国の同胞には向けられないとの意識から「同族」を否定する舵を切ったと思えるが、変化の外的要因は米韓軍事演習が核運用を想定する脅威がエスカレートしていることへの現れだと思われる。また、内的要因としては、思想面や全国班長大会にもみられるように引き締め策が強化されている。

## (2) 「二つの国家」の変遷

尹政権は米韓合同軍事演習を 2023 年だけでも 52 回、245 日間も史上最大規模で行われ、米韓日軍事同盟が核対応の最高水準で緊密化が図られたことは分断を固定化させた大きな原因となってい る。尹政権は北を「明確な敵」として、9・19 宣言の無効化を謳い 2017 年以降最大規模の訓練を行い、日本と戦争を遂行できる国家体制「グローバル包括的戦略同盟」を結び、戦争遂行体制を整えたのである。米国のミドルベリー国際問題研究所が「朝鮮半島の状況は 1950 年 6 月初め以来、最も危険だ」と警笛を鳴らしているように、まさしく臨戦態勢に入った [ハンギョレ:2024.1.14]。

1971 年に始まった南北対話は、2018 年 12 月を最後に、1992 年に始まった米朝対話は、2019 年 10 月を最後に、今まで一度も行われていない [鄭旭湜 2024:77]。金委員長は青年会議で「2036 年前

後で全ての人民が幸福を享受し、隆盛繁栄する社会主義強国を打ち立てる」としているのは米国が仕掛けない限り戦争しないであろう。

朝鮮は「対敵研究院」という対南機構を公開し、対南戦略・戦術業務を統括する統一戦線部を改称し、「対敵指導部」の「党中央委員会第 10 局」(李善権局長)を発表した。李善権局長は 2006 年以降、2018 年南北高位級会談団長、第 8 回党大会で政治局候補委員、第 8 期第 2 次会議で政治局委員、第 9 期会議で党中央委員会 10 局長として党部長席に座し、2024 年 9 月の朝鮮総聯祝賀団と面談したのは統一の方向性を示していると思われる。朝鮮は核兵器と飛翔能力を備えた軍事強国として、統一路線を変更し朝鮮半島に大きなうねりを起こしている。違う民族と言い切る言葉の裏には、先代の想いを貫き一気に統一問題を解決しようとする金正恩委員長の劇的な戦略だと思われる。

## 5. さいごに

米国の政治専門誌「ポリティコ」は、2023 年 12 月、トランプが再び大統領になれば、核開発の凍結と引き換えに経済制裁の緩和を検討し、北の核保有を事実上認める [手嶋 2024:220] と報じたが、2025 年 1 月には第 47 代目のトランプ大統領が就任すれば、プーチン大統領との会談も実現するのではないだろうか。

朝鮮と米韓との戦争は開戦から核戦争を前提にする危険千万な戦争であり、周辺も無事では済まない。日本は核兵器を保有した朝鮮に対して放棄させるだけの手立てが見つからないのであれば使わせない平和の道筋を考えるしかない。日本は過去の植民地主義を清算して、朝鮮学校に対する待遇を改善すれば、膠着した日朝問題の突破口を開くことができるのではないだろうか。日本は被爆国として核禁止条約に加盟し、対米従属から脱して平和国家を築き、東アジア非核平和共存地帯を作れば、世界の平和に繋がると思われる。

2024 年 10 月 31 日

## 【参照文献】

- ・李強（2022.3）「国連における「朝鮮問題の処理と朝鮮半島冷戦」『総合政策論議』第43号、pp.84.
- ・石坂浩一（2019）『北朝鮮を知るための55章』明石書店 pp.30
- ・磯崎敦仁・澤田克己（2024）『北朝鮮入門金正恩時代の政治・経済・社会・国際関係東洋経済新報社 pp.228-230
- ・大澤文護（2017）『金正恩体制形成と国際危機管理－北朝鮮核ミサイル問題で日本人が本当に考えるべきこと』唯学書房 pp.253
- ・欧阳善（2007）『対北朝鮮・中国機密ファイル来るべき北朝鮮との衝突について』文藝春秋 pp.37.254
- ・北野充（2016）『核拡散防止の比較政治－核保有に至った国、断念した国』ミネルバ書房 pp.208-224
- ・斎藤直樹（2019）『まやかしの非核化と日本の安全保障』論創社 pp.45.123.168
- ・瀬川高央（2019）『核軍縮の現代史北朝鮮・ウクライナ・イラン』吉川弘文館 pp.124-138
- ・鄭旭湜（2024）『金正恩の「決断」を読み解く 変わる北朝鮮と東アジアへの衝撃』彩流社 pp.47-77.111-117
- ・手嶋龍一、瀬下政行（2024）『公安調査庁秘録－日本列島に延びる中露朝の核の影』中央公論新社 pp.220
- ・『ハンギョル』:2024年1月14日
- ・平井久志（2024）『金正恩革命思想 北朝鮮における指導理念の変遷』筑摩選書 pp.193
- ・平岩俊司（2015）『北朝鮮－変貌を続ける独裁国家』中央公論社 pp.166.172
- ・藤井非三四（2019）『キーワードで読み解く北朝鮮体制の起源とその行く末』国書刊行会 pp.396-413
- ・道下徳成（2013）『北朝鮮 瀬戸際外交の歴史－1966～2012』ミネルバ書房 pp.250
- ・山田朗『軍事力で平和は守れるのか－歴史から考える』岩波書店 2023年 pp.119
- ・柳澤協二・太田正克・富沢暉（2018）『米朝首脳会談後の世界』かもがわ出版 pp.21
- ・日高義樹（2017）『米朝密約－なぜいま憲法改正、核装備か』徳間書店 pp.86
- ・A・V・トルクノフ、C・D・トロラヤ、I・V・ディヤチコフ（2024）『現代コリア乱気流化の変容 2008－2023』作品社 pp.224. 268.296-326.

# 山口祐香『「発見」された朝鮮通信使—在日朝鮮人歴史家辛基秀の歴史実践と戦後日本』

〔法律文化社、2024年11月27日〕

大和裕美子（九州共立大学）

本書の目的は、辛基秀の実践を中心に、民族差別の克服と「日韓友好」の象徴として朝鮮通信使が「発見」される過程を描くことにある。辛基秀（1931-2002）は在日朝鮮人の映像作家であり民族運動家であり、朝鮮通信使の研究家でもある。

本書におけるキー概念「歴史実践」とは、「ある時代や社会に生きる人々が、過去の出来事や人物たちと繋がりながら自らを取り巻く現状を意義づけ、望ましい未来に向けた行動を選択する営み」を指す（13頁）。本書では、辛基秀が日本と朝鮮半島をめぐる歴史を描くことを通じて、祖国の植民地化や過酷な民族差別を生み出した過去を告発し、社会へ抗う姿が映し出されている。

本書の問いは、1979年に辛基秀が制作したドキュメンタリー映画『江戸時代の朝鮮通信使』に端を発す。この映画を制作した理由は何か。どのような人々がこの映画に関心を寄せ、何を観たのか。通信使をめぐる歴史実践は、戦後の在日朝鮮人運動と地域に根ざした日本人の運動が交錯する現場を、そして「通信使」が日韓友好の強力な言説として生み出された過程を追うのが本書の主眼である。

したがって本書の独自性は、民族差別克服と「日韓友好」の象徴として朝鮮通信使が「発見」される契機とその過程に注目する点にある。また、主人公として辛基秀を設定し、彼の活動を詳細に分析する「辛基秀研究」としても重要な意義を持つ。「辛基秀」と彼を取り巻く人たちの歴史実践は、戦後の在日朝鮮人運動と地域に根ざした日本人の運

動が交錯する現場として考察される。

また本書の特徴は、韓光勲氏が本書の書評会（国際高麗学会日本支部第105回人文社会研究部会、2024年7月27日開催）で指摘したように、複数の視点からの読みが可能である点にある。具体的には、在日コリアン史、大阪の市民運動、日本人と在日コリアンによる市民運動、過去が「発見」され「歴史」になる現象、辛基秀の実践、辛基秀が朝鮮通信使を「発見」しようとした戦後日本の社会的背景…。中でも著者が最も関心を抱くのは、辛基秀はなぜ・どのように朝鮮通信使を「発見」しようとしたのか、それはいかなる戦後日本の社会的背景と結びつき、説明され得るのか、である。

辛基秀は、なぜ朝鮮通信使を「発見」しようとしたのか。その契機は次女のいじめという在日コリアンへの差別にあった（65頁）。いつから在日コリアンは差別され始めたのか。江戸時代においてはどうだったのか。辛基秀は江戸時代の再現を通じて朝鮮通信使に着目した。辛基秀は「善隣友好の使者」として、朝鮮通信使を「発見」したのである（77頁）。

辛基秀は、李進熙らの基本的な歴史観を踏襲し、映画などの表現で広げた。彼の歴史実践の目的は、日本社会における差別からの自己回復や「朝鮮人」としてのルーツとアイデンティティの再確認、さらには「明るい近世」の物語を通じて日本と朝鮮半島に残る「近代」を超克することにあった。

辛基秀の歴史実践は、肯定的な過去の「発見」を通じて朝鮮通信使を肯定的な歴史として捉え、「明

るい近世」の物語を通じ、日本と朝鮮半島になおも残る「近代」を超克することにあった（99 頁）。辛基秀のアプローチは、否定的な過去に向き合うことではなく、肯定的な過去を「発見」することで、現在抱える難しい過去を乗り越えることを目指していた。

一方で、辛基秀は、過去の暗い記憶を呼び起こす歴史実践も行っている。彼は、単なる「良い歴史」への照射にとどまらず、差別や憎しみに満ちた近代の負の歴史にも目を向けた（249 頁）。市民運動「ちょっと待て！ 大阪築城四〇〇年まつりにモノ申す会」では、歴史的な大阪の繁栄を象徴する豊臣秀吉の功績を肯定的に取り上げた展示を批判し（109 頁）、辛基秀は「秀吉賛歌は、朝鮮人差別の強化」（112 頁）と指摘した。それは「過去の暗い記憶を呼びさましても、しこりを残すだけ（122 頁）」とする、秀吉礼賛の文章の削除と民団側が提示した碑文の採用に対する京都市側の見解とは対照的だった。辛基秀は、肯定的な過去を「発見」しつつ、同時に否定的な過去にも光を当てる両方向のアプローチを「歴史実践した」のである。

残念なことに、「モノ申す会」の運動は大成功だったとは言い難い。大阪城内に展示された説明版には朝鮮出兵をめぐる「日本の加虐性」が挿入されたが、実際の行事運営には大きな変化は見られず、成果は限定的だった（117 頁）。本願寺や部落解放同盟などの他団体と異なり、「モノ申す会」の申し入れは無視される形となつた（117 頁）。

「成功」したのは、肯定的な過去の「発見」のほうであった。2017 年 10 月 31 日に「朝鮮通信使に関する記録」がユネスコの「世界の記憶」として登録された。辛基秀の功績は高く評価された（244 頁）。

しかしながら、辛基秀の真の目標である日本社会における差別からの自己回復や在日コリアンへの差別の解消は達成されたのだろうか。著者も言及するように、2000 年代以降もヘイトスピーチや「嫌韓本」の急増が見られるなど、在日朝鮮人を取り巻く日本社会の状況は依然として厳しい（247 頁）。

たしかに肯定的な過去を「発見」するアプローチ、つまり朝鮮通信使が広く知られることは在日コリアンへの差別に対する意識の変化をもたらす可能性を秘めている。しかし一方で、著者が指摘するように、政府や自治体が歴史的資源として通信使を活用しようとする思惑が色濃く反映されている（248 頁）。朝鮮通信使だけでなく、他の多くの遺産が「光」の部分だけが照射され、観光資源として「消費」されていることは周知の事実である。

もう一点、「辛基秀」と彼を取り巻く人々の歴史実践を通じて考えたいのは、歴史実践とナショナリズム、さらにはナショナル・アイデンティティの関係である。著者は、過去から現在に至る歴史的事実を厳然と直視しつつ、ナショナリズムに裏付けられた憎悪や非難を押し出すのではなく、自らと他者との間にある「境界」を越え、人間として手を結ぶことが可能か、と問題提起する（249 頁）。もちろん憎悪や非難、排外主義といった形で現れるナショナリズムは、「望ましい未来」に障害をもたらす。

ここで着目したいのが、「モノ申す会」運動の一環として行われた「耳塚民衆法要」である。ある日本人市民は運動の動機をこう語った。「これは私たちの問題です。日本人が事実を直視して自主的に判断し、選択決定できる状況をつくる限り、日本における朝鮮人問題は解決しないでしょう」（121 頁）。

すなわち、動機は日本人というアイデンティティに根ざしており、日本における朝鮮人問題を解決し、日本社会をより良くすることが歴史実践の動機となっている。このナショナル・アイデンティティは、自国中心の意識や自国優越の意識、外国人に対する排外意識とは結びつかない、いわば「健全な」ナショナル・アイデンティティである。このような動機があれば、歴史を巡る軋轢を引き起こすのではなく、むしろ問題を解決する方向に向かうのではないだろうか。そうであれば、そのようなナショナル・アイデンティティが成立するための社会的条件とは何かを考える必要がある。

私たちが直面している問題の解決の糸口は、やはり歴史実践の中に秘められているに違いない。

## 書評

# 韓光勲『在日コリアンが韓国に留学したら』

〔ワニブックス、2024年〕

山口祐香（九州大学）

日本の人々にとって、韓国が「留学」の対象になったのはいつからだろうか。近代においては、多くの留学生が朝鮮半島から日本へと向かった。戦後も日本の多くの人々にとって韓国は「近くで遠い」国であった。「かつての植民地」であるだけでなく、経済的に日本よりも「遅れた」国であり、また長らく軍事独裁政権が続く「怖い」国として韓国は眼差され、留学はおろか、旅行やビジネスの訪問先としての選択肢に韓国が含まれるようになるまでは長い期間を要した。一方で、日韓国交正常化以降、多くの在日コリアンの若者たちが留学生として韓国に渡ったが、軍事独裁政権下の1970年代には「北朝鮮のスパイ」として相次いで逮捕される事件も起きた。玄界灘を往来した無数の留学生たちの歩みは、近現代の日本と朝鮮半島の関係を如実に映し出している。

それに対し、現在は実に多くの日本人が様々な理由で韓国を訪れている。その中でも近年顕著に感じられるのが韓国への留学人気である。コロナ禍で一時的に落ち込んだものの、2022年現在で韓国には約4700人の日本人留学生が滞在しており、アメリカ・カナダ・オーストラリアに次ぐ4番目の多さである。その背景には、近年の韓流ブームの盛り上がりがあることは間違いない。今や「韓流」は、ポップミュージックやテレビドラマに限らず、多彩なエンターテインメントやファッション、ライフスタイルなどを包含するより広い概念としての「Kカルチャー」として発信されるようになった。そして、日本人のみならず、世界的な

韓国への留学希望者は増加傾向にあり、2023年には20万人を突破した。韓国の言語や文化、ビジネス、エンターテインメントに日常的に親しみ、魅力を感じ、積極的に学びに行こうとする若者世代の姿を見るにつけ、それが当たり前でなかったかつての時代を振り返りつつ隔世の感を禁じ得ない。

本書はまさにこうした2020年代現在の韓国留学のリアルを描いた良書である。著者である韓光勲氏は、1992年大阪市生まれの在日コリアン3世代で、現在日本学術振興会特別研究員として大阪公立大学博士後期課程に所属し（当時）、関東大震災の朝鮮人虐殺事件をめぐる「記憶」研究を行っている社会学者である。著者は新卒で全国紙の新聞記者として働いていたが、2022年に退職して大学院に入学し、翌年3月から1年間高麗大学亞細亞問題研究所客員研究員として韓国に滞在した。本書は、この1年間の韓国留学生活について、筆者がウェブメディア『JBpress』上で連載した「等身大の韓国留学記」を基に、加筆修正したものをまとめたものである。

本書の簡単な概要は次の通りである。第1章は、筆者自身の生い立ちに始まり、韓国語との関わりや大好きなK-POPとの出会い、多忙な記者生活で体調を崩し、大学院入学を経て韓国留学に至る経緯が示される。また、高麗大学での語学堂での学びが始まる中で、様々なバックグラウンドを持つ学生との出会いや授業風景など、留学生としての日常生活が滑り出していく様が描かれている。

続く第2章は「語学堂が教えてくれた『リスクリング』の楽しさ」と題して、語学堂での授業や現地の人々との交流、国際学会への参加などのエピソードが触れられ、留学生活に慣れて行く中で、学ぶことの根源的な楽しさや、韓国の文化・社会・歴史の現在地について筆者が思考を深めていく様子が伺える。

第3・4章は、それぞれ「日韓関係」と「音楽文化」をテーマに、留学中の体験を基に、研究者でありライターでもある筆者の知見も交えながら掘り下げる考察が提起される。

第5章は、在日コリアンである筆者の立場から、在日コリアンの歴史的背景や、日本や韓国で自身が体験したマイクロアグレッションなどを踏まえ、両国で「等閑視される」在日コリアンの現状について問題提起する。一方で、留学生活の中で、韓国の親戚を訪問して韓国との「縁」を再確認したり、食べ物の好みから自分の中の「日本らしさ」に気づいたりしていく過程の描写は、日本で生まれ育った在日コリアンである筆者ならではの経験として興味深く読める。

そして、最後の第6章は「大阪に帰りたい」と題されているのが面白い。韓国（ソウル）に「住む」という生活は、筆者にとって充実したものであった一方で、親しい人たちが待つ大阪を「ホームグラウンド」として改めて感じさせるものとなった。1年間の留学生活を終えた筆者にとっての「韓国」について結論づけつつ、今後の研究者としての抱負で締めくくられている。

このような本書の最大の強みは、まずその読みやすさである。体験記にありがちな単なる出来事の羅列ではなく、それを歴史的・社会的背景の文脈に位置付けながら俯瞰して説明するのは、簡単なように見えて難しい。その点、本書は比較的個人的なエピソードが全体を占めながらも、折に触れて時事問題の分析やアカデミックな知見を交え、かつそれを誰でも読み易い内容でコンパクトにまとめあげている。記者や研究者として培ってきた筆者の高い文章力がそれを可能にしているのはいうまでもない。

手前味噌ながら、評者は日本人と韓国人の両親のもとに生まれたダブルで、2014年に交換留学生としてソウルに1年間滞在した経験がある。また、筆者の留学生活と重なる2023年6月から8月までソウル大学日本研究所に客員研究員として滞在し、その際著者の研究室を始め、直接高麗大学のキャンパス内を案内してもらったり、同じ国際学会に参加したりした。ゆえに、本書における筆者の臨場感あふれる留学生活の描写や日韓との距離感をめぐる葛藤は、「わかるわかる」と何度も頷きながら読むことが出来た。

そして、何より本書は多様な読者を想定して書かれた優れた「留学記」として魅力的である。そもそも留学記とはどのようなものだろうか。さしあたって次の3つの要素が考えられる。

まず1つ目は、留学生として次に続く人々にとっての明晰なガイドブックである。すなわち、留学前後の手続きや実際の生活の様子、コミュニケーションの方法や気をつけることなどが書かれた留学記は、留学に関心のある人や控えた人にとって、不安を取り除き、必要な準備や心構えを促す上で有益である。2つ目に、外国での生活を通じて何も学んだか、自身の内面や価値観、スキルにおいて、いかなる変化や成長が起こったかを示すものである。この2点を抑えた留学記は数多い。

しかし、優れた留学記にはこれらの要素に加え、異なる社会地域をまなざす「観察者」の視点が示されていると評者は考える。異なる国や文化圏に身を置くとき、私達は否応なく自身の内外を取り巻く「民族」や「国家」の存在、そしてそれらがもたらす「境界」を意識させられ、「よそ者」としての立ち位置からその社会との距離感を探っていくことになる。その際、体験した出来事や見聞きたものを受け止め、客観視しながら考察していった留学記は、現地の人々には書けない、むしろ「よそ者」だからこそ書くことが出来るその社会のエスノグラフィーであり、国民国家を相対化する根拠にもなり得るのである。

その意味では、本書は学生に限らず社会人にも

有益なガイドブックであり、留学生活の実情や体験を生き生きと描いた留学記であるのみならず、日韓の狭間にある在日コリアンの若者世代のリアルな視点を示し、「韓国」の今ここを鋭く掘り下げた研究者のフィールドノートとしても読むことが出来る稀有な著作となっている。

最後に、この1年間の韓国留学時から現在に至るまでの間、著者は着実に研究を進め、大学での韓国語の非常勤講師やライター業も並行しながら

日本語や英語での学術論文の執筆、そして専任講師としての就職も成し遂げ、博士号の取得を目前に控えている。既に本書の随所に示されている通り、筆者の行動力や知性、有言実行の意志の強さに評者は大いに敬意を持っている。いささか気が早い注文かもしれないが、留学生ではなく名実ともに研究者・教育者となった筆者が「韓国」と今度はどう向き合うのか、本書の続きをぜひ期待したい。

## 書評

# 鄭栄鎮編著、特定非営利活動法人トッカビ企画 『草の根から「多文化共生」を創る—当事者が語 るトッカビの運動と教育』

〔明石書店、2023年〕

加藤恵美（帝京大学）

本書は「トッカビ」の過去50年の実践を振り返り、〈草の根から創られる多文化共生〉の姿を示した。トッカビは、大阪府八尾市内の被差別部落における在日朝鮮人の子ども会として1974年に始まった。朝鮮の民話に出てくる妖精・妖怪である「トッカビ」のように底抜けに明るく強く、人なつっこく、みんなに親しまれるようになりたい」との願いを込めて、そう名付けられた。トッカビはその後「民族教育の実践と民族教育権の保障」と「国籍条項の撤廃運動」に取り組み、2002年にNPO法人格を取得ののち、現在まで実践を続けている。

編者である鄭栄鎮は、トッカビの副代表理事である。彼は多文化共生が行政の用語として「領有」されている現状を批判的に捉え、それを「『外国人』への反差別、人権確立」を「中心軸」とした「『外国人』のためのものにする」ことが「いまこそ必要」だと序章で述べた。「国籍や民族などの異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」という日本政府の多文化共生の定義を参照し、この定義のキーワードである「対等」は「社会関係」をあらわすものであり、「社会構造」における「平等」とは似て非なるものであることを確認したうえで、次のように指摘した。

「外国人」に対する日本人との「対等」な関係を結ぶ取り組みは、それが最終の目的となるのではなく、あくまでも両者の「平等」な関係へと移行する一里塚でなければいけない。

そして、トッカビの教育は「対等」な関係を構築する実践、国籍条項撤廃運動は「平等」な関係を創出する実践であったと序章で整理をし、第1章以降でトッカビの50年を歴史順に振り返り、最後の第12章で今後の展望を示した。

私は在日朝鮮人が集住する神奈川県川崎市南部／臨海部の地域史を学んでいる。そこにも〈草の根から創られる多文化共生〉があり、八尾におけるトッカビのように、地域における多文化共生を下支えしてきた団体がある。社会福祉法人青丘社という団体である。青丘社はトッカビが発足した1年前の1973年に設立され、以降50年にわたり実践を積み重ねてきた。そこで以下では、八尾の多文化共生の特徴を、川崎との比較ならびに関係という観点から指摘していきたい。

本書の2章で詳述されているように、トッカビの実践は、八尾市内のある被差別部落で始まった。そこでの部落解放運動は1965年に始まったが、それは以前に作られた（自動車運転免許の取得支援、公営住宅、「更生資金」の貸付など）の「要求者組合」がもとになった。そこは日本人と朝鮮人の共住地であり、こうした初期の部落解放運動には朝鮮人も参加した。ところが朝鮮人は外国籍者であるという理由でこの運動の獲得物を日本人と同じようには得られなかった。社会サービスの受給には「国籍条項」があったからである。こうした経験は、朝鮮人による朝鮮人のための実践の必要性を認識させることになり、トッカビの発足の一つの重要な背景になった。

トッカビは子ども会活動に始まるが、そうした活動を始めたのは、朝鮮人の高校生たちであった。「国籍条項」のあった「解放奨学金」については、「市が独自に財源を組んで支給させる制度」が勝ち取られ、その奨学生の集まりである「部落解放高校生友の会」に、朝鮮人の高校生も参加するようになった。彼らは部落差別に関する学習会を重ねるうちに、当時の地元で問題になっていた「非行」の原因が「民族差別」にあると認識するようになった。そして高校生たちは、部落解放運動の文脈で朝鮮人が日本人に「同化」し鬪うのではなく、朝鮮人が朝鮮人として鬪えるように「自分たちの兄弟たち」のための子ども会活動を始めた。

このようにトッカビの発足には部落解放運動が大きな影響を与えたが、他方の川崎の臨海部地域(桜本)における青丘社の設立は違った。桜本は被差別部落ではなく、東京湾の埋め立て地に集積した工場群の労働者として、朝鮮半島など「国外」から、そして国内の農村部などから移住した人びとにより形成された。ここでの青丘社の実践は、朝鮮人のエスニック教会(在日大韓基督教会(KCCJ)川崎教会)によるそれまでの奉仕活動に、学生運動／市民運動の参加者らが地域外から移住し加わったことにより始まった。八尾と桜本の二例からだけでも、多文化共生の始まりには地域的な特徴があることがわかる。<草の根から創られる多文化共生>の多様性が示唆される。

トッカビと青丘社は、1974年に設立された「民族差別と鬪う全国連絡協議会(民闘連)」のネットワークにより70年代末に繋がった。本書の第6章では、トッカビが民闘連に参加した経緯が詳しく述べられている。民闘連の当初の運営は、KCCJのネットワークに頼るところが大きかった。そのためトッカビは「宗教的束縛」を懸念し、すぐにはこのネットワークに加わろうとしなかった。しかし、やがて志を同じくする「仲間」のネットワークに加わることで得られる広い視野に利点を見出すようになり、1980年11月には民闘連の全国交

流集会を八尾で開催、その後は関西地方の民闘連運動の牽引役として中心的な役割を担うようになった。

1981年にトッカビが「安中青少年会館分室」として子ども会活動の行政保障を得たことが、「トッカビの運動の重要な成果」として第7章で触れられている。これにより、トッカビは安定的な活動予算と活動拠点を得た。こうしたトッカビの「成果」は、青丘社の運動の重要な展開を触発した。青丘社の現在の実践の主要拠点である「川崎市ふれあい館」は、1982年9月に「青少年会館」の建設に関する要望書を川崎市に提出したことにはじまる難交渉を経て、1988年に設置された公共施設である。こうした事実からは、民闘連が<草の根から創られる多文化共生>のブレイクスルーを助けたことがわかる。

最後に、鄭栄鎮のいう「社会構造」における「平等」についてである。現在の「外国人」は在留が正規か非正規か、あるいはどの在留資格を持っているかによって区別され、また日本国籍を有する海外出身者も増えていることから、「国籍条項」は「外国人」にとっての中心的課題でなくなりつつある。参政権と公務就任権には、いまなおすべての外国人に「国籍条項」が残っているが、両争点をめぐる地域レベルの「運動」が盛り上がったのは1990年代後半が最後である。

日本の「社会構造」は「平等」ではない。鄭栄鎮が最後の12章で述べているように、今でも「日本社会で外国人として生きることは、さまざまな場面で緊張を強いられる」。日本名を名乗る「外国人」が多いのはそのひとつの現れである。彼は本書を誰もが「自分のルーツを肯定できる」社会を日本人と共につくりたいという願いで締めくくっている。私も同感である。「自分のルーツを肯定」という指標は、「社会関係」の「対等」性を示すものでしかないかもしれないが、「平等」への「一里塚」にはなりうる。本書がそうした願いを共有する人たちの手に届いてほしい。

## 書評

# 平田由紀江、森類臣、山中千恵『韓国ドラマの想像力　社会学と文化研究からのアプローチ』

〔人文書院、2024〕

梁仁實（岩手大学）

### 「冬ソナ」以降の韓国ドラマ研究

本書は「主に、2010年代以降に韓国で制作され、第四次韓流で（再）注目されるようになったドラマ」（8頁）について、社会学や文化研究の理論からアプローチしたものである。本書でも述べられているように日本において韓流は2003年冬の「冬のソナタ」（以下、「冬ソナ」）から始まった。もちろん、その前の1990年代にも韓国ドラマはコンテンツの限られた日本の放送局の深夜番組枠で放映され、とりわけ地方放送局では繰り返し放映されることもあった。2002年サッカー日韓ワールドカップの際には日韓の放送局が共同でドラマを製作することや両国の俳優がどちらかのドラマに出演することもあった。しかし、社会的に「ブーム」を引き起こしたのは「冬ソナ」以降である（10-11頁）。

この20年余りの時間の流れのなかで、日本では数回の韓流ブームがあり、ドラマだけではなく、K-POPやK-FOODなども含むK-カルチャが日常生活に定着した。この間のもっとも大きな変化は映像コンテンツをめぐる視聴、配信環境で起きたものであろう。『冬ソナ』がブームを引き起こしたときに韓国ドラマを研究しようとする研究者は放映時間に合わせ、個別の記録媒体に依存するしかなかった。日本でドラマを研究することは時空間の制約を伴うものであった。

こうした状況を打破したのがネットフリックスやディズニー+、APPLE TV+、Huluなど定額制の動画配信サービス（以下、SVOD<sup>1)</sup>）の登場で

ある。このようなSVODは数年間我々の日常を奪っていたが、あいにくドラマ研究に大きな発展をもたらした。とりわけ、本書のように韓国ドラマを「社会学と文学研究からのアプローチ」から見ていこうとすると、SVODの存在はとても大きいものとなる。例えば、本書の第6章で対象としているドラマ『ザ・グローリー』はネットフリックス製作のオリジナルドラマなので製作環境の変化を見ていく上でもこのSVODは欠かせないものとなっている。

そして、韓国映画やドラマを様々な視点からとらえようとする試みも「冬ソナ」時代に比べると急増している。最初は主にジェンダーの視点やメディア論、社会学など様々な研究分野から韓流という大きな枠組みを語っていた<sup>2)</sup>。今はこの時より細分化されたK-POPやドラマ、食べ物、映画、ファッショなど多くの研究が蓄積されつつある。本書はこうした研究の流れに位置づけられるものである。

### ドラマへのアプローチ

では本書ではドラマをどのようにみようとしているのか。ここでは単に「韓国ドラマを観る、楽しむ」ものではなく、「どのようにすれば」深読みできるかを丁寧に「解説」している。著者の一人である山中も述べているように「韓国ドラマを韓国の現実そのものというよりは、韓国の人々が現実を生きる中で生み出してきた想像力のありかたとして、彼らの『思考』や『嗜好』、さらにはこう

ありたいと願う『理想』をあらわすものとして、読み解いていく」(17 頁) 本である。

この想像力はドラマのなかにある「想像」の世界を指すものでもあり、日本のオーディエンスには韓国社会という見知らぬ世界を覗くために必要なものもある。本書ではこれを「境界を越える想像力」「格差をめぐる想像力」「権力を問い合わせ直す想像力」「つながりへの想像力」の 4 部に分けてカテゴライズしている。まず、「境界を越える想像力」はロボットや AI と人間との境界を問うことから始まり、南北の分断と境界、食のリスクと食べないことへの選択の問題からゾンビドラマにまで触れる。南北の分断という日常を生きている朝鮮半島の人々とその状況に対する想像力、また SF ドラマやゾンビものを見るオーディエンスにこそ働かかるべき想像力についてここでは問うている。

「格差をめぐる想像力」では教育や世代格差を扱う近年のドラマを取り上げており、学校現場でこれらの格差がどのように「いじめ」という現象で現れているか韓国ドラマを取り上げながら分析している。次の章は「権力を問い合わせ直す想像力」である。ここでは「政治」権力や官僚制、軍事文化を取り上げる。最後のパートは「つながりへの想像力」として『おじさん』たちのロマンと『母』をめぐる表象について取り上げている。

しかしながらこの 4 つの構成で取り上げられているドラマはほかの章の事例にしてもいいほど韓国ドラマ全体を代表するものもある。例えば、第 10 章で『おじさん』たちのロマンとして取り上げられている『マイ・ディア・ミスター』は第 5 章の「世代をあらわすもの」と第 3 章の「『食べる』ものの快楽とリスク」の範疇にも入る。韓国ドラマには SVOD、地上波や総合編成チャンネルなどの制作局の規模と相違、8 話から 36 話や 40 話にいたるドラマの長さの相違、日常を扱うテーマ、それぞれの作家に關係なく、境界を越え、格差問題を扱い、権力や政治とかかわる要素が一本のドラマに凝縮されている。韓国社会における今までの「社会規範や思い込み」はドラマが発揮する想

像力によって少しつつ「その力を失いつつある」(186 頁)。韓国ドラマの想像力は社会を「よりよい方向に変えるために」(154 頁) 発揮されてきたのである。

### これからのドラマ研究へ向けて

日本における韓国ドラマのオーディエンスはネットフリックスユーザーが圧倒的に多かったが、近年はほかの媒体も増加しつつある。2024 年 1 年間日本で見られたコンテンツを調査した日経の記事<sup>3)</sup>によると、日本で最も多くみられた SVOD のコンテンツ 1 位は韓国ドラマ『涙の女王』(2024, tvN, 16 話) で依然としてネットフリックス配信であったが、3 位に入った『私の夫と結婚して』(2024, tvN, 16 話) はアマゾンプライムのものであった。さらに韓国で人気のあったドラマで、2024 年日本で公開された作品だけを見てみても、『庭のある家』(2024, ENA, 8 話) は Hulu で、『ソンジエ負って走れ』(2024, tvN, 16) は U・NEXT で、『オク氏婦人伝・偽りの身分眞実の人生』(2024, JTBC, 16 話) も U・NEXT のようにそれぞれ異なる媒体での配信である。ここで取り上げたものはごく一部であり、さらに多様なツールを通して多くの韓国ドラマが日本で配信されている。こうした SVOD の多様性が韓国ドラマ研究にどのような影響を及ぼすか注目されるところである。これから本書の後続編を期待する所以でもある。

### 注

- 1) Subscription Video on Demand の略字。韓国では同サービスのことを OTT (On the Top) と呼ぶ。
- 2) 「冬ソナ」ブーム直後にはカルチュラル・スタディーズの視点から毛利嘉孝編(『日式韓流:「冬のソナタ」と日韓大衆文化の現在』2004 年、せりか書房)、社会学から石田佐恵子編(『ポストメディアの社会学』2007 年、ミネルヴァ書房)、ジェンダー論からは林香里(『「冬ソナ」にハマった私たち:純愛、涙、マスコミ…そして韓国』2005 年、文春新書) や山下英愛(『女たちの韓流』2013 年、岩波新書) などの研究が出た。
- 3) 「特集 1 2024 年ヒット総まくり SVOD 定額制動画配信」『日経エンターテインメント』2025 年 1 月号、63 頁

## 書評

# 川野英二編『阪神都市圏の研究』

〔ナカニシヤ出版、2022年〕

韓光勲（梅花女子大学文化表現学部専任講師）

本書は、大阪と神戸、阪神間地域について、都市社会学・地域社会学などの観点から分析した論文集である。目次は以下の通りである。

序章 阪神都市圏と近代（川野英二）

第1章 巨大都市大阪の形成と地域社会構造（佐賀朝）

コラム 大阪の政治・社会運動——ある労働者の視点から（櫻田和也）

第2章 大阪と在日コリアン（伊地知紀子）

第3章 生野区の在日朝鮮人高齢者の生活状況とネットワーク、健康——日本人高齢者との比較の観点から（川野英二・伊地知紀子）

コラム 釜ヶ崎（白波瀬達也）

第4章 パリ大都市圏SIRS調査と「大阪市民の社会生活と健康に関する調査」（川野英二）

第5章 大阪の都市分極化と不安定化（川野英二）

第6章 居住地特性からみる助け合いの盛んな地域の条件（赤枝尚樹）

第7章 大阪市民のつながりと幸福・精神的健康（片桐勇人）

第8章 大学進学と格差・不平等（藤原翔）

第9章 大阪市民の貧困観と近隣効果（川野英二）

第10章 生活保護受給者の社会的孤立（長松奈美江）

第11章 居住地に由来する差別と健康（田淵貴大）

第12章 肝炎ウイルス検査の受検状況と関連因子——大阪健康調査における公衆衛生・疫学の視

点（福島若葉）

コラム 大阪の社会調査、神戸・阪神間の社会調査（川野英二）

第13章 高度経済成長と西宮——石油コンビナート誘致問題をめぐって（中村征樹）

第14章 阪神間住宅地形成史（定藤博子）

コラム キリスト教学校からみた阪神都市圏（赤江達也）

第15章 ネグレクトされたボランティア元年——被災都市神戸・仙台の比較から（菅野拓）

コラム 原口忠次郎、宮崎辰雄による神戸市政——総体的な再評価に向けて（林昌宏）

第16章 戦後神戸、バラック街の生成と消滅の論理（本岡拓哉）

コラム 「波止場」の景観と記憶——もうひとつの阪神間都市論に向けて（原口剛）

コラム 海港都市神戸の形成と被差別部落（齋藤直子）

第17章 在日ベトナム人が紡ぐ神戸・長田の物語（野上恵美）

序章を合わせて計18章に7つのコラム、480頁超の浩瀚な書籍である。目次を見るだけでも、かなり幅広いトピックが網羅されていることが分かる。すべての章を検討することは難しいので、以下、重要だと思った点について述べたい。

阪神都市圏は日本第二の大都市地域である。本書は大阪と神戸、阪神間の工業化、都市化に焦点をあてる。阪神都市圏とは、大阪市、神戸市、阪

神間の自治体を含む地理的範囲を指す。雇用の不安定化や都市回帰、ジェントリフィケーションといった現象は、阪神都市圏の文脈ではどのように捉えることが可能なのか。本書は政策提言を目指すものではなく、「提言以前の基礎的研究」である(16頁)。本書の最も重要な特徴といってよいだろう。

本書が扱う大阪市あるいは大阪府といった地域は、2010年代の大阪維新の会の登場以降、政策論争が激しい地域である。本書はそういった政策論争とは距離をおいて、阪神都市圏をあるがままに見ようとする研究である。ただ、「あるがままに見る」のは、言うは易く行うは難しだ。

第3章から第12章まで、都市の分極化や不安定化、助け合い、つながりと幸福・精神的健康、格差・不平等、貧困、居住地差別、公衆衛生など、幅広いトピックの分析が行われている。社会調査の設計は非常に緻密で、複雑な統計的手法が用いられている。大阪市民に対してほんやりと抱いていたイメージがある面では符合していたり、またある面では鮮やかに覆されたりして、読んでいて非常にスリリングであった。

評者は大阪市で生まれ育ち、現在でも住んでいるので、大阪市内の地理や歴史、地域的特徴といった点についてはある程度知っているつもりでいた。だが、評者の知識は、あくまでメディア報道の刷り直しや偏見に過ぎなかったのだと痛感させられた。

例えば、大阪市は生活保護受給世帯の割合が他地域よりも高いことが知られている。メディア上でもよく聞くし、大阪維新の会が政策課題として取り上げたことで、広く知られるようになった。ただ、生活保護を受給する人びとはいったいどのような困難に直面しているのか、あるいはもっと敷衍して、貧困は人にどのような影響を与えるのかといった点については、メディア報道を見ているだけでは分からない。個別具体的なケースの検討はもちろん重要だが、膨大な事例を統計的に解析することでしか得られない知見がある。第10章は生活保護受給者の孤立と自尊感情を詳細に分析し

ており、生活保護受給者の実態がよく描き出されていると感じた。

2011年、大阪市立大学教授（当時）の福原宏幸を研究代表者として、「大阪市民の社会生活と健康に関する調査」（大阪健康調査）が実施された。本書は当初、この調査の成果を公表すべく準備されたという。第4章から第12章は、大阪健康調査を様々な観点から分析している。これに加えて、大阪市立大学文学研究科の「都市周縁研究会」、2018年から神戸・阪神間の研究成果を議論してきた「阪神間研究会」の研究成果を一つに取りまとめようと企画されたのが本書である。

第13章から第17章は、神戸・阪神間についての研究が並んでいる。西宮の石油コンビナート誘致、住宅地形成の歴史、被災地神戸と仙台の比較、戦後神戸のパラック街、神戸・長田の在日ベトナム人について論じられている。

評者の専門に近く、特に面白く読んだのは第2章、第3章、第17章であった。第2章は、大阪の在日コリアンに関する研究史を社会調査の視点から手際よくまとめている。大阪市社会部の調査から数えると、大阪の在日コリアンに関してはすでに100年近い研究の蓄積がある。最新の調査は、2017年、大阪市立大学文学部・文学研究科社会学教室（代表：川野英二・伊地知紀子）によって行われた調査である。これは65歳から84歳までの外国籍者を含む生野住民に対する量的調査と、対象者的一部への生活史インタビューを合わせた、生野区高齢者調査である。その成果は第3章で詳しく紹介されている。特に、量的調査はメンタルヘルスを従属変数とした分析も行っており、意義深い。特に、在日高齢者が日本人高齢者に比べて約2・7倍うつ傾向になりやすいという研究結果には驚かされた（102—103頁）。

第17章は、神戸・長田に住む在日ベトナム人の人口統計、移民に至った歴史的経緯、労働、生活について、幅広く論じている。在日ベトナム人の歴史と現状について、長田の在日コリアンの歴史にも触れながら簡潔にまとめられており、勉強になった。

評者は新聞記者として2019年から3年間、神戸で働いた経験があり、多くの在日ベトナム人を取材した。新たに日本にやってきた移民1世特有の苦難やたくましさ、あるいは移民2世の日本社会への適応とそれに伴う葛藤など、在日コリアンと共通する部分がかなりあると感じた。もちろん、容易な比較は慎重になる必要はあるが、お互いの立場から学べる点は多いと思う。在日ベトナム人に関する研究が在日コリアン研究と並べられている本書の構成は非常に重要な感じた。

そのような構成が可能となったのも、「阪神都市圏」という地理的設定をした本書ならではである。この地域を社会学の観点から研究する際、この本は必読書となるだろう。「社会学」と狭く規定する必要もないかもしれない。人文・社会科学系で、阪神都市圏に関心を持つ人であれば、今後必ず参照しなければならない本だといえよう。阪神都市圏に関する研究としてだけではなく、研究の方法論的にも、本書は地域研究の一つの到達点を示しているからである。

## 追悼

# 追悼　滝沢秀樹先生

朴一（大阪市立大学名誉教授、摂南大学国際学部客員教授）

滝沢秀樹先生がご逝去された。滝沢先生は、韓国に社会、経済に関する多数の著書を刊行し、日本のコリア研究をリードされてきただけでなく、国際高麗学会の日本支部会長として、世界にコリア・スタディーズを普及してきた学界の雄である。そんな人物の追悼文を私が書くのはおこがましいが、編集部の依頼にこたえ、私からみた先生の思い出を記してみたい。

私が滝沢秀樹先生に最初にお会いしたのは、1987年3月。東京の立正大学の専任講師に内定した直後であったと記憶している。東京に行く前に一度ご挨拶がしたいと連絡したところ、「甲南大学の研究室にきてください」と言われ、初めてお会いする機会を得た。

当時、私は趙容範氏や朴玄塲氏などの「民族経済論」を提唱していた韓国の研究者やA・G・フランクやF・カルドーソなどのラテンアメリカの従属学派の文献を参考にしながら韓国の経済についてほぼ独学で研究していたが、大学院時代に大きな影響を受けた日本人学者の研究は、梶村秀樹『朝鮮における資本主義の形成と発展』（龍溪書房、1977年）と滝沢秀樹『韓国民族主義論序説』（龍溪書房、1984年）の2冊であった。とともに外勢の強い影響を受けながら「従属的発展」の途を歩まるをえなかった韓国（朝鮮）経済の問題点を検証しながら、解放後における韓国の自律的な発展の途を「民族経済」という形で模索し、歴史形成の主体を民衆に求めておられた学者である。そんな滝沢先生から韓国研究についていろいろ質問した

いことがあったが、当時まだ大学院生の私は憧れの先生を前にして緊張し、まともな話もできなかつた。

滝沢先生は韓国の経済にとどまらず、韓国の社会や文化についても造詣が深く、先生の研究室には多くの韓国語の文献に加えて、韓国の歌謡曲のテープが山のように並んでいた。滝沢先生は独学で韓国語をマスターしたと著書『ソウル讃歌』（田畠書店）で語っているが、滝沢式ハングル学習法の基礎は韓国歌謡の丸暗記だったような気がする。滝沢先生が歌える韓国歌謡曲のレパートリーは500曲あると聞いたことがあるが、これだけたくさん歌謡曲に出てくる韓国語フレーズを覚えれば、韓国語がうまくなるのは当然である。今でこそ、K-POPにはまる日本人は増加したが、滝沢先生はそうした韓国歌謡文化の先駆的な受容者でもあった。

滝沢先生に再会したのは、それから3年後の1990年の秋だった。私が大阪市立大学に移籍してから、滝沢先生が会長を務めておられた国際高麗学会の日本支部の研究会に呼ばれ発表する機会を与えられた。博士論文の執筆にとりかかっていた私は、博論の第1章を報告させていただいた。このときはじめて滝沢先生と「韓国資本主義論争」についていろいろ議論させて頂き、博論執筆にあたり多くのヒントを得た。

実は、私が国際高麗学会に入会したのも、この報告がきっかけであった。高麗学会はソウルやピョンヤンのみならず、中国や米国など世界の主

要都市にブランチを持つ国際学会で、数年に一度開催される世界大会にはコリアン・スタディーズを専攻する韓国系の研究者が世界中から集まつてくるが、世界大会においても、滝沢先生は韓国学をリードする数少ない日本人研究者であった。日本支部のメンバーも、日本人よりも在日コリアンの研究者が多かったが、滝沢先生は韓国人（在日コリアンを含め）の日本人に対する複雑な感情をいつも意識しながら、研究されていた気がする。おそらく滝沢先生にとって韓国（朝鮮半島）は、單なる地域研究の対象でなかつたのであろう。こうした先生のセンシティブな研究倫理は、先生が残されたいいくつかの論稿からも読み取ることができる。

例えば、滝沢先生が書かれた論考（『歴史として「東アジア近代研究のパラダイム～安秉直教授に敢えて問う」』『アジアの中の韓国社会』（お茶の水書房、2000年）の中に次のような文章がある。

「韓国がかつて自主的近代化に失敗した歴史を持つとすれば、韓国の学者にとっての主たる課題は、なぜ韓民族にそうした主体的力量がたりなかつたのかを解明するところに置かれるであろうが、日本の学者の場合は、なぜ自民族が隣国の近代化を妨害することになったのかを、当時の歴史的条件のもとで客観的に解明しようとすることが、第一義的課題に

なるべきであろう」（滝沢『アジアの中の韓国社会』お茶の水書房、2000年、172頁）。

こうした滝沢先生の言葉は、韓国植民地化に対する日本人研究者の贖罪意識が読み取れるが、滝沢先生は、無分別な贖罪意識を超えた韓国人と対等な立場にたつて議論しようとしていた稀有な研究者であった。当時、いわゆる韓国経済史研究の第一人者であった安秉直先生が「植民地近代化論」肯定派に転向するにあたり、その問題点を正面から批判できたのは、滝沢先生とアン先生が国籍や民族を超えて、研究者として互いに尊敬し、つよい信頼関係があったからではないだろうか。日本にはたくさんの韓国研究者がいるが、歴史認識をめぐり日韓の葛藤が拡大再生産されるなかで、先生ほど韓国や北朝鮮の研究者から尊敬され、信頼された研究者はいなかつたのではないか。

滝沢先生のカラオケ十八番はヘウニの「第三漢江橋」だった。先生はスナックでこの歌を好んで歌っておられたが、曲の中の「昨日初めて会って愛し合い、私たちは一つになりました」の歌詞を気に入つておられたようだ。天国で再会できたら、もう一度、滝沢秀樹の「第三漢江橋」を聴いてみたい。あのニヤッとした顔で歌う先生の横顔を思いうかべながら、追悼の辞を終えたい。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

## 追悼

# 滝沢秀樹先生を偲んで

文京洙（国際高麗学会日本支部理事）

去る4月6日、私にとっては恩師ともいるべき滝沢秀樹先生（以下、単に「先生」とさせていただく）が亡くなられた。先生との御縁は30年以上も前にさかのぼる。1990年、私は友人（鄭章淵）との共著『現代韓国への視点』（大月書店）を刊行している。この本の、80年代韓国の大民主化過程をめぐる私の議論を、「近年きわめて注目すべきユニークな発言」（滝沢秀樹『韓国の経済発展と社会構造』御茶の水書房1992年）として取り上げていただいたことが、先生にお目にかかるきっかけとなった。

『韓国の経済発展と社会構造』は先生の単著として7冊目の本であり、1988年に刊行された『韓国社会の転換』（御茶の水書房）では「アジア・太平洋賞」を受賞するなど、先生はその頃すでにコリア研究の押すに押されぬ第一人者となっていた。駆け出しの研究者に過ぎなかった私にとって、いわばそういう「大御所」の目に留まって、批判的にとはいえ、論じていただいたことに心弾む思いがしたことをいまも覚えている。

その頃の私の考え方、一言でいうと、1987年の「6月民主抗争」にいたる韓国の大政治社会の変動を「市民社会の胎動」という視点で捉えることにあった。いまではなんの変哲もない月並みな見方であるといえるが、その頃のマルクス主義を含む進歩的な韓国研究や「運動圏」の主張では、社会変革の主体を「階級」や「民族」、もしくは「民衆」といったコンセプトで捉えるのが支配的だった。私の議論についても「修正主義」という批判

や、「韓国に市民社会などあろうはずがない」といった揶揄さえ聞かれた。

先生は東京大学で学び、戦後日本の代表的な経済史学者である大塚久雄の「弟子」であることを自認されていた。研究者としての歩みも日本蚕糸業の実証研究（『日本資本主義と蚕糸業』未来社、1978年）から始めている。先生が大塚史学の「近代的人間類型」や「エーストス」といった人間像の議論を韓国研究にどのように援用されようとしていたのかは、私のような門外漢には分からぬ。しかし、先生は、当時ではまだ根強かった「唯物史観」流の法則論的な世界理解に異議を唱え、社会変革を内在的に支える「個別・具体的」（『韓国の経済発展と社会構造』）な人間像を粘り強く模索されていて、そういう問題意識から私の拙い議論にも関心を寄せられたのかもしれない。

ともあれ、そういう機縁もあって、私がまだ東京にいた90年代の初めの頃から勉強会の講師として呼んでいただくななどで、お付き合いをさせていただいた。ちょうど、国際高麗学会の立ち上げの時期でもあり、先生は学会活動を軌道に乗せるべく力を尽くされている時期だったのかもしれない。1994年、私が立命館大学に赴任するようになつてからは、高麗学会の研究会や関連行事でいっそ先生にお目にかかる機会が増えた。東京育ちで京都はもとより関西にはほとんど縁もゆかりもなかつた私にとって、先生をはじめ高麗学会の皆さんとの交流は掛け替えのないものとなった。1997年、国際高麗学会本部の会長をされていた先生が

日本支部の代表に就かれ、私は、1年間の済州島での学外研究から戻った2000年、先生のあとを継いで日本支部の代表となった。先生ご自身は、その頃を回想されて次のように語っている。

「そしてそのあと、文京洙先生に代表をお願いしました。お願いするときに心に思っていたことは、決して先生がやろうとしておられることに対して不平不満を言わないということです。その頃以降は日本支部と本部の関係は良い方向に変わってきたんだろうと思います」（「国際高麗学会日本支部創立30周年を迎えて——記念座談会 学会の歩みとこれからの10年」『コリアン・スタディーズ第9号』2021年）。

いまにして思えば、本部の会長と日本支部代表を歴任されながら、南北朝鮮はもとより、中国、アメリカ、ヨーロッパなど世界をまたぐ学会の運営に先生は相當に苦慮されていたようであった。私は、そういう難題はほとんど意に介せず、先生のお気遣いのおかげで、いわば「温室」のような環境で5年間、楽しく？ 代表の務めを終えて、朴一理事に代表の職責をバトンタッチすることが出来た。学会のためになにか特別なことが出来たわけでもなく、いまになってその頃のことを思うと感謝の気持ちとともに、申し訳なかった、との思いが交錯する。

学会の活動でお世話になったことに加えて、2006年に取得した私の学位についても大変、ご迷惑をおかけした。立命館大学の学位支援制度による助成で出版した『済州島現代史 公共圏の死滅と再生』（新幹社）による学位取得だった。その頃、

先生が教鞭をとっていた大阪商業大学大学院の地域政策学研究科へのいわゆる論文博士（乙号）の申請ということで、先生に主査として審査を引き受けていただいた。大商大とは何のゆかりもなく、まったく恥知らずのお願いだった。

2005年の秋頃だったかもしれない。学位の公開審査（といっても参加者は先生と副査の先生のみ）が東大阪の大商大であり、その帰り道、先生の行き付けのカラオケ・スナックで、二人で酒を酌み交わしながら韓国の歌に興じたことが今でも忘れられない。先生はカラオケ好きで、主に韓国の演歌（トロット）であったが、そのレパートリーは実に幅広い。その歌いぶりはいつもコリアンへの深い思いを滲ませていた。

日本経済史の研究から韓国の経済社会の研究、さらに2000年代には中国朝鮮族にも深い関心を注がれ、遺された著書は18冊にも及ぶ。このけた外れに大きな業績とコリアンへの思いを、多少なりとも未来につなげることを、先生への恩返として私なりの務めとしたい、と考えている。

先生は敬虔なクリスチャンでもあり、大阪生野での告別式（4月5日）もキリスト教式で執り行われた。私はクリスチャンではないが、司式を務められた申英子牧師（日本基督教団西九条ハニル協会）の式辞が深く心に残った。申牧師は、「死者の復活」の意味を、死者への思いが私たちの心に宿り続けることとして説かれ、「コリスト人への手紙15章」の次の二節を示された。

死は勝利に飲み込まれた。

死よ。お前の勝利はどこにあるのか。

死よ。お前のとげはどこにあるのか。

# 国際高麗学会日本支部

## 2024 年度

### 学会活動

#### ●第 18 回 理事会

日 時：2024 年 6 月 7 日（金）16:00 ~ 17:00  
会 場：北海道大学学術交流会館 + オンライン

#### ●国際高麗学会日本支部 第 27 回学術大会

日 時：2024 年 6 月 8 日（土）10:00 ~ 17:00  
会 場：北海道大学学術交流会館 + オンライン

【第一部】10:00 ~ 12:00

##### ◎自由論題発表 第 1 部会

1. 大橋利光（東京大学大学院）「槿友会の結成初期における運動の性格の再検討」
2. 岡崎享子（立命館大学）「在日朝鮮人詩人金時鐘が描く海と故郷」
3. 전철후（원광대학교）「한국사회의 제노사이드 (genocide), 그 평화적 상상력」
4. 韓光勲（大阪公立大学大学院）「震災・美談・記憶－関東大震災時に朝鮮人を救った大川常吉署長の逸話をめぐって」

##### ◎自由論題発表 第 2 部会

1. 趙基銀（立教大学）「日韓連帯－日本カトリック教会に焦点を合わせて」
2. 古屋敷一葉（同志社大学大学院）「「正平協」の日韓連帯活動 1970 年代を中心に」
3. 韓昇熹（東京外国语大学）「日本人の立場から考える民族教育擁護運動－日本朝鮮研究所の民族教育擁護運動を中心に」
4. 山口祐香（日本学術振興会）「実践としての「朝鮮」研究：1970 年代京大人文研の活動を手がかりに」

##### ◎自由論題発表 第 3 部会

1. 崔琳（上海外国语大学）「越境を生きる高齢期の女性における文化活動の民族的意義－京都市と大阪市の民団系在日コリアンを事例に－」
2. 朴根好（静岡大学）「韓国の輸出指向工業化と「韓米輸出振興協議会 (EPSC)」の役割－1960 年代後半の奇跡的な輸出成長を考える－」
3. 文光喜（愛知朝鮮学園）「朝鮮は戦争をするのか－統一政策転換の真意－」

##### ◎自由論題発表 第 4 部会

1. 具本愚（大阪大学大学院）「チマチョゴリにみる在日コリアンのアイデンティティの変化－ポスターの造形分析を通して－」

2. 孫長熙（大阪大学大学院）「1950-60 年代の「アリラン」関連レコードから捉える戦後日本の朝鮮観」
3. 劉國強（明治大学大学院）「美学への探求：1960 年代における朝鮮半島の絵画作品を中心に」
4. 劉賢国（筑波技術大学）「訓民正音の文献刊行に適用された木版、金属活字、木活字のタイポグラフィ」

◎第 28 回 総会 12:00 ~ 12:30

【第二部】13:00 ~ 17:00

シンポジウム「日韓連帯とは何だったのか、何を生み出したのかーその基層にあるもの」

〔基調講演〕

玄武岩（北海道大学）「「親密性」からみる〈日韓連帯〉－トランスナショナルな運動文化へ」

〔パネリスト報告〕

櫻井すみれ（東京大学大学院）「指紋押捺拒否運動に参加した日本人」

全ウンフィ（大阪公立大学）「ウトロ地区にみる日韓連帯－交差する生身の人間の軌跡」

李玲京（立教大学）「偶然と偶然が重なり必然に、そして運命へ：元日本軍「慰安婦」問題解決連帯運動における文玉珠と森川万智子の因縁」

〔コメンテーター〕

松田素二（総合地球環境学研究所）

金友子（立命館大学）

司会：伊地知紀子（大阪公立大学）

## ●人文社会研究部会

### 第 105 回人文社会研究部会

日 時：2024 年 7 月 27 日（土）14:00

会 場：立命館大学いばらきキャンパス

タイトル：書評会『「発見」された朝鮮通信使 在日朝鮮人歴史家・辛基秀の歴史実践と戦後日本』

登壇者：山口祐香（日本学術振興会）

書評者：韓光勲（大阪公立大学大学院）

大和裕美子（九州共立大学）

### 第 106 回人文社会研究部会 ※合同研究会

## ●科学技術研究部会

### 第 87 回科学技術研究部会

日 時：2024 年 3 月 2 日（土）10:00 ~

会 場：オンライン

タイトル：「運動誘発性高体温の中枢制御機構：視床下部 X ニューロンの関与」

報告者：姜悠杏（筑波大学）

## 第 88 回科学技術研究部会 ※合同研究会

### 第 89 回科学技術研究部会

日 時：2025 年 3 月 23 日（日）16:00～

会 場：オンライン

タイトル：「ウェアラブルセンシングによる空手の技術向上のための動作解析手法」

報告者：金宏潤（神戸大学）

## ●人文社会研究部会・科学技術研究部会 合同研究会

日 時：2025 年 3 月 1 日（土）14:00～17:00

会 場：大阪公立大学梅田サテライト+オンライン

報告者：1. 石川亮太（立命館大学）「日本人生物学者による朝鮮産海藻調査－岡村金太郎を中心に」

2. 任正赫（朝鮮大学校）「朝鮮科学史の主要文献－洪以燮『朝鮮科学史』刊行 80 年に際して－」

3. 文鐘聲（畿央大学）「在日コリアン超高齢者・百寿者の健康と QOL」

## ●博士論文報告会

日 時：2024 年 12 月 15 日（日）13:30～18:00

会 場：キャンパスプラザ京都+オンライン

報告者：1. 金汝卿（同志社大学）「在日朝鮮人女性の＜生きる方法＞：朝鮮学校のオモニ会における母親性と交差性」

コメント：河かおる（滋賀県立大学）

2. 金秀弦（大阪公立大学）「Cultural Globalization and Filmmaking Sojourners: Transnational Film Co-production in East Asia」

コメント：森類臣（摂南大学）

3. 大槻和也（大阪公立大学）「梶村秀樹の在日朝鮮人論－社会運動と研究との往還関係」

コメント：鄭雅英（立命館大学）

4. 権太杰（大連大学）「北満洲における日本の朝鮮人統制政策（1905～1945）」

コメント：田中隆一（立命館大学）

司 会：金智英（神戸松蔭女子学院大学）

# 国際高麗学会日本支部学会誌『コリアン・スタディーズ』 投稿規定

## 1. 投稿資格

国際高麗学会日本支部は、学会誌『コリアン・スタディーズ』を年1回発行する。掲載される原稿は、朝鮮半島および朝鮮民族に関するあらゆる分野の学術的な論文、研究ノート、書評論文、キルチャビ、書評である。論文、研究ノートについては、国際高麗学会日本支部会員は自由に投稿できる。投稿については、寄稿規定並びに執筆規定を熟読すること。ただし、当該年度までの会費納入を要する。投稿論文は常時受け付ける。また、編集委員会で企画する特集については、非会員にも寄稿を依頼することがある。

## 2. 各論文の種別

- a. 論考：編集委員会で決定した特集テーマにより、編集委員会からの依頼によって執筆されたもの。
- b. 投稿論文：研究の対象・方法あるいは結果に独創性や新規性を有し、既存の研究・学術知に対し新たな知見を示し、「コリア学」の発展に期するもの。掲載にあたっては査読を要する。なお、査読の結果、「研究ノート」としての掲載を求めることがある。
- c. 研究ノート：研究の中間報告の水準であるもの。あるいは、独自の学術研究、調査、事例などをまとめたもの。掲載にあたっては査読を要する。
- d. キルチャビ：独自の学術研究、調査、事例などをまとめ、独創性、有用性などから会員が広く関心を持つと思われるもの。
- e. 寄稿：上記に含まれないが、編集委員会が掲載を認めたもの。

## 3. 投稿条件

投稿される原稿は、未発表の書き下ろし原稿のみとする。同一原稿を『コリアン・スタディーズ』以外に同時に投稿することはできない。

## 4. 審査

寄稿された原稿を掲載するか否かは、別途定める査読規定に基づいて編集委員会で審査の上決定する。

## 5. 使用言語

本文は日本語のみとし、注および参照文献に限り外国語を使用できる。要旨およびキーワードは日本語および英語とする。

## 6. 枚数

原稿枚数は400字詰め原稿用紙換算で50枚以内とし、本文（タイトル、氏名含む）、注、参照文献、図表を含めたものとする。論文には、日本語要旨、英語要旨およびキーワード（日本語および英語）を付けることとする。ただし、いずれも枚数には含まない。枚数を超過した場合、審査対象としないこともあるので、下記を確認すること。

論文	50枚以内 + 日本語要旨（400～800字）、英語要旨（800～1000語） + キーワード（日本語および英語）
研究ノート	50枚以内
キルチャビ	20枚以内
書評	5～15枚

## 7. 投稿形式

投稿は原則として電子文書とし、マイクロソフト・ワード形式かリッチテキスト形式で作成したものを投稿規定10にある提出先のE-mailアドレスに送付すること。図表や写真は可能な限り本文中に挿入すること。マイクロソフト・ワード形式かリッチテキスト形式以外での提出については、投稿規定10にある問い合わせ先に連絡すること。必要に応じて印刷された原稿の郵送を求めることがある。

## 8. 校正

校正は原則として著者校正のみで、内容のみならず、投稿規定および執筆規定に則った形式に訂正することも校正作業に含まれる。審査により採用決定となった後に行われる初校段階での誤植以外の修正は原則として認めない。なお、再校は初校段階の訂正を確認するだけの作業となる。

## 9. 原稿の保管

投稿原稿の保管や取り扱いについては編集委員会が責任を負う。

## 10. 提出先および問い合わせ

投稿原稿の提出および問い合わせ先は以下のとおり。

国際高麗学会 日本支部事務局 E-mail [isksj@isks.org](mailto:isksj@isks.org)

また、執筆申込書、執筆規定等は以下に掲載する。

『コリアン・スタディーズ』Web サイト：<https://isks.org/japan/koreanstudies>

## 11. 著作権

投稿された原稿の著作権は国際高麗学会日本支部に所属するが、原著者が『コリアン・スタディーズ』に掲載された当該論文を自著作の単行本や論文集に再掲載することは妨げない。

## 12. オンラインでの公開について

『コリアン・スタディーズ』は、学会ホームページ (<https://isks.org/japan/koreanstudies>) 上でオープンアクセスにて公開する。執筆者は、そのことを承諾のうえで投稿すること。

(2022年6月2日)

# 国際高麗学会日本支部学会誌『コリアン・スタディーズ』執筆規定

2020年6月19日一部改訂

## 1. 本文

### (1) 基本用語

- a. 原稿は日本語、横書きとする。図表や図版は原稿本文に組み込み、紙幅の制限内に含める。
- b. 朝鮮、中国に関わる人名・地名は漢字（日本の現代漢字も可）で表記し、漢字不明の場合はカタカナ表記とする。欧米由来の度量衡はカタカナ表記とする。

### (2) 数字

- a. 数字はアラビア表記を原則とし、場合に応じて漢数詞を用いる。
- b. 年号は西暦を用い、国家・地域固有の年号を使用する際は西暦を（ ）で付記する。

### (3) 見出し

- a. 章はアラビア数字で1. 2. 3…と表す。「はじめに」と「おわりに」（あるいはそれ等に該当する見出し）にも数字を振る。「はじめに」は1とする。
- b. 章以下の節は(1)、(2)、(3)の順で表す。
- c. 節以下の項はa、b、cの順で表す。

#### (例)

第1章⇒1、第1節⇒(1)、第1項⇒a

## 2. キーワード

論文、研究ノートには日英5語以内でキーワードを付けること。キーワード間は読点ではなくコンマを入れること。

### 3. 文献引用

(1) 本文や注、図表で文献を表記する際は、編著者の姓（刊行年：ページ）のみ表記し、文献の詳細は参照文献リストに表示する。朝鮮人の名は姓名とも表記する。編著者名が付いていない刊行物の場合は、発行機関名を表記する。

(例) 文献全体を示す場合  
鈴木 [2005], 朴統一 [2011] によれば・・・  
文献の一部を示す場合  
…投票率は低かったとされる [キムハヌル 2012: 11–13]。

(2) 2度目以降の引用でも前掲書・前掲論文、同上書・同上論文などの用語は使用せず、上記（1）のように表記する。

(3) 新聞・雑誌記事や社説の場合は本文・注・図表に新聞・雑誌名、発行年月日を記した上で、参考文献リストに新聞・雑誌名を入れる。

(例)  
…保守言論による歪曲は深刻である [『月刊朝中東』2001年1月]。  
…と指導者は発言している [『労働新聞』2012年4月16日]。

### 4. 注

(1) 注は、本文の内容について文脈上の解説や言及をする必要がある場合に用いる。

(2) すべて文末注とし、片カッコ付アラビア数字で表示する。

(例)  
1)、2)、3) ・・・

### 5. 図表

(1) 図表のタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に付ける。

(2) 刷り上がり 1/2 ページ大の場合は 500 字分、刷り上がり 1/4 ページ大の場合は 250 字分として換算する。

### 6. 参照文献

(1) 本文、注記、図表で用いたすべての文献を「参照文献」として本文の最後に一括して表示する。参照文献とは、本文中または注において引用した文献を指す。

(2) 文献リストは言語ごとに分け、日本語文献は著者名の 50 音順、韓国・朝鮮語文献は著者名のカナダラ順などに並べる。

(3) 参照文献については、著者名・（刊行年）・書名・号数（発行年月日を入れてもよい）・発行所・頁等で示す。筆者名のある新聞・雑誌記事は雑誌論文と同様に表記し、発行年月日も記入する。

(4) 英文文献の場合、書名はイタリックで表記する。論文名は単行本所収か雑誌所収かに関わらず一律 クオーテーション・マークで括る。

(例)

#### 単行本の場合

- ・朴一（2005）『朝鮮半島を見る眼－「親日と反日」「親米と反米」の構図』藤原書店、pp.123–125
- ・이광우（2004）『신경과학』 범문사, pp.153.
- ・Kim, L. (1997). *Imitation to Innovation: The Dynamics of Korea's Technological Learning*. Boston: Harvard Business School Press.

#### 論文の場合

- ・文京洙（2005）「戦後 60 年と在日朝鮮人“国民”的呪縛を超えて」『思想』No.980、岩波書店、pp.8–9
- ・김신일（1991）「교육자치의 당위성과 현실」『교육학연구』Vol21, 교육출판, pp. 11–18.

- Min, Pyong Gap. (2001). "Koreans in New York: An 'Institutionally Complete' Community." *New Immigrants in New York*, edited by Nancy Foner, New York: Columbia University Press, pp.173-200.
- Koh, Y.S. (2008). "Financial and Corporate Reform in Korea: Survival Strategies of the Korean "Chaebols""", *Asian Studies*, 54 (2), pp.71-88.

#### 7. 論文タイトル

日本語および英語でつけること。

## 編集後記

今号の『コリアン・スタディーズ』では、投稿論文のうち、研究論文 6 本、研究ノート 2 本が掲載されています。残念ながら掲載とならなかったものもありましたが、特にコロナ禍以降、『コリアン・スタディーズ』は数多くの投稿をいただいています。編集委員会はまさしく「うれしい悲鳴」を数年にもわたってあげ続けているのですが、投稿が多ければ筆者とのやり取りも増え、さらには当然に査読者も多く必要となり、これが最大の難問です。突然の査読依頼に困惑された方もおられるかと思いますが、みなさまのおかげで『コリアン・スタディーズ』は成り立っています。あらためまして感謝申し上げます。また、『コリアン・スタディーズ』で投稿・掲載されたみなさんが、数年後には査読者の立場から、あらためて『コリアン・スタディーズ』にご協力いただけることを今から期待しています。

今号の特集は、第 28 回学術大会でのシンポジウム「日韓連帯とは何だったのか、何を生み出したのかーその基層にあるもの」をもとに編みました。特集にご寄稿いただいたみなさま、ありがとうございました。

なお、『コリアン・スタディーズ』編集委員会は、委員会体制を大きく変更し、少数精銳となりました。今号は変更後はじめての編集・発行となります。なにかお気づきの点がありましたら、ご意見をお寄せください。

次号 14 号の投稿しめきりは 10 月中旬の予定です。編集委員会が「うれしい悲鳴」を上げ続けられるよう、多くの投稿をお待ちしております。 (鄭栄鎮)

『コリアン・スタディーズ』編集委員  
鄭栄鎮 (編集委員長)  
全ウンワイ  
洪ジョンウン  
韓光勲

# コリアン・スタディーズ

## 第13号

Korean Studies No.13

---

価格 1,000 円

2025年6月1日 発行

編集・発行団体 国際高麗学会日本支部

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目5-5

マーキス梅田 506号

TEL 06-6314-3775

FAX 06-7660-7980

E-mail [isksj@isks.org](mailto:isksj@isks.org)

発行者 国際高麗学会日本支部会長 伊地知紀子

編集代表者 鄭栄鎮

装丁 金文男

制作 株式会社 田中プリント



Feature Articles: What was Japan-Korea solidarity? What did it produce? What lies at the base of it.

Japan-Korea Solidarity from the Perspective of Intimacy: towards a transnational movement culture .....	HYUN Mooam
From Uyeon (Coincidence) to Pilyeon (Inevitability) to Unmyeong (Destiny): Inyeon (Connection) Between Mun Okju and Morikawa Machiko in the Movement to Address Issues Regarding Japanese Military Sex Slaves .....	Lee Ryong Kyong
The Japan-Korea Solidarity in the case of Utoro district: Intersecting trajectories of socially engaged persons.....	JEON Eunhwee

## Articles

Positionality of the Japanese Participants in the Fingerprinting Refusal Movement: A case study of the "Yote-sha Kaigi" .....	SAKURAI, Sumire
The Emergence of a New Social Movement to Combat Ethnic Discrimination: A Study of the 1970s Minto-ren .....	KATO, Emi
Japan-ROK Relations Regarding Sakhalin Koreans and the Acceptance of the Japan Socialist Party in Korea .....	KIZUKI Nagisa
"Perpetrators" and "Victims" Depicted in The Incident at Fukuda Village: A Study of the Film's Production Process and Historical Consciousness .....	SHIMA, Daigo
The Dynamics of the "Stowaway" Phenomenon Until Restructuring of Japan-ROK Relations : Focusing on the Networks Surrounding Tsushima .....	Shinya Karibe
Deconstructing the "Anti-Japan Film" Discourse: A Critical Analysis from the Perspective of Korean Film History .....	JANG, Heayoung

## Notes on Research

Incident Reporting and Learning Systems and Efforts to improve Patient Safety in Korea : A Survey Report on Patient Safety .....	LEE, Yong-kil
Concealment of Colonial Rule and the Cold War in Japanese "Arirang"-related Records of the 1950s .....	SON JANGHEE

## Document Introduction

The Sakhalin Koreans and the Soviet Society (1945-1991) (2) .....	Hyewon Song
---	-------------

## Kilchabi (Compass)

Memories for YANG Sogil .....	IM Jonghyok
Will nuclear war happen on the Korea peninsula -the true intention; why the reunification policy of Korea was changed- .....	Moon Kwanghee

## Book Review

In Memory of Emeritus Professor Hideki Takizawa .....	Park Il, Mun Gyongsu
---	----------------------

Published by the Japan Branch of International Society for Korean Studies  
4-5-5-506, Nishitenma, Kita-ku, Osaka, Japan